平成29年 第4回定例会

横瀬町議会会議録

平成29年9月8日 開会 平成29年9月12日 閉会

横瀬町議会

平成29年 第4回定例会 横瀬町 議会会議録

目 次

招集告示			•••••	• • • • • •	• • • • • •	• • • • • •	•••••	······································
応招・不応招	議員			• • • • • •	• • • • • •			2
9月8日	(金)	○開	会	• • • • • •	• • • • • •			5
		○開	議	• • • • • •	• • • • • •			5
		○町長ま	あいさ	さつ	• • • • • •			5
		○議事日	程	の報告	告			7
		○会議錄	录署名	名議員	員の排	旨名·		7
		○会期の)決定	Ē	• • • • •			7
		○諸般の	つ報台	告	• • • • •			8
		○一般質	質問	• • • • • •	• • • • •			1 4
		2	番	黒	澤	克	久	議員
		8	番	大	野	伸	惠	議員2 4
		3	番	阿力	上美	健	可	議員3 7
		9	番	若	林	想-	一郎	議員4 9
		4	番	宮	原	みさ	き子	議員 5 9
		○延	会	• • • • • •	• • • • •			6 7
-							\Diamond	
9月 9 日	(土)	○休	会					
9月10日	(日)	○休	会					
-							\Diamond	
9月11日	(月)	○開	議	•••••	• • • • • •			······································
		○議事日	程	の報告	告 …			······································
		○一般貿	質問	• • • • • •	• • • • • •			······································
		6	番	新	井	鼓》	欠郎	議員 7 2
		5	番	浅	見	裕	彦	議員 7 6
		1	番	向	井	芳	文	議員8 9
		○発言の	う訂正	E	• • • • • •			9 7

○陳情第 2 号の上程、説明、討論、採決 9 7
・陳情第2号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関す
る陳情について
〇報告第 3 号の上程、説明、質疑 ······· 9 8
・報告第3号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業におけ
る資金不足比率について
\bigcirc 議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決 ····································
・議案第36号 児童福祉法改正に伴う関係条例の整理等に関する条
例
〇議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決 ························· 1 0 2
・議案第37号 横瀬町情報公開条例の一部を改正する条例
\bigcirc 議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決 1 0 3
・議案第38号 横瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例
\bigcirc 議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決 ························· 1 0 7
・議案第39号 横瀬町個人番号の利用に関する条例の一部を改正す
る条例
\bigcirc 議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決 1 1 1
・議案第40号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
の一部を改正する条例
\bigcirc 議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決 1 1 2
・議案第41号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例
〇議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決 1 1 4
・議案第42号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条
例
\bigcirc 議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決 1 1 5
・議案第43号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例
\bigcirc 議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決 1 1 6
・議案第44号 横瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例
〇認定第 1 号~認定第 6 号の上程、説明、質疑 ························· 1 1 8
・認定第1号 平成28年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定につ
いて
· 認定第2号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決
算の認定について

	・認定第3号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の
	認定について
	・認定第4号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
	決算の認定について
	・認定第5号 平成28年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認
	定について
	· 認定第6号 平成28年度橫瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入
	歳出決算の認定について
	○発言の訂正
	○延 会
	^
	<u> </u>
9月12日 (火)	○開 議
	○議事日程の報告
	○認定第1号~認定第6号の質疑、討論、採決 1 3 2
	・認定第1号 平成28年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定につ
	いて
	・認定第2号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決
	算の認定について
	・認定第3号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の
	認定について
	· 認定第4号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
	決算の認定について
	・認定第5号 平成28年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認
	定について
	·認定第6号 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入
	歳出決算の認定について
	○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決 167
	・議案第45号 平成29年度横瀬町一般会計補正予算(第2号)
	○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決 1 69
	·議案第46号 平成29年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算
	(第1号)
	○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決 170
	·議案第47号 平成29年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第
	1号)

○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決 171	
·議案第48号 平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予	
算(第1号)	
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決 172	
·議案第49号 平成29年度横瀬町下水道特別会計補正予算(第1	
号)	
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決 174	
·議案第50号 平成29年度橫瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補	
正予算(第1号)	
○議案第51号の上程、説明、質疑、採決 175	
・議案第51号 横瀬町教育委員会委員の任命について	
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 1 7 6	
・発議第1号 全国森林環境税の創設に関する意見書について	
○日程の追加	
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 1 79	
・発議第2号 北朝鮮の核実験に強く抗議し、米朝対話による問題の	
平和的解決に関する決議について	
○閉会中の継続審査の申し出	
○閉 会	

〇 招 集 告 示

横瀬町告示第38号

平成29年第4回横瀬町議会定例会を、平成29年9月8日横瀬町役場に招集する。

平成29年8月31日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○応招・不応招議員

応招議員(12名)

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員
3番	阿左	E 美	健	司	議員	4番	宮	原	みさ	至 子	議員
5番	浅	見	裕	彦	議員	6番	新	井	鼓》	京郎	議員
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員
9番	若	林	想 -	一郎	議員	10番	関	根		修	議員
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員

不応招議員(なし)

平成29年第4回横瀬町議会定例会 第1日

平成29年9月8日(金曜日)

議 事 日 程 (第1号)

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、町長あいさつ
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、諸般の報告
- 1、一般質問
 - 2 番 黒 澤 克 久 議員
 - 8 番 大 野 伸 惠 議員
 - 3 番 阿左美 健 司 議員
 - 9 番 若 林 想一郎 議員
 - 4 番 宮 原 みさ子 議員
- 1、延 会

午前10時開会

出席議員(11名)

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員
3番	阿左	美	健	司	議員	4番	宮	原	みる	き子	議員
5番	浅	見	裕	彦	議員	6番	新	井	鼓》	欠 郎	議員
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員
9番	若	林	想 -	一郎	議員	11番	小	泉	初	男	議員
12番	若	林	清	平	議員						

欠席議員(1名)

10番 関 根 修 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町 長	井	上	雅	国	副町長
久	保	忠大	京郎	教 育 長	守	屋	敦	夫	総務課長
赤	岩	利	行	まち経営 課 長	大	野		洋	税務長 計兼計者
大	塲	玲	子	いきいき 町民課長	浅	見	雅	子	子 育 て 支援課長
小	泉	明	彦	健康づく り 課 長	町	田	文	利	振興課長
新	井	幸	雄	建設課長	小	泉		智	教育次長
加	藤	元	弘	代 表 監査委員					

本会議に出席した事務局職員

富 田 芳 夫 事務局長 平 匡 史 書 記

◎開会の宣告 (午前10時00分)

〇小泉初男議長 皆さん、おはようございます。

平成29年第4回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、関根議員から欠席の通告がございました。ただいま11名の出席でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより開会いたします。

	- \$
◎開議の宣告 ○小泉初男議長 直ちに本日の会議を開きます。	
	- \$

◎町長あいさつ

〇小泉初男議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

〇富田能成町長 皆さん、おはようございます。

本日は、議会9月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございます。開会に当たり、一言あいさつをさせていただきます。

8月8日に開幕した第99回全国高等学校野球選手権大会に埼玉県代表として出場した花咲徳栄高等学校が、埼玉県勢として初めてとなる優勝を果たし、深紅の優勝旗がついに埼玉県にもたらせました。

皆様ご存知のように、花咲徳栄高校は、県北部の加須市にあり、秩父地域の子供たちも在籍している高校で、私たちにとってとても身近な存在です。さらに、町の事業として現在整備を進めている(仮称)花咲山と名称が一部重なるところがございますので、より一層の親近感を感じるところでございます。心から栄誉をたたえたいと思います。

さて、平成29年度もはや半年がたとうとしていますが、各事業等の進捗状況などの一部について申し上 げます。

まず、8月5日、6日に実施した第32回ヨコゼ音楽祭ですが、土曜日のふれあいコンサートには331人、日曜日の名曲コンサートには421人の入場者においでいただきました。両日ともによい雰囲気で、お客様にも楽しんでいただけたと感じています。

よこらぼ提案事業の一つとして実施している横瀬クリエイティビティクラスですが、4月に旧芦ヶ久保 小学校でクリエイティブソンを開催しました。そこに参加した中学生から、もっとクリエイターの仕事を 知りたいという声が上がり、これにクリエイターたちが共感し、応える形で、中学生を対象とした「キャ リア教育」が第一線で活躍するさまざまな人たちを講師として行われております。映像ディレクター、プロデューサーや写真家、音楽家、ライターなど地元出身クリエイターを含む14人が交代で、放課後の時間を使って、みずからの仕事を課題にした授業を行っていただくものです。7月13日から10月27日までで計10回開催する予定となっており、既に7回実施しておりますが、参加した子供たちの反応もよく、かけがえのない貴重な体験になっていると感じております。

次に、横瀬町地方創生総合戦略事業の一つであります「25歳の成人式」についてでありますが、8月12日の土曜日に町民会館で開催いたしました。当日は、37名が参加し、おのおのの近況を語り合いながら楽しいひとときを過ごしていただけたと思っています。2年目となったことしは、埼玉新聞と東京新聞にも取り上げていただきました。

次に、7月29日に災害時初動訓練を実施いたしました。土砂災害発生等を想定した待機体制から非常体制配備・活動までの訓練をシナリオに基づき実施するとともに、初動マニュアルも順次確認しながら行いました。

また、ことしから新たな取り組みとして各区の自主防災組織と消防団との合同訓練並びによこらぼの提案事業である「NPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン」によるドローンを使用した被災状況調査訓練も同時実施いたしました。

当日の訓練には、役場職員、消防団を初め19の自主防災組織、総勢483名の町民の皆様にご参加いただきました。身を守る行動の第一歩としての参加された町民の皆様と災害時の初動対応への共有が図られたのではないかと考えております。また、ドローンによる空中撮影を行い、参加者に撮影状況をモニターで確認していただきました。

今後、皆様から寄せられた課題等を検証し、来年度以降の災害時初動訓練に生かしてまいりたいと考えております。

非常時への備えは重要な行政課題でありますので、引き続き気を引き締めて、この訓練での経験を生か しながら適切な災害対応が行える準備をしてまいりたいと考えております。加えて備蓄品の充実などもさ らに進めていきたいと考えています。

以上、事業等の進捗状況などの一部について申し上げさせていただきましたが、引き続き各事業等の執行には細心の注意を払い、効率的な行政運営に努めていく所存でありますので、議員各位にはご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。また、健康には十分ご留意いただき、ご活躍いただきますようお願い申し上げます。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案ですが、報告1件、条例の制定1件、条例の一部改正8件、決算認定6件、補正予算1件、人事1件でございます。

ご審議を賜りまして、ご可決等いただきますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきま す。ありがとうございました。

〇小泉初男議長 以上で町長のあいさつを終わります。



◎議事日程の報告

〇小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○小泉初男議長 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

3番 阿左美 健 司 議員

4番 宮 原 みさ子 議員

5番 浅 見 裕 彦 議員

以上の3名の方にお願いいたします。

<> -

◎会期の決定

○小泉初男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、7番、内藤純夫議員。

〔内藤純夫議会運営委員長登壇〕

〇内藤純夫議会運営委員長 皆様、おはようございます。議長より指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

当委員会は、8月31日、委員全員、議長、事務局長、書記で行いました。

議案等の提示を受け、審議した結果、本定例会の会期は9月8日から12日までの5日間とし、2日目9日、3日目10日は、土曜、日曜のため休会といたします。なお、議案につきましては、認定第1号から認定第6号までを一括上程審議するということに決定いたしました。

円滑な議会運営をお願いいたしまして、議会運営委員会の報告を終わります。

〇小泉初男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告どおり、本日8日から12日までの5日間と決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は5日間と決定いたしました。

○小泉初男議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、平成29年第3回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましてはお手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書きの規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、平成29年6月から8月実施分の例月出納検査の結果報告が監査委員から提出されておりますので、 この報告について監査委員の説明を求めます。

加藤代表監査委員。

[加藤元弘代表監查委員登壇]

〇加藤元弘代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の加藤元弘でございます。「みんなの願いが 叶う街よこぜ」確立のために日夜努力されています議員の皆様の前で、また町長及び執行部の皆様の前で 報告できることを幸せに思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、前回報告以降の例月出納検査の結果についてご説明申 し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されていると思いますので、ごらんいただければと思います。

内容につきましては、平成29年6月19日、7月21日及び8月21日に報告したものでございます。検査の対象といたしましては、6月19日の実施分につきましては、平成28年度、平成29年度の一般会計と5つの特別会計の歳入歳出現金出納状況でございます。7月21日、8月21日の実施分につきましては、平成29年度が対象でございます。

検査の概要でございますが、あらかじめ会計管理者より現金の出納状況を知るに必要な書類を提出させ、 別に関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、関係職員の説明を求めたところでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現残高は検査資料と符合し、正確に処理されて おりました。その他、特に指摘すべき事項はございませんでした。

なお、平成29年7月末日現在の一般会計、各特別会計及び歳計外現金の残高は5億7,763万4,917円であることを確認いたしました。

以上でございます。

〇小泉初男議長 例月出納検査の説明を終わります。

次に、各常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

5番、浅見裕彦議員。

〔浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○浅見裕彦総務文教厚生常任委員会委員長 おはようございます。総務文教厚生常任委員長の浅見です。議

長の許可を得ましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をいたします。

お手元に資料が配付されていますので、参考に見ていただければと思います。

総務文教厚生常任委員会は、7月12日とそれから8月28日に行いました。まず初めに、7月12日の報告をいたします。午後2時より横瀬町の役場301会議室で行いました。出席者、委員6名、執行部からはいきいき町民課長と副主幹、事務局2名であります。会議録署名委員としまして小泉委員と若林清平委員にお願いしました。

審査事件についてでありますが、所管事務調査としまして、国民健康保険の広域化についてを調査いたしました。その他であります。審査経過とまとめについてでありますが、所管事務調査といたしましては、 国民健康保険の広域化についていきいき町民課長から資料に基づき説明を受けました。

まとめといたしましては、委員会として上記について説明を受けたということでまとめといたしました。 その他についてありませんでした。

続きまして、8月28日の常任委員会の報告であります。出席者は委員6名、それから執行部10名、事務局2名であります。会議録署名人に宮原委員と向井委員をお願いいたしました。

審査事件等についてでありますが、所管事務調査、よこらぼの現状について、それから教育委員会報告、 その他であります。

審査経過とまとめでありますが、所管事務調査にいたしましては、よこらぼの現状についてまち経営課 長から資料に基づき説明を受けました。

まとめとしまして、この委員会としましてはよこらぼの現状について説明を受けたということでまとめ といたしました。

教育委員会報告についてであります。教育委員会報告について教育長からは説明がありました。これも まとめとして、委員会としては、教育委員会報告について説明を受けたということでまとめといたしまし た。

その他についてであります。執行部から所管事務の事項の報告、説明がありました。当委員会としてこれらの報告、説明を聞きおくことといたしました。

なお、8月28日のこの総務文教厚生常任委員会につきましては、審査終了後、健康づくり課長同行のもとで、総合福祉センターの視察を行いました。

以上で報告を終わります。

〇小泉初男議長 総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

3番、阿左美健司議員。

[阿左美健司産業建設常任委員会委員長登壇]

○阿左美健司産業建設常任委員会委員長 おはようございます。産業建設常任委員長の阿左美健司です。議 長のご指名をいただきましたので、産業建設常任委員会の報告を申し上げます

産業建設常任委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により報告いたします。

開催日時は、平成29年8月28日午前10時より、開催場所は、横瀬町役場301会議室でした。出席者は委

員6名全員と執行部4名、事務局2名でした。

まず、執行部を代表しまして富田町長にごあいさつをいただき、次に会議録署名委員を関根修委員と大 野伸惠委員にお願いいたしました。

審査事件等でございますが、(1)、所管事務調査、町営住宅の現状と今後について、(2)、その他でございます。

審査経過、まとめといたしまして、(1)の所管事務調査ですが、町営住宅の現状と今後について、新井建設課長より町営住宅の土地と建物の概要、現在の入居状況、平成34年3月31日までの土地の賃貸借契約の終了に伴うそれまでの今後の取り組みについて、資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。

まとめとしまして、当委員会としまして町営住宅の現状と今後について説明を受けたということでまとめといたしました。

(2)、その他でございますが、執行部から、9月定例会提出案件の概要について報告、説明を受け、 当委員会としては、これら説明、報告を聞きおくことといたしました。

なお、審査事件等終了後、町営住宅の敷地内全般、建物外観及び室内の状況確認を行い、その後、町道 5号線の整備状況の視察を実施し、総務課並びに建設課の担当者より説明を受けました。出席者は委員6 名全員と執行部4名、事務局2名でした。

以上です。

〇小泉初男議長 産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告をお願いいたします。

9番、若林想一郎議員。

[9番 若林想一郎議員登壇]

〇9番 若林想一郎議員 皆さん、おはようございます。 9番、若林想一郎でございます。議長よりご指名 をいただきましたので、秩父広域市町村圏組合の議会報告をさせていただきます。

今回の議会における報告は、全員協議会1件と7月定例議会1件でございます。まず、全員協議会でありますが、平成29年7月14日午前10時より、秩父クリーンセンター会議室で行われました。出席者は議員16名全員と管理者、副管理者、理事、関係職員でございます。

議事につきましては、(1)、諸報告として次の2項目の報告がありました。①、平成29年第2回定例会管理者提出議案の概要についてでございますが、第2回定例会管理者提出議案の概要説明が執行部から行われました。議案は第9号と第10号の2件で、水道局と消防本部がそれぞれ1件でした。

②、水道事業経営戦略についてでございます。水道局から今年度策定した水道事業経営戦略について説明がされました。経営戦略は、地方公営企業に対して平成32年度までに策定することが求められておりまして、水道局では総務省のガイドラインにより、平成28年度から策定を進めていたとのことでございます。経営戦略では、給水人口や水需要の予測を行い、施設の統廃合等による施設の管理計画や組織の見直しを想定し、これに基づく投資、財政の計画を設定した上で、平成33年度に料金統一をした場合のシミュレーションがされています。このシミュレーションでは、簡易水道不採算経費の補助と国庫補助金事業に関する出資金の有無による4つのケースを試算しており、一般会計から繰り入れが最も多いケースであっても、現在の皆野町、長瀞町の料金と同程度の1立方メートル当たり222円程度と試算をされているそうでござ

います。なお、今後予定している料金改定と総務省のガイドラインでは、料金算定方法が異なることから 経営戦略が示された数字が改定後の料金ではないとのことでございます。今後は総務省が求める水道サービスの継続と健全な経営の維持が可能となる水準の確保に向けて、経営戦略を踏まえて水道料金の統一に 向けた準備を進めていくとのことでございます。

(2)、議会運営について、①、水道事業利益の処分及び決算の認定に伴う質問の事前通告について、②、一般質問に係る発言時間の周知方法について。(3)、その他でございました。

続いて、平成29年第2回7月定例会は、7月21日午前10時より秩父クリーンセンター会議室で行われま した。出席者は議員16名全員と管理者、副管理者、理事、関係職員でございました。

議事につきましては、(1)、諸報告、建設改良費の継続繰越額の報告について、継続費逓次繰越額の報告について、それから例月出納検査の結果についてでございました。

そして、一般質問は5名、ちなみに野口健二議員、江田治雄議員、斎藤捷栄議員、大久保進議員、神田 武議員であります。

議案第9号 平成28年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決定の認定について、収益的収入及び支出の決算については、収入額31億6,983万2,271円、支出額26億4,676万6,606円となるものでございます。資本的収入及び支出の決算については、収入額13億5,169万1,256円、支出額22億8,408万5,587円となるもので、不足額9億3,239万4,331円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分消費額及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金より補填をしたということでございます。

水道事業でございますが、損益計算書の営業損失は1億9,411万7,696円、当年度純利益4億2,490万9,138円の黒字となっております。長期前受金戻入が3億4,993万6,109円計上をされております。当年度未処分利益剰余金は64億3,957万9,390円となりました。この年度未処分利益剰余金については、7億円を減債積立金に、3億円を建設改良積立金に処分し、平成26年度の企業会計制度見直しに伴うみなし償却の廃止等により発生した現金の裏づけのない剰余金51億379万7,591円を資本的に処分するものであります。

なお、統合の前後では科目設定や経理方法等の相違点が数多くあるため、平成27年度と比較することは難しいが、大きく相違がある部分について比較をしますと、収入では給水収益は1億6,497万円の減となり、料金徴収サイクルの変更により、地区によっては料金の算定期間が11カ月であったことや、統合前に皆野長瀞上水道組合から受水料が秩父市の水道料金としていたことによるものもございます。また、他会計補助金は、統合時の覚書により簡易水道不採算経費補助金や水道料金差額分補助金など、市町から新たな補助金があったことから1億3,500万円の増になってなり、雑収益は広域化事業に対する定住負担金が前年度1,750万円の減となっております。支出では、薬品費の増3,096万円、人員配置に対応した人件費配分による減9,723万円、減価償却費の増3,818万円、統合前の準備費用の減1億円となっております。

水道事業貸借対照表では、資本合計358億8,200万6,674円、負債合計155億3,846万6,934円、資本合計203億4,353万9,746円となっているとの説明がありました。

議決結果は、利益の処分、可決及び決算、認定、全員が起立でございました。

続いて、議案第10号 財産の取得についてでございます。秩父消防署南分署に配置されている消防ポンプ自動車を更新整備するため取得するもので、6月6日入札、取得金額は消費税込みで3,536万82円、落

札者が秩父市東町7番5号、埼玉消防機械株式会社でございます。

議決結果は、可決、全員起立でございました。

以上報告をいたします。なお、広域議会資料は控室に置いてありますので、ごらんをいただきたいと思います。内容細部につきましては、控室で質問をお願いしたいと思います。

以上でございます。

〇小泉初男議長 以上で秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

この際、各報告に対し質疑がございましたら、お受けいたします。質疑ございますか。

5番、浅見議員。

○5番 浅見裕彦議員 ただいま若林議員のほうから秩父広域市町村圏組合の報告がありました。非常に細部にわたって聞きましたので、先ほど一番最後の資料等は控室にありますので質問ということだったのですが、概要についてだけちょっと再度質問しますので、よろしくお願いします。

2点です。1つは、今、平成33年に料金統一ということで、今の皆野長瀞との料金水準に持っていくということでありました。この当期計画のシミュレーションして、次の段階でこの料金が幾らだったというのは、ちょっと私のほうが覚えていませんので、そことの当初のシミュレーションでいったときの料金統一の値段と今回示された値段との差がどうであるかというのが1点であります。

それから、もう一点については、議会運営についてでありますが、この広域の議会運営はどういうふうに進められるのかなということで、質問の事前通告及び一般質問に係る発言時間の周知方法等についてあります。これが具体的にはどういうことかについての説明をよろしくお願いします。

以上です。

〇小泉初男議長 ただいまの質疑に対する報告者の答弁を求めます。

9番、若林想一郎議員。

〔9番 若林想一郎議員登壇〕

○9番 若林想一郎議員 ただいま浅見裕彦議員のほうから質問をいただきました。シミュレーションの関係で、皆野町、長瀞町の料金と同程度にということで、1立方当たり220円程度に試算したとあります。これがいろいろなケースが考えられているということで、私のほうもその辺の内容をまだまだよくわかっておりませんが、ここでわかるのは、このシミュレーションの中で最も高いケースで241円になるということでございまして、例えば皆さんご案内のことと思いますけれども、小鹿野町の中で今出資金の問題等が出ておりまして、この辺も解決できないと、ちょっと、例えば7月19日に日経に出ていた記事なのですけれども、秩父の水道事業統合後1年ということでありまして、費用負担で早くも溝ができているというようなこともございますので、今の時点ではこのような方向というか、お示ししかできないということだと思います。

それから、質問の方法ですが、各市町によって一般質問の時間を1時間以内にする、それについてもまちまちでございまして、こちらにつきましては総務委員会のほうへ付託するというような形になったかと思います。よろしいでしょうか。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見議員、大丈夫ですか。よろしいですか。

5番、浅見議員。

- ○5番 浅見裕彦議員 平成33年というのは、横瀬町にはまだ水が来ないと思うのです。そういう中でこの 横瀬町が独自にやっていったところと、それからこれを負わなければならないというところがあると思い ます。ぜひこの広域市町村の議員として、全体で考えなければいけないかもわからないけれども、何ら広 域に伴って、水も来ないし、途中、工事はしているけれども、そういう中で横瀬町にとって上がっていく というのはなかなか解さない感じだと思うのです。理解をできるような形で、こうだからこうなのだとい う説明できるような、そういう形で進めていただければと思いますので、そこら辺はどうでしょうか。
- 〇小泉初男議長 報告者の答弁を求めます。

9番、若林想一郎議員。

〔9番 若林想一郎議員登壇〕

- ○9番 若林想一郎議員 水道事業というのは大変大きな問題であると思います。横瀬町が昭和54年に姿見 山浄水場をつくった。そのときの人口想定とは、町で1万8,000人になるということでしたが、いろんな 状況が今変わってきております。ですから、平成33年にどうなるかというのはよくわかりません。そして、 これについては個々の議員、そして広域議員、みんなで考えなくてはならない大きな問題だと思います。 この辺につきましては、浅見議員におかれましてもどうか県の水道局にいらした実績もあると思いますの で、いろんな意味でご指導いただければと思っているところでございます。よろしくお願いいたします。
- 〇小泉初男議長 他にございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 6番、新井でございます。広域行っている議員でありますので、補足をさせていただきたいと思います。

議事(2)、議会運営について、①、水道事業利益の処分及び決算の認定に伴う質問の事前通告について、この件でございますが、非常に専門的な内容を含んでおることでありますので、当日いきなり質問をされた場合、執行部のほうで十分な資料がない場合、答えが明確にならないという懸念がありますので、技術的あるいは専門的なものにつきましては、事前に通告をしていただくとありがたいという趣旨の内容で、これは事前質問しか受け付けないということではございません。事前にしていただければありがたいというお願いのようなものでございます。

それから、②の一般質問に係る発言時間の周知方法ですが、広域議会におきましても市町の代表が出ているわけですから、各議会によってまちまちであるものを広域議会においてはおおむね1時間、3回の質問で、基本的にまとめていただくとありがたいという、これも周知のお願いでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 5番、浅見議員、よろしいですか。

他に質疑ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。

○小泉初男議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は8名でございます。

一般質問に際しては、質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

2番、黒澤克久議員。

[2番 黒澤克久議員登壇]

〇2番 黒澤克久議員 皆さん、おはようございます。2番、黒澤克久です。議長より発言の許可をいただきましたので、これより町政に対する一般質問を行わせていただきます。

この夏、7月は猛暑日が多く、梅雨明け宣言から8月お盆明けまでが梅雨のような状態が続き、天候不順、異常気象等を経験いたしました。

1つ目の質問は、災害時対応です。(1)として、全町対象避難訓練について。7月29日に全町対象の避難訓練を実施しましたが、この訓練において得られた問題点、改善点、現時点の把握状況をお伺いいたします。

(2) として、集中豪雨、局地的大雨についてお伺いいたします。集中豪雨とは、梅雨前線の停滞や台風の接近などを原因として、同じ場所に数時間にわたって大量の雨を降らせるもので、総雨量が数百ミリに達することもあります。このような大雨は、しばし河川の氾濫や土砂災害を引き起こします。

一方、局地的大雨は、夏場などに大気の状態が不安定となる積乱雲が発達し、短時間に局地的に激しい雨を降らせる現象のことで、数十ミリ程度の総雨量となります。こうした局地的大雨、極めて局地的に雨を降らせ、かつ雨雲の発生から降雨までの時間が短いため、ゲリラ的に大雨が降るという意味で、一般的にゲリラ豪雨と呼ばれることもありますが、現在の予測技術では降雨の場所、時間、雨量を事前に正確に予測することは困難です。

局地的大雨は、集中豪雨ほど降雨の総雨量は多くありませんが、短時間のうちに数十ミリの大雨が局地的にもたらされるため、一気に押し寄せる大量の雨水を処理できないおそれがある中河川や下水道の急な増水、アンダーパス等の低地の浸水に特に注意が必要とあります。横瀬町内において対策などは講じられているのかお伺いいたします。

2つ目の質問として、よこらぼの現状認識について。地方創生加速化交付金をもとに官民連携プラットホーム構築事業として、よこらぼが運用開始からおおよそ1年がたとうとしております。7月末まででよこらぼ審査会が10回開催、提案事業数が36、うち19事業が採用、個人的には順調なスタートができたのではないかと思っております。このことを踏まえてお聞きいたします。

今のよこらぼの形は、運用開始前に町が描いていたものの形になっているのか、なっていないのか、その辺の現状認識についてお伺いいたします。

以上を壇上での質問とさせていただきます。

○小泉初男議長 2番、黒澤克久議員の質問1、災害時対応についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 質問事項1、災害時対応について、要旨明細(1)、全町対象避難訓練について答弁をさせていただきます。災害時初動訓練につきましては、昨年度初めて職員を対象に実施をさせていただきました。ことしは、7月29日の土曜日、土砂災害発生を想定した初動訓練を実施いたしまして、職員はもとより新たな取り組みとして、各区の自主防災組織、町の消防団並びによこらぼの提案事業であるNPO法人クライシスマッパーズ・ジャパンによるドローンを使用した災害訓練も同時実施をいたしました。

訓練内容につきましては、強い台風接近に伴う大雨による土砂災害発生のおそれを想定した待機体制から非常体制までの動員、活動訓練及びドローンを使用した被災状況調査訓練を行った内容となっております。

また、自主防災組織の皆様には、防災行政無線、安全安心メールを活用した避難訓練を同時実施していただきました。当日の訓練には、役場職員74名、団長以下消防団員24名を初め町内の19の自主防災組織、総勢483名の町民の皆様に参加をしていただきました。

今後、改善すべき点はまだまだあると現状認識をしております。その中で自身の身を守る行動の第一歩として、災害時の初動訓練への共有が図られたのではないかというふうに考えております。

参加された町民の皆様からのご意見を伺うため、その日の午後に総務課職員で手分けをいたしまして、今回ご参加をいただいた区長さんのお宅のほうに訪問させていただきました。その中でさまざまなご意見やご指摘をいただきました。ご意見等の一部を申し上げますと、高齢者の参加が多く、若い世代が少なかった。土曜日より日曜日のほうが人が集まるのではないか。サイレン音等を流して危機感を持った訓練にしたほうがよいのではないか。役場の職員が避難場所にいてほしかった。避難訓練の後にAED等の使い方などの訓練を行ったほうがよいのではないか。スケジュール的に忙しかった。毎年訓練を実施することで防災意識が広がっていけばよいと思う等のご意見のほうをいただきました。これらの貴重なご意見等を踏まえ、議員ご指摘の問題点、改善点など課題について今後検証いたしまして、来年度以降実施する訓練に生かしてまいりたいと考えております。今後も折に触れご指導賜りますようお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

〇小泉初男議長 建設課長。

〔新井幸雄建設課長登壇〕

○新井幸雄建設課長 黒澤議員の質問事項1、要旨明細(2)、集中豪雨対策について答弁いたします。

建設課では、総務課が管轄する全庁的な災害時のマニュアルとは別に、建設課危機管理対応マニュアルを作成し、被害の発生防止及び軽減を図り、町民の皆様の安全と安心の確保に日夜努めております。平常時におきましては、建設課職員が過去に災害が発生した場所、あるいは住民等からの通報による危険箇所のパトロールなどに心がけているほか、道路危険箇所の修繕、あるいは側溝のごみ清掃などを横瀬町のシルバー人材センターにお願いしております。

また、区によりましては、住民の皆様が定期的に側溝の清掃や河川の清掃を行っていただいております。 ことしの7月には多くのボランティアの皆様によりまして。横瀬川クリーン作戦を行っております。この ようなふだんからの住民の皆様によるボランティア活動は、ゲリラ豪雨時などに側溝や河川などがしっか りと排水能力を発揮し、水を引きやすくするなどとても重要な役割を担っていると思われます。

そして、実際の台風等の場合ですが、建設課職員が事前に把握している各区ごとの危険箇所、通報箇所等を巡回して確認しております。例えば昨年8月の台風9号、10号におきましては、全部で94件にわたる町内の被害、通報につきまして手分けで対応しております。なお、そのときに大水が出て住宅浸水等の被害が出ました川西地区の町道3275号線につきましては、今年度側溝整備工事を行い、改善に努めております。さらに被害が発生した場合には、町内の建設業者の皆さんに応援をお願いする協定を結びまして、いざというときに備えております。

黒澤議員のおっしゃるように、ゲリラ豪雨の時刻、雨量等を予測することはなかなか難しいことではありますが、建設課としましては、平常時からの危機管理及び道路等の維持管理に努め、被害を未然に、あるいは最小限に食いとめる方策などを課員一同で取り組んでおりますので、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

以上です。

○2番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございました。

まず、全町対象の避難訓練についてですが、今回、たまたま気温が相当高くて、7月末は本当にもう真夏日のような時期の開催になったと思います。一部の区長さんからは、訓練をやることで熱中症になってしまうおそれもあるから、その開催時期、または一部負担でいいから水分的なものがどこかで補助をいただけるものかどうか。または非常食とかの水の……今はみんな賞味期限というか、耐用年数が長くなってきたので、なかなかそれを配るというわけにはいかないのかもしれませんが、やっぱり熱中症になってしまったら本末転倒な部分もあるのかなと思う部分がありました。ご回答にもありましたけれども、その避難訓練時に職員がいなかったというのは、やっぱり初めてやる区も多かったわけです。そのときに区長さん、各地区の役員さんが相談しながらやるには、ちょっと時期的に暑さもあったり日陰がなかったりとか、いろいろ問題点が私のほうにも相談が来ていました。そのことを踏まえて、この避難訓練を実施するのはいいのですが、町の職員さんが初動訓練と全町を一緒にやるというのは、時期をずらすか時間を大幅にずらして工夫をしたらどうかと思ったりもします。

また、当日にドローンを活用した取り組みをやったということですが、そのドローンの映像等がもし公開できれば、そこの訓練に参加できなかった方々もこういうものをやったのだなというのが、特に若い世代の人にすると、そのドローンがどういうふうに今回かかわったのかというのは興味を持っているのですけれども、なかなかそこまでご年配の方々がドローンの説明までは多分できないと思います。その辺も含めて、今後、そのドローン等まで含めた対応、対策というのはどのように考えているかというところが最初の(1)のほうの再質問です。

もう一つ、集中豪雨、そちらの関係なのですが、日ごろから災害時の対応、台風時の対応等本当にありがたいと思っております。建設課独自でマニュアルも作成しているということですが、結局、このU字溝がよく聞くのが、昔とは雨の降り方が大幅に変わったので、雨水をのみ込む、もうもともとの容積が足りないという話も結構聞くのです。そういうお話が出てからもう四、五年はたっているとは思うのですけれども、今現在、横瀬町で道路を拡張または改修をしているところというのは、U字溝の規定というのが、

例えばこれが国、県で大幅に変わってきているのか、横瀬町もそこのU字溝のサイズを変更してきているのか、その辺についてちょっと再質問させてください。

あともう一つ、豪雨のほうにちょっと追加で、今執行部の皆さんの中でスマートフォンを使われている 方というのはどのくらいいらっしゃいますか。手を挙げていただければ、スマートフォンだという方は。 そうすると約半数はスマートフォンを使われていると思います。今ピンポイントでかなり早い時間での雨 雲というのはなかなか確定はできないのですが、雨雲レーダーを見られるアプリというものが大分今信頼 度が高くなってきています。そのアプリで換算すると、予想降雨量、1時間前だったり2時間前だったり で、メールで連絡が来る。横瀬町に2時間後に雨雲が来ます。雨雲のレーダーが地図上で確認して、6時 間前からずっと追いかけることができるというものがあるのですが、そういうものの活用をしていただく というのも一つの方法だと思いますし、また過去のデータとして横瀬町でどこにピンポイントで雨が降っ たのかというのも今データでとれます。そうすると、横瀬町の中でここの地域というのは連絡を受けてい なくても相当の雨量があったのかどうかというのがわかると思いますので、その辺を踏まえてご回答を願 えればと思います。

とりあえずそれでよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

[守屋敦夫総務課長登壇]

○守屋敦夫総務課長 それでは、再質問についてお答えをさせていただきます。

全町避難訓練の開始時期等の関係でございますが、議員ご指摘のように、7月29日ということで、真夏の暑い盛りということでことしは実施をさせていただいたということがございます。今後につきましては、 先ほども申したように検証をしてということですが、できれば時期のほうを7月初めにするとか、もう少し前倒しをして実施をできないかなというふうに検討していきたいと考えております。

また、備蓄品等の関係についてもご指摘をいただきましたが、来年以降につきましては、備蓄品の耐用年数が最近長くなっていて5年とかという期間で、なかなか賞味期限とかそういうのがすぐすぐ切れないという関係もございますので、この予算の関係もあるので、今実施できますとはご回答できないのですけれども、できましたら来年については当初予算等で水等の予算を確保できないかなというふうに考えているところでございます。

あとドローンを活用した今後の対応ということなのですけれども、今回一緒に実施をいただきましたクライシスマッパーズ・ジャパンさんのほうとその辺についてもまた協議をさせていただいて、よりよい方向で検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〇小泉初男議長 建設課長。

[新井幸雄建設課長登壇]

○新井幸雄建設課長 黒澤議員の再質問に答弁いたします。

町道における側溝の基準等ということですけれども、結局側溝をつくりましてふたをかけるわけですけれども、路面の排水量、結局側溝の排水能力を、当然排水能力があるのですけれども、それを超えたちょ

っと大雨、集中豪雨等に対応するのはなかなか難しい部分も出てくるかと思いますが、当然その町道をつくる際には、グレーチングというその編み目状のものを使ったりとか、あるいはちょっと路面の排水能力が悪いようなところにつきましては、横断側溝を入れるとか対応して、できるだけその排水能力がよくなるように考えて行っております。

以上です。

〇小泉初男議長 総務課長。

[守屋敦夫総務課長登壇]

〇守屋敦夫総務課長 済みません。先ほどの質問の中でアプリの関係がございましたので、私のほうから答 弁をさせていただきます。

今現在におきましては、ネット上で気象庁のほうで発表している気象情報等で横瀬町の状況と今後の状況がどの程度降雨があるとかというのが雨雲の動き等も含めて見ることができます。そちらのほうで担当職員含めて確認をしているのが現状で、それと気象庁のほうの熊谷の気象台と市町村と気象庁の関係で結んでいるホットラインというのがありますので、その詳しい内容等がもう少し聞きたいとか状況を確認したいというときには、そちらのほうで今後どういう予報が出るとか注意報が出る、警報が出る等の確認をその都度その時期時期に見させてもらっているという経緯がございます。

話の関係の中ではそのアプリの話が出ましたので、その辺についても情報共有を図られる観点もあると 思いますので、今後検討したいというふうに思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございました。

総務課長のほうにまず再々質問ということで、6月の定例会のときにやっぱりちょっと聞かせてもらったときに、ハザードマップの作成、そういうお話もいただいていて、今回、横瀬町のホームページというのを久しぶりに穴があくほどよく見させていただいて、よく管理しているなというふうには今回思いました。

そこを踏まえて、来年度までにはこのハザードマップが恐らく間に合うということだと思うのですが、 ハザードマップをしっかり周知していただいて、それがこの各地区の避難訓練に改めて役立てやられるよ うに創意工夫というのをしていただきたいと思います。

また、このドローンでクライシスマッパーズ・ジャパンさんと少し提携を結んでいるということであれば、一部の地区でも実験的でも構いませんけれども、上空から撮った映像か写真か何かをこれがハザードマップの現状のやつですよというのが動画で撮ったものであれば、データに残したものを1回区長さんあたりに、こういうのが現状になっていますからという説明をしたりすると、よりわかりやすく納得をいただける部分というのが出てくるのかなと思っております。その辺、本当にせっかく新しいことの取り組みも率先してやっている横瀬町ですので、この秩父郡市の中でも目新しい最新なものが取り入れられたら、こういう災害時訓練もよりアピールが高くできるかなと思っております。

その辺について可能性は相談しないといけないと思いますが、その辺の対応がどうなるのか。また、来

年度予算ということですが、これもなかなか難しいと思うのです。各地区で何人参加しますかという事前 想定がなかなかできないものだと思いますし、それでも横瀬町というのは比較的そういう各行事にボラン ティア的に参加していただける人が非常に多くいる地区だと思っていますので、出て損をしたというふう に見られないように工夫をしていただければと思います。その辺要望になりますが、もし回答があればそ こをお願いしたいと思います。

次に、新井課長さんのほうなのですが、先ほど答弁でU字溝と横断側溝というお話がありましたけれども、一部局地的大雨なんかで降った場合というのが結構斜度がある道路でも、そのU字溝のところに雨が流れ……コンクリートのふたでしてあるので、余計そこに入らないのかなという場所が何カ所かはあると思うのですけれども、実験的にそこにグレーチングの枚数をふやしてみたらのみ込むのか、それすら効果がないのかというのもぜひ検証していただければいいかなと思っております。

先ほどこのアプリのご回答もいただきましたけれども、気象庁とやっているということであれば、たしか国会にあるセンターのほうにも多分通じているのです。防災センター、国のあそこのホットラインで全部つながっていて、私も一度あそこを見学させていただいたのですけれども、かなりの精度が高い予測が出ていると思いますので、その辺もいろいろ生かしていけるような、こちらの準備というか、心構えが、そういうことができればと思います。

両方要望に近いのですが、少しご回答いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

〇富田能成町長 では、私のほうからまとめて回答を申し上げます。

まず、防災訓練についてなのですが、ことしは2回目になりました。まだまだトライアルで反省点とかこれから声を聞いて変更していかなければいけない点が多々あるというふうに認識しています。これ何でやっているかというと、これはひとえに町の皆さんの安全を守る、命を守るためにやっています。なので、そのために何が必要なのかということを準備するためにやっているという、そこのところは大事かなと思っています。そのために訓練をすることでいろいろなことを確認する。1つは、職員の動き方、無駄がないか、ちゃんと動けているか、最速で動いているかというのを1つ。2つ目がこれは一番大事なのですけれども、住民の皆さんの自分で自分を守るという意識を高めるという部分です。私も昨今、全国でいろんな災害が発生していて、いろんな情報を集めているのですが、結局、災害から生き延びられた人、命をつなげた人は、行政に助けてもらったからというケースは実は少なくて、皆、一番多いのは自分で脱出した、あるいは自分で難を逃れた。次が近所の皆さんで協力して難を逃れた。最後が少しだけ行政が助けたなのです。なので、そこの意識を持ってもらうということがとても大事かなというふうに思います。

職員のサイドがベストで動く、住民の皆さんが高い意識を持つということで、それらを合わせてこのコミュニケーションがとても大事です。そのコミュニケーションの中身で大事なのが、行政でできることには限りがあるのだということをわかってもらうということです。なので、これから来年もこの訓練はバージョンアップをしていこうと思いますが、どちらかというと、避難所に行政の人間が張りつくという方向よりも、どんどん自主防災の方向で自転してもらうというふうな流れになるのではないかなというふうに、

あるいはそういう流れにしていくのがより災害時の対応力が高まるということだと私は理解をしています。

当然今回の反省を踏まえて一番いい時間帯ですとか、あるいは備品のところですとかはしっかり措置をしていきたいと思っていますが、考え方としては、住民の皆さんにできるだけ自分の身は自分で守るという意識、地域で協力していただくという意識、役場の職員は役場の職員でベストを尽くすというところをやっていくということかなというふうに理解をしています。

それと、あと集中豪雨の関係でいきますと、これも必ず想定外があります。当然その情報は最速でたくさんとって、雨の動きや雨量をはかるわけなのですけれども、例えば8月15日から16日にかけて、根古屋と芦ヶ久保の間で国道299号に木が倒れました。撤去に少し時間がかかったのですけれども、あの私思ったのは、倒れたときの数日の累積量がたかだか60ミリなのです。だから、これはなかなか実は難しい事例でして、こういうのは出てきてしまうのです。ですので、日ごろの準備も必要、備えも必要なのですが、必ず想定しないことというのが起こるので、想定しないときにどう動くかというところを柔軟にこちらで対応できるようにしておくということは大切かなというふうに思っております。

道路のほうは、今回、川西の側溝のところですとかやらせていただいていて、かなり町としては、横瀬町は比較的道路の総延長もそんなに多くないですし、ある程度の対応はできているのかなと、あとは地元の皆さんからここがというお話は引き続きありましたらどんどん上げていただきたいですと、町のほうとしてもよりよい道路インフラをつくっていくというところは引き続きやっていきたいので、そちらのほうもしっかり対応していきたいと思っています。

以上です。

〇小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

ただいま2番、黒澤議員の一般質問中でございますが、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時24分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中でございます。質問を続行いたします。

次に、質問2、よこらぼについてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 私からは、質問事項2、よこらぼの現状につきまして答弁をさせていただきます。 横瀬町官民連携プラットフォーム事業、通称よこらぼ事業は、昨年の9月30日に運用を開始したものですが、多くの方々にご協力いただきながらもうすぐ1年を経過しようとしています。当初はどんな事業であるのか、そのハンドリングをどうすればよいかといったところは担当するまち経営課でも誰もが明確につかめていない状態でございました。それでも全国に先駆けて行おうとしている事業の情報やそこから見 えてくる世の中のトレンドといったものがいち早くこの横瀬町に届くということで、町にとって得るものが必ずあると信じて、またよこらぼに関係する人が町を訪れるようになり、西武鉄道の乗降客や町内での消費活動の増加、町の活性化に直結しているという感触とやりがいを感じながら、よこらぼ立ち上げに取り組んでまいりました。このよこらばへの提案件数ですが、当初の見込みとしましては、この事業の特定財源となりました国庫補助金、地方創生加速化交付金の交付申請書に記載しておきましたが、そこには平成28年度末までに2件の採用決定を目標としていました。それが実際には本年3月末までの6カ月間で25件の提案をいただき、そのうち12件の提案を採用決定といたしました。当初見込みの6倍の採用決定件数となったわけです。

その後、スタートから1年を経過しようとしている現在におきましても、提案が毎月来ておりまして、よこらぼ審査会も毎月開催しております。その結果、8月末時点の11カ月間に39件の提案を受け、そのうち20件のプロジェクトについて採用を決定しております。その中には、クリエイティビティクラスのように、事業にかかわった方がさらにまた新たな事業をよこらぼに提案してくれるといった好循環を生んでいる事業もございます。

その内容ですが、当初の提案では若手クリエイターの団体が横瀬町民と交流しながら、クリエイティブな取り組みをしたいというものでした。その後、よこらぼ事業として動き出す中で、町の課題である人口減少、町から町外への人口流出を取り上げていただき、若者が進学や就職で一旦町外に転出する現状に焦点を当て、もう一度帰ってくるを後押しするというテーマをつけていただいて、若者がもう一度帰ってきたくなる横瀬町にするにはという内容でワークショップ形式のイベントを行うこととなり、本年4月22日、23日の2日間、旧芦ヶ久保小学校を会場に実現させたものでございます。

このイベント実施後、クリエイターの皆さんが横瀬の中学生との交流をもっと続けたいという思いを持っていただいたということで、プロジェクトの内容が発展しました。横瀬中学校の生徒を対象に計10回のキャリア教育を考えていただくことになりました。先ほど町長も申し上げましたが、これまで7回が済んでおりまして、その間には映像クリエイターやウエブデザイン、音楽制作などのクリエイターさんが中学生に対して自分の仕事の内容や中学時代のご自身の話などを聞かせてくれています。

それとは別に、4月のクリエイティビティクラスに参加した中学生を自分の職場見学に来てくださいと 招待してくれたクリエイターさんもいまして、4月に参加した11人の中学生のうち6人の中学生がことし 7月25日、夏休みの間に、都内にあるクリエイターの職場3カ所を見学させていただきました。

また、4月のワークショップで話し合われた内容を今度はアウトプットといって目に見える形にする取り組み、それを今月から6回で行う予定となっております。中学生とクリエイターたちが共同制作する取り組みでありまして、6回の作業でつくられたものを11月19日の日曜日に町民会館ホールで一般の方々に披露するイベントも計画しております。詳細についてはまだ未定ですが、中学生が発表者となることで、その成果の中身をより高められればと、そこまでクリエイターの方々に考えていただいているところでございます。これらの取り組みは、かかわった子供たちの職業選択の選択肢の幅を広げるだけでなく、今後のその人生の貴重な宝になることと思われます。

そのほかとしましては、このプロジェクトにかかわっていただいた映像クリエイターの方、そしてその 4月のイベントを総合司会してくれた方の合わせて2名の方からそれぞれ別のプロジェクトを新たによこ らぼに提案していただきました。そして、それぞれよこらぼ審査会での高評価をいただきまして、採用を 決定したところですが、このような形の好循環も生んでいただいております。

1つ例を挙げさせていただきましたが、よこらぼが始まる前には想像すらできなかった事業が数多く横瀬町で動き始めています。その中から子供たちの目を生き生きと輝かせたという事実を考えてみますと、 想像以上に大きな成果がよこらぼから出始めていると考えております。

以上、答弁といたします。

〇小泉初男議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

〇井上雅国副町長 先ほどのまち経営課長の答弁に少し補足のほうをさせていただきます。

課長のほうからもありましたように、よこらぼは開始前に描いていた以上の状況になっているというふうに私どもとしては認識しております。件数、内容、それからネットワークの広がりといいますか、情報の入り方、この部分を我々としてはこのよこらぼの中では非常に重視しておりましたので、そういう意味では想定以上によい回転をしているということでございます。中身については、先ほどクリエイティビティクラスの話をご紹介いたしましたけれども、非常に多様なものが入ってきております。これは、よこらぼというのはいろんな間口を広くあけて、いろんな提案をしていただき、言ってみればその中から町がいろんなことを学んでいこうという部分もあるというところからでございます。その結果、20件の採用案件、これは実は分けていきますと、シェアリングエコノミーといいますか、例えば議場や町長室を貸し出すとか、今非常に好調になっている芦小の貸し出しであったり、そういったもの、あるいはTABICAでいろんな方が町に訪れていただけるといったこと、そういったシェアリングエコノミー関係で4件、それから今のクリエイティビティクラスを含めました教育関連や子育て関連で4件、それから本当に純粋に新技術の採用や開発のために来ていただけるというのが6件、それから健康づくり2件、その他さまざまなイベント等を含めて4件と、これは私のほうの分類ではございますけれども、おおむねこのような多様なものが町にもたらされているというふうにお考えいただければいいのかなというふうに思っております。

こういったことを1年続けてきた意味というのは、これを町の経験値として今後に生かしていきたいということでございます。この中から、また教育分野については今ご紹介のあったようなことを伸ばしていくという選択肢ができましたし、新技術が入ってくるということについては、それを使ってもっと、例えばITを使った町民のための何か工夫ができないかとかいうところの材料になってくると、こういった回転となっているということでございます。

今後は、よりいろんな町民のニーズに応えられるような方向性に、来年以降といいますか、1年たった 2年目以降、進めていきたいなというところが現状でございます。

また、そういった取り組みについては、広報等によって皆様のほうにはお伝えはしておるのでございますけれども、まだまだ足りない部分もあるかと思いますので、その部分については何か工夫をして、皆様と情報を共有するという方向で進めたいなというふうに思っておるところでございます。

以上、補足とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ご回答ありがとうございます。

私が思い描いていたのと大体同じような町での見解ということで、そのところは一致したなと思ってお ります。この町外の、私もいろいろ友人がいるのですけれども、県内各所から横瀬町の議員ということで、 横瀬町の取り組みを日々やっぱり皆さんチェックしてくれていたりするのです。その中でやっぱりこのよ こらぼの説明を求められるときに、分野が広い、先ほど副町長は5つの分野に分けていましたけれども、 そのどれかを選択して私も説明をして、例えばこんな感じの事業を今いただいて、採用していますという 説明をするのですけれども、比較的世代が近いから、その意味はすぐ理解していただけるのです。ただ、 一方これが、では地元に帰ってきて横瀬町の人口分布から考えると、皆さん言うのは、何が何だかよくわ からないけれども、よこらぼはすごいらしいなという感覚なのです。1つには、そのよこらぼというのが ブランド化したのかな、町民の中ではよこらぼというのが一番インパクトが強くて、何をやっているのか わかるものもあればわからないものがある。本当に一言で説明できる事業ではなくて、常に変化している。 前向きに動きが変わっている。捉えどころがないというか、そこのやっぱり工夫というか、説明責任とい うか、国からの予算をいただいてこれをやっていますよ、コラボやっています。恐らくこれは町長のごあ いさつ等で聞く方もよこらぼというのはよくわからないまま聞いている人が大半かなと思ったりするので す。せっかくここまで滑り出し順調に件数もどんどんふえていて、確かにキャリア教育というのは、私が 学生のころにはあり得なかった体験ができる。本当にうらやましいなと、本当に子供たちにいろんな選択 肢を与えられることができる、それもこのよこらぼが立ち上がったおかげでそういう経験ができた。

また、シェアリングエコノミーによって、宇根の春祭りにブラジル人が参加してくれた。世界に発信するユーチューバーとか、そういうのもこのよこらぼがなければあり得なかったと思います。そういう意味で、このよこらぼを本当に地域の人にもよりよくわかっていただきたいのです。正直私広報の報告を見ただけだと理解できないだろうなと思っていて、個人的に説明をしても理解していただける方は10人いたら半分以下ですよね。その辺の取り組みについて、本当にしっかりとしたものを考えていただいて、一番よく私が説明するときに使ったのが、テレビでのVTRの再現というか、それを見ていただいたりすると、ああ、こういうことをやっていたのだという深い理解、やっぱり動画で伝えるものというのは、非常に効果が高いのだろうなというのを再認識したのです。その点を踏まえて著作権の関係等あるかもしれませんけれども、そういう横瀬町のよこらぼの取り組みがさらなる浸透するように、いろいろ研究をしていただきたいなと、質問というか、もう要望になります。本当に今後もこのよこらぼが秩父郡市の中でも一つのブランドになっていて、皆野、長瀞の人からもよこらぼ何かすごいね、何かすごいね、ただやっぱり皆さん理解していないのです。その辺です。1市4町の中にもしっかり理解していただける工夫というか、それが町長のSNSでの発信なのか、町としてのホームページにさらなるわかりやすいものをするのか、紙媒体も費用がかかりますけれども、一つの事案をしっかり説明するのがいいのか、本当に手探りだと思うのですけれども、その辺について少しご回答願えればと思います。よろしくお願いします。

〇小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうからまとめて回答を申し上げます。

まずここまでですが、先ほどお話をさせていただきましたとおりでして、反響の大きさだったり、あるいは提案の数、それから質、バリエーション、これは当初想定を上回っています。なので、いい立ち上がりなのだろうなというふうには理解しています。

実は、町をあずかる身として余り表に出ていないのですけれども、やっぱり我々常にかけた予算、あるいはかけたお金比どういう成果かというのは気にしなければいけないわけなのですけれども、よこらぼは本当に最小のコストでここまで来ています。クリエイティビティクラスのその事業に関しても、真正面からあの方々にお願いして、あれをつくろうとしたら幾らかかるかわからないぐらいだと思うのが、ほぼボランティアベースでやっていただけているというのは大変ありがたい形ですし、もともとがこれは地方創生加速化交付金という事業で、10分の10で補助金をいただいてつくれましたので、そこのところは大変よかったなというふうに思っています。

あとは、やはり伝えていくことが大変大事なのかなと、議員ご指摘のとおり思っています。そこを次のステージに、今1年がたって次のステージに入るという段階だと認識しているのですけれども、より力を入れてやっていきたいです。

一方、時間がたてば少しずつ浸透してくる面もあります。例えばまだ始めて1年ですが、いまだに目に見えている形になっているもののほうが、これ時間的に少ないのです。例えば9月の末、スタート直後に採用したスペースマーケットの案件がテレビに出たのは4月、6カ月間のタイムラグがありました。ですので、直近のもので水面下に今いろんな動きがあるものがこれからどんどん表に出てくる形にはなってくるかなと、目に見える機会がふえてくるであろうということと、最近の案件で、横瀬外を少し巻き込んでという動きも少しずつ出てきていますので、その辺は地道にであり、あるいはその戦略的にであり、この取り組みがしっかり広がっていくように、こちらのほうもやっていきたいと思っています。

回答になったかどうかわかりませんが、以上私の回答とさせていただきます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 ないようですので、2番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

〇小泉初男議長 次に、8番、大野伸惠議員の一般質問を許可いたします。

8番、大野伸惠議員。

[8番 大野伸惠議員登壇]

○8番 大野伸惠議員 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

まず、広域水道に対する町政のかかわり方についてお聞きいたします。

水道が広域化されてから1年が経過しました。合併前に大量の合併シミュレーションを提示されましたが、1年目の実数値と差異はどうだったのでしょうか。そして、その数値を見てどのように理事として感じたのかお聞きいたします。

平成29年度広域水道予算では、小鹿野町の出資金の負担額の本来7,240万円がゼロ円で計上され、その

まま議決されました。当時、広域議員であった私は、反対というより賛成できなかったというのが本音で した。理事会でしっかり議論した議案にしてから提出するのが本当ではなかったかと思っています。

平成27年6月議会で、若林清平議員が「組合の今の実態を鑑みれば、なかなか決まったことをそれぞれが進めるだけになってしまう。議論を重ねながら進んでいくということが少なくなるのではと危惧される」と質問され、町長が「しっかり取り組んでまいります」と答弁されています。「責任を持って意見をするなりはしていくことを考えています」とも言われています。同じ6月議会で、統合したほうがメリットである。町民にとっても有益であると答弁していただきました。実際に、町内でも漏水の減免などの事例を聞き、町民負担に差異が生じていると感じています。町民生活の身近なところで意見が広域水道に反映されにくい状態になっていると感じています。責任を持って意見をするなりはしていくことは、規模的に小さな町としてできるのでしょうか、お聞きいたします。

また、県営水道への統合ですが、広域化が県水に行くのに必須条件だと説明を受けてきました。だから、 広域化するとの説明でしたが、実際は埼玉県水道ビジョンでは、50年後を目指すとの内容でした。水源地 である秩父地方が高料金を余儀なくされ、郡内の各世帯が毎月の水道料を少なからず負担し続けることは、 地域消滅へボディブローのようにきいていくものだと思っています。施設建設費も管理費も郡外へ支払わ れています。

平成27年3月議会において「1市4町でまず協調して一緒に県に対して要望していく、要求していくというのが求められていると思う。しっかり取り組んでいきたい」と町長は答弁されましたが、どのように取り組んでいただいているのでしょうか、お聞きいたします。

また、今後の10年間に333億円の施設整備費を予定しています。補助金が3分の1と説明され、111億円の説明がされています。実際には、建築費の落札価格が低くなると想定されますので、若干数値が下がると考えますが、300億円近い金額の施設費が投入されます。補助金分は減価償却にはならない経理となると思いますが、それでも施設費、減価償却費等50%、支払い利息12%で、原価内訳の62%の資料をもらっています。修繕費や維持管理は300億円全ての施設にかかり、固定費が約85%から90%と言われています。人口減少は確実とされている秩父広域圏で、過大な設備投資にならないのか危惧しています。

将来のためには、計画されている施設でも再検討しながら設備投資を進めることが必要と考えています。 統合への決断をした町長として、将来世代へ負のツケは残さないと約束していただけるのでしょうか、お 聞きいたします。

次に、質問2といたしまして、町旅費の特例に関する条例並びに附属機関等の設置及び運営に関する要綱について、町のお考えをお聞きいたします。

町長等から各種委員会委員として委嘱され、活動する機会があります。委嘱された一般の委員さんは、町行政に対し本当に熱心に活動され、感謝の気持ちを私は強く持っています。先日、委嘱された事案についての視察がありましたが、日当も出ず、もちろん報酬も出ず、昼食代も個人持ちの現状があり、疑問に感じました。横瀬町附属機関等の設置及び運営に関する要綱の第2条、附属機関は条例で協議会等は規則で定めるとあります。その要綱で定める委員会がありますが、分ける判断は何の根拠により区分されるのでしょうか、お聞きいたします。

地方自治法の委員会・委員の設置について定められた138条の4第3項について、あわせて報酬及び費

用弁償について定められた203条の2を踏まえてお聞きいたします。

また、同第4条(2)、女性委員の積極的登用に努めること、(3)、当該団体の長に限らず、適任者を 選出することとあります。女性委員も多くならず、多く兼職している委員も問題視されていますが、設置 及び運営に関する要綱をどのように実現しようと考えているのでしょうか、お聞きいたします。

また、今回、関係法の報酬、旅費等についても調べましたが、横瀬町職員等の旅費の特例に関する条例が平成19年3月13日にできていました。合併しないことによる行財政改革の一環だと推測しますが、予算規模も当時の想定より大分大きくなっております。10年経過しましたが、この特例をどのように考えているのでしょうか、お聞きいたします。

次に、質問3といたしまして、景観整備についてお聞きいたします。横瀬中学校旧第2グラウンドのフェンスですが、少なくとも6年以上前から何回となく役場担当部署へ改善のお願いをしています。町道118号線の整備があれば改善されるのかと考えていたところですが、平成28年12月に未定との回答をいただきました。テニスコートとして使われなくなってから長い間放置されています。撤去等改善したほうがよいと私は考えますが、放置し続けるのか町のお考えをお聞きいたします。

私は、一般質問で町の景観整備について何回か質問しています。町行政ではとても大きな難しい問題と捉えられているようですが、私は千里の道も一歩からと考え提案してきたつもりです。現場は小さな場所で、整備工事の予算も少額で済むと思います。そのような小さな景観整備の積み重ねが町が美しくなる一歩だと考えています。登校する児童生徒や近隣住民に対し地域美化への啓発ともなる町の姿勢を示す施策となると私は考えています。また、町内の環境美化推進の観点から、町有地の少なくとも目につきやすい場所が管理されず放置されていた場合、それを気づき、改善する課は役場にはないのでしょうか。このままにしておくのでしょうか、お聞きいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいま8番、大野伸惠議員の一般質問中でございますが、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中でございます。質問を続行いたします。

8番、大野伸惠議員の質問1、広域水道に対する町のかかわり方についてに対する答弁を求めます。 振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

- **〇町田文利振興課長** それでは、広域水道に対する町のかかわり方についてということで、まず私のほうからご答弁させていただきます。
 - (1)の広域水道合併から1年目の実数値とシミュレーションとの差異は、またその数値を理事としてどう感じたかということでございますが、水道広域化に際しましては、その準備段階の平成26年度に基本

計画を策定し、その中で広域化事業統合した場合、あるいはしなかった場合などの条件を変えて、数種類の財政シミュレーションが作成をされております。平成28年度統合初年度の実績を見るに、収益的収支に関しましては、おおむね見込みどおりの結果であったとの報告を受けておりますけれども、資本的収支においては、主に建設改良費等において差が出ております。これは、統合初年度ということもあり、事業量を抑えてスタートしたことなどによるものと聞いております。しかし、統合後10年間で計画されている事業につきましては、10年間の事業期間の中で調整されながら実施されるものと思いますので、今後の進捗を見ていきたいと思います。

- (2)の人口の少ない町で責任を持って意見することは可能かということでございますけれども、秩父 広域市町村圏組合規約第14条第3項には、組合の運営に係る基本事項に関することは、管理者と理事会の 協議によることと定められておりますので、人口が多い、少ないにかかわらず横瀬町として意見すること は可能でございます。
- (3)、県水への総合へ向けての町長の取り組みはということでございますけれども、秩父地域の水道 事業が組織統合して広域化したということは、確実に一つ段階は上がったことになると思います。この水 道広域化は、全国的にも注目されており、今後は施設整備や統廃合、老朽化施設等の更新を行い、しっか りとした運営基盤の確立を図り、その上で県水への統合へ向けた具体的な要望を行っていくことが重要と 考えております。
- (4) の多額の設備投資となるが、将来世代へのツケは残さない約束はということでございますけれども、水道広域化によるメリットは、まず一つには補助金が活用できる点、2つ目は、施設の統廃合が可能となること、3つ目は、効率的な運営ができるというように大きくは3つのメリットがございます。中でも施設を統廃合しながら老朽化施設を更新していくことは、将来に水道事業を継続していくために不可欠なことであります。費用負担にしても広域化することにより、単独で水道事業を継続するよりも使用者負担を軽減できるというメリットがあると考えております。

以上でございます。

〇小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 理事としてというところもございますので、私のほうから重ねて回答させていただきます。まず、(1)、理事としてどう感じたかという部分なのですが、今回のその広域の取り組みというのは、これは当然1市4町にとって初めてのことです。ですので、統合してみて初めてわかったことや後発的なことなどもあるのですけれども、広域統合はこの地域に想定される厳しい未来を乗り越えた上で、横瀬町にとっても秩父地域全体にとっても最善の選択肢であるという思いは統合前から私は変わっておりません。人口の少ない町で責任を持って意見することは可能か、(2)ですけれども、広域の取り組みというのは2階建て構造になっていて、1市4町の基礎自治体がやっていることかあって、その上に2階建て部分で乗っています。なので、各市町の内部のことに関して干渉することが適切でないということは当然事象としてはあるわけですけれども、全体のことであったり、とりわけ我らが横瀬町のことであったりすねことに関しては、責任を持って意見することは可能でございます。積極的に意見をしていくということを心がけているつもりです。

県水の統合に向けては、今課長のほうから答弁があったとおりだと思います。これ段階論だと思います。 目指すところはそこなのですが、これはしっかりとした段階を踏んでいく必要があります。まだ統合1年 という時点で、これから巡航速度に入っていく、いろんなことが整っていって、巡航速度に入っていくと いうことがまずあって、それからの次のステップになってくるのかなというふうに思います。当然、目指 すところではありますので、そこに向けて鋭意努力をしていくつもりです。

それと、多額の設備投資となれば、将来世代へのツケを残さない約束ということなのですが、水道事業というのは必ず投資が必要です。これは、ライフラインの重要な部分を担うものですので、安全な水を安定して供給し続けるためには、一定の設備投資は必ず必要です。ましてこの地域は、人口減少による給水効率の低下というのがこのままでは見込まれるわけですので、なおさら効率化だったりダウンサイジングだったり、規模のメリットを享受するというところが重要になってくると認識しています。そして、この広域化の流れはその考え方に沿った動きだと理解をしています。将来世代にツケが残らないよう最善を尽くしていくということは、お約束したいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸惠議員。

○8番 大野伸惠議員 ありがとうございました。再質問させていただきます。

まず、水道事業の経営戦略をつくっていただいて、経営に関して頑張っていただいているということに対して感謝いたします。そして、(1)のその数値を事実としてどう感じましたかとか、その実数値とかということなのですけれども、済みません。これはオーケーです。

(2)です。(2)で、人口の少ない町で責任を持って意見することは可能かということで、町のことはオーケーですというふうな答弁でしたが、広域市町村圏組合のほうの14条の第3項、基本事項は自治体等というふうなお話を今説明いただきましたが、結局小鹿野町とほかの1市と3町については、では小鹿野町さんはしなくていいですよ。それでその残りで合意しますということの合意だったらしいです。そういうのというのは全体の合意というのとは私は違うと思うのですけれども、そこら辺のところを1点お願いたします。

ですから、町で例えば本当にお願いすることがあっても、横瀬町さんはだめですよ、ほかの町村が合意すればそれでオーケーということになったりすると、ちょっと悲しいので、そこを確認いたします。

それから、(3) の県水への統合に向けての町長の取り組みなのですけれども、これは段階的に行うと言われました。しかし、私たちへの説明はそういうことではなくて、私も以前質問したことがあるのですが、国で統合しなさいというシステムになって進んでいるというのは理解しているし、それはとても大切なことだと思います。しかし、私たちのところは国からの要望を受け入れて、とても難しい水道の合併をいたしました。この秩父地方の水道の問題というのは、高料金です。水が高いということです。水が高くて困っているという状態は、県のほうでも把握していただかなければいけないと思います。地域が困っていたら、そこに県が出ていって、それを解決するということで県営水道とかがあるのだと思いますので、そこはうちのほうは努力しましたと、次の第2段階のところに努力をすぐにでもしていくというのが、私はこの難しい統合を合併した理事の責任ではないかなと思っているので、お願いいたします。

それから、多額の設備投資というのは、これも当然しようがないと思うのですけれども、メリットは施設の統廃合ということにされましたけれども、例えば横瀬町でも1万8,000人の水道の姿見山浄水場をつくりました。それをつくることによって、横瀬町町民が水道料を毎月少なからず高めに納めていたという事実はあると私は思っています。ですから、それでこの資料を見ますと、いろいろな資料が出て、私もわからないところが多いのですけれども、秩父市の主な浄水場は別所と橋立の浄水場で3万8,000トンなのです。日量の給水量、施設能力、給水量というのがトータルで1日3万8,000トンです。そして、平成27年3月策定の広域化基本構想ビジョン基本計画資料編(1)、水需要予測1-38ページを見ますと、水需要予測の推計結果というので、1日の平均給水量が平成29年で4万677トンです。この橋立と別所浄水場で3万8,000トンなのですけれども、その3万8,000トンを切るのは、この表を見ると平成33年なのです。高位推計値で。それで、お水少ないというふうに見られて切る場合には、平成31年にもう3万7,710トンという数字を出しているのです。ですから、私はこの10年で全部整備し終わった時点で、この浄水場の規模というのは、かなり過大なものになるのではないかなというところをすごく危惧しておりますので、その辺のところを教えていただければと思います。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

[富田能成町長登壇]

○富田能成町長 では、私のほうからお答えいたします。

まず(2)、小鹿野町のことがどうでもいいということではありません。これは、出資債の話が小鹿野町だけそろわない形で次年度予算が出てきたわけですけれども、これでいいということではないのです。というよりも、小鹿野町の庁内議論に時間が必要だろうという判断です。だから、決して他人のことでどうでもいいということではありません。当然我々は、全体でまとまっていくということを試行してやっておりますというところはご理解いただきたいなというふうに思います。

県水のところは鋭意やっていくということなのですけれども、鋭意やっていく場合の我々としての体制とか、あるいは言っていく論拠というのはしっかり必要です。それは、今の広域の形がしっかり軌道に乗っていると、まとまっているというところは必要になってくるだろうなというふうに思っています。そういうことで段階という言葉を使わせていただきました。

それと、設備投資のところは、これも誤解なきようにだと思うのですけれども、1市4町別々にやっても設備は過剰なのです。過剰設備を抱えて走れないです。ですので、1市4町が一緒になってそれを一番合理的な形にするというのがこの広域化の発想なのです。ですので、そこは比較対象が余る、人口減少が進んでいるわけですから、当然普通に行くと全部余るのです。そこのところをより効率的に運用しようというのが広域化の発想だと私は理解をしています。

さらに、これ対象がライフラインです。ですから、ライフラインというのは難しくて、ぎりぎりでやっていくわけにはいきません。人口減少が進みますけれども、人口動態が上にぶれる可能性、下にぶれる可能性両方あるわけです。そこのところを踏まえた上で計画づくりになっているというふうに私は理解をしています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

8番、大野伸惠議員。

○8番 大野伸惠議員 ありがとうございました。

橋立と別所が私が数値を間違ったみたいなのですけれども、4万1,000トンのようでした。

それで、私はこれから10年先、20年先は実際に行ってみないとわからないのですけれども、過去の横瀬町の姿見山浄水場の経緯を見て、またそのときに水道課の職員であった私自身の思いからすれば、なるたけ設備投資は少なくしていただきたい。現在、決まっているものでも少なくしていくという強い姿勢が必要で、それは強い言葉で理事会で話していただかなければ、秩父郡市の住民の人たちが毎年毎年、例えば1,000円払えばいいものを1,200円払ったというような結果になることを私は危惧しますので、そこについてもう一度町長、責任者として将来世代ヘツケは残さないとお約束もう一度お願いしたいのですが、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

[富田能成町長登壇]

- **〇富田能成町長** 設備投資を必要最小限にとどめる努力をすること、そして最小の投資で最大の効果を生む ということを努力することをお約束させていただきたいと思います。
- ○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、町職員等の旅費特例条例並びに附属機関等の設置及び運営要綱についてに対する答弁を 求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

〇守屋敦夫総務課長 それでは、質問事項2、町職員等の旅費特例条例並びに附属機関等の設置及び運営要綱について、要旨明細(1)、設置要綱の第2条、附属機関と協議会、要綱で定める委員会と分ける判断の根拠は、自治法含めてについて答弁をさせていただきます。

附属機関につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律または条例により執行機関の附属機関として審査、諮問または調査等を行う機関のことをいいます。協議会等とは、町の規則等により行政運営上の意見聴取、情報や政策等に関して助言を求める等の場のことをいいます。執行機関の附属機関については、地方自治法第203条の2第1項で報酬の支給が規定され、第3項において費用弁償が支給できる旨が規定されていること、また第4項で報酬、費用弁償の額、支給方法は、条例で定めなければならないこととされており、この規定に基づき横瀬町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で報酬額等を定めて、報酬等を支給しているものでございます。

現在、要綱等で定めている委員会、協議会につきましては、各担当課においてその内容等について検討を行い、現在のままでよいのか、附属機関として条例化をするのか等につきまして判断をし、必要な場合には今後改正をしていきたいというふうに考えております。

現在のまま要綱等で対応する場合につきましては、今後、謝金での支出等を検討するなど、その要綱等

の目的に基づき適切に対応したいというふうに考えております。

次に、要旨明細 (2)、女性委員の登用など第3、第4条をどのように実現するのかについて答弁をさせていただきます。

横瀬町附属機関等の設置及び運営に関する要綱第4条第2号には、男女共同参画の観点から、女性委員の積極的な登用に努めることと規定をしております。平成29年4月1日現在での女性委員の登用状況でございますけれども、地方自治法第202条の3に基づく審議会等の委員、地方自治法第180条の5に基づく委員会等の委員及び横瀬町附属機関の設置及び運営に関する要綱に定義する委員会等に基づくその他の委員会、協議会等の委員の総数につきましては426名で、うち女性委員の数は106名、女性委員の占める割合は24.9%となっております。

第5次横瀬町総合振興計画後期基本計画の中に、平成31年度を目標指標として審議会などの女性委員割合を25%として設定をしております。現段階では、数値目標をほぼ達成している状況でございますけれども、男女共同参画社会の推進を図る上でも非常に重要なことと捉えておりますので、引き続き女性委員の登用につきましては、各課に課長会議等で周知及び依頼等をしてまいりたいと考えております。

次に、第3号では、団体から委員を選任する場合は、当該団体の長に限らず適任者を選任することと規定をしております。委員の選任におきましては、会長等代表者をお願いする場合もございますが、この3号の規定に基づき、会の代表者以外の方にお願いする、代表者に対して委員の推薦をお願いする、またこの趣旨に基づき各課において慎重に人選を行うなど、第3号の趣旨を踏まえ、各課で選任していると考えております。

議員ご指摘のように、兼職をしている委員もおりますので、今後も適任者を選任するよう各課にお願いをしてまいりたいと考えております。

次に、要旨明細(3)、横瀬町職員等の旅費の特例条例をどう考えるかについて答弁をさせていただきます。

横瀬町職員等の旅費の特例に関する条例につきましては、平成19年3月13日に公布をされ、平成19年4月1日に施行をしております。議員のご指摘のとおり、条例の施行から約10年という月日が経過をしております。旅費の特例に関する条例は、平成19年3月に策定をいたしました横瀬町行財政改革プラン2007から2009で日当を支給しないことの決定によりまして、特例条例を制定した経緯がございます。現在、特例条例の施行から10年経過したこと、財政的な負担が増すこと等を踏まえまして、特例条例並びにもととなる横瀬町職員等の旅費に関する条例における日当につきましては、廃止の方向で今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸惠議員。

- ○8番 大野伸惠議員 ありがとうございました。
 - (1) なのですけれども、実はこれ去年の12月のときにも私のほうでちょっと、一般質問ではないのですが、させていただいて、各担当課で検討して今後考えていくというふうな同じ回答をいただいているような気がします。それで、私が一番疑問に思っていますのは、例えばよこらぼの委員は専決処分までして

委員会を条例化したわけです。しかしながら、私、横瀬小学校の建設検討委員とかお世話になっていますし、障害者福祉計画とかもお世話になっております。横瀬町の地域福祉計画とかというのも前お世話になったのですが、これらについても法律でこういう計画をつくる、またはつくりなさいという命令ではないのですけれども、つくることとするぐらいの法律で定められた委員会ですので、こういうものに対して各課で判断するというよりも、もう町としてこれは当然条例化して、報酬も支払ってきちんとしたほうがいいと思うのですけれども、そこのところをどうしてそのよこらぼの委員とこのほかの委員とは違うのかということを教えていただきたいと思います。

それから、(2) なのですけれども、大変ありがとうございます。24.9%ということで頑張っていただいているということを思いました。それで、でもなおかつ1点お願いしたいことは、例えば福祉計画とかと、例えば女性とか子ども・子育て支援会議とかに女性を登用するというのはもちろんなのですけれども、例えば今度人事の案件とか来ますけれども、男性が当然今までやっていて、女性には可能な人がいないのではないかと思われるところにも女性の視点を入れるということが大切ですので、女性に合ったところの部門に女性がいるのでパーセンテージは上がっているではなくて、違う分野にも、今までいなかったところにも女性をあえて任命していくというその強い意思が私はお願いしたいので、そこの2点教えていただけますか、お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

〇守屋敦夫総務課長 それでは、再質問について答弁のほうをさせていただきます。

まず、第1点のよこらぼの例が出ましたけれども、それとほかの委員との、要綱等でつくっている委員会との違いということだと思うのですけれども、先ほどもちょっとお話をさせてもらった、その自治法のほうで定義をされている附属機関というのが審査とか審議とか調査をするということで、諮問、答申に基づくある程度の内容の決定をするようなものについては、条例のほうで定めるというのが定義をされているという現状だと思います。それ以外の先ほどもちょっと申しました行政運営上の意見聴取だとか情報政策等、その助言を求める場というものについては、規則等要綱等でもその部分は別枠でもいいというような行政上の解釈等もございますので、その辺の判断につきましては、基本的には各担当課のほうで法律に基づいてそういう設置をするという定義があるにしても、どこまでの審議をするのかというのは、各担当課のほうが一番把握はしているというふうに考えておりますので、その辺については各課の意見を聞きながら、条例についてするかという判断につきましては、今後町の中で考えていくということは検討はできるとは思います。

それと、女性委員の登用につきまして、男性が多いところ、女性がその辺について全体の割合では高くなって、25%に近づいているけれどもというご指摘だと思いますけれども、例えば農業委員会の委員さんとかというところが男性とかで多いとかというのも例としてはあろうかと思いますけれども、その辺も各担当課のほうと相談をしたりしながら、その辺もし女性の登用ができるということであれば、その辺をまた検討してまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

〇小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうで補足をさせていただきます。

まず、条例と要綱なのですが、これおっしゃるとおりでして、完全にこの横串が刺さっている状況にはなっておりません。なので、これから各課で検討してもらって、そこに横串を入れていくということをやっていこうと思います。どうしても用意ドンでつくったわけではなくて、できた時点も違ったりとか状況も違ったりするので、かつ今まで余り横串を刺すようなことも機会としてはなかったと思いますので、それはこちらのほうでやっていきたいなというふうに思っています。

ということと、あと女性の登用という部分に関しましては、新しい分野でも、まず女性どなたかにお願いする場合には、いらっしゃらないかということは自分で努めて検討するようにしていますし、これからもそれを続けていきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

8番、大野伸惠議員。

○8番 大野伸惠議員 ありがとうございます。

課長のほうから説明をいただきましたけれども、行政委員については、調整、審査、審議または調査等を行う機関とかということで今説明いただきましたけれども、委嘱という言葉はどういう言葉なのかなというふうに思ったときに、この委員会は、例えば横瀬小学校の検討委員会なのですけれども、検討するというのは、調整、審査、審議または調査等を行う機関で私はあるというふうに認識しているので、ちょっとそこの認識の考え方が違うのかなというふうに思います。

そして、一番大切なのは、条例というのは議決が必要です。議決が必要ということは議会にかけるということです。だから、横瀬町の行政でこれは大切だな、こういうものをつくりましょうと特別に検討したり審議したりする事柄が生じたときに、議会にちゃんとかけて、住民にお知らせして、そして公開というのですか、皆様の知るところでこの調査会、委員会をするということが私は一番大切なことではないかと思っています。ですから、今までの例でどうもわからなかったのが花咲山の委員会、委員会があることすらもわからない。しかし、道はできていると、そういうふうなところでどうしてこういうことになったのかなというところを考えたときに、行政の透明化のために特別な問題はきちんと委員会にして、議会にかけて、議会で皆様にお知らせする、議会にお知らせするということは町民にもお知らせするということで、町では今このことについて問題意識を持ってやっていますよということをお知らせする行政の透明化の第一歩だと思いますので、それでこの委員会も余りぼんぼん、ぼんぼんつくると予算もかかりますから、吟味していただかなければいけませんが、その透明性ということを私は第一番に大切だと思っていますので、そこら辺をぜひ、今からでも遅くないと思います。条例をつくって、それを時限立法みたいな形で終わったらおしまいにすればいいわけですから、条例をつくって皆様にお知らせするということをぜひやっていただきたいと思うのですけれども、そこら辺1点お願いします。

〇小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

[富田能成町長登壇]

- **○富田能成町長** ご指摘のご趣旨もごもっともだと思います。住民の皆様から見て透明であるということは 大変大事なことですので、そうなるように努力をしていきたいと思います。
- ○小泉初男議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、景観整備についてに対する答弁を求めます。 まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 質問事項3、景観整備についてにつきまして答弁をいたします。

要旨明細1、横中第2グラウンドのフェンスを放置し続けることについて町の考え、そして要旨明細2、 このままにしておくのかにつきまして、あわせてお答えを申し上げます。

町には、学校や公園、町民会館、町民グラウンドなどいろいろな施設がございます。それら施設の中には個人の方から借りている土地も多くありますが、町所有の公有財産を施設の用途、目的に合わせて行政財産と普通財産とに分類分けをしております。そのうち行政財産につきましては、維持管理をする担当課が決まっておりまして、町民等に気持ちよく利用していただくということもあり、適正な管理ができていると考えております。

一方の普通財産ですが、今後の事業実施に備えて代替地として保有している土地、将来の活用を見越して取得した後、いまだ活用に至っていない土地、またもともとは行政財産であった施設でも当初目的を達成した場合、または新たな施設の設置に伴ってその役割を終えた施設など、そのような土地、建物が普通財産として位置づけられておりまして、その管理はまち経営課に任されております。

普通財産の管理につきましては、施設内の草刈りや樹木の剪定等を年間数回程度行い、その委託先としてはシルバー人材センター等にお願いをしておりますが、できるだけ景観を損なわないよう、また周辺の方々にご迷惑をかけないよう努めているところでございます。実際のところはなかなか思うようにいっていない部分もあろうかと思いますが、そのように努めているところでございます。

このような状況の中で、宇根の御製碑につきまして、地元住民の方々に十分とは言えませんが、謝金をお支払いすることで、草むしり等の作業をお願いしているところもございます。このように住民の方々にご協力をいただきながら管理しているところもございますが、他の施設などで草や枝が伸びているといった情報を町に寄せていただいた場合には、これまでも速やかに対応してきているところでございます。

昨年6月の議会で大野議員が横瀬中学校第2グラウンドのフェンスの話をされていました。まち経営課ではその直後に現場確認をし、フェンスの網に断裂した箇所がありましたので、補修を行いまして、景観の改善に努めた事実がございます。

今後のことで平成32年度を初年度とします第6次総合振興計画、この策定に向かって今準備を進めているところでございますが、町の景観形成につきましては、今後町のために特に力を入れていかなければならないものの一つと考えられますので、今回ご指摘いただきました景観の関係ですが、町の施設においても町の施設であるからこそ、町の景観を損なわないように、なお一層力を入れていかなければと考えております。

ご指摘の旧横中第2グラウンドにつきましても、そういった観点からよく確認を行いまして、景観改善

に努める対応をとりたいと考えております。

この施設以外につきましても、町の施設が景観を損なうようなことがあってはいけませんので、それを 改善する取り組みを前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸惠議員。

○8番 大野伸惠議員 答弁ありがとうございました。

ここに写真があります。8月10日なのですけれども、その第2グラウンドのところのフェンスとあれです。これは、多分この今赤岩課長がおっしゃっていた網は張り直しましたということは見てとれますが、これで完了したというふうに、見ていただいていいですか。これで完了したと思うには、ちょっと寂しいなと思うところがあります。

それで、私はちょっと考えたのですけれども、この小さな問題かもしれないのですけれども、どうも目が行き届かないと、それで問題は私が例えばあそこ汚いのですけれども、きれいにしていただけますかと言っても、その解決の時間が非常に長い、もしくはほとんどされていないというのは、事務とか処理システムに問題があるのではないかなと思いました。課題があって、その解決はどういうふうにするのかという事務処理上の手続がちょっと役場としては事務的なものが欠けているのではないかなというふうに考えています。

そして、なおかつ問題なのは、予算を編成するときに皆さん現場を見ているのでしょうかというふうに 思いました。例えばまち経営課で普通財産のところを見た、予算をつくるときにそれを見れば、ここのと ころは手を入れなくてはいけないのではないかとかということが普通ならわかると思うのです。ですから、 そういう問題点が2つですか、問題解決の時間が非常に長くて、そこはシステム化されていない、それか ら予算をつくるときに現地を見ていない、この2点についてどうでしょうか、お願いいたします。

〇小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 再質問にお答えを申し上げます。

まず、写真の内容でございました。完了した様子とは見受けられないということでございましたが、先ほど私のほうで申し上げましたのは、昨年の6月議会の話でございまして、昨年の夏の時点では今の写真とは、それで今回も私もその様子は確認しておりまして、今回はかなり昨年と比べて状況が悪化しているという感じを受けました。それですので、先ほど申し上げましたように、フェンスにつきましてもそれを撤去すべきかどうか、その辺交通安全の観点からも関係部署に相談しまして、撤去して問題ないようであれば撤去がいいのかなという考えもございます。これからその辺を煮詰めていきたいと考えております。

また、役場の中で課題が出たときの処理システムということでございますが、その課題ごとに取り組む 部署とかがまず第一義的に対応するところがあるわけでございますが、そのようなところからスタートす るということで、スムーズにその課題解決に至る、そういった仕組みをこれからつくれればいいと、検討 させていただきたいと思います。 また、予算編成の際に、みずから管轄しているその施設とかそういうところに予算が必要かどうかということで、事前によく内容をチェックしていくということは必要なことでございますので、それには積極的にそのような対応をとるように努めてまいりたいと、そのようにしていきたいとそう考えます。

以上です。

〇小泉初男議長 副町長。

[井上雅国副町長登壇]

〇井上雅国副町長 少し私のほうからも補足をさせていただきます。

今、庁内のシステムといいますか、という部分でございますけれども、現状、私どもとしましては、何かそれをやる組織をつくるというよりも、それぞれが担当しているところ、あるいはどこどこが担当しているところについて、こちらに情報が入ったというときのコミュニケーション、これを早くスムーズにすることで対応できればなというふうに思っております。現にその部分については、一定程度機能はしているというふうには思っております。ただ、今、議員のご指摘がありましたように、それが至らぬ点が非常に幾つもいろんなことがありますから、出てくることはございます。その際には、ぜひご指摘をいただきまして、それに対してはもうすぐに反応するという形で対応できればなというのが現状でございます。基本的には、私どもこの体制は常に町長以下コミュニケーションを大切にというところで町の運営をやっております。その中で一定程度こなさせている部分もあると思っておりますし、今後ともそれは一番大切にしていきたいというふうに思っております。

そこで、どうしても足りなくなってきた部分が出てまいりましたら、それについてはまた速やかに対応 できるように考えたいなというふうに思っている次第でございます。

以上でございます。

〇小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうからも補足をさせていただきます。

まず、何か問題点があってそのまま放置をされるというケースは余りないと思っています。それはやはりどこかに問題があって、やはり情報として伝わっていないか、あるいはやれない理由ややらない理由が正確に一番最初の人に伝わっていないかという部分があろうかなというふうに思います。景観は大変大事な問題だと思っていまして、とりわけ地域の価値をつくるという面で景観というのはすごく大事だと今認識していまして、次の振興計画には景観という切り口で積極的な施策を盛り込みたいというふうに思っています。しかし、難しいのが、例えばどこぞの改善を要求されたときに、安全にかかわるものというのは一目瞭然でコミュニケーションが少なくても対応できるということなのだと思うのですが、環境美化というところというのは、その感性にもよるところがあって、どこまでだったらいいってとかやや曖昧なのです。最近、やっぱりいろんな方の話を聞いて思うのは、少なくても自分はその感度が恐らく余り強くないのかもしれなくて、そうするとやはり周りの人の意見を聞かなければいけませんで、そうすると特に感性の鋭い女性の意見や若い人の意見が大事だなと最近常々感じています。なので、そういったところがしっかり意見集約をできるような形だったり、あるいは対処療法も必要で、大野議員がおっしゃった千里の道も一歩からもそのとおりだと思うのです。というのも必要ですし、あとは一歩踏み込んで、どういうふう

にやったら、どこをどうしたらこの町の景観がよくなるのだろうということを一歩踏み込んで戦略的に考えていくということも大事かなと思います。その辺これまで以上にこれから町のほうでも力を入れて対応を考えていきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

8番、大野伸惠議員。

○8番 大野伸惠議員 ありがとうございました。

あそこの第2グラウンドのフェンスを撤去することは交通安全に対するとかそんなにすごい問題であるとは私は思いませんでした。それで、景観についての第6次基本計画でものせるということですが、第5次にも景観については十分書いてあります。本に書くのはたやすいのです。でも、そこを気づいて一つ一つ大きなことでなくてもいいですから、小さなところを少しずつ気づくことが必要だと思いますので、これは要望ですが、ぜひ聞かないとわからないところは教えていただきたいではなくて、気づくという行政をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○小泉初男議長 答弁よろしいのですか。いいですか。

以上で8番、大野伸惠議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、3番、阿左美健司議員の一般質問を許可いたします。

3番、阿左美健司議員。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一 般質問をさせていただきます。

今回の質問は大きく2つです。まず1つ目は、寺坂棚田北側にある寺坂浄水場の管理状況についてです。 現在、寺坂浄水場は、姿見山浄水場が昭和54年に供用を始めたことにより、浄水場としては稼動しており ません。また、横瀬町の水道事業自体が秩父広域市町村圏組合に移されたことにより、寺坂浄水場は現在 広域市町村圏組合で管理しているとのことです。

そこで、稼動を中止してから平成27年度まで、水道事業自体が広域化されるまでの寺坂浄水場を町はどのように管理してきたのかお聞きします。

続いて、2つ目ですが、横瀬小学校第2校舎の改修工事についてです。横瀬小学校第2校舎につきましては、私も昨年12月の定例会でも質問しましたが、直近では3月定例会での平成29年度の予算審議、さらに6月定例会でも新井鼓次郎議員、大野伸惠議員の一般質問でも取り上げられました。校舎の建てかえにしても、大規模改修による長寿命化にしても、横瀬町にとっては大きな出来事であり、もっと町民の関心事になってもいいはずです。

また、3月議会、6月議会での執行部とのやりとりを見ていると、建てかえるつもりで国の補助金をも

らうために耐力度調査をしたら、思ったより結果がよくて補助金がもらえそうもないし、改修工事のほうが安いから大規模改修工事で建物の寿命を延ばして、あと30年ぐらい使うことになりましたというような手続論的などこか人ごとのような印象を持ちました。これが自分の家だと思えばいろいろ自分で調べたり、予算が幾らでどんな格好で何を使ってとか真剣に考えることと思います。辛うじて町長の新井議員の質問に対する答弁で、早く子供たちを新しい環境に置いてあげたい、そのために全力を尽くしたいとありましたが、建てかえ、改修に対して町のこうしたい、ああしたいという思いというか、熱意が伝わってきませんでした。

今までの議会でのやりとりや先日の広報に出ていた入札結果ぐらいしかオープンになっている情報はないと思います。

そこで、横瀬小学校第2校舎を建てかえをするという計画が大規模改修により長寿命化を図ることになった経緯について詳しく教えてください。

それを踏まえて、最終的にいつごろまでに子供たちを新しい環境に置けるのか、今後の予定、見通しを 教えてください。

以上です。

〇小泉初男議長 3番、阿左美健司議員の質問1、寺坂浄水場の管理についてに対する答弁を求めます。 振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

〇町田文利振興課長 それでは、寺坂浄水場の管理について答弁をさせていただきます。

寺坂浄水場の広域化されるまでの管理についてということです。寺坂の浄水場は、旧関の入簡易水道事業として昭和31年度に整備をされました。建設当初は、曽沢川を水源として、1日最大給水量462立米の能力を有し、浄水場内に低区配水池、それから浄水場東側に高区配水池を設置し、川東地区に送水をしておりました。しかし、昭和60年代になりますと、水源の曽沢川の水量低下により、取水が困難になってまいりました。この対策として姿見山浄水場の施設には余裕があって、寺坂水系分の送水を賄えるということから、平成元年より曽沢川からの取水と浄水施設を停止をして、姿見山浄水場からの水を中継する配水場として活用して現在に至っているということでございます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 課長、ありがとうございました。歴史を含めてありがとうございました。

それではまず、ちょっと2つなのですけれども、稼動をやめてから現在まで、あのままの状態が続いているかと思うのですけれども、今までに町ではあそこの土地を例えば更地にして、棚田に対する駐車場にする考えがあったのか、その有効利用をしようとする考えがあったのかどうかをまず一つお聞かせください。

あったとすると、それを今後広域のほうに引き継いでもらう考えがあるのか、その辺までちょっと一つ 教えてください。

それで、2つ目ですが、現在寺坂浄水場のあの付近は棚田があり、観光客など町外からもいろんな方が

訪れる地区でもございます。また、皆さんご存じのとおり、あの浄水場の東側というか上側には太陽光発電設備がありまして、大雨が降ると、先ほどの黒澤議員の一般質問にもありましたが、大雨が降るとあそこのところを水が伝わって、かなり下まで流れてくる状況です。そのたびに水の勢いで側溝のふたが浮き上がってしまったりとかして、車の通行に支障が出たりすることがあるようです。今現在も土のうが丸山林道のほうにはみ出しておりますが、その辺の排水とかに関して、また改めて町として見回りといいますか、監視といいますか、その辺の申し入れを今後どのようにしていくのか、関連な質問で申しわけないのですが、ちょっと教えてください。

以上、2点です。

〇小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

[町田文利振興課長登壇]

〇町田文利振興課長 それでは、再質問のほうにお答えをしたいと思います。

平成元年以降、寺坂浄水場の管理については、浄水の水をつくる施設については稼動していない状態で、配水池としてずっと利用してきております。ご指摘のとおりすぐ下には横瀬町の棚田がございまして、棚田にはやはりいろんなイベントをやったり、棚田が注目されて大勢のお客さんがお見えになっているという状況で、その中で有効活用できないかというようなことでございますけれども、これはちょうど水道が広域化されるちょうど前後に、その辺も有効活用できないかというような話はございました。経緯については、水道の広域化のちょうど直前のような状態で、私が上下水道課長でおりましたのですけれども、広域化は直前たったことが1点と、それともう一つは、財産処分等の手続が必要であるということと、それからその場合にいろいろ廃止手続をするのですが、例えば駐車場等有効活用するにしても、漠然と有効活用できたらいいというプランというか、考えはあったのですけれども、具体的にどういうふうにあの辺を整備していこうかというような具体的なプランがまだなかったものですから、そのままで水道に引き継いだという経緯があります。

ただし、この件につきましては、平成27年の7月に、広域化を進める広域化委員会というのがございまして、ちょうど第20回の秩父地域の水道広域化委員会に私も出席をしまして、そのときに発言をしていた経緯があります。というのは、財産処分について、当然水道広域化して、施設の統廃合をしていきますと、要らなくなるような土地というのは出てくるかと思います。これは横瀬に限らずなのですけれども、そういった場合にその土地について、もともとの持っていた自治体でどうしても有効活用したいのだというような希望があったときには、どうでしょうかというような発言をしました。そのときにはいろいろあるのですけれども、今まで水道ではないけれども、広域の中でそういった似たようなケースもあるということでしたので、ケース・バイ・ケースでうまく対応をしながら有効活用できるような方向で検討しましょうというような話はしておりますので、一応議事録のほうにも残っていると思いますので、そういった経緯はございます。

それから、2番目の大雨が降ったときの対応等でございますけれども、ご指摘のとおり今現在の太陽光の施設があって、その下にいまだにまだ土のうが積んであるような状況です。土のうを積んでおかないと、そのまま雨水が道にあふれて田んぼのほうに入ってしまうというような状況がありました。土のうを積む

ことで辛うじて道路側溝のほうにあふれた水を導いているというような状況です。ただし、これについては再三太陽光発電のほうの会社にも町のほうとしても要望を出しております。今プランとしては、その水を下流の曽沢のほうに導水するような雨水排水のパイプをつくるということで進んでおります。なかなか下流の土地の所有ですとか、その辺のどういうふうに配水管を通すというようなところでやや頓挫しているところもあるのですけれども、一応そういう目標で今のところ進んでおりますので、そういったことでまた引き続き指導をしていきたいと思っております。

以上です。

〇小泉初男議長 再々質問ございますか。よろしいですか。

ないようですので、質問1を終了いたします。

次に、質問2、横瀬小学校第2校舎の改修工事についてに対する答弁を求めます。 教育次長。

〔小泉 智教育次長登壇〕

〇小泉 智教育次長 質問事項2、横瀬小学校第2校舎の改修工事について。要旨明細(1)、横瀬小学校第2校舎が建てかえでなく大規模改修工事により長寿命化を図ることになった経緯について、要旨明細(2)、今後の予定について、あわせて答弁させていただきます。

横瀬町における各学校の校舎は、新耐震基準が適用される前の建物がほとんどです。また、文部科学省からは基準に合わない建物は平成27年度までに耐震化を図るよう求められておりました。このことから横瀬町では、耐震化工事を優先し、整備を行ってまいりました。

横瀬小学校第2校舎は、昭和35年に建築した校舎で既に57年が経過しております。この間、雨漏りや天井、外壁の剥落等が発生し、部分的な修繕を重ねて実施してまいりました。しかし、全体的な老朽化が進んでいることから、改築を前提とした準備を進めてまいりました。

昨年度においては、埼玉県熊谷建築安全センター秩父駐在に行き、校舎建てかえに伴う開発行為についての確認を行い、8月には秩父市立南小学校の視察、議会文教厚生常任委員会視察に随行し、吉田中学校、尾田蒔小学校の視察を行っております。10月には教育委員会と建設課で建てかえ検討会を行うとともに、近年建てかえを行いました秩父市に建てかえ時の参考となる情報収集を行っております。この中で耐力度調査を先に行うことの必要性を認識し、12月に耐力度調査の委託業務を外部発注しまして、調査を実施いたしました。2月22日に結果が出ております。

結果は、予想以上に構造躯体の状態がよく、コア抜きをした4カ所のコンクリート試験の圧縮強度結果は、最大50.1ニュートン毎平方ミリメートル、最小29.5ニュートン毎平方ミリメートルで、4カ所の平均値は39.2ニュートン毎平方ミリメートルであります。建てかえの判断基準の13.5ニュートン毎平方ミリメートルを大きく上回る結果となりました。コンクリートの中性化状況も鉄筋のかぶり厚に対して経年ほどの進行はないことがわかりました。評点は5,766点で、当初想定した以上の大変よい結果でした。

今回の第2校舎を改修するか改築するかの整備の判断基準として、1つとして、今後の人口減少やコンパクトな行政運営を求められる時代に対応するために、構造躯体の状況からも改修を選択することで将来世代の負担を軽減させることができること、2つ目に、耐力度調査結果は危険建物ではないという結果でしたが、設備等の全体的な老朽化は否めない状況があり、いち早く整備をして子供たちに安全で快適な学

習環境を提供したいということ、3つ目に、国全体のインフラ整備への考え方が文部科学省でいえば、平成27年にインフラ長寿命化計画が策定され、改築から長寿命化への転換したことにより、長寿命化改良改修に係る補助金制度が整備されました。

以上のことから第2校舎は、長寿命化改良を含めた大規模改修工事を実施し、使えるものは最後まで大事に使い切るという方針を定めました。

今後の予定につきましては、来年度に長寿命化工事が行われるよう準備をしたいと考えておりますが、 工事につきましては、小学校の夏期休業に合わせ、取りかかれるようにし、2学期中には終わるよう進め、 児童への影響を最小限に抑えたいと考えております。これとあわせて、国庫補助金の申請を行いたいと考 えております。

以上でございます。

〇小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございました。

今説明されました耐力度調査なのですけれども、この調査項目はことし改定されたようなのですが、横 小の場合は改定前の耐力度調査の内容だと思うのですけれども、この調査は、構造耐力、保存度、外力条 件の3つから計算されるようです。

まず1つ、構造耐力は、建物の新築時、どの程度耐力があったかを評価するとして、保有耐力として、コンクリート圧縮強度ですとか基礎構造などから出されます。ただ、これは横瀬小学校第2校舎は耐震補強してありますので、耐震補強してあればこの部分は満点の100点だそうです。

次の保存度ですけれども、保存度は、新築以降に老朽化した度合いを調べて構造体の劣化を評価するもので、経過年数、鉄筋腐食土、コンクリート中性化深さ及び鉄筋かぶり厚さ、不同沈下量、コンクリート 圧縮強度、火災による疲弊度などから出されるようです。これも100点満点です。

外力条件というのが地震地域係数、地盤種別、積雪寒冷地域、海岸からの距離などから出されて、これ は係数ということで割合になっています。

この3つを掛けて100点掛ける100点掛ける1.0で1万点満点です。ですので、計算自体は基本的には単純なものです。これを踏まえて今の答弁等も踏まえての質問なのですけれども、耐力度調査の結果の5,766点の詳細な内容、今申し上げました構造耐力、保存度、外力条件それぞれがどれくらいの数値なのか教えてください。

それと、今答弁の中で4カ所コア抜きのサンプリングをしたという話がありましたが、第2校舎建築当時の昭和35年ごろはコンクリートの運搬や流し込みに、私も生まれていないから見ていないからわかりませんけれども、一輪車といいますか、ネコで使ってやっていたはずですので、コンクリートが行き渡っていない、均一ではないおそれが場所によってはあるのではないかと思います。ですので、その4カ所をサンプリングしたということですが、校舎のどのあたりをサンプリングしたのか教えてください。

それと、今も話ありましたけれども、耐力度調査の結果が想定よりよかったとあります。これは6月の新井議員の答弁にも同じ言葉があったのですけれども、そもそも耐力度調査自体、それぞれ何点ぐらい出るというのを想定したのか教えてください。

それと、本当に結果が予見できなかったでしょうか。それで、最終的に2月22日に耐力度調査の結果が出て、いつ建てかえではなくて改修になったのか。以上、5点お願いいたします。

それと、今のは耐力度調査についての質問ですが、もう一つ、今の大野伸惠議員の質問の中にもありましたが、改修検討委員会についてですが、その改修検討委員会の中で、今現在、何回か話し合い持たれているかと思います。議論の中でどんな意見が出ているのか教えてください。

それで、その意見が出ているかと思いますが、6月23日にもう既に第2校舎の設計業務委託がもう落札されてしまっているのですけれども、もうこの設計業務委託自身、この工事が4月1日現在の横瀬町建設工事の発注予定表の一覧表にもう既に4月1日の時点で出ております。にもかかわらず、改修検討委員会を6月12日に委嘱して、6月23日にもう既に落札されていますと、常識的というか、普通に考えて、その委員会の中身というのが反映させられないのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

それと、それに伴って、なぜそんなに急ぐのかなというのと、順番が逆ではないのかと、普通ならば改修検討委員会なりそういった話し合いの中で意見集約してから設計業務委託を発注するのが順番ではないのでしょうか。ここで3つ。

続きまして、改修に伴う工事費についてです。今回改修工事の設計要求書の中に、面積は1,410.8平米とあります。トータルの工事費はどれくらいを見込んでいるのでしょうか。6月の新井議員への答弁で、建てかえと改修では財政負担が大きく違うとありましたので、当然ですが、比較したと思います。建てかえ、改修それぞれで試算はどれくらいだったでしょうか。これも文科省のホームページや横瀬町の公共施設等総合管理計画の中にも改築と長寿命化改修、それぞれ目安みたいな平米単価は出ているのですけれども、実際のところはどうでしょうか。

それと、また新井議員も心配していらっしゃいました追加工事の心配はないのでしょうか。

それと、2月22日まで、今まで建てかえるということで進んでいたというふうに前回教育長も答弁されていましたけれども、建てかえることについて視察団とかいろいろしたみたいですけれども、例えば全体のうちパーセントでいうとどれくらいまで話は進んでいたのでしょうか。建てかえるには、先ほど見積もりしたかどうかとお聞きしましたけれども、それはどのように手当てをしようとして考えていたのでしょうか。以上、ここで4つですか。ちょっと件数が多いのですけれども、それぞれお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔小泉 智教育次長登壇〕

〇小泉 智教育次長 それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず、耐力度調査の詳細な内訳ということでございます。構造耐力につきましては、100点でございます。保存度につきましては、62点でございます。外力条件につきましては、0.93でございます。

それから、コア抜き4カ所の場所でございますが、まず1カ所目が第2校舎の1階の昇降口2つあるのですが、向かって左側の昇降口の左側の壁でございます。2つ目につきましては、1階の教室が全部で4教室あるのですが、真ん中の2つ目、3つ目の間の壁でございます。それから、3つ目ですが、3つ目につきましても向かって左側の昇降口から上っていった2階の左の壁です。4つ目につきましても、2階に教室が4つあるのですが、2つ目、3つ目の間の壁です。

ちょっと失礼します。資料とってまいります。それから、検討委員会で出た意見等でございますが、ライフラインの更新、電気設備、給排水設備、消防設備等の更新、耐久性にすぐれた材料の使用、建物躯体はコンクリートの中性化対策、外壁は耐候性塗料の採用、内装は床材を適材適所の材料(極力高耐久性にすぐれたもの)の採用、維持管理や設備更新の容易性の確保、配線、配管の露出、雨漏り対策で置き屋根の設置、多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる環境の提供、内装の木質化、黒板の更新、常設型プロジェクターの設置、ワイファイ設備の整備、省エネルギー化、照明をLED化、高断熱サッシの採用、障がい者対応としてエレベーター、2階、3階の南面のベランダを撤去して、新たに1.8メートル幅以上の廊下室の増築、階段の両側に手すりの設置、出入り口の扉は引き戸または引き違い戸、多目的トイレの設置、昇降口にスロープの設置、防災機能強化として2階、3階南面のベランダを撤去して、新たに廊下室を増築し、2方向避難経路を確保、屋外非常階段の設置、ガラスを強化ガラスに更新、それからその他の施設、エレベーターを給食の配膳にも使用できるように設置、第2校舎北側の2階連絡通路に屋根を設置、保健室の温水シャワーの設置、トイレの洋式化、各教室ごとに屋内手洗い場を窓側に設置、それから下足箱の更新、防犯カメラの更新、昇降口は第2校舎1カ所にし、新たに町道から通用門を設置、横瀬小学校全体のグランドデザインの見直し、給食の搬入口の見直し、将来を見越した教室の配置の見直しということでご意見をいただいております。

それから、既に業者さんのほうへ設計委託をしているということでというお話がございました。これに つきましては、この意見をまとめたものを設計のほうへ反映させてもらうようにしております。

それと、耐力度調査の想定につきましては、4,500以下で危険建物になるものと想定をしておりました。 改修費につきましては、先ほど申し上げましたが、検討委員会の意見を反映させた設計ができるように していただきますので、改修費のほうはまだ出ておりません。

〔何事か言う人あり〕

〇小泉 智教育次長 そうですね、はい。

〔何事か言う人あり〕

〇小泉 智教育次長 段階につきましては、本来耐力度調査を行った後に検討していましたので、その後、 設計のほうをお願いするということですので、何%ぐらいでしょうか、ちょっと済みません。ちょっとそ こはよくわかりません。

〔何事か言う人あり〕

〇小泉 智教育次長 建てかえの予算ですか。建てかえの予算につきましては、10億円とそれと取り壊し等で1億円で11億円ぐらいということです。

よろしいですか。済みません。

○小泉初男議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

〇井上雅国副町長 少し私のほうから補足をさせていただきます。

現状でございますけれども、検討委員会のほうでご議論いただいた、先ほど教育次長のほうからご回答申し上げた点を今設計会社のほうに投げまして、所々検討を始めたところでございます。そういう意味では、具体的にその結果がどのような形で出てくるかについては、現在町のほうとしては待っているという

状況でございまして、それが出てきた段階でまた検討委員会のほうにご提出をし、確認をいただきながら 進めていくということになっております。

今建てかえ費用とありましたけれども、そういう意味ではその改修につきましては、それを踏まえて、 その中で数字の概算というものも見えてくるというふうに考えておりますけれども、現状私どもの想定と いたしましては、建てかえのほうで十数億円に対しまして、1桁で補助金を使うことが検討され得るとい うふうなところで相応の差異があるものというふうに考えております。

それを今設計のほうで見ていただいているところということでございます。今の項目をお投げしておりますので、それを数字に置いていただくということを今お願いしているところでございますので、それを見て判断したいというふうに思います。

以上でございます。

〇小泉初男議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 済みません。一問一答形式になってしまいましたけれども、ありがとうございました。

では、今の回答に対する質問が3つなのですけれども、今サンプリングを4カ所やったという話で、1階と2階なのですが、文科省のを見ると、各階1カ所以上と書いてあるのですけれども、各階の3階部分はしていませんよね。1階と2階部分だけしかしていないという説明だったと思いますが、2年前の答弁で、校舎北側の膨張ということを言っていらっしゃいますので、その辺のところもサンプリングをしていないと、耐力度調査自体の意味がないのではないかと素人考えでは思うのですが、その辺いかがでしょうか。

それと、今の改築と改修費の件ですが、私が先ほど申し上げました横瀬町施設管理計画の中で、平米単価が出ています。1,411平米ということで、改築ですと横瀬町は33万円を予定と出ていましたので、1,410掛ける33万円というと4億6,000万円、改修ですと1,410平米掛ける、これは平米17万円で計算していましたから、2.3億円、約2億4,000万円、今のお話の10億円はこれる見積もりでは、町の資料ではそういうデータは出てこないのですけれども、どこから11億円という数字は出てきたのでしょうか。

とりあえずその部分と、建てかえると言っていたものの具体的には話が進んでいなかったということと 受けとめます。

そこで、今の質問の追加なのですけれども、今説明してもらった耐力度調査ですが、文科省のホームページを見ると手続が出ております。こういうのを見ますと、私は仮にちょっと計算してみたのですけれども、私が先ほどの再質問のときに申し上げました各調査項目で値の中央値を、机上の試算で申しわけないのですけれども、中央値を入力して手で計算してみますと、約4,900点から5,200点ぐらいが出てしまうのです。ですから、私わからないで計算しましたけれども、4,900点か5,200点出てとまいましたので、少なくも4,501点以上は出てしまうはずです。ですから、6月議会で改修工事になったという、全ての責任といいますか、そういった結果を耐力度調査の5,766点に押しつけて逃げ切ってしまった感じもしましたが、耐力度調査を発注する前、少なくも結果が出る前に少しでも耐力度調査の中身をどんなのだか、教育委員会のほうでも建設課でもどちらでもいいのですが、携わっている方が少しでも見ていただければ、皆さん

私より建築の知識はあるはずですから、4,500点より高い点数が予想できたはずです。先ほど想定していなかったとありましたけれども、予想できたはずです。

私、これ文科省のホームページ、1時間で大体わかりましたので、先ほどの結果を予見できなかったというのも違うのではないのかなというふうに思います。

そうしますと、わかりませんけれども、私自身は前提が変わったというふうに考えるのですが、その意味でも改めて2年間何していたかということと、今耐力度調査もまた、横中B棟、耐力度調査を委託出していますけれども、必ず4,500点出ます。4,500点以上出ると思います。結果が出ていなければ、試しに計算してみてください。これがまず1つ。

それと、2つ目は、今回、まだ試算、見積もりはわからない状態かもしれませんが、改修をして、前回の答弁でもありましたが、約30年ぐらい長寿命化、もたせます。となりますと、近い将来、すぐにまた同じことが第3校舎にも横小は発生してくるはずです。そうしますと、今回横小の第2校舎に何億円かけるかわかりませんが、横小全体のグランドデザインを第3校舎の更新時になどというのではなく、もう2年も何もしていなかったわけですから、私がPTA会長やっていたときからでも、現在でも横瀬小学校の問題として、給食の配膳の問題ですとか第3校舎の昇降口の防犯対策、校舎の配置などの問題もありますので、今回、このタイミングで、検討委員会もつくっていますので、もうちょっと時間をかけて考えていただければなと思います。

今回、大金もかけて木質化もして、エレベーターもつくって、もったいないから大事に長く使うということになってしまうと、今回の改修工事が結果的な話として、永久的というか恒久的になってしまうおそれもありますし、児童数もどこまで減るかわかりませんが、子供も減ってしまうし、補助金、国の財政も厳しくなる、補助金も厳しくなるから、結果的に第3校舎のときには壊すだけでいいやと、要するに尖閣諸島をめぐる日本と中国で、中国の鄧小平さんが過去に言っていた孫子の代に任せましょうみたいな、そんなようなことになるのを心配しているのですけれども、そういうことにならないでしょうか。これが2つ目です。

それと、3つ目、また改修検討委員会なのですけれども、いろいろ今の答弁なんかを聞いていますと、 単純に手続のために改修検討委員会をつくってという感じもしまして、大野議員の先ほどの質問でもあり ましたけれども、報酬のない委員会だから助言で済ませられるからかもしれませんが、そうではなくてメ ンバーもふやして、いい意見を出してもらうための改修検討委員会としてきちんと機能してもらって、町 長の言う来るべき第3校舎とあわせてグランドデザインの基礎を考えてもらうというふうなことも考えて いただければと思います。これが3つ目です。

最後4つ目ですけれども、第3校舎更新時に、今回お金をかけてしまった第2校舎壊せますか。壊すのならそれこそ無駄な話になってしまうと思います。文科省も長く使えということを勧めているようですので、設計業務委託発注しておりますが、ここで少し立ちどまる勇気も必要だと思いますが、どう考えますでしょうか。走り出したらとまらないのでしょうか、その辺をお聞かせください。

以上です。

〇小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

[井上雅国副町長登壇]

〇井上雅国副町長 私のほうからお答え申し上げます。

まず、11億円というのはどこから出てきたのだというところですけれども、過去の答弁の中でも概算で10億円程度というお話をさせていただいておるかと思いますが、今回もやはり改修ということを考えるに当たっては、改築にした場合はどれぐらいの規模になるのだろうという概算を設計士さんとも話をしながら、これはもちろん概算になりますけれども、それを見積もっていただいたところの数字がおよそそのあたりであったというところから来ております。

では、改修はどうなのだというところなのでございますが、実際に投げる設計の要望事項につきまして、 投げた直後ということに現時点ではなっておりますので、まだそこまでの数字が上がってきていないとい うことで、片方だけお答えして、片方がお答えできない状況になっているということでございます。

耐力度調査の結果がわかるのではないかというところでございますけれども、これは手順としてもB棟を今期実施予定でございますし、今後小学校の第3校舎をはかっていく上でも必要だというふうに思っておりますので、それについては今期補正予算でお願いをしているところでございます。ということでございますので、それを見て判断をしたいというふうに思いますが、仮に恐らく行けるであろうというふうに思うのであれば、そういうシミュレーションをしながら中では検討をいたしますし、それが逆のほうに振られてしまったときにどうするかということについては、その後検討するということになってしまいますので、まずは手順としてそれをやりながら進めていくということにしたいというふうに思っております。

全体のというお話なのでございますが、今回、第2校舎の改修というところで検討委員会のほうでもお話を進めていただいております。ただ、その中で当然第2校舎だけを見てやっているわけではございませんで、第3校舎、今第1校舎を除いた教室の数であったり、どういった機能が必要かということについても、その中ではお話として出ております。現時点では全てを完全に固め切るまではもちろん至っておりませんけれども、第2、第3でこういった数の教室、こういった機能、それから問題点としては給食の配膳の問題があったり、東の昇降口のところが防犯上問題があるのではないかとか、給食配膳というのはアプローチの問題だと思いますけれども、であれば、将来第3をやるときには、そのあたりを手当てしながら、例えば昇降口、今回エレベーターをつけるということも考えておりますので、そのエレベーターの位置等については、今設計士さんのほうでもご議論いただいているのですが、将来第3校舎こういうふうにもしたいというふうなことも含めてご議論いただくという形になるかと思います。すなわち今回の検討委員会の中で、第2校舎の要望事項としてまとめていただいておりますけれども、その中では一定程度、第3校舎あるいはその他の配膳の問題であったりアプローチの問題というものもご議論いただいた上でやり、今回は第2校舎の改修、第3校舎のときにはその話を受けて、第3校舎の改修になるのか改築になるのか、そういったことをつなげていくというふうなことを現時点では想定しておるということでございます。

ちょっと幾つか分けていただいたご質問の2つぐらいはちょっと一遍にお答えしているかもしれませんけれども、そのようにご理解いただければというふうに思います。

第3校舎やるときに第2校舎は壊すのかと、せっかくつくって壊すのかというところでございますけれども、現状ではその第2、第3がどういう姿になるだろうというのを完全ではないにせよ議論しながら進めているつもりでございますので、第2校舎を改修し、きちっと最後まで使える状態にし、第3校舎と補

完し合いながらできるような形で第3校舎の改修、あるいは改築も進めていくと、そういう方向を考えておりますので、第3をやるときに今回つくった第2をどうにかするといったことは現在のところでは考えていないというところでございます。

尽くしておるかどうかちょっとあれなのですが、以上ご回答とさせていただきます。

〔何事か言う人あり〕

〇小泉初男議長 副町長。

〔井上雅国副町長登壇〕

〇井上雅国副町長 大変失礼いたしました。

設計の発注と検討委員会が逆ではないかということでございますが、非常にタイトな関係になっていることは理解をしております。ただ逆に、発注後、少し時間をとった形で検討委員会の議論をお待ちし、検討委員会の皆様には少し時間を押した形でご議論をいただいているということも承知しておるのですが、そこの議論を待ち、それを設計会社のほうに投げて、議論をしていただいてから進めると、そこの手順だけは逆にならないようには進めております。

〇小泉初男議長 教育次長。

〔小泉 智教育次長登壇〕

〇小泉 智教育次長 コア抜きの場所の選定につきましては、議員さんからご指摘がありました危ないところはどうなのかということでございますが、実際にやった場所の選定した理由がちょっと今よくわかりませんので、その辺につきましては調べて、後でさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、最後のご質問になってしまうかと思いますので、私のほうからも補足をさせていた だきます。

まず、なぜ急ぐのかというところに多分回答していなかったので回答します。思いとしては、もう少し早くスタートはしたかったです。しかし、現実こうなっている中で、最善で最良の手を尽くしていきたいと思っています。早くしなければいけないというのは2つしかなくて、1つは、子供たちを一刻も早く一番いい環境に置いてあげたいというのが1つ。それと、今回の工事の関係でいくと、夏休みを挟むというところです。これがみそでして、極力負担のない形で夏休みを入れるかどうかというところがポイントかと思っていまして、そういうスケジュール感で行きたいと思っています。しかしながら、決め打ちは全くしておりませんで、例えば検討委員会のほうで待ったほうがいいということであれば、当然それも考慮しますし、1年待つことも可能ではあります。しかし、結論が出ているもの、あるいはやることが決まったものは最速でやっていくということかなというふうに理解をしています。だから、決して後戻りできないとか、あるいは決め打ちしているということではないところはご理解ください。これはできるだけ皆さんの意見を踏まえながらやっていきます。そして、今のところ現行スケジュールどおりで何とかなるのではないかなという思いは今のところは持っています。

それと、コストのところ、まだ仮定の話が多くて、数字を出しても精度が余り高くないし、いいかげんなことは言えないのですけれども、再三出ているその建てかえだと十数億円、しかも補助金なしの真水十数億円、それで一方のもう一つは、それはどんなにやっても改修は改修です。躯体を立ち上げるのとはこれはまるっきりコストが違います。かつ補助金もあるという部分で、今時点でもコスト的にはかなりの差があるということと、中長期的に見てもそこが結果的に改修のほうが高くなるということは、金銭的にはあり得ないと思っています。ということなのですけれども、この後、補正にも盛り込んでおりますけれども、順番としては、第3校舎の状況を早く確認すること、それと中学のB棟の状況を早く確認すること、これが次のステップでは大事です。それができて条件がそろったところで、小学校、中学校含めて教育施設がどうあるかというところは広く考えていくという考え方が必要かなというふうに思っています。

議員もおっしゃっていただいたとおりで、これはできるだけ多くの方の意見を聞いていくということも 大事ですし、できるだけ多くの方の意見を反映させて進めていきたいと思っています。

あと、判断についてというところは、実は自分は耐力度調査の結果が出た。その結果を聞いたときに安 心をした部分があります。それは、やはり財政的な負担が全然違うからということです。この町は、平成 19年の3月に緊急行財政改革をやっています。それは、前の加藤町長さんのときで、私になっているわけ なのですけれども、そのときの基本的な考え方です。財政はできるだけ健全を維持すること、あるいは支 出に無駄がないこと、町をコンパクトに、行政をコンパクトにしていくことというのは、私はこれ横瀬町 の伝統だと思っています。教育の問題は大変大事な問題で、町の予算措置やいろいろな支出の中では、子 供たちを育てるという部分は最優先分野の一つだと思っています。そこには優先的に資源を投入していく べきなのですが、しかしながらそれが幾らでもいいということには当然ならないのです。使えるもの、使 えるとわかったものを前倒しで壊して新しいものを建てるという発想は私にはありません。かつ今は改修 の技術も大変向上しています。木質化もできたりいろいろな機能も付加できます。それで、今回は、ベス トかどうかは、ベターな対応はできるかなというふうに思っています。ということで、いい環境に置いて あげたいのはやまやまなのですけれども、幾らでもいいわけではないし、身の丈もあるし、結局それが子 供たちの将来負担、先ほどの水道の話も近いのですけれども、我々これからつくる設備は、もうミニマム 維持していく必要があるし、合理化する必要があるし、使えるものは使っていく。この小さい町が持続可 能性を維持していくためには、非常に大事な考え方だと思っています。なので、それは私はもちろんそう しますし、私の後にどなたか町長をやられたら同じ考え方は引き継いでいただいて、この町の持続可能性 を高めていただきたいなというふうに考えています。

以上です。

〇小泉初男議長 以上で3番、阿左美健司議員の一般質問を終了いたします。 ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時08分

○小泉初男議長 次に、9番、若林想一郎議員の一般質問を許可いたします。

9番、若林想一郎議員。

[9番 若林想一郎議員登壇]

〇9番 若林想一郎議員 皆さん、こんにちは。 9番、若林想一郎でございます。通告に従いまして、一般 質問をさせていただきます。

まず、富田町長におかれましては、平成27年1月の当選以来、はや2年9カ月が過ぎようとしております。町長は、横瀬町を「日本一住みよい町」、「日本一誇れる町」にを標榜され、「いっしょに描こう横瀬の未来、みんなで創る日本一の町、若さ、情熱、行動力、富田能成現在51歳」をキャッチフレーズに、多くの町民の支持を得られました。当選以来、日夜日本一のまちづくりのため精励されておられますことにこの場をおかりしまして、改めて感謝と敬意をあらわすものでございます。

さて、今回の質問の1つ目は、日本一のまちづくり推進についてでございます。人口減少に向けた具体的な施策についてでございます。今、全国の市町村では、いろいろなアイデアのもとに、それぞれの市町村が生き残りのために奮闘しております。その一例として、北海道の東川町を紹介させていただきます。東川町は、北海道の中央部に位置し、面積247.3平方キロメートル、国道、鉄道、そして上水道という3つの道のない町でございます。人口動態でピーク時の1950年、昭和25年が1万774人、1994年、平成6年が6,973人、44年間で3,800人が減少をしております。しかし、1995年、平成7年に7,211人、2016年、平成28年3月31日には8,126人に増加をしております。ないを理由に諦めるのではなく、挑戦するまちづくり、自治体間競争が激しさを増す昨今、いかにして自分の町の存在感、認知度、そして住民満足度を高めていくか、横瀬町にも共通するものであると思います。

そこで、要旨明細(1)、土地政策における農業振興地域の見直しについてでございます。本町は、昭和53年に農業振興地域に編入し、今日まで40年間、種々の事業を展開してきました。しかしながら、農林業センサスによれば、昭和55年の農家総数484戸、農地面積237へクタール、水田が55へクタール、畑が182へクタール、12年前の平成17年は、農家総数75戸、農地面積138へクタール、水田が27へクタール、畑が111へクタール、比較するとおよそ30年間で農家総数は409戸の減、農地面積は99へクタールの減となっています。

そこで、①の農地の保全と有効利用について、②の遊休農地の解消について、今後どのように取り組んでいかれるかをお伺いしたいと思います。

次に、(2)、都市計画区域の見直しについてお伺いします。本町は、昭和56年に都市計画区域を設定し、 建築確認を含めた快適な生活環境の整備を進め、懸案であった下水道事業にも取り組んでおります。また、 開発指導要綱等も定め、秩序ある開発にも心がけていると承知しております。

そこで、①、用途地域の振興についてお伺いします。当時、県道横瀬停車場線と旧役場を含めた39へクタールの住居地域、三菱マテリアル横瀬工場を含めた24へクタールの計63へクタールを用途地域に設定い

たしました。この用途地域について今後の事業展開をどのようにしていくお考えかお聞かせください。

また、本年6月26日、増田寛也元総務相らによる所有者不明土地問題研究会が日本全国で所有者不明の土地が約410万ヘクタールに達するという推測結果が発表されました。これは、九州の360万ヘクタールを上回り、国土の総面積の2割を超える驚くべき数字となっています。所有者の居所や生死が直ちに判明しない、いわゆる所有者不明の土地が災害復旧や耕作放棄地の解消、空き家対策などの地域の公共公益上の支障となる例が各地で報告されているところでもあります。

そこで、②の地籍調査の推進についてですが、こうした地域から開始したらどうかと思います。横瀬町 の所有者不明の土地もあわせて解消していただきたいと思います。

次に、2の財政問題について、(1)、自主財源に係る税収の確保についてでございます。平成28年度決算書を見ますと、町税が11億4,705万円で、歳入の31.1%を占めております。町税については、平成9年度の14億5,180万円、歳入の43.3%をピークに毎年減少をしています。今後どのように自主財源の確保を展開していくかお伺いいたします。

そこで、①、公平かつ適切な課税の推進についてでございますが、国税徴収法や地方税法におきましては、例えば差し押さえの要件としては、法第47条で、次の各号の1に該当するときは、徴収職員は滞納者の国税につき、その財産を差し押さえなければならないとされております。難しい状況の中で大野税務会計課長を初め職員の皆様が日夜徴収に努力されたことによって、徴収率は93.1%、平成28年度の決算で前年度より0.5%上昇したとあります。皆様の頑張りに深く感謝を申し上げますとともに、今後もさらに公平かつ適切な課税を継続していただきたいと思います。

次に、②のふるさと納税の推進についてでございます。本年7月5日付の日経新聞によりますと、ふるさと納税の2016年度の寄附額が4年連続増加の2,844億円となりました。返礼品の人気を背景に、前年度の1.7倍を記録したとのことでございます。本町におきましても、平成27年度ふるさと納税額31万円、平成28年度は527万円となっており、喜ばしいことと思います。県内では鶴ヶ島市3億952万1,000円、深谷市2億9,601万3,000円、秩父市2億1,496万円となっています。秩父市では、返礼品としてイチローズモルト、クスダワインカスク2017を追加し、ふるさと納税の特典とされたようであります。本町におきましても返礼品の研究をさらに進めていただきたいと思います。新しいアイデアがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

参考としまして、全国で一番多いのが宮崎県都城市73億3,000万円、長野県伊那市72億円、静岡県焼津市51億2,000万円になっております。

次に、3の教育施策についてお伺いいたします。まず(1)、横瀬小中学校の今後のあり方についてでございます。本年度横瀬小学校の児童数は415名、横瀬中学校の生徒数は229名、横瀬小の児童数は平成10年747名、平成15年661名、平成19年561名、横瀬中は平成10年が433名、平成15年344名、平成19年343人と急激に減少しております。本年の秩父郡市の各小中学校の児童生徒数は次のとおりでありまして、まさに隔世の感がありますので、参考にさせていただきます。

秩父市の秩父第一小学校148名、花の木小学校349名、西小352名、南小171名、尾田蒔201名、原谷582名、 久那61名、高篠266名、大田110名、影森364名、荒川東174名、荒川西51名、吉田232名、小鹿野小学校364名、 長若小学校64名、三田川小学校67名、両神小学校100名、皆野町皆野小学校344名、国神小学校84名、三沢 小学校33名、長瀞町第一小学校222名、第二小学校71名でございます。

続きまして、中学校ですが、秩父第一中学546名、秩父第二中学299名、尾田蒔132名、高篠157名、大田42名、影森241名、荒川134名、吉田128名、小鹿野中学校310名、皆野中学校250名、長瀞196名でございます。

横瀬町でも昭和49年に小学生が993名おりました。そして、中学生は昭和59年に534人が最高でありました。まさに少子化が顕著であります。

8月29日の日経新聞によりますと、学校集約で29兆円削減という記事がありました。内閣府が人口減少 で過疎になる学校を集約すれば、30年間の累計で最大29兆円の経費が削減できるとの試算をまとめたとい うものでございます。少人数の学校を統廃合し、集会所などの住民サービス拠点として活用することで効 率化を図るとありました。今後、横瀬町の取り組みについて、どのような方法があるかお伺いしたいと思 います。

続いて、(2)、文化の振興についてのうち①、天然記念物等の町有化についてでございます。本町には 天然記念物としてザゼンソウ自生地が芦ヶ久保入山地区に2カ所あります。冬の寒い中でザゼンソウを初 めて目にしたときの感動は今でも忘れません。そこで、これからの気候変動等による環境の変化、自生地 のいろいろな状況の変化等も想定されますので、この際、地主さんにご理解をいただきながら町有化を進 めたらいかがでしょうか。根古屋城址の町有化もあわせてお考えをいただければと思います。

次に、②、横瀬音頭、横瀬讃歌の継承についてでございます。横瀬音頭、横瀬讃歌の継承については、 去る7月28日に講演会のタウンミーティングの場でぜひ復活してもらいたいとの要望を受けたものであり ます。今後どのように取り扱っていただけるのかお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

〇小泉初男議長 9番、若林想一郎議員の質問1、日本一のまちづくり推進についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

〇町田文利振興課長 それでは、要旨明細1、土地政策における農業振興地域の見直しについての①、農地の保全と有効利用についてと、②、遊休農地の解消について答弁をさせていただきます。

町の農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律に従い、昭和53年に730.3へクタールが指定され、現在に至っております。その間、姿地区、合耕地地区、後田地区等の農業基盤整備事業や農業経営の確立のための各種補助事業、農産物の加工や販路を拡大するための事業等を行ってきたところでございます。しかしながら、若林議員ご指摘のとおり、耕作農地の減少は著しいものがあります。最近の調査では、農地全体の面積に対して耕作放棄地とそれから農地として保全管理はしていますけれども、農作物はつくっていないという保全管理地、これを加えた割合が全体の4分の1ほどになっております。農地を確保し有効利用するということは、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成、農村文化の伝承等農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の発揮を図る上でも意義があり、必要なことであります。このため適切な農業生産活動が行われるよう、中山間地域等直接支払い制度などを活用し、荒廃農地の発生防止を図りながら、適切な農地の管理、集積、集約化等を進めていく必要があると思います。

また、現在姿地区で建設が進められております農協の農産物直売所が11月に完成する予定とのことであります。道の駅果樹公園あしがくぼとあわせて農産物の販路拡大に大いに寄与し、生産者の生産意欲の向上や新たな農業担い手の誕生、またひいては耕作農地の拡大により遊休農地の減少に結びつければというふうに期待をしているところでございます。

農業振興地域の見直しについては、時代の移り変わりとともに土地利用の情勢も変化することから、さまざまな要素を勘案し、将来を見据えた総合的な土地利用計画のもとで検討されていくべきだというふうに思っております。

以上です。

〇小泉初男議長 建設課長。

〔新井幸雄建設課長登壇〕

〇新井幸雄建設課長 若林議員の要旨明細(2)、都市計画区域の見直しについて、①、用途地域の振興について答弁いたします。

若林議員のお話にもありましたが、横瀬町の都市計画区域には、第1種住居地域と工業地域という2つの用途地域が定められております。そして、この都市計画区域内に点在する形で農振農用地区域があり、農業振興施策を継続的に展開している現状でございます。この第1種住居地域を拡大するような場合には、農業振興地域をこの中に指定することができないこともあり、今後、例えば都市計画法と農振法の適用エリアを整理できる環境を整えたり、町の農業振興施策、先ほどの振興課長の答弁にもありましたが、調整したりしながら用地地域の見直しについては判断していく必要があると思われます。

なお、用途地域の振興、今後の事業展開についてのご質問ですが、建設課としましては安全安心を優先 した道路計画に基づく道路改良などを今までどおり今後も継続していきたいと考えております。

また、建築行為に係る後退用地等の整備を進め、若林議員からもお話がありましたが、開発行為に関する指導要綱に基づく優良開発等を促進していきたいと考えております。

続きまして、②、地籍調査の推進について答弁いたします。横瀬町の地籍調査事業についてですが、現時点では平成31年度からの実施を予定しております。今年度中に事業の全体計画の策定を行い、来年度、平成30年度に県への補助申請と住民の皆様に対しての地籍調査の趣旨を普及していきたいと考えております。若林議員の所有者不明の土地から調査を開始したらどうかというお話ですが、現在、全体計画の策定中でもあり、事業実施につきましてはコスト面での効率のよさを追求しながら、さらにはあらゆる可能性を検討して、全体的なスケジュールを作成できればと考えております。

以上です。

〇小泉初男議長 まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 私のほうからは、要旨明細(2)、都市計画区域の見直しにつきまして、そのうちの①、用途地域の振興につきましてお答えを申し上げます。

現在、町では第5次総合振興計画の中で土地利用構想として土地の効果的・計画的な利用を促進するための方針を定めています。この土地利用構想では、町内を観光・スポーツレクリエーション地域、住宅・商業地域、工業地域、鉱業地域、森林地域、農業地域の合計6地域に分け、それぞれの地域特性を生かし

ながらのまちづくりを目指しています。

この土地利用構想の中の住宅・商業地域と用途地域指定の第1種住居地域、それから土地利用構想の工業地域と用途地域指定の工業地域とは、地域指定の位置関係が完全に一致するものではありませんが、用途地域の指定地域を包み込むような位置関係で町の土地利用構想地域が重なっております。

第5次総合振興計画の計画期間が平成31年度までとなっておりますので、平成32年度を初年度とする次期計画の策定に向け、未利用町有地等の活用も含め、将来に向けた町の土地利用のあり方について検討を進めてまいります。その際は、用途地域等、都市計画区域との関係につきましても、慎重にその整合を図り、町にある土地資源を有効に活用できるよう、適正な計画策定に結びつけられればと考えております。以上、答弁といたします。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 先ほど北海道の東川町を紹介させてもらいました。ここで、人口が6,973人から 現在8,126人にふえたとこの理由を調べましたところ、宅地開発をして、そこに家をいっぱいつくっていただいて、転入者というか、移住者が来て人口がふえていると、そして子育て支援を十分にしたことによって人口がふえているという紹介がありました。横瀬町におきましても、農地がこれだけ減少しておりまして、ことし3月1日に農業委員会のほうから農地管理に関する意向調査の結果というのをいただいております。農業委員会長も来ておりますので、こちらの結果についてをちょっと読ませていただきます。

「現在の農地利用は、全体の約60%の農地がみずから耕作であり、他の者に貸し付け、作業委託をしている農地が16%、遊休農地は26%であった。農業への厳しい環境が推察される。今後、5年から10年の農地利用では、みずから耕作が現況より7ポイント減の49%となり、貸し付け作業委託は4ポイント増の20%となっている。これは、農業者の高齢化や後継者問題等でいずれ規模縮小を考慮したものと思われる。また、遊休農地は6ポイント減少したものの、その他が9ポイント増加し、農地から地目変更等を考えているものと思われる。今回の調査結果を踏まえ、当委員会では農地利用のあり方や高齢化等に伴い担い手の掘り起こしと新規参入の促進、遊休農地の解消に努めていきます。あわせて皆様からのご意見を参考に、行政と連携して農業振興を図っていきます」という報告をいただいております。

ということで、これから農業を推進する中で、農業委員会とさらにこのような調査結果が出ておりますので、どのようにタッグを組んでいかれるか、その辺のあれがありましたら教えてください。振興課長さん。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長 それでは、再質問のほうに答弁させていただきます。

今若林議員がご指摘のとおり、農地利用の調査の結果を受けて、農業委員会とともに協議しているところでございますけれども、確かに時代とともに農地利用をめぐる環境というのは大変厳しくなっております。しかしながら、先ほど答弁させていただきましたとおり、農地を確保し、有効利用していくということは大変それにも意義のあることでございますので、このままどんどん、どんどん減ってしまうというこ

とだけではやはり困ることでもございますので、その中で荒廃農地の防止を何とか図るような手だてをしたり、あるいは農地を管理しながら耕作する意欲のある人もいらっしゃいますので、例えばそういったところを集約をするとか、そういった方策等も勘案しながら、農業振興を図って有効利用を進めていくということになろうかと思います。

農業委員会の中でもそういった議論が今は盛んに行われております。委員会と共同しながら、そういった施策を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〇小泉初男議長 再々質問ございますか。

9番、若林想一郎議員。

- ○9番 若林想一郎議員 地籍調査の関係で答弁いただきました。地籍調査については用途地域から始めていただけたらどうかという質問だったと思うのですが、こちらについては、そして平成30年、来年度から補助金を申請して平成31年度から具体化するというお話でした。ぜひ場所的には用途地域というのは特別な場所ですので、そこから一つの地籍調査を始めていただくという要望を出したいと思います。そういうことでよろしくお願いしたいと思います。
- ○小泉初男議長 答弁はよろしいですか。

ないようですので、質問1を終了いたします。

次に、質問2、財政問題についてに対する答弁を求めます。

税務会計課長。

〔大野 洋税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 要旨明細①、公平かつ適切な課税の推進について答弁をさせていた だきます。

人口減少と高齢化が進む当町にとりまして、自主財源である税収を確保することは大変重要な課題でございます。ご指摘いただきましたように、平成28年度におきましては、昨年度に比べ増収することができました。しかしながら、税収としましては、平成22年度以降ほぼ横ばいの状態でございます。今後も厳しい情勢が予想される中、公平かつ適切な課税と積極的な徴収の推進により税収を確保することが強く求められているものと認識しております。

公平かつ適切な課税の推進のためには、課税対象者や課税物件の把握と申告漏れの防止に努めることが 重要と考えております。近年の取り組みといたしましては、個人住民税では給与特徴義務者に対する給与 支払い報告書の提出の徹底強化を図るとともに、事業所に対する給与特別徴収の実施促進に努めていると ころでございます。

また、固定資産税では、償却資産申告におきまして、平成29年1月の申告に際し、法人住民税の申告のある事業所のうち、対象となりそうな事業所に対しまして、また観光農園や太陽光発電施設所有者に対しまして、申告の案内通知を送付し、申告を促したところでございます。今後も住民税や固定資産税、償却資産の未申告者の減少に努めるとともに、自主申告の必要性等の啓発と広報等による情報提供を図ってまいりたいと考えております。

次に、徴収の推進でございますが、徴収及び滞納処分につきましては、法令にのっとり適正に対応する

ことが重要と考えております。現在は、督促状、催告書の送付、電話催告や臨宅、夜間徴収等を行い、納税者の個々の状況に応じた納税相談を基本に粘り強い徴収活動を実施しているところでございます。

税負担の公平性の確保のため納める力があるにもかかわらず、納付がいただけない場合には、ご指摘がありましたように法令の規定に従い、差し押さえなどの滞納処分を積極的に行い、滞納の解消に努めていかなければならないと考えているところでございます。そのための取り組みといたしまして、昨年12月に横瀬町町税等収納向上対策本部設置要綱を全部改正いたしまして、債権が発生する関係各課の担当職員が構成員となる収納業務検討部会による債権管理マニュアルの作成作業を行っているところでございます。これによりまして、法令にのっとった適正で実効性のある徴収及び滞納処分を町として統一性を持って実施することができるものと考えております。

また、税務会計課におきましては、昨年度より再任用職員1名を専属の徴収担当として配属していただいております。滞納者に対しまして継続的な徴収活動が実施されることにより、徴収の強化が図られているものと考えております。今後も公平かつ適切な課税をもとに税負担の公平性の確保と納付秩序の維持を図り、税収の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〇小泉初男議長 まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 それでは、質問事項2の要旨明細のうち②、ふるさと納税の推進につきましてお答え申し上げます。

まち経営課では、持続可能な町の実現を目指して、町の財政状況を健全な状態に保つことに鋭意努めております。その中でご質問の自主財源比率を高めることは、自治体として常に心がけなければならないことと認識しております。自主財源とは、国や県からの支援に頼らず、町が自主的に調達できる財源をいいます。その主なものとしては、地方税、使用料、手数料、財産収入、寄附金などが挙げられまして、ご質問のふるさと納税につきましても寄附金に当たりますので、この自主財源に該当します。

ふるさと納税は、ふるさとや地方団体のさまざまな取り組みを応援する気持ちを形にする仕組みとして、 総務省が平成20年度に創設した制度です。近年、ふるさと納税をめぐっては全国的に自治体間の獲得競争 が過熱し、返礼品にかける費用負担割合が大きくなっている傾向であったため、本年4月1日付で総務大 臣から自治体を応援する気持ちを寄附金という形であらわすふるさと納税本来の姿に戻すよう、返礼品の 費用割合を寄附金の3割以下にすることという通知が出されました。

当町においては、昨年4月、総務省からの同様趣旨の通知を受けていたこともありまして、従来から返礼品にかける費用の割合を郵送料を含めて3割以下とした良識ある対応に努めてきたところでございます。

そのような中、町では昨年度から「ふるさとチョイス」というインターネットのふるさと納税サイトと 契約を結びました。また、その関連でクレジットカードでの支払い、徴収サービスができるヤフー公金支 払いサービスを利用する契約も結びました。これらにより全国どこからでもインターネットの画面からク レジットカードを利用することで、手間をかけずに横瀬町にふるさと納税できる環境を整えることができ ました。 また、町内で利用できるクーポン券を印刷作成したほか、ブドウやイチゴ農家等にお願いして、旬の時期にふるさと納税の返礼品として地元果物を宅配する取り組みも始めました。その結果としまして、先ほど若林議員おっしゃったとおり、昨年度の寄附金額は524万円となりまして、その前年の31万円から約17倍、寄附件数も平成27年度の19倍の342件となりました。ともに大幅に伸ばすことができたわけですが、担当するまち経営課としてもこの1年だけのこの結果に満足しているわけにはいきません。それで、今年度も引き続き力を入れているところでございます。

その例を挙げれば、芦ヶ久保地区で栽培しているプラムの「大石中生」という品種がございますが、この大変貴重な品種を新たな返礼品として追加をしました。残念ながらことしの結果は芳しくなかったのですが、この検証をした上で、また来年も挑戦しようと考えています。

また、これからの話ですが、新規の返礼品候補として、「あまりん」というイチゴの品種を追加できる 見込みでございます。昨年度「紅白のイチゴセット」として好評を博しました白いイチゴとして「アワユ キ」というのがありました。これは、昨年加えたわけですが、その「アワユキ」に加えてことしは「あま りん」という新しい品種を加えてイチゴの時期のバリエーションをふやすことができると考えております。 横瀬のおいしいイチゴが全国に旅立つことで、農園を訪れてくれるお客さんとふるさと納税のリピータ

そのほかにも町内の養蜂所の方にお願いをしまして、今ハチミツもこの返礼品に加えることができないかということで、相談をさせていただいておりまして、このような生産者の方にお願いをしながら、町の魅力を一つでも多く返礼品として寄附をしていただいた方にお届けできればと考えています。

そして、その方々が横瀬町をさらに応援したいという思いを持っていただくこと、また町内の商業、経済活動の活性化に結びつけられるようにこれから取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〇小泉初男議長 再質問ございますか。

一の増加につながるものと期待をしています。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 質問ではありませんが、大野税務会計課長さん、引き続き税収の確保に努めていただきたいと思います。

それから、まち経営課長さん、ぜひふるさと納税も知恵を絞ればいっぱい出てくるわけですから、お願いをしたいと思います。

ただ、マイナスの関係で、例えばふるさと納税の赤字が多い自治体というのも今度は出てまいりましたので、その辺の考慮もあるかと思います。ちなみに、一番マイナスになったのは横浜市55億5,000万円、それから名古屋市が31億8,000万円、そして東京都世田谷区30億7,000万円になっております。こんな状況もありますので、引き続きお願いを申し上げたいと思います。

〇小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうから最後答弁をさせていただきます。

まず、税収の確保につきましては、これは財政健全化という点からも、あるいは公平性ですとか効率化の観点からも大変重要な問題だと思いますので、鋭意力を入れてやっていきたいと思います。

それと、ふるさと納税のところなのですが、今、赤字の話が出ましたので、横瀬町の場合には黒字でございます。ということなのですけれども、実は少し今のところネックかなと思っているのが、マンパワーの問題です。大きい自治体ですとふるさと納税に人手を割いてということができるのですが、どうしても我が町の所帯ですと兼任という形になります。今期、新たに地域おこし協力隊、4月から1名、それから今月から1名来ています。2人とも女性でございまして、そういった人たちにアイデア出ししてもらったりとかというそのマンパワーのところをこれから少しプラスにしていくことを考えていきたいと思います。

以上です。

〇小泉初男議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、教育施策についてに対する答弁を求めます。 教育長。

[久保忠太郎教育長登壇]

児童生徒数の減少は、議員ご指摘のように、全国的な傾向とはいえ厳しいものがあります。ご案内のように横瀬町は、平成21年4月1日に小学校が、昭和45年4月1日に中学校が統合されました。小中学校では今後も2学級並行で推移していく見通しです。

国の動きでは小中一貫の義務教育学校の動きがあります。小学校は、全国に誇れる木造校舎を、中学校 も木質化されたすばらしい校舎を本町は有しております。施設分離型ではありますが、9年間をひとまと まりと捉えた目標や学習規律、生活規律のもと、教育活動を展開しております。

教職員の交流も含め今後も一教委小中学校1校ずつのプラス面をさらに生かしていければと思います。 地域の皆様には、今後も教育活動にご指導、ご協力をいただくことが多々あるかと思います。指導者と してご来校いただいたとき、控室的な部屋も必要になるかと思います。また、その部屋が新たな価値や役 割を生み出すことも視野にいれまして、さらに学校施設等一定の条件下のもとで地域の皆様に有効活用し ていただくことも検討していきたいと思います。

以上でございます。

〇小泉初男議長 教育次長。

〔小泉 智教育次長登壇〕

〇小泉 智教育次長 質問事項3、要旨明細2、①、天然記念物等の町有化について答弁させていただきます。

ザゼンソウの自生地は、芦ヶ久保地区内に2カ所ございます。それぞれ昭和48年1月に町指定の天然記念物として文化財指定し、所有者のご理解をいただき管理させていただいております。歩道の補修や自生地内の清掃等を行っておりますが、自生地の環境の変化や状況の変化に対応した自生する環境を整えることは必要と考えてございます。

また、根古屋城址につきましても、昭和48年1月に町指定の文化財史跡として文化財指定しております。 所有者のご理解をいただき管理させていただいております。

文化財としての保存状況は良好ですが、平成28年2月に遊歩道が暗いことから、間伐をさせていただき

ました。町有化が図られますと、これらの整備が容易になると考えられますが、文化財は所有者のご理解とご協力をいただき指定させていただいておりますので、所有者のご意向、町の財政状況や活用も含めて考えさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〇小泉初男議長 町長。

[富田能成町長登壇]

〇富田能成町長 私のほうからは、3、教育施設について、(2)、文化の振興についての②、横瀬音頭、横瀬讃歌の継承についての答弁をさせていただきます。

横瀬音頭、横瀬讃歌は、言ってみれば今埋もれてしまっている町の資産のようなものだと思っています。 2つの中でいきますと、横瀬音頭は私も知っていますし、音源もあって、歌える人も踊れる人も残っています。一方、横瀬讃歌に関しては、もう少し深いところに埋もれていまして、昭和51年につくられて、第1回から3回までのヨコゼ音楽祭で使われたことはわかっているのですが、中身を知っている人、覚えている人は現在ほとんどいないのではないかなというふうに認識をしています。そういった違いがあります。いずれにしろ、2つとも横瀬でつくられて横瀬にあるものでございまして、これから情報も集めてどんな使い方ができるかとか、あるいはその需要があるかなどをよく検討させていただきたいと思っています。以上です。

〇小泉初男議長 再質問ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 横瀬小中学校の今後のあり方ということで教育長より答弁をいただきました。

先ほど私のほうで、秩父郡市の、例えば秩父市が今小学校が13校あります。そこで将来的には、例えば 花の木小学校と南小は、もう人数が少ないから統合しなくてはいけないなというような形が出てくるかと 思いますが、横瀬については小中とも1校ですので、その辺は大変よかったかなという感じがいたします。

先ほど来、阿左美議員や新井議員、そして大野議員から第2校舎の件が出てまいりました。私も前に教育委員会にいたときに、小学校の裏のOさん、あそこの土地をうまく活用できたらもっと有効利用ができるのではないかなと思ったことがありました。そして、Oさんにもちょっとお話ししたことがありました。実際、Oさんのほうは亡くなってしまいましたけれども、あそこの土地がどうしても、Oさんが言うには、南側に3階の校舎があるとうちは日陰になって雪も解けなくて困っているのだというような話も聞いたことがありましたので、総合的な見地からあそこの敷地を使った小中学校のあり方というか、やってもいいのではないかなと思うところであります。

考えますと、横瀬中学校の周辺も田んぼが多かったのです。あそこの体育館なんかも下は田んぼだったと思いましたし、校舎の西側にNさんといううちがあったり、あそこのプールができたところも田んぼでしたし、いろんな意味で、広い意味で土地利用を図っていただいて、ぜひ考えの中で第2校舎、第3校舎ではなくて、もしかしたら裏にできたらもっといいのではないかなというふうなことを私は提案したいと思います。それについてはいかがでしょうか。

〇小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

[久保忠太郎教育長登壇]

〇久保忠太郎教育長 本当にありがとうございました。今、私自身はなかなかわからない部分がございまして、本当に今お話を聞いて、ああそうかという面もありました。

やはり学校というのは、土地というのはいろんな活用方法があるのだと思います。また、広げること、あるいはそこが再利用できること等々で新たな展開の可能性も膨らんでいくかと思います。とにかくいろんなことはあると思いますが、また財政当局等とも相談を申し上げながら、よりよい方向で検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

〇小泉初男議長 再々質問ございますか。

9番、若林想一郎議員。

- ○9番 若林想一郎議員 先ほど町長の答弁いただきまして、横瀬音頭なのですが、ちょうど昭和53年、これはまだ生きている人もいますので、実際に川東の納涼大会のときに5人ほど踊っていただきました。ですからまだ継承はできると思いますので、できましたらビデオに撮るとか何かしたほうがいいのではないかなと思うところであります。どうかその辺について、私もタウンミーティングでどうしても残してくれというような話をされていますので、町長の見解をお聞きしたいと思います。
- **〇小泉初男議長** ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。 町長。

[富田能成町長登壇]

- **○富田能成町長** 横瀬音頭に関しましては、踊る方がいることも存じ上げております。継承できるすべがあるかないかみたいなところはこれから検討してまいりたいと存じます。
- ○小泉初男議長 以上で9番、若林想一郎議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、4番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 4番、公明党の宮原です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問を させていただきます。

今回は、大きく3点について質問いたします。

1点目として、障害者差別解消法の取り組みについて、主に聴覚障がい者、視覚障がい者支援事業について質問いたします。

障害者差別解消法が平成28年4月から施行されました。この法律は、障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律です。この法律により今後は各地域の実情に応じた具体的な取り組みが求められます。

そこで、1つ目の質問は、障害者差別解消法の施行に伴って町の現状と課題についてお伺いします。

次に、障害者差別解消法では、行政機関は施設の改善及び設備の準備に努めるとあります。そこで、庁 舎内の環境整備についてお伺いします。

先日、視覚障がい者の読書権、大活字本(代読・代筆)情報支援サービスなどの普及活動を行っている 大活字文化普及協会の市橋正光氏からお話を聞くことができました。各地域において講習会を職員向けに 行っており、読み書き、情報支援委員養成基礎講習会を開催されております。この講習会は、障がい者や 高齢者らの日常生活や趣味、仕事などにおいて読み書きに不自由のある方に読み書きのお手伝いをするこ とを目的とする活動です。読み書き(代読・代筆)支援の啓発を図るとともに、基本的技術の習得を目指 す講習会を開催しており、読み書きサービスを実施していく人材を養成することが目的であります。同協 会は、読み書きサービスの必要性が高まっていることから、こうした講習会を開き、代読・代筆のノウハ ウを持ったボランティアを育成しています。

横瀬町においても高齢者や障がい者等の自立支援につながる取り組みにこのような講習会を職員研修と して行う考えがあるかお伺いします。

次に、聴覚、言語等の障がいがある方へ、より円滑な行政サービスを可能にした飯能市に視察に行ってきました。市町村で全国初の聴覚障がい者事業がスタートした市です。窓口支援と代理電話支援を本年7月3日から開始しています。飯能市聴覚障がい者支援事業で実施する窓口支援は、遠隔手話通訳、筆談、音声認識機能を備えた専用タブレット端末を使用し、窓口でのコミュニケーションの円滑化を図っています。また、代理電話支援では、聴覚や言語等の障がいがある方がスマートフォンやパソコンなどのテレビ電話機能を使い、市や市の施設へ即時に電話連絡をすることが可能となります。この支援事業の事前説明は、障がいを持っている方全員に通知を出し、全ての人を対象に説明を行い、支援の開始を推進、開始するとそれにより家から出られなかった方も役所を訪れるようになり、支援事業の効果が確認できているとのことです。横瀬町においても今後障がい者のみならず、高齢者や外国人にも適用できるので、導入の検討をしていく考えはあるかお伺いいたします。

次に、大きい2つ目の質問は、横瀬町で行っているがん検診について、町の現状と取り組みについてお 伺いします。

以前にも一般質問させていただきましたが、胃がん検診の検査にバリウム検査だけでなく、ピロリ菌検査を追加することはできないか。がんの死因の3位になっている胃がんはピロリ菌を除去することでがんになる可能性がほぼなくなります。血液検査で行えるので、再度医師会への働きかけをするなど、町で取り組んでいく考えはあるかお伺いします。

また、胃がん予防効果の高い20から30代のピロリ菌の除菌を進めるため、若年検診もできるかお伺いします。若年検診とは、18歳から39歳までの方を対象に受ける検診のことですが、現在町では対象は40歳から74歳以下の方ですが、ピロリ菌検査を一度受けておけば、ピロリ菌が見つかれば除菌することで胃がんのリスクは低くなります。がん検診の項目の中にピロリ菌検査が導入をされたときには、若年検診を行えるように検討していただけるかお伺いします。

3つ目の質問として、町で行っている特定健康診断について、町の現状を伺います。

さらに、導入を検討していただきたいのは、血液検査でできる血清アルブミン値の追加です。血清アルブミン値は、体の健康状態の支障となるもので、病気を発見するための血液検査項目ではないため、臨床

医学的にやや軽視されてきました。血清アルブミン値が低いほど老化の速度は速くなります。このアルブミンとは、食事で摂取されたタンパク質が胃腸で消化された後、肝臓に運び込まれ、アルブミンが合成されたものです。アルブミンは血液中を流れるタンパク質の約60%を占めていますから、数値が低いということは栄養が隅々まで十分に供給されていないということになります。すなわち、血清アルブミンの数値が高いということは、体の中で筋肉と骨格の占める割合が高く、栄養状態がよいということを示すことになるのです。人生後半を元気で生き生きと過ごすためには、必ずチェックすべき項目だと人間総合科学大学の熊谷修教授は言っています。熊谷修教授は、昨年2月に横瀬町で行った健康セミナーで講演していただきました。この講演の中で教授は、中高年は毎日80グラムの肉を食べましょうと話しています。教授は、秋田県内の約1,000名のシニアの協力を得て、4年間、栄養改善の活動を行い、この活動のメインテーマが肉食を推進することでした。その結果、4年間で4年前に比べて体内のタンパク質栄養が改善され、血清アルブミン値が増加していました。つまり、老化をおくらせることができたということです。このデータはシニアを対象としたものですが、タンパク質栄養が低いと老化が進むということは、シニアにも中高年にも共通することです。血清アルブミン値を知ることで改善が必要なことが見えてきます。これが健康寿命を伸ばす必須条件にもなります。町においても血清アルブミン値の検査の導入を推進することに取り組んでいくか伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○小泉初男議長 4番、宮原みさ子議員の質問1、聴覚障がい者、視覚障がい者支援事業についてに対する 答弁を求めます。

健康づくり課長。

[小泉明彦健康づくり課長登壇]

〇小泉明彦健康づくり課長 私のほうから質問事項の1、要旨明細の1番目、町の現状と今後の取り組みについて答弁をいたします。

ご質問のとおり、障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを求め合いながら、ともに生きる 社会をつくることを目指して制定されたものが障害者差別解消法であります。障害を理由とする差別の解 消の推進に関する法律というものが正式な名称でありますけれども、不当な差別的取り扱いの禁止、合理 的配慮の提供を求めているものでございます。

差別解消法の啓発のための取り組みとしては、秩父地域1市4町でパンフレット作成をし、住民の方に 周知をすることや町ホームページにより制度の周知を行っております。

そのほかでは、鳥取県で始まりました障がいのある方が困っているときに、ちょっとした手助けを行う 運動、「あいサポート運動」を秩父地域1市4町で連携して推進をしております。

さらに、昨年の11月には、毎日新聞の論説委員であります野沢氏を講師に招きまして、住民の方を初め 事業者、行政職員を対象といたしました差別解消法についての講演会を行っております。

また、法には対応要領の制定が求められておりまして、当町におきましては総務課におきまして、対応 要領を定めており、職員は事務または事業に当たりまして、適切に対応するよう心がけております。

次に、要旨明細の2番目の差別解消法の中での行政機関の対応についてでありますが、まず町内の環境 整備につきまして、読み書きに不自由のある方の読み書きのお手伝いをする大活字協会さんの活動、そし て同協会が行っております講習会、ボランティアの育成につきましては、読み書きの不自由な方にとりま して、有効な大変有意義な活動だと思っております。

このような講習会を職員研修として行うとするならば、総務課のほうで主体的に行っていくこととなる わけでありますが、障がいをお持ちの方へのサービスを充実するため、必要な職員研修会、講習会につき まして、総務課と協議をしてまいりたいと思っております。

次に、飯能市の聴覚障がい者支援事業という専用のタブレット端末を使用しての窓口支援、またスマートフォンやパソコン等による代理電話支援の取り組みについてでありますが、ことしの6月の議会におきまして、当町の窓口対応についてお答えをしておりますが、聴覚に障がいをお持ちの方への対応については、来庁された方が全く聞こえない、話すこともできないといった場合には、筆談による対応をしております。また、聞こえにくいけれども、まだ聴力が残っている方につきましては、聞き取りやすいようゆっくりと説明を行うなど、障がいの特性に合わせた対応を心がけております。

飯能市の取り組みにつきましては、大変先進的でありまして、ご指摘のように高齢者や外国人の方にも利用が可能ということでありますが、当初費用が600万円近くと聞いております。また、維持費も年に300万円から400万円程度が見込まれているということであります。国、県の補助があるにしても、後年度負担等経費負担を考えますと、現時点で当町がこの事業を実施することは難しいかなと考えております。

先ほど申し上げましたように、現在町でできる対応をし、今後も聴覚に障がいをお持ちの方が安心して 窓口にお越しいただけるよう心がけてまいりたいと思っております。

以上であります。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございました。

この大活字の視聴覚の方に対してですけれども、やっぱり我が町でできることから対応していっていただきたいと思います。それで、やはりこの町に訪れた、役場に訪れた方から言いますと、筆談ができる、そこに行くまでの目印になる大きい案内板をつくっていただくとか、先日も車椅子がどこにあるかわからなくて、用事が済んで振り返ったら車椅子があったという、それなのでやはり目に見える、そういう方に本当にささいな心遣いかもしれませんけれども、やはりそういうことはすごく必要だと思います。

それと、やっぱりこの経費が高額ということなので、本当に町としてできることということで何点か伺いたいと思いますけれども、本当にささいな小さいことなのですけれども、やはり各公共施設にあるエレベーターに椅子を置いていただければ、やはりお年寄りの方とか不自由な方にすごく助かる、たとえ1階でも2階でも行くところには助かると思います。

あとは、この間、福祉センターのほうへ委員会のほうで視察に行かせてもらったのですけれども、やはりあそこでも普通の健常者であれば普通なところなのですけれども、玄関から入ったところにスロープを置いていただくとか、あとは畳のところに入るのに、やはり足の不自由な方であの高さを上るのはかなりきつい方もいらっしゃると思うので、そういうところにも本当に配慮していただきたいと思いますので、そういう細かいところを町として一度総点検をしていただけるかどうか伺いたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 再質問にご答弁いたします。

ご指摘のように大きい看板の文字、確かに不自由な方にとってはなかなか見づらい大きさの部分もあるかと思います。今後、庁舎管理等のこともありますが、協議して対応ができればと思っております。

また、車椅子の保管場所につきましても、確かに少しわかりづらい部分があったかと思います。その辺につきましても今後配慮をしていきたいなと考えております。

最後のエレベーターの中の椅子の設置につきましては、危険でない程度の形で対応できればと思っております。これにつきましても、対応ができるかと思います。

最後に、福祉センターのほう、そのほか公共機関につきましてのバリアフリーにつきましては、点検等いたしまして、改修できる部分は改修をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。いいですか。

以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、横瀬町のがん検診の取り組みについてに対する答弁を求めます。

しては、平成28年度から委託医療機関において個別検診が可能になっております。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

〇小泉明彦健康づくり課長 続きまして、質問事項の2の要旨明細1、がん検診の取り組みに関して町の現状と今後の取り組みについて答弁をいたします。

町では、がんの予防に対する意識の普及啓発、それからがんの早期発見、早期治療により健康の維持を目的に6つのがん検診を行っております。検診によっては対象年齢が異なりますが、胃がん、大腸がん、肺がんにつきましては、40歳以上の男女の方、前立腺がんにつきましては40歳以上男性の方、乳がんにつきましては30歳以上の女性の方、子宮がんにつきましては20歳以上の女性の方という形になっております。これらの検診につきましては、集団検診でありましたけれども、胃がん、乳がん、子宮頸がんにつきま

なお、検診の受診率がなかなか伸びないというようなことがございまして、がんの予防意識を初め健康 意識向上のために、今年度わくわくポイント事業というものを始めさせていただいております。この事業 は、がん検診や町が行います健康事業に参加をいただきますとポイントがつくと、このポイントが一定以 上たまりますと、町内で利用できる商品券と交換ができるという事業でございます。7月から事業実施を しておりますが、8月末でのポイントカードを受け取られた方は455人となっております。今後も健康意 識を高めていただき、多くの町民の方に参加をしていただきたいと考えております。

次に、要旨明細2のピロリ菌検査、これにあわせて胃がん検診の若年検診の導入についてでありますが、 胃がん検診の検査時にピロリ菌検査を追加ですることについて、これはこのピロリ菌検査をすることで除 菌をすると、このことによりまして胃がんになる可能性がなくなるというようなお話でございましたが、 胃がんになるリスクは大変少なくなるということは聞いておりますが、国立がんセンターの発行いたしま した有効性評価に基づく胃がん検診のガイドラインというものが2014年度版になるのですが、あります。 まだ改訂されておりません。この中で、ペプシノゲン法とヘリコバクター・ピロリ抗体、これの併用法の効果につきましてはまだ不明確だというようなことから、住民検診としては推奨されていないのが現状でございます。実際に実施している自治体もあるようでございますが、現状におきましてはバリウムによりますエックス線検査を継続をしていきたいと考えております。

なお、若年検診につきましては、ピロリ菌検査とあわせた形の導入ということでございますので、その 先になろうかと思います。

ただ、今年度乳がん検診の対象年齢を40歳から30歳に引き下げさせていただきました。こういったこと もありまして、秩父地域の動向、それから秩父郡市医師会との協議を経る必要はございますが、がん検診 の対象年齢につきましては、今後検討等は必要かなと考えている部分がございます。

以上、答弁といたします。

〇小泉初男議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございました。

このピロリ菌除菌ということに関しましては、私も今回人間ドックを初めて受けさせていただいて、人間ドックの中にもピロリ菌の抗体検査というのは、やはりオプションでありました。4,300円プラスして受けましたけれども、やはり私たちの年代ぐらいになりますと、ほぼあるということで、私もピロリ菌がちゃんとありまして、除菌を行わせて、まだこれから結果になるのですけれども、やはり物すごい大事な検査になってくると思います。先ほども健康づくり課長さんもお話しされていましたけれども、ペプシノゲンの併用と一緒に、ピロリ菌の抗体の検査ということで、ABC検診という内容になっておりますけれども、やはり効果は余り認められないとおっしゃいましたけれども、結構全国的に各自治体がやっておりまして、40歳以上を限定でなくても、やっぱり45、50とかそういう感じでやはりこれは物すごく大事な検査になると思います。あとは、本当に医師会で決めている人間ドックでありますから、そのピロリ菌の抗体の検査に関して、町として補助金をそれについてだけというのはまずいかもしれませんけれども、やはり胃がんのリスクを本当にゼロに近くなれるものなので、何とか取り組んでいただきたい、医師会とか1市4町に取り組んでいけるよう横瀬町から発信していただければと思いますけれども、その点もう一度お伺いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 再質問にお答えをいたします。

お話のようにピロリ菌検査、ABC検査のことにつきましては、いろいろな諸説があることは確かに聞き及んでおります。ただ、私が申し上げましたように、国立のがんセンターのガイドラインがまだ改まっていないというような部分で、医師会さんとすればその辺を重んじているという部分はあるのかと思います。実際に近隣の、秩父郡外ですけれども、そういった制度について、いろいろ検証があるようでございます。町としてピロリ検査、どのような形で実施できるか検討はし、可能であれば町長等と相談をいたしまして進めていければとは思いますが、今後検討を要したいと思います。

以上であります。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

- ○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。できれば町長の見解もお伺いしたいと思います。
- 〇小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

- **○富田能成町長** これに関しましてはまだ見解が幾つかあるということだろうというふうに認識しています。という中で、本当に胃がんリスクがこれでゼロになるとか、効果が認められるということであれば、 積極的に進めていくべきものだなというふうに思います。そこの見極めのところかなというふうに思います。
- 〇小泉初男議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、横瀬町の特定健康診断の取り組みについてに対する答弁を認めます。 いきいき町民課長。

〔大塲玲子いきいき町民課長登壇〕

〇大場玲子いきいき町民課長 質問事項3、要旨明細(1)、町の現状と今後の取り組みについて答弁させていただきます。

特定健康診査、特定健診は、内臓脂肪型肥満、いわゆるメタボリックシンドロームに着目した糖尿病などの生活習慣病の予防を目的とした健診でございます。対象者は40歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者となっております。本町における特定健診の現状でございますが、受診者の利便を図るため、町民会館、活性化センター、総合福祉センター、コミュニティ防災センターで受診する集団健診及び委託医療機関で受診する個別健診の2通りの方式で実施しております。

また、健康申込書を対象世帯に直接郵送することにより受診を促すとともに、広報を通じて受診啓発に 努め、さらに未受診者に対しましては、勧奨通知を送付する等の対応も行っております。

平成28年度は法定報告の確定数値がまだ発表されておりませんので未確定ではございますが、受診者は676人、受診率は39.3%となっております。平成27年度の法定報告の確定数値ですと37.3%で2%の増加となっております。しかしながら、平成27年度の受診率は埼玉県内市町村の平均値38.6%を下回り、国の基本指針及び横瀬町特定健康診査等実施計画における特定健診受診率の目標値である60%に達しない状況が続いております。

今後の取り組みでございますが、被保険者一人一人が自己の健康状態を確認する機会として受診してもらえるよう、さまざまな機会を活用して周知を行い、特定健診等の受診率の向上に努め、複数年にわたって受診をしていない方に対しましては、重点的に受診勧奨を行ってまいります。

町といたしましても、被保険者が特定健康診断を受診して生活習慣改善の意識を高め、みずからの健康 管理を行うことの重要性の理解や協力を得ながら、被保険者の健康づくりが進むよう着実な事業実施に向 けて取り組んでまいりたいと存じます。

続きまして、要旨明細(2)、血液検査におけるアルブミン値の導入についてでございます。特定健診の基本的な健診項目は、全国で統一した項目により、その効果を検証するとの考えのもとに国が項目を定

めております。血清アルブミン値は、現在特定健診の基本的な健診項目には入っておりません。追加項目を含めた健診項目に関しましては、検査の充実を図るため1市4町及び秩父郡市医師会との協議、調整のもと決定しておるところでございます。

宮原議員のおっしゃるとおり、血清アルブミン値は栄養状態を評価する際、低栄養に陥っていないかどうかを調べる指標となるものでございますが、低栄養につきましては、現在実施している健診項目の体格指数 B M I 、ヘモグロビンや中性脂肪の値により医師が栄養状態を総合的に判定していると推断しております。しかしながら、近年、メタボリックシンドロームが注目される中、粗食が大切などの健康法がメディアで紹介されておりますが、宮原議員のおっしゃるとおり、老化をおくらせ健康寿命を延ばすためにも、年齢とともに少しずつ老化予防の食事にシフトさせていくことが必要かと存じます。

つきましては、健康づくり課と連携しながら特定健診のほか、ヘルシー講座や健康相談などの利用を促進し、バランスのとれた食生活や生活習慣の改善についてアドバイスをさせていただきながら、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいります。

また、血清アルブミン値を健診項目に追加する件につきましては、1市4町及び秩父郡市医師会と連携を図りながら検討してまいりたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございました。

やっぱりこの受診率の向上のためには、本当に町として一生懸命やっていただいているということは、 日ごろから本当に感謝しております。さらに、やはり今老人会とか高齢者サロンの高齢者の方が本当に元 気で活発に活動されておりますので、そういうところを通じてまたやっていただければ、もっと受診率も アップしていただけるかと思います。

この血清アルブミン値の導入ということは、やはり高齢者サロンの運営とともに携わっている方がいまして、本当にみずからこの血清アルブミン値というのを、項目の中には血液検査の項目の上から2番目にあるのですけれども、私も今回人間ドックでアルブミン値の数値を調べて、人間ドックではやっていただいているのだなというのがわかりました。本当にこの特定健康診査の中に導入するというのは、多分全国的にもまだ、やっぱり先ほど言われたように、全然考えていないというのが国の方針だと思います。ただ、やはり先ほどのピロリ菌の検査ではありませんけれども、目で見てわかる数値というのが本当にいかに人のやる気を起こさせるかというのは、本当に自分自身も感じておりますので、やっぱり目で見られる数値をいかに知らせて、その人が本当に健康状態を保っていけるかというのを知るいいことではないかと思いますので、さらにまた進めていっていただければと思いますので、やはり今後どういうふうな対策をしていくか、もう一度お聞きしたいと思います。

〇小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

〔大塲玲子いきいき町民課長登壇〕

〇大塲玲子いきいき町民課長 ただいまお話がございましたとおり、目で見られる数値というのが大切だと

いうことも私も認識しておるところでございます。こちら特定健診の実施項目の決定に当たりましては、 1 市 4 町及び秩父郡市医師会との協議の調整のもと、先ほども申し上げましたが、行っております。血清 アルブミン値を単独で健康項目に追加することは難しいかと存じますが、今後とも 1 市 4 町及び秩父郡市 医師会と連携し、より効果的な特定健診となりますよう取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

ないようですので、4番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

◎延会の宣告

〇小泉初男議長 ここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇小泉初男議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会といたします。

大変お疲れさまでした。

延会 午後 4時38分

平成29年第4回横瀬町議会定例会 第4日

平成29年9月11日(月曜日)

議事日程(第2号)

- 1、開 議
- 1、議事日程の報告
- 1、一般質問
 - 6 番 新 井 鼓次郎 議員
 - 5 番浅見裕彦議員
 - 1 番 向 井 芳 文 議員
- 1、陳情第 2号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についての上程、説明、 討論、採決
- 1、報告第 3号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率についての上程、 説明、質疑
- 1、議案第36号 児童福祉法改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第37号 横瀬町情報公開条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第38号 横瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第39号 横瀬町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、 採決
- 1、議案第40号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第41号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第42号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の 一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第43号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第44号 横瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、 説明、質疑、討論、採決
- 1、認定第1号 平成28年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成28年度 横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成28年度横瀬町介護保 険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成28年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定 について、認定第6号 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定につい ての上程、説明、質疑

1、延 会

午前10時開議

出席議員(11名)

	1番	向	井	芳	文	議員	2 1	番	黒	澤	克	久	議員
	3番	阿 左	美	健	司	議員	4 1	番	宮	原	みさ	子	議員
	5番	浅	見	裕	彦	議員	6 1	番	新	井	鼓 次	郎	議員
	7番	内	藤	純	夫	議員	8 1	番	大	野	伸	惠	議員
	9番	若	林	想 一	郎	議員	1 1 1	番	小	泉	初	男	議員
1	O.T.	-1.1-	1.1.	v=tr	चाई	±¥ □							

12番 若 林 清 平 議員

欠席議員(1名)

10番 関 根 修 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町 長	井	上	雅	国	副町長
久	保	忠太	郎	教 育 長	守	屋	敦	夫	総務課長
赤	岩	利	行	まち経営課長	大	野		洋	税務長 理
大	塲	玲	子	いきいき 町民課長	浅	見	雅	子	子 育 て 支援課長
小	泉	明	彦	健康づくり 課 長	町	田	文	利	振興課長
新	井	幸	雄	建設課長	小	泉		智	教育次長
加	藤	元	弘	代 表 監査委員					

本会議に出席した事務局職員

富 田 芳 夫 事務局長 平 匡 史 書 記

◎開議の宣告 (午前10時00分)

〇小泉初男議長 皆さん、おはようございます。

本日は、関根議員から欠席の通告がございました。

ただいま11名の出席でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより開会いたします。

◎議事日程の報告

〇小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。 直ちに本日の会議を開きます。

◎一般質問

- ○小泉初男議長 日程第1、町政に対する一般質問を行います。
 - 8日に引き続き、通告順に許可をいたします。
 - 6番、新井鼓次郎議員。

〔6番 新井鼓次郎議員登壇〕

〇6番 新井鼓次郎議員 おはようございます。6番、新井でございます。議長のお許しをいただきました ので、通告に従いまして質問いたします。

私の質問は、芦ヶ久保地区にある獅子の穴洞穴についてと産後ケアのさらなる発展についての2つであります。

まず、質問1、芦ヶ久保、獅子の穴洞穴についてですが、この洞穴は、芦ヶ久保の赤谷地区から大野峠に向かうハイキング道の途中から少しそれたところにあると聞いております。約40年前に断層洞穴として埼玉県教育委員会が埼玉大学とともに調査したそうですが、最近まで話題とはなっておらず、その存在や場所を知っている人もまれであるそうです。

ことしになり、NPO法人日本洞穴探検協会が奥秩父洞穴群調査の一つとして、この洞穴に着目し、地 元有識者や地主さんの協力のもと調査を実施したそうですが、(1)として、この獅子の穴洞穴の地質、 規模、価値等どのようなものかお伺いします。

次に、(2) として、秩父地域の地質についての関心は。テレビ番組で取り上げられるなど高くなっています。この獅子の穴洞穴もこれから徐々に知れ渡ると、マニアの方の探検や盗掘等の影響で荒らされてしまう可能性も大いに考えられます。有識者の話では、大変珍しい洞穴で、未調査の部分もあるとのことでございます。ついては、学術的調査を実施し、その形状や地質、洞穴の形成の原因などしっかりと把握した上で、文化財のような保存対策を考えてほしいと考えておりますが、今後の横瀬町の対応についてお伺いします。

次に、質問2、産後ケアのさらなる展開についてお伺いします。横瀬町では従来より母子保健と子育て支援の両面より支援の充実に努めてきたわけでありますが、ことし1月より始まった新しい取り組みである「ほっとハグくむママサロン」は、助産師さんから一人一人その方の状態に合った育児アドバイスや個別母乳ケアマッサージが無料で受けられるようです。そして、4月からは乳幼児健康相談とママサロンのコラボが新たに開始されたようでございます。助産師さんだけでなく、栄養士さん、保健師さんに相談したり、ケアを受けたり、ママさんたちの情報交換、交流の場ともなっているようで、大変好評であり、まことにありがたい事業であると思います。また、他地域の方からも「横瀬すごいね」、「横瀬がうらやましい」との声もいただいております。

そこで、(1) として、大好評のママサロンについて、サービス内容、利用状況、効果、運営して見えてきた問題点など現状についてまずお伺いします。

次に、(2) として、このすばらしい事業の発展についてですが、切れ目なく必要な支援を受けられるようにするためには、夜間対応や宿泊対応は将来検討しなければならない必要なサービスと考えます。サービスの充実には、保健師さんや心理士さん等の専門職の配置が必要と考えられ、その体制を構築するためには、費用もかかります。定住自立圏共生ビジョン等で事業として取り上げ、秩父郡市広域で取り組み、中央に拠点をつくり、サービスを展開するのが望ましい姿と考えますが、今後の展開についてお伺いします。

以上、よろしくお願いいたします。

〇小泉初男議長 6番、新井鼓次郎議員の質問1、芦ヶ久保、獅子の穴洞穴についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔小泉 智教育次長登壇〕

〇小泉 智教育次長 質問事項1、芦ヶ久保、獅子の穴洞穴について、要旨明細(1)、芦ヶ久保地区にある獅子の穴洞穴は、約40年前、埼玉県教育委員会において調査されていますが、ことし調査団により再度 調査されたようです。この洞穴について、地質、規模、価値等どのようなものかお伺いしますにお答えいたします。

この洞穴につきましては、1975年3月に埼玉県文化財保護協会が発行しました「埼玉の文化財第15号」に、楮久保断層洞として記載がございます。それによりますと、楮久保の北部を東西に通る大きな断層に沿って形成した断層洞で、総延長約65メートル、秩父古生層中のチャートの中にあり、洞口の幅は平均1.5メートルくらい、洞口と最奥部との高度差約19メートルとなっております。この断層洞は、本県では最大で貴重な洞窟であると記されております。

また、今回の洞穴を調査した団体の報告によりますと、洞口の大きさは高さ0.49メートル、幅0.9メートル、最高地点天井から最低部までの高低差29.4メートル、総延長104メートルプラスアルファ、日本最長のチャート洞穴と記載されております。

次に、要旨明細(2)、秩父地域の地質についての関心は、テレビ番組等で取り上げられるなど高くなっております。今後の横瀬町の対応についてお伺いしますに答弁させていただきます。

横瀬町におきましても、平成28年3月に古秩父湾堆積層及び海生哺乳類化石群として、「新田橋の礫岩

露頭」が国の天然記念物指定され、地質に関する関心は高まっております。また、議員さんのご質問にもありますように、秩父地域の地質について、たびたびテレビ番組で取り上げられるところであり、住民のみならず、多くの方から注目されているところでございます。 芦ヶ久保地区にある獅子の穴洞穴につきましては、全体の長さと申しますか、大きさというのですか、その辺がまだわからない部分もございます。 今後この辺につきましても、調査をしたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございます。一般的にチャート質というのですか、これは水に 浸食されない非常にかたい岩なのだそうです。よって、この岩の層に穴があいているというのは大変珍し いらしいです。ハイキングの立ち寄り地点やマニアを対象とした探検ツアーの観光ビジネス、さらにこれ はちょっと大きな夢の世界になってしまうかもしれませんが、鉱物資源の発見とか、医療関係が注目する 未知のバクテリアというのですか、そういうものの発見等も考えられまして、非常に有用な地下資源が発 見される可能性を秘めているわけでございます。地域発展のための資源として、今のところほんの少しで すが、期待が持てるところだと考えております。

まず、調査していただくとのご答弁ですので、大変これはありがたいことだと思います。その上で、現状で保存するのか、あるいは整備や開発をするか検討していただくことに将来なるかと思いますが、そのとき、検討まで進んだときには、ぜひ地元の方々の意見とか、専門家の意見を広く聞いて、慎重に展開を進めていただきたいとお願いしたいわけですが、よろしくお願いいたします。さらに、開発等が考えられるときに破壊とならないように十分注意していただければと思います。

それから、もう一点なのですが、獅子の穴のほかに、横瀬が持っている洞穴、そのほかに有望なものというか、貴重なものがあるのでしょうか。把握しているようでしたら、教えていただきたいと思います。 よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔小泉 智教育次長登壇〕

○小泉 智教育次長 再質問に答弁させていただきます。

まず、この洞穴につきましては、まず調査をさせていただいて、それを実際どのようなものかを確認した後に、その後どういう活用ができるとか、そういったものを考えていきたいと思っております。現段階では今すぐにどうするというふうにはまだ考えてございません。

続きまして、ほかにあるかというご質問だったかと思います。ほかにはちょっと私のほうでは洞穴については承知しておりません。

以上でございます。

〇小泉初男議長 再々質問ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございます。調査の内容の中で、104メータープラスアルファ、

日本最大であると思われるとのことでございます。ぜひ調査をしていただきまして、日本一ですから、横瀬の発展のために有用に使うようにお願い申し上げまして、質問1を終わらせていただきます。

- 〇小泉初男議長 よろしいですか。
- ○6番 新井鼓次郎議員 はい。
- ○小泉初男議長 ないようですので、質問1を終了いたします。

次に、質問2、産後ケアのさらなる発展についてに対する答弁を求めます。 子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

〇浅見雅子子育て支援課長 私のほうからは質問事項2、要旨明細(1)、(2) について答弁をさせていた だきます。

助産師さんの「ほっとハグくむママサロン」につきましては、1月13日から毎週金曜日に主に児童館において事業を実施し、児童館に遊びに来たお母さんが気軽に相談いただくというスタンスで、助産師2名の方にご尽力いただき、育児全般、母乳などについての相談を受けております。利用状況につきましては、8月末までに31回実施し、登録者は64名で、延べ187名の方にご利用いただいております。約半数の方が横瀬町内の方となっております。

効果といたしましては、アンケートから「気軽に相談できてよかった」、「母乳相談や乳房の確認をしてもらえ安心した」、「継続して利用したい」など満足の声が多く聞かれ、ママの育児不安やストレスの軽減、ママ友との交流にもつながっていると思います。しかし、まだ相談したいけれども、相談できないママもたくさんいらっしゃると思います。一人でも多くのママが相談できるよう、工夫改善していきたいと思っております。

今後の産前産後ケア事業につきましては、今年度10月から定住自立圏事業として横瀬町で行っている「ほっとハグくむママサロン」をベースに、水曜日、金曜日の週2回、横瀬児童館等で実施できるように、1市4町で現在検討を進めております。助産師の確保、財源の確保、拠点をどこにするかなどの課題はありますが、今後利用状況、ニーズ、利便性等を検証し、考慮し、利用者が満足できるサービスを提供し、育児に困ったとき、頼りにできる場となり、多くのママが気軽に利用できるように、1市4町で連携協議し、事業内容の拡充に努めていきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○小泉初男議長 再質問ございますか。
 - 6番、新井鼓次郎議員。
- ○6番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございます。予想以上の急展開と申しますが、迅速に対応していただきまして、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。このママサロン、大好評でございまして、本当にありがたく感謝申し上げます。その中で、私としては週2回ぐらいやったらどうかとか、広域でお願いしますということを切に望んで、この質問に立ったわけでございますが、既に計画していただいて、めどが立っているということで、まことにありがとうございます。

1点だけ質問させていただきます。このようなすばらしい事業を秩父郡市の皆様に気軽に利用していただくために、なお一層の周知の努力をこれから展開していただきたいと思います。そこで、他市町村の広

報等にも積極的に取り上げていただくようなPRをしていただきたいと思いますが、「広報よこぜ」においても、横瀬カレンダーというのが裏にあるのですが、そちらに開催日等はもう示されておりまして、ここでやっているというのが当事者の方にはわかるようになっております。これとあわせて、毎月2分の1ページぐらい使って活動内容のPR等を積極的に展開していただければ本当にありがたいですし、強い効果が出るのではないかと思いますが、PR活動について何かありましたらご答弁をお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育で支援課長 質問にお答えいたします。

産前産後ケア事業のPRについてですが、1市4町で協議をする中におきましても、周知についてお話が出ております。パンフレット等を作成したり、各自治体の広報に掲載したりということで、今相談をしているところです。

先ほどお話のありました「広報よこぜ」のカレンダーまたは毎月2分の1ページぐらい使って活動の内容、PRにつきましては、PRできるよう十分検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

いいですか。

- ○6番 新井鼓次郎議員 はい。
- ○小泉初男議長 ないようですので、6番、新井鼓次郎議員の一般質問を終了いたします。
- 〇小泉初男議長 次に、5番、浅見裕彦議員の一般質問を許可いたします。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 おはようございます。5番、日本共産党の浅見裕彦です。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って一般質問を行います。

質問に入る前に、北朝鮮の核実験に対してでありますが、この核実験に厳しく糾弾するとともに、危機打開のために直接対話の必要性を求めるものであります。北朝鮮の核実験は、ことしになって行った13回に及ぶ弾道ミサイル発射とともに、世界と地球の平和と安定にとって重大な脅威であり、国連安保理決議、6カ国協議の共同声明等に違反する暴挙であり、核兵器禁止条約採択など核兵器のない世界を求める世界の体制に逆らうものです。北朝鮮に対しては、これ以上の軍事的な挑発中止を求め、米朝両国に対して現在の危機を打開するために、直接対話に踏み出すことを呼びかけます。

それでは、質問に入ります。今回の質問のくくりは、大きく分けて2つです。その一つは、横瀬町の執行した主な工事のその後についてであります。よりわかりやすくするためには、項目を一つ一つに分けて行いますので、よろしくお願いします。

1といたしまして、下横瀬橋橋梁工事についてであります。工事の計画段階から完成までを経た現在、町として検証をどう進めたかについてであります。議会には産業建設常任委員会に所管事務調査として、下横瀬橋の拡幅補強工事について説明がありました。その後は、工事請負契約、変更契約の際、議案として提出されてきました。かけかえでいくか、長寿命化でいくか、このことの検討経過決定過程を示してください。そして、基本方針、詳細設計がどのような仕様で発注されたのかを示してください。この際、工期、費用がどうであったかも含めて説明してください。

3月議会において新井議員からの質問もありましたが、工事が終わった現在、計画との差異、それから 工期・費用を示し、なぜこのようなことが生じたのか、工事の検証がなされたのかどうか、どのように総 括するのかを示してください。

2といたしまして、町民グラウンドサッカー場の工事についてであります。人工芝生を中心としたサッカー場の基本的建設コンセプトを示してください。何の目的で、どのような使い方を想定したのかを含めてお願いいたします。そして、完成したグラウンドとに差異が生じたのかどうか明らかにしてください。もし生じたとしたならば、その差異はどのようなもので、どんな理由であったかも示してください。

(2) といたしまして、横瀬グラウンドの関係でありますが、サッカー場の夜間照明であります。目的 とした使用方法と、それに見合う照明設備だと思いますが、利用者から暗いという声が出されています。 この間の夜間照明の経緯と今後の改善方法についての考えを示してください。

工事の3つ目であります。総合福祉センターの太陽光発電についてです。総合福祉センターに太陽光を 設置し、避難場所として指定されているので、商用電源喪失時に予備電力で必要最小限の電力を確保しよ うとするものと聞いています。この設置目的と完成後の運用に差異があるかを示していただきたいと思い ます。

また、館内利用電力には、太陽光発生電力をどのように利用しているのか、余剰電力を売却できるのではないかと私は考えますが、どのような運用しているのかを明らかにしてください。

工事全般については、全体的に補助金がある工事では、初めに提案者があって、コンサル会社に委託し、 コンサル会社の設計等で仕様が決定してくるものと思います。町の職員が業者と対等の力を持って、より よいものができるような町の英知結集と職員の研修等の必要性を感じているところであります。

4、最後の質問であります。見守りサポートの充実についてであります。横瀬町は高齢者見守りネットワーク等実施要綱を定めて、高齢者に優しいまちづくりを進めています。このブコーさん見守りサポートの概要についての説明をしてください。

この夏、町内において在宅で亡くなっている方が発見されたというお話を聞きました。まだ高齢者ではないのですが、発見されるまでに2カ月程度かかったとのお話でありました。町内では異常発見したら通報というシステムになっていますが、このシステムがうまく機能して、すぐに発見された例もあります。 残念ながら亡くなってはいたのですが、見つかったという例もあるそうであります。みんなで支え合って安心して暮らせるまちづくり、見守りを必要とする人、そうでない人も含めて今後のサポートの充実をどのように進めていくのかを示していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○小泉初男議長 5番、浅見裕彦議員の質問1、下横瀬橋橋梁工事についてに対する答弁を求めます。 建設課長。

[新井幸雄建設課長登壇]

〇新井幸雄建設課長 浅見議員の質問事項1、下横瀬橋橋梁工事について、要旨明細(1)、工事方法の決 定過程、基本方針、詳細設計の仕様について答弁いたします。

下横瀬橋の工事につきましては、平成24年度に経済性、構造性及び施工性、利用状況等の観点から6案の比較検討を行っております。

まず、経済性については、既設の桁を補強し、拡幅することが最も有利でした。

次に、構造性・施工性ですが、既設の橋梁は現行基準となる25トン荷重の応力を満たしていないため、 主桁、橋の上部構造の主たる部分ですけれども、主桁あるいは床版、「ショウバン」の「ショウ」は「床」 と書きます。橋の通行を直接支える部分です。の補強が可能かどうかを検討し、主桁については外ケーブ ル、床版については炭素繊維で対応可能であると判断しました。

最後の観点であります利用状況についてですが、現道は横瀬小学校の通学路で、町道としても利用度が 高いことから、工事期間28カ月の通行どめは回避したいと判断しました。

以上の結果を踏まえて、国土交通省が定めているところの道路橋示方書の基準に対応した既設橋梁の補 強拡幅工事の詳細設計を行いました。

続きまして、要旨明細 (2)、工事が終了した現在計画との差異、どのように総括しているかにつきま して答弁いたします。

工期及び費用に関してですが、特定財源となります国の交付金の配分の影響を受けて、予定の28カ月よりも大幅におくれ、約4年もかかってしまいました。このことに伴い、費用も大幅にふえてしまったわけですが、このことは橋のかけかえ工事を行った場合につきましても、交付金の配分は変わらないと思われるため、同様に費用の増額は推測できるものと思われます。

下横瀬橋を拡幅することで、住民の皆様の利便性の向上や人や車が通行する安全性の確保、特に交通弱者と言われている児童たちの通学路の安全の確保するといった当初の目的は達成できたと思われます。しかしながら、当初の段階で予見することは難しいことだったとはいえ、結果的に工事費用と工事期間がこれだけ増加したり、延長してしまったりしたことにつきましては、反省すべき点ではあると思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございました。今の課長の説明等であります。平成24年の7月に予備設計を行って、そこから工法を検討したと、そのときの検討につきましては、周辺等に対する影響が大きいことから、拡幅補強案について検証してきたとのことであります。今の説明にあった経済性、施工性、周辺等の影響度を総合的に勘案した結果について、既設拡幅補強案でいきましょうという決定したと思います。

それで、私はこの決定過程というのを1つはどうかというので捉えたいと思います。基本過程、基本方針、設計仕様を示してということで課長はありましたが、町としてのこういう大きなプロジェクトを決めていくときには、どういう決定をしていくのかであります。ラインで決定していくというので、その国の交付金を受けて、この横瀬橋の工事をやっていこうと。そうするとかなりのこのかけかえでいっても1億

数千万円、それにもう橋を建てかえたらば3億幾らと、経済性を見たときには安くて、利便性があって、 安全性が保たれればということの中身だと思います。その1つは、決定過程をどういう手順でもって行っ たのかについてを再質問の一つとします。

それから、この工事についてでありますが、お金を当初考えるときに、基本設計を受けて、基本設計の後、詳細設計の発注があると思います。詳細設計の委託を発注したところ、今回の予備設計と、それから詳細設計の業務委託だった受けた受託業者は同じ協和コンサルタンツだと思います。こういうところがこういう工事はやったらこのぐらいでできるのだよということを示すのですが、工事のこのコンサルタントが受託する費用はどうかというと、大枠全体工事の中の何%で詳細設計がというのが出てくるのではないかと思います。そういうところから見たときに、今回の工事が全体的に終わったら、最初に示されたこの経済性のところをやったときに、町の工事としてはこの大きな工事として床面補強だとか、あるいは主桁の設置ということで出ていたと思います。そのほか、主桁の外ケーブルとありましたが、実際の工事はどうだったのかと、この工事の過程におきましては、平成24年の7月に予備設計をやった後、地質土地調査の土質の調査委託も行って、その後工事のほうもきたと思います。そうすると、結果として見るならば、工事は延びたから、だから工事のが金額がこのくらいになったのかについては、余りにも差があるのではないのかなというのを私は思います。

3月のこの課長のときに、新井議員の質問に対して、町はこういう理由ということで回答等がなされています。その中では社会総合資本交付金をいただいて実施しているのだけれども、国のお金がつかなかったから工事が延びた。そういうことによって経費が上がったのだという捉え方でありました。そして、この工事については、建てかえによってもやっぱり同じようにかかったのではないかなというところでありました。ただ、それ時々の判断では、当初のこの課長のほうも答弁していますが、判断を選んだことは正しかっただろう。一つ一つの経過過程は正しかったというところだと思うのですが、終わってみて、町としてどう捉えるかというのが私は検証する必要があると思います。これは、3月の補正の段階だったので、この設計変更の工事についての質問に対しての回答だったと思います。終わってみて、全体を見てこういう一般質問出たときに、町はどう考えるのだろうなというときに、やっぱり全体で検証する努力も必要なのではないかなというふうに思います。

大きな工事の変化というのでは、工事を発注したとして、その発注しただけでなくて、変更工事等もかなりの額になっています。発注した工事が大きなところについて、5本ですか、5本の工事を発注して、それの変更工事だけでも3,000万円を超えると、こういう工事のあり方というのが非常にもっと基本設計あるいは詳細設計をしっかりしていれば、こんなに変化があることはないのではないかなと思います。そこら辺についてどう捉えるかについて再度説明をお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

[新井幸雄建設課長登壇]

○新井幸雄建設課長 浅見議員の再質問に答弁させていただきます。

まず、決定過程でございますが、当然担当レベルから、その上に最終的には町長だと思いますが、当然 決定過程においては協議しております。 あと、2点目につきまして、変更契約等で金額等がふえてしまったということですが、先ほど私の答弁でも申し上げましたけれども、それは当初見込めなかったとはいえ、増大してしまったことは当然反省すべき点でありますので、今後このようなことのないように気をつけていきたいと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 決定過程ということで、当然これだけの大きなプロジェクトでありますから、町長 決裁は当たり前で、課長決裁130万円超えたら、それは上に行くのは当たり前のことであると思います。 そういうので、1、この経済性というか、コンサルから出されたときに、この工事でいきます。トータル として工期は28カ月でいきますというときに、財政裏づけはどうなのだろうと言うとするならば、財政当 局と建設と、それから町の町長を含めて協議して結論出していくというか、そのことが必要なのではない かなというふうに私は考えるのですが、今、町も課長もかわった、町長もかわったというところでのこの 過去の問題についていくので、こうだったらどうだろうということだけれども、町は先ほど一番初めに言ったプロジェクトを決めるときには、そういう合議というか、このことが必要なのではないかなというふうに私は考えますので、そこのところについて再度こうであったというのが、資料としてあれば一番わか りやすいので、そこら辺についてこうであったというのがあれば示していただきたい。

それから、工事の見方が甘いという点であります。変更契約のときに、私たち議員も当然変更契約出されてきているわけだし、それに対して承認してきているわけだから、担当課だけの問題ではないというのは、それは私たちも同じように責任持たなければならないと思うのです。その決定過程等私も変更のときにはどういう手順をもって変更工事をしてきましたかと、そこの時々で意思がこの工事はこう変わります。それで最終的に変更工事としてやっていきますという、その手順を定めてやってきてくださいよというのも質問で指摘したつもりであります。

そういう点で、こんなに差異が生じるのは、1つの工期が延びました。それから、お金もこれだけふえました。当初見込んだよりも、設計というか、契約した後もさらにふえましたというのは、非常に異常ではないのかなというふうに感じていますので、再度説明をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

〇小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔新井幸雄建設課長登壇〕

○新井幸雄建設課長 浅見議員の再々質問に答弁させていただきます。

確かに変更契約の段階での差異、ここにつきましては、その委託業者と職員の間で当然話し合いを持って決定していることだと思いますけれども、ただどうしてもあれだけの工事になりますと、当初の段階ではわからなかった部分、不透明な部分というのが出てきた上での変更工事ということですので、その辺ちょっとうまく答弁できないのですけれども、これから予見することが難しい部分につきましても、できるだけ努力して変更工事等も見直していきたいなと思っております。

以上でございます。

〇小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうからも補足をさせていただきます。

議員ご指摘のとおりでして、この工事は工期に関しても、そして費用に関しても当初想定を上回る結果で着地をしています。やはりその工事自体は非常に難しい工事だったのだろうと思います。後発事象も多かったと記憶していますし、変更事項も多かったです。それと国の交付金の事情もありました。さはさりながらご指摘のとおりでして、この後、この反省を生かすとすると、やはりまずは基本設計の精度というところは非常に大事かなというふうに思います。いずれにせよ大きい工事ですから、後発的なことは出るにしても、基本設計の段階あるいは詳細設計もそうかもしれませんが、設計段階での精度をより高めていくということは必要だろうと思います。

そういう中で、できることとすると、我がほうの職員のスキルアップ、それをそのコンサルの人や、あるいはその業者さんと対等に渡り合える、今でも対等にはできていると思っていますけれども、そこのところをさらにスキルアップしていくのは非常に大事かなというところと、あとは横連携での情報共有というところ、例えばこれ補助金いただくわけですから、補助金もらうところと、その実際の工事の進行状況と、いろいろなものを庁内連携をしつつ進めていくというのはより必要かなというふうに反省をしております。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、町民グラウンドサッカー場の工事についてに対する答弁を求めます。 教育次長。

〔小泉 智教育次長登壇〕

〇小泉 智教育次長 質問事項2、町民グラウンドサッカー場の工事について、要旨明細(1)、人工芝生 を中心としたサッカー場建設での基本的コンセプトと完成したグラウンドとの差異が生じたのかどうか明 らかにしてください。また、その差異はどのようなものかを示してくださいに答弁させていただきます。

町民グラウンドの人工芝布設を検討、計画するに当たり、今までのグラウンドでは水はけが悪く、降雨により利用できないことも多かったので、人工芝で降雨等の影響を受けにくくして、グラウンド利用機会の向上を目指す。下グラウンド周辺の耕作地が減少し、農作物への影響が少なくなったとのことから、以前も要望のあった照明施設を設置するを基本といたしました。ただし、照明につきましては、耕作地のかわりにふえた住宅、近隣住民の方への配慮から、過度にまぶし過ぎない程度、具体的にはレクリエーションを行う際の照明基準、これは平均で100ルクスと言われておりますが、そのあたりを設定して計画いたしました。

人工芝が完成し、町民の方に利用いただく中で、泥でぬかるむことがないので、降雨後あるいは降雨中でも利用される方がおりまして、利用機会の向上が見られております。

照明の明るさにつきましては、次の質問にもございますが、別の事情により暗い状態となっておりますが、器具の性能等においては、計画どおりと考えております。

以上のことから、施設的には計画と差異はなかったものと考えております。

利用状況におきましては、公式戦規格のサッカーコートラインが引いてございます。サッカーやフット サルの利用が多いのは事実でございます。町民の方を中心にご利用いただく施設ということで、今のとこ ろは町では公式戦の誘致等は考えておりませんが、サッカースポーツ少年団、シニアサッカーの関係で、 県の公式戦会場として利用実績はございます。

しかしながら、人工芝グラウンドはサッカー専用という認識ではございません。住民の方が広くスポーツ、レクリエーションを楽しんでいただける総合グラウンドと考えております。もちろん人工芝内で運動する際の制約等はございますが、多目的にご利用いただきたいと考えております。現状でもグラウンドゴルフ協会で週4日利用していただいております。また、予約のない時間帯では、近隣の子供たち、親子連れの方がボール遊びをしたり、幼稚園児が散歩等に利用したりしていただいております。

夜間利用につきましてですが、先ほどもご説明申し上げたとおり、近隣住民の方に配慮した設定となっておりますので、あくまでも練習程度での利用を想定しております。練習の延長で練習試合等はあるとは思いますが、利用申請時に来庁された方には、グラウンドの照明状態について説明し、ご理解をいただいた上で貸し出しをしておりますので、現在までのところ、直接苦情等をいただいたことはございません。

利用状況につきましても、計画時に想定した内容でご利用いただいているものと考えております。 以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございました。今、教育次長の説明だというと、トータル最初に基本コンセプトと問題なくそのままでできていますよ。みんな有効に活用できているという答弁でありました。変更工事等も含めてちょっとお話ししたいと思います。

これは、2014年、平成26年の11月の臨時議会で、この町民グラウンドの人工芝の工事請負契約の締結についてということで上程されました。6,670万円で落札されて、7,203万6,000円の契約ですということでありました。人工芝が当初は6,000万円、照明3,000万円ということだけれども、こういう工事になったので、これは大野伸惠さんの質問でありました。こういうことがあって、3月12日のほうに今度は変更契約がありました。金額の中で3点、照明器具の増設、それから縁石のゴムマット等があります。照明については20基を予定して工事を進めていたけれども、全部で8基ふやして28基にしますという、こういうふうな点が出てきているところであります。

これは、先ほど言った中央の明るさの関係で、100ルクスを予定していました。先ほどレクリエーションだというと、100ルクスということで今回進めているとのことでありました。ところが、実際には50ルクス以下になったというのがあったので、今回この変更工事について照明をふやしましたという形で変更契約等がされてきた経過だと思います。

町として、この基本的なコンセプトでどうかと進めるときのレクリエーション施設で、従来から要望のあった夜間について、近隣の今、農耕耕作地であったところが住宅地になってきたので、そこら辺に今は夜間もできるところの照明でやっていこうということで入れたとのことであります。近隣住民のまぶしくない、苦情のない近隣住民との理解のもとでこれを進めているとのことであります。

実際どうなのだということで、その目的とした芝生は、水はけがよくて、安定的に使えるところ、それ

から照明もそれによってレクリエーションで使えるということで来ております。その何ら問題ないよという言われ方をしているところで聞けるのですが、実際にどうなのですかということの聞き方になると思います。 照明等についてと、それから芝生について、芝生も当初予定した芝生でいっているのかどうか、それから照明については、私は1回やったら明る過ぎたので、その照度には影響なく、方向を変えてやって、近隣のトラブルに対して対応した。だけれども、その後、暗いので、また照明をつけたということで聞いた点があったつもりでいるのですが、そこら辺について再度説明をお願いします。

〇小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔小泉 智教育次長登壇〕

○小泉 智教育次長 再質問にお答えさせていただきます。

最終的に差異がなかったということでございまして、議員さんもおっしゃったとおり、いろいろ方向を変えたり、向きを変えたりして、近隣の皆様の迷惑にならないような形でさせていただきました。 以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

- ○5番 浅見裕彦議員 近隣と差異はないということで、つくろうとしたものがつくられている。近隣との関係が今は一番だというように聞こえました。今後利用に対して、その利便性を図っていく。それは町内のレクリエーション、公式戦等に対しても対応できる横瀬町も人工芝をつくって、それでスポーツもレクリエーションもいい町だよというのをアピールするときに、でも夜間はこれレクリエーション程度だから試合には使いませんというか、そこら辺で100ルクスというと、この日本サッカー協会等が出されているグラウンドサッカーの照明からは当然ほど遠いところなので、楽しむ程度だなというふうに思うのですが、実際上、安全をどう確保するかと。夜のところを見たりしても、キーパーの近辺というのがうんと暗かったりとかというのがあるのです。それに対してどう要望に応えていくのかについて、今後もう今性能を発揮できているからこれでいいのだよというのでいるか、あるいはもうちょっと照明の例えば指向性を持った照明をつければ反対側にはいかないのではないかとかと、そういう検討もしながら対応も必要ではないのかと思いますが、そこら辺についての考えばいかがでしょうか。
- ○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔小泉 智教育次長登壇〕

〇小泉 智教育次長 実際その照明が本来の向きをつけられれば、中央のほうまで明るくなるということでございますが、どうしても近隣の皆さんとの関係もございますので、向きを下に向けている。そんな関係でどうしても暗くなってしまっております。どうしても暗いということであれば、照明器具を増設する等の方法も検討することが必要ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

〇小泉初男議長 町長。

[富田能成町長登壇]

○富田能成町長 それでは、私のほうから補足をします。

実はちょっとなかなか難しい問題でもありまして、1つはサッカーをしたりする場合のその安全性確保がまず大事です。もう一つは、その近隣の人たちにご迷惑がかからないというところの一応今のところは、暗いことによって事故が起こったということはございませんし、近隣の方から言われているということも今ありませんので、それが今の状況で一応バランスはしているということなのだろうと思います。しかしながら、でもこれでいいかというと、それでいいとも思っていませんで、今、教育次長のほうから照明に関してまた考えるという回答をさせていただきましたけれども、その利便性向上とか、もっと使いやすくするために、町のほうとしても何かできないかということは、これからも鋭意検討してまいりたいと思います。

○小泉初男議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、総合福祉センターの太陽光発電についてに対する答弁を求めます。 健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

〇小泉明彦健康づくり課長 私のほうから質問事項の3、要旨明細の(1)、センターの太陽光設備の設計 目的と完成後の運用差異について答弁をいたします。

横瀬町総合福祉センターでは、町の地域防災計画に基づきまして、避難所に指定をされております。さらには、福祉避難所としても指定をされているわけでありますが、この地域防災計画では、避難の長期化に応じた指定避難所の環境整備に努めるとともに、非常用電源の配備、確保に努め、停電対応に努めることが明記をされております。例として、太陽光発電や蓄電池の設置が挙げられております。

このようなことから、総合福祉センターに避難所として最低限必要とされる電力の確保ができる設備、瞬間最大約10キロワットを発電をいたします太陽光の発電設備、それから非常用の蓄電設備として15キロワット、これを設置をされたわけであります。この設備は、平常時の日中には蓄電池に電力を蓄え、それ以外には施設内に供給をしております。この10キロワット、15キロワットというのは、国が推奨した規模の設備でありまして、ご質問の設計目的と運用に差異はないものと考えております。

次に、余剰電力の売却についてでありますが、先ほど申し上げましたように、避難所として最低限必要な電力を確保するための設備であります。当初より電力を売却することは考えていなかったと聞いております。これは、施設整備に要します費用に対しまして、国の支援を受け、そこでまた売電による収入を得ることは適切ではないというような判断があったと聞いております。

現状の発電システムでは、避難所で必要と思われる10キロワットの発電しかできません。蓄電を上回る分、蓄電池容量の8割を超える電力につきましては、先ほども申し上げましたように、施設内で利用しております。この電力は、施設内で通常使用量を上回る量ではございませんので、一部でしかございません。したがいまして、平常時に余剰電力はない状況であります。

このようなことから、当初から売電のための設備は整備しておりませんし、施設内で使用することにより、その電力は商業電力を購入しないで済んでいるのが現状であります。

最後に、町職員が業者と対等な知識を持つための研修についてでありますが、当町につきましては、保 健師等専門職の採用はありますが、それ以外につきましては一般職を採用しているのが現状であります。 したがいまして、一般事務職が職務上必要とする一定程度の知識を得るための研修を受けているのが現状であります。

以上であります。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 答弁ありがとうございます。私は、もともと電気屋だったもので、ここのところはなぜどこから気がついたかというと、一応総務文教厚生常任委員長というのは、横瀬町の社会福祉協議会の評議員になるというのです。そのときに決算が出てきたのです。あれ太陽光をつけたのに、光熱水費どうかなというので、この決算書を見たときに、横瀬町の光熱水費、昨年度の総合福祉センターは、決算が217万4,000円、予算を組んだについて230万円、従来と同じで見たとすると、それよりも13万3,000円安かったよというのがあったので、ウーンと思ったのです。

そこで、総合福祉センターに行ったときに、ちょっと議長、これ申しわけありません。私視察で総合福祉センターを常任委員会で見に行ったのですが、そこのときやればいいではないかと、設計の問題として、 それから完成図書等が健康づくり課にあるので、ここで質問しているのでお許しを願いたいと思います。

それで、続けますと、蓄電システムモニタリングサービスということで、どれだけ年間発生してきているかと。例えば7月に起きた電力量は1,158キロ起きましたと。今まで通算どれだけ起きているかというと、1万7,073キロ起きているという、こういうデータをいただきました。

それで、売る、売らないの関係でどうかというと、国の補助金をもらったときに、ここは補助金つくるか、起債を起こして後で交付税措置をとるかということで、交付税措置をとることで起債を起こすという形で進めたというふうに聞いています。そのほかのではスポーツ交流館だとか、横瀬中学校の体育館はどうかというと、これは町のホームページでなされている資料でありますので、どれだけ売ったかというと、太陽光発電でスポーツ交流館は昨年度売却電力量、起きた電力が5万7,983キロ、それで売却電力量が1万2,969キロ売って、売却電力額は51万8,000円売ったのだよと、こういう数字になっています。同じく横中の体育館につきましては、3万15キロワットアワー発生して、売ったのが2,824キロワットアワーで6万7,776円売りましたと、それぞれの売電単価につきましては、太陽光発電のスポーツ交流館が40円、キロワットアワー当たりです。横中が体育館のが24円というキロワットアワー当たりと、こういう数字で出てきているところなのです。

発生電力と、今の数字から見たときにどうだろうと、横瀬の総合福祉センターの使用等を考えると、えっと、非常時には、そのバッテリーのKVA15キロワットの電力を使って照明を供給します。そのほか起きている電力はどうするのだろう。館内で使用しています。そうしたら入ってくる電力がこれだけ館内起こした電力だけ減ってくるではないかと、そうしたらその分安くなるのではないかなという一つの見方と、もう一つ、では土曜、日曜使わないときどうするのだろうと、総合福祉センター休んでいる。でも、電力起きています。その電力はどうするのだろうと、売れば幾らかでもというふうに考えたので、この質問をしたところなのでありますが、差異はないということで、もう一度ここのところについては基本的なこういう考え方でこうつくってきました。業者にも聞いたところ、この請け負った業者は、これは館内で使う以上に電力発生しないのだよ。だから、売ることなしにそういう設備も設けませんということで聞いたと

ころであります。もとと差異はないと言ったのと、もうちょっと検討してもいいのではないのかなと思いますが、そこのところはいかがでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 再質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたように、総合福祉センターは、避難所としての機能を果たすための施設であります。避難所に非常用電源がないことは、避難が長期化した場合に、非常に不都合があるということからのスタートでありまして、国が推奨している避難所に設備をするのは10キロ、15キロというのが推奨の施設であります。そのため、そういう設備を設置いたしました。これを起債対象として国の推奨するものを設置するというのが一般的かと思います。当初より小学校、中学校のように売電を目的とした施設ではないと、設備ではないということはご理解いただきたいと思います。

それから、今、商業電源を年間でどのくらい安くなるかという議員の話ですが、13万円ぐらいしか安くなっていないということですが、発電施設が小さいものでありますので、売り上げに対してというか、商業電源を買わなくて済む量というのが13万円程度というようなことかと思います。それから、土、日使用しない部分について、施設内に供給しない分の電力ということでございますが、商業電源とは接続をしておりません。ですので、ソーラーシステムから発電したものは蓄電池にしかいかないようになっております。建物にいくのは、そこの回路しかありませんので、商業電源の線を使用して施設内にはいっておりません。ですので、発電したものが余ったからといって、どこかに持っていけるものではなく、土曜、日曜につきましても、逃げ場がないというのですか、そういった形になっております。また、発電システムにつきましては、電子制御というのですか、もうこれ以上蓄えられないとか、持っていき場がないものについては発電を制限する、そういったシステムがついているようでありまして、異常に発電をさせるとか、そういうことはできないような状況になっております。当初から避難所に設置するものはどれが適切かということで判断したものであります。

以上、答弁といたします。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 3つの工事全般について、ここで町長のほうから聞きたいと思います。

先ほど課長のほうから対応いただいた答えは、町長のほうから聞きたいなというふうに思ったところです。町全体としてこういう一大プロジェクトだとか、それぞれを進めるときに町の英知、職員の英知を結集してつくっていくことが必要だということで、それで町長も研修等を含めて先ほどの話がありました。補助金ありきという、補助金がついたからやろうというと、検討時間等も短い時間があるのではないかなと思うのです。物事を進めていくときには、やっぱり一定程度立ちどまることも必要だろうと。いいものをつくろうではないかと、今、課長の言われた話の中で、館内にはその発電、起こしたところから、バッテリーからしかいかないのかと、中での館内に供給するということは、商用電源とどこかぶつからないところがなくてはならないところも出てきていると思うのですが、実際に館内照明を使っているときに、こ

の回路だけは別につくったのだよというのは赤い線であるのですけれども、そのほかにスイッチつけて、 今まで切りかえたところ等もあると思います。そういう点があったりするので、ぜひ工事の進め方等について、よりよいものを進めるような形でいっていただきたいと思います。そこら辺についての町長の見解を伺いながらというふうに思いますので、よろしくお願いします。

〇小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

[富田能成町長登壇]

○富田能成町長 私のほうから回答いたします。

まず、今お話しいただいた部分に関しましては、これはやはり小さい役場の弱点というところでございまして、専門職をなかなか置く余裕が今のところございません。しかしながら、私も今この立場で役場を見ていて、少し実務の分野、土木だったり、あるいは建設というところに関して、職員の専門的な層が少し薄いかなというふうに今感じています。ですので、一般職というくくりには今のところはなってしまうのですが、その中でより知識を蓄積できる人、それは意識的に育成をしていきたいというふうに今は考えています。そのことによって我が町全体のこの分野でのスキルアップを図りたいなというふうに感じています。

それと、先ほどの太陽光のところで1つ補足なのですが、なかなか小学校と中学校の屋根に載っけたのとはやはり比較できない面があります。これは、やっぱり時点の差が結構大きくて、済みません。今データがあるわけではないのですが、売電単価が基本的にはずっと安くなっています。なので、売電自体考えるとできる話ではあるのですが、一方で、当然売電するためには設備投資が必要でして、それに見合うかどうかというのは、少ししっかり見る必要があるのだろうなというふうに思います。

屋根の上はあいているスペースですので、当然追加で投資して見合う。町として投資したよりも実入りが大きいということであれば、今後それは検討していく余地はあろうかなというふうに思いますが、今のところなかなかちょっと難しいかなというふうに感じています。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問3を終了いたします。

次に、質問4、見守りサポートの充実についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

〇小泉明彦健康づくり課長 質問事項の 4 、要旨明細の (1) の見守りサポートの概要について答弁をいたします。

横瀬町で進めております高齢者見守りネットワーク事業、これはご案内のように、町、協力団体、地域住民が連携をして、高齢者の見守りネットワークを組織し、在宅の高齢者の見守り等を行い、日常生活における問題、これを早期に発見し、高齢者等が住みなれた地域で、安心した生活を送れるよう環境を確保することを目的としております。

活動は、平成24年3月にネットワークを設置して以来、構成する協力機関、協力事業所において、業務の活動の中で「さりげない見守り活動」をしておりました。その後、平成27年度にそれまでの「さりげな

い見守り活動」から「積極的で主体的な見守り活動」、こういった形へ活動転換をいたしました。避難行動要支援者を初め独居老人、日ごろから見守りを希望されている方を対象に「声かけ訪問」を実施することとなりました。今年度も見守りネットワークの皆さんが「ブコーさん見守り隊」を結成いたしまして、7月9日、高齢者等のお宅に熱中症予防のための「声かけ訪問」を実施いたしました。

そのほかの見守り活動としては、ひとり暮らしの高齢者に対する配食サービス、住民ボランティアが行う訪問による見守り、また高齢者が安心して暮らしていくための高齢者サロンの設置、推進、買い物に不自由をしている方へ配達等を行う「三河屋ブコーさん事業」、元気な住民ボランティアが高齢者の簡単な支援を行う「ブコーさん支え愛事業」、こういった事業を行っております。

最後に、この夏に起きましたことについての関連のご質問でありますが、この件に関しては健康づくり 課では詳細はつかんでいないのが現状であります。

ご質問のように地域のつながりを持とうとしない方、見守りを求めていない方、こういう方の見守りについては大変難しい点があるかと思います。しかし、町内にお住まいの方が安心して元気で暮らせるまちづくりのため、地域や協力機関、地域包括支援センターが連携をしまして、見守りのネットワークを広げていくことは大変重要なことと考えております。今後もこのような活動を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

〇小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。ブコーさん見守りネットワークによって、横瀬町は本当に住みよい町だ、見守りサポートガイドとか、それからハートでつなぐ人と人、まちづくりの基本方針で、もうこの中でも高齢者サポートということで、介護予防見守りネットワークというのは横瀬町は掲げています。多くの協力機関、それから協力事業所、こういう地域の方々によって行われていると思います。

こういう中で、残念ながら漏れてしまう人が出てきてしまうのが私は残念だなと思ったところなのです。 それは人とのつながりを極力持ちたくないから、私のうちはいいですと言う人はまた別なのだけれども、 今回の方は、班長さんやっていたというのも聞いたところなのです。2カ月ほど見当たらないというとき、 どこかで見つからなかったかなというふうな点がありまして、この間横瀬町でも何件かあるそうなのです。 それも若い人、一定の高齢者にはみんな気をつけながらいるのだけれども、その75にいかなければ、あるいは体が調子悪くなければ、みんな平気だろうと余り注意しないところだと思うのです。そういうそれぞれの気づきというのをつくり上げていくことがよりいいのではないかなというところなのです。

今の課長のほうで、よくよく広げていくことが重要であると。民生委員さんなんかも、それぞれ民生・児童委員さんなんかも近くの人の見守りとかとしているけれども、一定の高齢者となっているところだと思うのです。だから、特定の人ではなくて、全ての人がそれぞれお互い支え合い生きていく町をつくっていく、このことを基本的に私も心がけていきたいと思いますし、より充実策について、こんなことも考えられるのではないかと私も思った点があれば意見等を出しながら進めていきたいと思いますが、町長のそこら辺についてまちづくりの基本方針としてどう考えるかについて示していただければと思いますので、よろしくお願いします。

〇小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。 町長。

[富田能成町長登壇]

○富田能成町長 今ご指摘いただいた点、そのとおりだろうなというふうに思います。先ほど健康づくり課長のほうから見守りネットワークを広げるということは大切と答弁させていただきました。そのとおりです。やっぱり今、見守り対象になっている方は何とかだと思うのですけれども、やっぱりその外に広げていくということは非常に大事です。ですから、いろんな面で町からの発信を積極的にして、参加意識を持ってもらうとか、いろんなことに参加していただくように努力をしていくこと、それとあとは地域コミュニティーの強化あるいはきずなを深めていくというところに関しましても、町としてもできるサポートはしっかりやっていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

ないようですので、5番、浅見裕彦議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、1番、向井芳文議員の一般質問を許可いたします。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

〇1番 向井芳文議員 1番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。質問は、大枠で1つでございます。

それでは、質問に移らせていただきます。今回の質問は、子供たちの教育環境についてでございます。 本年3月31日、幼小中の学習指導要領が改訂されました。高等学校に関しましては、本年度末に改訂予定 となっておりまして、今回が8回目の改訂となります。そして、今年度はその周知徹底の年でございます。

今回の新学習指導要領は、これまでの蓄積をさらに発展させるものであり、主な改善事項といたしましては、「言語能力の確実な育成」、「理数教育の充実」、「伝統や文化に関する教育の充実」、「道徳教育の充実」、「体験活動の充実」、「外国語教育の充実」、そのほか、初等中等教育の一貫した学びの充実、主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実、情報活用能力、部活動、障がいに応じた指導・日本語の能力等に応じた指導・不登校といった子供たちの発達の支援と多岐にわたっておりまして、基本的な知識、心身の健全育成はもちろん、「考える力の育成」、「コミュニケーション能力の育成」、このあたりがキーワードになってくるのかと考えております。

子供たちが社会の中でいかに自立していけるか。この自立とは、みずから立つという字を書く自立であり、みずからを律するという字を書く自律でありますが、すなわち「生きる力」を身につけることが最重要課題であり、さまざまな体験、人とのかかわり、地域とのかかわりを通してそれらを学んでいくという「主体的・対話的で深い学び」を目指したものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、幼稚園が平成30年度から、小学校が平成32年度から、中学校が

平成33年度からそれぞれ全面実施となっており、平成30年度以降全面実施までは移行期間となっております。高等学校に関しましては、平成34年度から年次進行で実施、平成31年度から平成33年度は移行期間となっております。

この新学習指導要領改訂は、時代背景や社会情勢とリンクしており、これに伴った教育は、直ちに必要であるとともに、行政はこの新学習指導要領の事項を今からでも施策に反映させるべきであると考えます。

ここからが質問でございます。この新学習指導要領の事項を踏まえた教育施策は、どのようなものを考えていらっしゃるか。また、既に行っているものがあれば、何を行っているか。また、今後の方針はいかがか。学校教育の観点から、幼児教育の観点から、また家庭教育の観点からそれぞれお願いいたします。

また、中学校で行われている部活動ですが、指導要領には現行の指導要領、平成10年から平成11年に改訂されたものから明記されました。この部活動の役割は非常に重要であり、さらなる充実が求められる一方で、顧問の先生の労働環境の問題、部の運営費の問題などがあります。外部指導員なども含め、運営充実のための町としての予算措置はどのようにお考えでしょうか。

壇上からの質問は以上でございます。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

〇小泉初男議長 ただいま1番、向井芳文議員の一般質問中ではございますが、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時31分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、向井芳文議員の質問1、子供たちの教育環境についてに対する答弁を求めます。 教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

最初に、学校教育の観点からどうかという点でお答えさせていただきます。学習指導要領は、教育課程の基準を大綱的に定めたものであり、教育水準を全国的に確保するために、教育課程と教育課程外の教育活動について記されております。

ことしの3月31日に告示された新学習指導要領は、10年先の社会のあり方を見据えながら、求められる 資質・能力を子供たちが身につけ、みずから学び続けることを目指しております。

今回の改訂のポイントは、「社会に開かれた教育課程」、「資質・能力の3つの柱」の実現、「生きる力」の育成、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善、「カリキュラム・マネジメント」等の柱があります。

大きく教育環境が変わるのは、小学校3・4年生に外国語活動が週1時間新設されること、そして5・6年生は「外国語活動」が「外国語」となり、週1時間から2時間となります。したがいまして、3年生から6年生の授業時数が週当たり1時間、年間で35時間ふえることになります。時間増を確実にするため、

今後とも移行期間のあり方を含め学校と協議をしてまいります。

学習面では、言語能力、情報活用能力、学習の基礎となる資質・能力等の育成、体験活動の重視、家庭・地域社会との連携等がさらに期待をされております。

町では、新学習指導要領の趣旨に沿って、小中学校に各50台、計100台のアイパッドを備えたり、教育環境の整備を行っております。指導面では、教師が発達段階に応じて知識や技能を「教え込む」だけでなく、児童生徒が「使いこなす」ことにより、主体的に学ぶことが期待されています。

また、中学校学習指導要領の学校運営上の留意事項に、「学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するもの」と記されております。学校教育活動の一環として捉えている「よこらぼ」を初め教育課程と関連が図れる事業等については、個人の意思を尊重し、可能な範囲で参加・活用をしております。

来年度からの移行期間を経て、小学校、中学校での全面実施に向け、学校応援団の皆様を初め小中学校、 家庭、地域社会等がさらに連携を深めて、教育活動に取り組んでまいります。

幼児教育の観点からはどうか?にお答えいたします。小学校新学習指導要領では、幼稚園、小学校、中学校の円滑な接続を図ることとし、特に小学校入学当初の生活科を中心とした教科をあわせた指導や弾力的な時間割の設定などに言及しております。

また、平成30年度の全面実施の幼稚園教育要領では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明確 化されました。小学校入学に向けて、具体的な姿を掲げた教育が展開されていくものと期待をしておりま す。また、保育指針に基づき、引き続き保育所の役割と保育の目標を達成するために子育て支援課とも連 携をしてまいります。

町では、幼児教育研修会を年間3回開催しております。主に小学校、幼稚園、保育所等の教職員が参加し、幼児の活動や児童の様子を見届けたり、協議会や講演会を開催し、幼児教育のあり方について意見交換をしております。今後も職員の交流の土台の上に、子供たちの健やかな成長が図れるよう努めてまいります。

続いて、家庭教育の観点からについてお答えいたします。家庭教育は、学校と家庭、地域社会が一体となって大きな成果を生み出すことはご案内のとおりです。家庭教育を一層充実させていくためには、学校等からの働きかけも大きくかかわります。学校では、学校行事や授業参観日等に多くの皆様に参加を呼びかけ、子供たちの様子や学校教育についてご理解とご支援をいただいております。今後も家庭とともに連動した教育活動を進めてまいります。

また、横瀬町は、3年間の人権教育総合推進地域指定を受け、さまざまな取り組みを進めております。 「子どもの成長を支える講演会」等も開催し、「人を育み、互いを尊重し、文化を伝える教育の推進」を 家庭、学校、地域社会とともに努めてまいります。

(2) について申し上げます。学習指導要領では、部活動は教育課程外の学校教育活動に位置づけられております。議員ご指摘のように、平成20年に告示された現在の学習指導要領で、初めて部活動は記載されました。文面は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図れるよう留意すること」と記載されております。成長期の生徒にとって重要な活動と認識をしております。

平成20年までの学習指導要領には、部活動の項目はなく、「教師の適切な指導の下、生徒の自発的・自治的な活動が展開されること」として生徒会活動として位置づけられていたと認識をしております。

部活動が学校教育活動の一環として教育課程との関連が図れるよう、町では生徒会活動費補助、大会等派遣の自動車借上料、施設設備等修繕料、外部指導者のためのボランティア活動保険料を計上し、予算の範囲内で執行しております。また、町民の皆様からご支援をいただいております小中学校後援会費は、小中学校ともに学校教育活動に有効に活用させていただいております。今後も部活動充実のために学校と連絡を密にしていきたいと思います。

以上です。

〇小泉初男議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

〇1番 向井芳文議員 どうもありがとうございました。全般にわたって教育長に答えていただきましてありがとうございました。

こちらは私の質問をさせていただく中で、教育ということで質問させていただいております。教育長のほうからご答弁をいただいておりますけれども、私といたしましては、教育というもの自体を捉える中で、どうしても業者の中では難しい部分だとは思うのですが、教育といっても、人育ちというところも含めると、子育て支援のところにもつながってくるのかなということで私は解釈をしております。そういった中で、この学習指導要領となりますと、どうしても教育のほうという見方が強いのですけれども、子育て支援、親の環境のあり方等も含めて全般で取り組んでいかなければいけない、意識していかなければいけないということを考えております。

そういった中で、教育委員会と子育て支援課、ここの連携というのは不可欠なわけでございますけれど も、こういった学習指導要領等の部分を踏まえても、そういう連携というのはどのようにされているかど うかというのがまず1点目でございます。

それから、先ほど「よこらぼ」がまた出てきましたけれども、本当に「よこらぼ」はすばらしい事業だなということをこういう場でもまた改めて感じさせられております。子供たちのキャリア教育でありますクリエイティブのこともそうですし、あとアイパッドの教育のこともそうです。もうかなり横瀬町は先をいっているなと、この新学習指導要領のことも踏まえ、もう活動されているなということを感じております。これに関しましては、さらなる発展をしていただきたいと、この「よこらぼ」を含め、特に「よこらぼ」というのは、この部分、取り組みやすい部分なのかなということを思っておりますので、「よこらぼ」を中心に、それ以外のことも含め今後その新学習指導要領を含めたその子供たちの環境についての部分も重要視して取り組んでいっていただきたいということに関しまして、いかがでしょうかということがもう一点でございます。

また、部活動のことなのですけれども、先ほどご答弁のほうにもございました、区長会のほうからいただいておりますお金、これは1世帯当たり250円ということで、少し前まで300円だったのですが、今250円になったと。これにはいろんな経緯がある中で、全世帯が出していただいているということ自体が奇跡的なことなのかなと、横瀬町のすごいところなのかなと思っております。そういった中で、いろんな議論がありまして、ちょっと300円の負担は大きいのではないかということで、250円になったという経緯の話も

私も聞いております。そういった中で、この費用というのはどこでゼロになってしまうかわからない部分があると思います。今後下がっていくことも当たり前のようにあるのだ、あっていいとは申し上げづらいのですけれども、あってしようがないことなのかなとも思っております。

また、そのほか部活動の運営に関しましては、バザーで得たお金を使わせていただいております。それ以外の部分も学校教育費の中で若干該当する部分もあるのかとは思われますけれども、中心としてはやはり後援会からの費用と、そのバザーのお金というのが中心になっているのかなというふうに思っております。となりますと、完全に学校教育費としての中の計上というのはほとんどない状況になると思うのですけれども、そのあたりも今後どのようにそういった部分考えていっていただけるかという中で、前、県大会、関東大会に行く中学校の子たちのバス代というのが補正予算で計上されていたことがありました。私はすごいなあ、これいい流れだな、うれしいことだなということを思ったのですけれども、その補正予算等でも請求していただくにも、いろんな基準があると思います。学校側からこれを予算くれと教育委員会側に言うのは、かなり難しい壁があるのかなということは感じております。そういった中で、補正等でも対応していただけるということも含め、どういった基準で今後どのように町としての、学校教育費としての部分の補助をしていっていただけるかというところをもしできる限り具体的にお答えをいただければと。

その3点をお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 では、再質問に答弁をさせていただきます。

子育て支援課では、子育て世帯に優しく、また子供たちが健やかに成長できるよう、子育て支援策の推進に努めております。また、保育所では「元気な子」、「学ぶ子」、「思いやりのある子」を保育目標に、一人一人の情緒の安定を図りながら、十分に活動できる望ましい環境づくりに心がけ、人間性豊かな幼児の育成を目指し、日々奮闘しております。児童館では、遊びを通して健康増進や情操を豊かにすることを目標に、季節の行事、親子ふれあい遊び、工作教室、体操など、いろいろな事業を実施しています。先ほどの答弁にもございましたが、今後も幼児教育研究会等を軸に、小学校、幼稚園、保育所、関係箇所等と連携を密にし、子育て環境の充実に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〇小泉初男議長 教育長。

[久保忠太郎教育長登壇]

○久保忠太郎教育長 先ほど自動車関係のお話がございましたので、お答えさせていただきたいと思います。 ご案内のように、大会は段階を経ております。まず、郡市の大会がありまして、そこで勝ち上がった者 が県に行くと。県で勝ち上がったものが関東に行く。関東で勝ち上がった者が全国に行くという形をとっ ております。初めの段階では、やはり強いと言われても、これは勝負ですので、試合の結果を見ないとわ かりません。ですので、初めから関東へ行くとか、全国へ行くという形はなかなか予測が、行きたいのは やまやまですけれども、みんなそう思っているわけですよね。そういう動きがございます。 それで、現実問題としまして、埼玉県として派遣するわけでございますので、埼玉県の中体連として派遣するわけですので、私がやっていたとき、現在もそうだと思うのですけれども、浦和、現在の県庁所在地からその例えば和歌山だったら和歌山のこの間についての正選手の旅費は全額ではございませんが、一定の形で出していただいております。そうするとここから浦和までの距離はありませんので、そういうのがこれは全国的な、埼玉県の中での動きです。そうすると、どうしても遠くに行けば行くほど費用がかかりますので、その辺について正選手以外もこれは連れていかなければ試合になりませんので、そういう流れの中でそれぞれ学校で判断していただいたものについては、教育委員会とも相談させていただきながら進めているというのが、だからこれだからという状況ではなくて、その一定のそういう段階がございますので、その中で判断をさせていただくのが現状でございます。

以上です。

〇小泉初男議長 まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 再質問にお答えする中で、私のほうからは「よこらぼ」についてお答えをしたい と思います。

「よこらぼ」、現在のところテーマを絞って提案を求めるということはしておりません。その中でこれまでの実績から申し上げますと、先ほどお話ありましたクリエイティブ・クラスの関係もございますが、そのほかにも子供教育創造機構というところから、IoT教育の提案をいただきまして、ご承知だと思いますが、学校にアイパッド100台を提供してもらったり、電子黒板等を、これはリースなのですけれども、いただいております。そういう取り組みが教育のほうに生かしていただいているということでございます。また、子供教育創造機構では、森教育、今年度ですと、子供森教育の事業を予定をしている中で、既に1度実施をしていただいております。そういった横瀬をフィールドに教育の分野で生かしていただいているというところがございます。先ほど申し上げましたように、やはり今現在はテーマを絞ってはおりません。また、横瀬町はこの先、もっと教育に力を入れたいとか、そういうことが生じた場合には、その教育に関しての提案をいただきたいということでお願いすることがあるかもしれませんが、現時点ではそのようなことで、いただいた内容の中に教育プランがあればよろしいかなということで考えております。

以上です。

〇小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうから、今3点補足をさせていただきます。

まず1つ目が、連携の話です。これはおっしゃるとおりで、大変大事です。町の子供たちのためにというところは、サービスを受ける対象は子供たちですので、どこの部署かというのは関係ない話です。ですので、できるだけ垣根のない形で教育委員会サイド、そして子育て支援課、それから地域等と密接に連携をとりながら一番いい形をつくっていけたらなというふうに強く思います。これが1つ目。

2つ目に、「よこらぼ」のところなのですけれども、今回その新学習指導要領の改訂って、国としては ある意味、国としては私は踏み切ってきたなというふうに感じています。それほど今の社会情勢の変化は 激しくて、危機感はベースにあるかなというふうに思います。つまり旧来型の教育システムで培われる力 というのと、これからのとても変化の激しい時代を生き抜いていくための力というのには、少しギャップがあって、そのギャップを埋めていく必要がある。これが国の危機感であり、我が町もそこのところのギャップを埋める危機感は持っています。そのギャップを埋めてくれるのが、例えばこの前の「よこらぼ」のそれが全部ではないですが、クリエイティビティー・クラスであったり、IoT教育という部分です。「よこらぼ」というのは、もともと社会の中で一番動きが早いところ、あるいはこの後、世の中で普及していくことが想定されるサービスの種が入ってくるのが「よこらぼ」なのです。ですので、先ほど課長の答弁で、あえてそこに絞ってということはないというのはそのとおりなのですけれども、ただ逆に言うと、社会ニーズがあるものは自然と入ってくると思っています。なので、今回当初1年で入ってきた20のうち、教育分野がかなりの部分を占めていて、それがちゃんと意味がある形になっていて、今後需要ができてくると言っているところです。だから、これこそ本当に「よこらぼ」のみそであり、これは我々で考えても考えつかない新しいことや、新しい情報や、新しい変化の流れがそこから入ってきているという流れになっていると思いますので、そこは今後も教育分野で、実際社会ニーズがあるようなことに関しては、「よこらぼ」の提案というのは続いていってくれるのではないかなというふうには思います。そこのところは我々も意識して、本当に必要であれば、我々のほうから声かけて、特定の先に来てもらうということも考えたいと思いますし、これは2年目の新しい「よこらぼ」ステージで積極的に考えていきたいと思います。

それと、3つ目の部活動のところです。基準はということなのですが、先ほど教育長のほうに答弁をしていただいたのですけれども、私としては最後予算化するかどうかというのは、とてもある意味シンプルで、1つはそれが子供たちのためになるかどうか。その部活動の方だけではなくて、学校全体のためになるかという観点が1つ、もう一つは公平性なのです。どうしても特定の部活動への支援というのは、特定の人たちが直接の受益者になるので、それで公平性が担保できているか、それからそのことによって学校全体が受益者になり得るかどうかというところは、とても大事なところだと思うので、そこのところで公平性が維持できるように、そういう中であれば積極的に対応はしていきたいなというふうに考えています。以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 どうもありがとうございます。議長、今さらになってしまうのですけれども、先に申し上げるべきだったのですが、一応「よこらぼ」に関しましては、私所属している委員会で扱っております。ちょっと「よこらぼ」のほうに質問のほういってしまったので、そこの部分は議長、ご了承いただければというところなのですが、ちょうどこの場でということなので、では質問のほうにさせていただきます。

まず、質問というか、お願いになりますが、「よこらぼ」に関しましては、本当にこれ引き続き子供たちに体験、そして考える場をどんどん与えていっていただきたいなということはお願いさせていただきます。

質問に関しましては、部活動の部分に関してなのですが、これはもうまさに今、町長がおっしゃっていただいたとおりで、かなり難しいところでございます。公平性の観点からという部分もそうでございます。 部活によって使う道具の値段も違います。そういったこと等も考えますと、なかなか難しいところではご ざいます。その一方で、保護者の立場からすると、部活によって、そのかかるお金もかなり道具費等違います。

そういった中で、お金がかかるから、その部活はちょっとというようなことも実際に聞いたりします。 それは家庭事情等もありますので、またいろいろですけれども、そういったことを踏まえますと、かなりお金が家庭でもかかっているのかなという、部活に対してもかかっているのかなと思っております。このお金を出していただきたいということよりは、ここで質問させていただきたいのは、そういった家庭でのかなりの負担が生じているということに関しまして、それを踏まえて、それも親の愛情だろうとか、そういったことも一つのその見方、考え方かとは思いますけれども、そのあたりどのように捉えていらっしゃるかどうかということ、その部活、家庭の負担がかなりかかっているということに関しまして、今後それについては検討していく、またはそれは把握はしているけれども、特に考えていない、またはそれは親の愛情の一つであるという、そこはここで言い切るのは難しいと思いますけれども、そのように考えているなど何かそれに関しまして、どのような捉え方、どのような考え方をされているかというのを最後の質問にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

[久保忠太郎教育長登壇]

○久保忠太郎教育長 部活動につきましては、大変いろいろな議論があるのだと思います。部活によって、さまざまな形でかかる費用あるいは考え方等々がございます。当然学校ではもう無理だなという金額につきましては、当初の段階で計画を出していただきまして、その時点では教育委員会のほうはそれについては、高額のものについては配慮しているつもりでございます。当然それは備品として残るものでございますので、先ほど申し上げましたように、修繕料を含めてそういう形を、ただずっとそれが続いているわけではございませんので、計画の中でそういうことをさせていただいております。

それと、やはりあと学校でかかる例えば用具等々につきましても、これにつきましては、個人持ちなのか、また学校としての備品なのか、その辺もいろいろいろんな形があると思いますので、基本的には金がかかるものについては、これは備品として備えているものがあるのだと思います。消耗品につきましては、例えばでは靴までもそろえる、そうかと言われると、これはまた違った考え方ございますが、その辺に備品として対応するものか、消耗品あるいは個人として対応できるものか見ながら進めさせていただきたいと思います。

それと、先ほど申し上げましたように、生徒会費の補助のほうを教育委員会でも学校とはいろんな形で 連絡とらせていただいておりますので、今回の使い方につきましても、今回はいろいろ学校と協議した中 で今年度は使っていただいているかと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 以上で1番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第1、町政に対する一般質問を終了いたします。 ここで暫時休憩といたします。 休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

〇小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

 \Diamond

◎発言の訂正

〇小泉初男議長 先ほど5番、浅見議員に対する質疑がございましたけれども、健康づくり課長から訂正があるそうでございますので、発言を許可します。

健康づくり課長。

[小泉明彦健康づくり課長登壇]

〇小泉明彦健康づくり課長 申しわけありません。先ほど5番議員さんの一般質問の中で答弁した内容を一部訂正をさせていただきたいと思います。

私のほうから商業電源とはつながっていないと答弁をさせていただきましたが、正確には売電に必要である受電設備を通じて商業電源とはつながっていないということでございます。訂正させていただきます。

なお、太陽光発電を設置いたしました前年と、平成27年度と平成28年度の電気料金を比較いたしました ところ、30万8,158円安くなっている現状であります。

以上であります。

- **〇小泉初男議長** よろしいですか。
- ○5番 浅見裕彦議員 はい。

 \Diamond

◎陳情第2号の上程、説明、討論、採決

〇小泉初男議長 日程第2、陳情第2号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についてを議題といたします。

本陳情につきましては、事務局長をして説明をいたさせます。 事務局長。

〇富田芳夫事務局長 それでは、陳情第2号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についてご説明申し上げます。

本陳情は、郵送により提出され、平成29年8月8日に受理されたものでございます。

提出者は、全国森林環境税創設促進議員連盟会長の板垣一徳氏でございます。

なお、横瀬町議会は、当該議員連盟に現在加盟しております。

次に、陳情の趣旨を朗読いたします。

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用も含め都市、地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針が示されたことから、森林・林業・山林対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税の創設」に関する意見書を採択いただき、政府・国会等関係要路に提出願いたい。

以上陳情の趣旨でございます。

以上で説明を終わります。

○小泉初男議長 事務局長の説明を終わります。

ここでお諮りいたします。陳情の取り扱いにつきましては、所管の委員会に付託し、閉会中の継続審査 とすることが慣例となっておりますが、本陳情第2号につきましては、委員会付託を省略したいと思い ますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号につきましては、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

日程第2、陳情第2号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情については、これ を採択することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇小泉初男議長 起立総員です。

よって、陳情第2号は採択することに決定いたしました。



◎報告第3号の上程、説明、質疑

〇小泉初男議長 日程第3、報告第3号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足 比率についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。

町長。

[富田能成町長登壇]

○富田能成町長 上程されました日程第3、報告第3号 平成28年度決算に基づく横瀬町の健全化判断比率 及び横瀬町の公営企業における資金不足比率についてでありますが、地方公共団体の財政の健全化に関す る法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。 なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご了承いただきますようよろしくお願いい たします。

○小泉初男議長 報告理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

〇赤岩利行まち経営課長 報告第3号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率について説明いたします。

まず、1、横瀬町の健全化判断比率について申し上げます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字でないことから、それぞれ数値を記載しておりません。

次に、実質公債費比率ですが、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率のことをいいます。計算上、分母となります標準財政規模の構成要素である普通地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額等が前年度に比べ減額となったことに伴い、単年度の実質公債費比率数値は前年度よりも大きくなりましたが、ここに記載しますのは、3カ年の平均値であるため、昨年度と同数字の7.3%となりました。

次に、将来負担比率でございますが、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する比率をいいます。分母となる標準財政規模は、前年度より小さくなりましたが、分子側でも将来負担額が減少し、そして財政調整基金、減債基金等を堅実に備えていることにより、将来負担比率を前年度より3.2ポイント減らし、45.8%とすることができました。

続きまして、2の横瀬町の公営企業における資金不足比率でございますが、対象となる下水道特別会計 及び浄化槽設置管理事業特別会計、ともに資金不足ではないことから、数値の記載はございません。

以上、報告第3号の細部説明を終わります。

〇小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今、課長のほうから説明ありました横瀬町の実質公債費比率について伺います。

今年度の単年度につきましては、標準財政規模が下がったことにより、実質公債費比率が上がったけれども、3カ年平均で変わらなかったということであります。

参考までに、今年度の単年度が何%、過去昨年も7.3という数字でありましたので、昨年の7.3%はこういう結果で7.3%になります。そして、ことしの3カ年平均というのはこういう数字のもとで3カ年平均がこういう数字になったということを示していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 それでは、ご質問にお答え申し上げます。

まず、平成28年度の実質公債費比率、単年度で申し上げますと、7.9%となっております。この7.9%ですが、平成26年度が7.2%、平成27年度が6.9%で、この3カ年平均が7.3%となったところでございます。

前年度と同じ数字になったことにつきましては、平成25年度から平成27年度までの平均が7.3%でした。 その際の平成25年度の単年度の比率でございますが、8.0%ということになりまして、この平成25年度を 今回は算定の年度に入れませんので、それと平成28年度を入れかえた数字が一致したということでござい ます。

以上です。

〇小泉初男議長 再質問ございますか。

よろしいですか。

- ○5番 浅見裕彦議員 はい。
- 〇小泉初男議長 他に質疑ございますか。

[「なし」と言う人あり]

〇小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

日程第3、報告第3号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率については、報告のとおりご了承願います。

<u></u> ♦ -

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇小泉初男議長 日程第4、議案第36号 児童福祉法改正に伴う関係条例の整理等に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第36号 児童福祉法改正に伴う関係条例の整理等に関する 条例についてでありますが、児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出する ものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育で支援課長 では、細部説明をさせていただきます。

お配りしてございます新旧対照表をごらんください。第1条につきましては、こども医療費支給に関する条例の一部を改正するものです。児童福祉法の里親について規定している部分の改正に伴い、改正するものです。

第2条のひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例、第3条の重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正についても、同様の改正を行うものです。

また、第3条、重度心身障害者医療費支給に関する条例では、第4条中の字句の整理をあわせて行うものです。

なお、附則で、公布の日から施行する旨定めております。

以上で説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

次に、質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 2点ほど伺います。

1つは、今回の条例ですが、新規に条例を制定するということであります。 3つの条例の一部改正を合わせた形で関係条例の整理等に関する条例、こういう条例でやるのは、どういう理由によってかが1点であります。

それから、2番目でありますが、児童福祉法の一部改正ということで、改正6条の4と第1項が第6条の4に変わる。里親の定義ということであります。そこのところをもうちょっと里親が、どれが、どのように変わったかについての説明をお願いします。

2点です。よろしくお願いします。

〇小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 まず、条例の改正の方法についてでございますが、今回児童福祉法の改正に伴う関係条例の整理ということで、福祉3医療について、同じ児童福祉法の改正に伴うものですので、1遍に改正をさせていただいております。

あと、里親の規定をしている部分につきましては、児童福祉法の改正によりまして、里親に規定している分、項立てになっていたのが、号立てに児童福祉法のほう改正になりました。それぞれ養育里親、親族 里親、養子縁組里親、それぞれ号立てに改正をしたものです。

以上で答弁とさせていただきます。

〇小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

- ○5番 浅見裕彦議員 里親の定義ということで号立てにしたということです。従前の6条4の第1項、この法律で里親とはということを言っていて、第2項のほうで養育里親と言っていたのを、今回この里親というのを全部含めて里親と言ったのとは、またそこの私の認識が違うのだかどうかについてで、もう一度よろしくお願いします。
- ○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 今まで従来の児童福祉法ですと、第6条の4第1項で養子縁組里親、親族里親について規定をしております。第2項で養育里親について規定をしておりました。改正後、児童福祉法の改正後ですと、第6条の4で里親について規定をしております。1号で養育里親について、2号で養子縁組里親について、3号で親族里親について規定をしております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

- ○5番 浅見裕彦議員 もう一度済みません。6条4の第1項で里親とはということで、この養子縁組等を含めて言っていたところですが、養育里親はというのは、第6条の4第2項で養育里親と言っていたと思う。それを今回第6条の4では、この法律では里親とは、次に掲げる者をいうということなので、この今まで養育里親というのは、里親とはまた違っていたのではないかと私この法律読んだときに見えたのですが、今の課長の説明とちょっと違うというふうに聞こえたのですが、どうですか。
- 〇小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。 子育て支援課長。
- **○浅見雅子子育て支援課長** その児童福祉法改正前ですと、確かに養子縁組里親、親族里親が1号にあるのですけれども、その辺どういう理由で児童福祉法のほうがその里親を3号に分けたかという部分につきましては、また改めてご回答をさせていただければと思います。
- 〇小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第36号 児童福祉法改正に伴う関係条例の整理等に関する条例は、これを原案のとおり 決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇小泉初男議長 日程第5、議案第37号 横瀬町情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

町長。

[富田能成町長登壇]

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第37号 横瀬町情報公開条例の一部を改正する条例についてでありますが、個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、議案第37号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんをいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方でございますが、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第51号)(以下「行政機関個人情報保護法等改正法」という。)による個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の改正に伴いまして、個人を識別することができる記述等について、その内容を明確にするための定義に字句が追加されたため、その一部を改正するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第7条第2号につきましては、個人を識別することができる記述等 について、その内容を明確にするための定義を括弧書きで追加するものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を公布の日からと規定するものでございます。 以上でございます。

〇小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第37号 横瀬町情報公開条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

 \Diamond

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇小泉初男議長 日程第6、議案第38号 横瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第38号 横瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例に ついてでありますが、個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この 案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。 総務課長。

[守屋敦夫総務課長登壇]

○守屋敦夫総務課長 それでは、議案第38号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんをいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方でございますが、行政機関個人情報保護法等改正法による、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)(以下「行政機関個人情報保護法」という。)の改正に伴いまして、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取扱いが規定され、また個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)(以下「個人情報保護法等改正法」という。)の改正に伴いまして、個人情報の利用目的の明示について規定されたこと等により、一部改正したいものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第1条につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、字句を整理するものでございます。

第2条第1号につきましては、情報通信技術の発展に伴い、多種多様な情報が個人情報に該当するかわかりにくいため、個人番号等を「個人識別符号」として定義し、個人情報の定義を明確化するものでございます。

第2条第2号につきましては、行政機関個人情報保護法の改正を踏まえまして、「要配慮個人情報」の 定義について新たに規定するものでございます。

第2条第3号から第11号につきましては、第2号から第10号までについて、順次1号ずつ繰り下げると ともに、字句の整理をするものでございます。

第4条につきましては、字句を整理するものでございます。

第7条第2項につきましては、行政機関個人情報保護法の改正を踏まえまして、字句を整理するもので ございます。

第7条第4項につきましては、個人情報保護法の改正に伴いまして、実施機関が本人から直接書面に記載され記録された本人の個人情報を取得するときの利用目的の明示について、1項を新たに追加するもの

でございます。

第8条第1項につきましては、字句の整理及び行政機関個人情報保護法の改正を踏まえまして、個人情報取扱事務を開始する場合の届出内容に「要配慮個人情報」を追加するものでございます。

第8条第2項、第9条第2項、第11条第1項、第12条第3項につきましては、字句を整理するものでございます。

第13条第2項につきましては、保有個人情報について、本人に代わり開示請求できる規定について字句を整理するものでございます。

第14条第2項につきましては、字句を整理するものでございます。

第15条第6号につきましては、行政機関個人情報保護法の改正を踏まえまして、不開示情報の定義として「個人識別符号」を追加するものでございます。

第16条第2項につきましては、行政機関個人情報保護法の改正を踏まえまして、開示請求に係る保有個人情報に、開示請求者以外の個人情報に関する情報が含まれている場合、個人識別符号の部分等を除くことで、開示請求者以外の個人の権利が害されるおそれがない場合は、除いた部分がその情報に含まれないとみなし、部分開示する旨の規定を追加するものでございます。

第20条第1項につきましては、定義規定を削除するものでございます。

第22条第3項、第25条第2項、第25条第3項、第25条第4項、第27条第1項及び第2項、第28条第1項 につきましては、字句を整理するものでございます。

第29条の2につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴いまして、実施機関が情報提供等記録の訂正を実施した場合、「番号法第19条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を追加するとともに字句を整理するものでございます。

第30条第1項、第33条及び第34条、第36条第2項、第42条につきましては、字句を整理するものでございます。

附則第1項につきましては、この条例の施行日を公布の日から規定するものでございます。

附則第2項につきましては、行政機関個人情報保護法等改正法附則第2条の規定に倣いまして、「要配 慮個人情報」について、経過措置規定を設けるものでございます。

附則第3項及び第4項につきましては、横瀬町個人情報保護条例の改正に伴いまして、横瀬町情報公開・個人情報保護審査会条例(平成13年条例第13号)及び横瀬町情報公開・個人情報保護審議会条例(平成13年条例第14号)の字句の改正を附則で行うものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、3点ほどになります。

1つは、この条例改正の中身なのですが、本文中の中身であります。第2条第1号中の中で、アの項目で当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書)から始まりまして、イの前の段階、識別す

ることができることとなるものを含むといいます。非常に括弧が6つですか、7つかな。7つあって、こういうわかりにくい文章というか、読んですぐわかる人ってなかなかいないと思うのです。条例はできるだけわかりやすくと、前、否定の否定という論議をここでしたこともありました。そういう点で、よりわかりやすくがいいというので、もうちょっとこれをわかりやすく説明していただけるのが1点です。

それから、2点目は、先ほどの36条との関係で、電磁的記録となっていたところに、今回は電磁的方式 括弧から含めまして、電子的方式、磁気的方式と、こういう点が加えられていますが、そことのさっきと の整合性についてどうかというのが2点目であります。

それから、3点目につきましては、今回附則でこの条例の中で、審議会条例の一部改正、それから審議会と審査会ですか、この条例の一部改正をここで行っているという、その一部改正を附則の中でこういうふうにするのはなぜなのかについて説明をよろしくお願いします。

3つです。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○守屋敦夫総務課長 それでは、質問について答弁をさせていただきます。

まず1点目、2条の第1号について、括弧が多くて、ちょっと内容がわかりづらいということなのですが、ちょっと法律の改正に伴うものということでご理解をいただければと思いますが、私のほうで私なりにちょっと解釈した内容を説明をさせていただきますと、条例第2条の第1号では、個人情報の定義をアで個人識別符号を除いたものということと、イで個人識別符号が含まれるものということで大きく区分をしております。アでは、個人情報につきまして、個人情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、括弧として、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むというふうに定義を前提としております。

また、その他の記述等につきまして括弧書きがございますが、この中では個人識別符号を除く文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項のことを言っております。また、その記述等の中で、電磁的記録とは、電磁的方式でつくられる記録のことをいいまして、電磁的方式とは、電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によって認識することができない方式のことを言っております。

また、個人識別符号についての定義ですけれども、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の第2条の第3項のほうに規定がされておりまして、顔識別データ、それから指紋識別データ、旅券番号、 基礎年金番号、個人番号等のことをいうというふうに理解しております。

以上でございます。済みません。

〔何事か言う人あり〕

○守屋敦夫総務課長 それと2点目の37号の情報公開条例の一部改正との関係で、定義のところの括弧書きの関係ですけれども、これにつきましては、個人情報保護条例とこの情報公開条例の中の部分と、あともととなる法律は行政機関の保有する個人情報保護条例等のその条例の定義が法律のほうで異なっておりましたので、その内容にあわせて今回は括弧書きの定義を両方で分けたというような形になっております。

あと、附則のところでの改正している理由についてのお尋ねにつきましては、今回個人情報保護法等の

改正に伴いまして、町の個人情報保護条例を改正するという前提がございます。既存の条例の改正に伴って、他の条例を改正する必要が生じた場合でございまして、また関連づけも含めて今回個人情報保護条例の附則のほうで改正をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

- **○5番 浅見裕彦議員** 1点、今、国の定義の仕方が違っていたので、そのとおりにしましたというのがこの電磁的記録という定義だと思います。どこかで修正されるならば、わかったときに修正したほうがわかりやすくていいのではないかなと思いますが、そんな感じを持ったところでどうでしょうか。
- **〇小泉初男議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。 総務課長。
- ○守屋敦夫総務課長 議員さんご指摘のように、この内容等についても定義のほうが国のほうでちょっと改正がありまして、その内容に合わせたのですけれども、とりあえず細かい括弧書きの中の部分については、この内容をもう一度ちょっと精査を、もともとのその条例の部分との差異、町の個人情報保護条例の中の定義のこともちょっとございますので、今回につきましては、この定義については、その法のほうに合わせて定義をさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。また、その内容等、町の条例の内容等もまた踏まえて、今後そこの残りの定義の部分の括弧書きについてはちょっと検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

〇小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第38号 横瀬町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

 \Diamond

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第7、議案第39号 横瀬町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[富田能成町長登壇]

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第39号 横瀬町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく事務に関し、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。 総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、議案第39号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第2項の条例で定める事務について、個人番号の独自利用事務を新たに追加及び独自利用事務の処理のために町の同一機関内での特定個人情報の利用等を整備するため、一部改正したいものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第4条第1項につきましては、番号法第9条第2項の条例で定める 事務について、個人番号の独自利用事務を新たに追加するものでございます。

第4条第2項につきましては、独自利用事務を処理するための、町の同一機関内で特定個人情報の利用 について新たに規定するものでございます。

第4条第4項につきましては、第2項の規定により特定個人情報を利用した場合、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、書面の提出があったものとみなすことを新たに規定するものでございます。

別表第1につきましては、条例第4条第1項に規定した、個人番号独自利用できる「機関」と「事務」 について新たに規定するものでございます。

別表第2につきましては、条例第4条第1項及び第2項に規定した、個人番号を独自利用できる「機関」、「事務」及び「特定個人情報」を新たに規定するものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を公布の日からと規定するものでございます。 以上でございます。

〇小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 3点ほど伺います。

1つは、個人番号ということで、マイナンバーの関係と見ていますが、今、個人番号のここに直接提案 ある中ではないのですが、情報として今の町はこの個人番号カードを何人の方が取得しているかについて であります。それは、対住民に対して何%ぐらいになっているのかが1点であります。

2点目であります。今回の条例改正の中身でありますが、町の独自ということで、今まで従来は法定受託しかやりませんよという点がありました。今回新たに加えた点が、この独自利用事務を追加ということであります。この新たに独自利用事務を追加することの意味は、どういうことがあるのかということです。先ほどの説明の中で、この第4条第4項ですか、特定個人情報を利用した場合には、書面の提出が義務付けられているときは、あったものとみなすことということで、楽になるところがあるのかなというような気がします。そこら辺について、こういう運用ができるということが例として示していただければと思います。

3つ目であります。町がこのマイナンバー、個人番号を導入したときに、私たち非常に私も含めてセキュリティーをどうするのかということがありました。そのセキュリティー対策、町の責務ということで、時の総務課長は答えました。そのときは必要措置ということで今後やるようになると思いますが、一応考えていることは幾つかございますということで、4点挙げていたと思います。1つ目が、組織体制の整備ということで、組織安全管理措置とか、事務取扱担当者が出てきます。そういう人の監督とか、人的安全管理措置、それと2番目、情報漏えいとかの防止するための物的安全措置が2つ、3つ目は、あとは不正アクセス等による被害の防止等に係る技術的安全管理措置というのが3つ目、4つ目は、あとは通信経路の暗号化と、こういうことをやっていくから安全は保たれるということを言いました。この必要な措置の状況について、こうなっていますというのについての説明をよろしくお願いします。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

〇大場玲子いきいき町民課長 それでは、私のほうから横瀬町のマイナンバーカードの交付率についてお答 えさせていただきます。

8月31日現在で787枚交付しておりまして、交付率は9.2%となっております。以上でございます。

- 〇小泉初男議長 総務課長。
- ○守屋敦夫総務課長 それでは、私のほうから独自利用事務を行う理由についてということで、まず行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項において、地方公共団体は法に定められた、別表1に定められた事務を処理するために個人番号を利用することができるというふうになっております。しかし、別表第1では、国等の行政機関が行うことが明記をされておりまして、県及び市町村が行う地方単独事業につきましては、法律の第9条の2項の条例で定めること等により個人番号を利用することができるというふうになっております。法定された事務に係る申請を行う場合、今まで添付が必要とされていた書類を省略することができますけれども、条例化していない事務につきましては、今までどおり必要書類の添付が義務付けられるというふうになります。このことから、住民の皆様の利便性の向上を図るために、条例改正をお願いするというものでございます。

あと、4項のお話につきましては、ほかの条例での適用がこの中で義務付けをされていれば、提出のほうは不要だという規定ということになりますけれども、改正をほかの条例との関連の意味ということで、この中に規定を、改正漏れ等を防ぐという意味も含めてこの中のほうに規定をさせていただいたものでございます。

あと、以前条例制定をしたときの4つの必要措置ということについての質問でございます。まず、人的 安全管理措置につきましては、総務省の指針等に示された安全管理措置をもとに、町のセキュリティポリ シーを見直しをさせていただいております。セキュリティポリシーの中で組織体制や職員教育の内容も含 まれていることから、平成28年の3月に全職員向けに説明会のほうを実施をさせていただきました。平成 29年度中にこちらの改定されたセキュリティポリシーでの運用を開始したいというふうに考えておりま す。

次に、物的安全管理措置についてでございますが、情報漏えい及び外部からのサイバー攻撃への対策として、ネットワークを分離したということで、対策前につきましては、事務用パソコンからLGWAN、インターネット回線、どちらのほうにも接続ができておりましたけれども、事務用パソコンからはLGWANのみの接続をするというふうに変更しております。

次に、技術的安全管理措置につきましては、不正アクセス等の被害を防止するために、基幹系システムの認証を二要素認証としたということで、対策前につきましては、パスワードによる認証のみだったものを、パスワードと静脈による認証という2点にしたということでございます。

それから、通信の暗号化の関係ですが、こちらは埼玉県が構築したセキュリティクラウドへ接続する方針となったため、通信の暗号化は未実施となっておりますけれども、総務省のほうがその後の考え方のほうで指針等が変わりまして、都道府県と市町村が協力して自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度な情報セキュリティ対策を講じることということに定義のほうというか、内容が変わりましたので、それに沿って、埼玉県が構築しているセキュリティクラウドへ接続をしておるということでございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

以上でございます。

- ○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございました。安全作業が十分に注意しながら進めているというのが受けとめられました。その中で、今、技術的安全管理措置ということで、従前パスワードだったのを、今度は静脈認証でということでありました。静脈認証というのがどういうもので、そしてこの静脈認証をしている人というのはどのぐらいいるのかについてもう一度よろしくお願いします。
- **〇小泉初男議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 それでは、私のほうからⅠDと手のひら静脈認証で認証している職員の数に ついてお答えさせていただきます。

職員は28名に付与してございます。

以上です。

〇小泉初男議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

- **○5番 浅見裕彦議員** 28名、非常に町の職員の割合からすると高いと思うのですが、この28名については、 この見られる情報というのですか、それがどういうふうになっているかについて、もう一度よろしくお願いします。
- **〇小泉初男議長** ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。 いきいき町民課長。
- ○大場玲子いきいき町民課長 見られる情報についてでございますけれども、利用事務は7システムで付与してございます。また、利用に当たりましては、職員の中には非常勤職員、臨時職員もございますので、採用時に情報セキュリティポリシーなど、そういった内容を理解させ、また実施及び遵守させている状況でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第39号 横瀬町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

	^
-	<u> </u>

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇小泉初男議長 日程第8、議案第40号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正 する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第40号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、児童福祉法等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 それでは、議案第40号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんをいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方ですが、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号) による、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び人事院規則の改正に伴いまして、里親に関する定義規 定等が再編されたため、一部改正したいものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第8条の3第1項及び第2項につきましては、児童福祉法及び人事 院規則の改正に伴いまして、その引用条文及び里親に関する定義規定について字句を整理するものでござ います。

第14条第2項第6号につきましては、児童福祉法及び人事院規則改正に伴いまして、字句の整理及び授 乳等で特別休暇を受けられる職員の定義に、養子縁組里親等を追加するものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日は、公布の日からと規定するものでございます。 以上でございます。

〇小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第40号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、 これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇小泉初男議長 日程第9、議案第41号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議 題といたします。 提案理由の説明を求めます。

町長。

[富田能成町長登壇]

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第41号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、児童福祉法等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。 総務課長。

〔守屋敦夫総務課長登壇〕

○守屋敦夫総務課長 議案第41号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方ですが、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)による、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)及び人事院規則の改正に伴いまして、里親に関する定義規定等が再編されたため、一部改正をしたいものでございます。

次に、改正の内容についてでございますが、第2条の2につきまして、児童福祉法及び人事院規則等の 改正に伴いまして、その引用条文及び里親に関する定義規定について字句を整理するものでございます。

第3条第6号及び第4条につきましては、「国家公務員の育児休業法第3条第1項及び第4条第2項ただし書きの人事院規則で定める特別の事情の改正」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項及び第3条第2項のただし書きの条例で定める特別の事情の改正」に伴いまして、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」の規定を追加するものでございます。

第10条第7号につきましては、「国家公務員の育児休業法第12条第1項ただし書きの人事院規則で定める特別の事情の改正」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項のただし書きの条例で定める特別の事情の改正」に伴いまして、育児短時間勤務職員につきましても、条例第3条第6号及び第4条と同様の規定を追加するものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を公布の日からと規定するものでございます。 以上でございます。

〇小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第41号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

〇小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

 \Diamond

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇小泉初男議長 日程第10、議案第42号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担 額等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[富田能成町長登壇]

〇富田能成町長 上程されました日程第10、議案第42号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 では、細部説明をさせていただきます。

お配りしてございます新旧対照表3ページ、4ページをごらんください。別表(1)第2階層の定義に つきましては、児童福祉法の養育里親、児童福祉施設について規定している部分の改正に伴い、改正を行 うものです。

1ページをごらんください。別表(1)備考第1項につきましては、子ども・子育て支援法施行規則の 改正に伴い、利用者負担額の計算に用いる町民税の所得割に加算する額として、ふるさと納税寄附金控除 額を追加するため改正を行い、あわせて字句の整理を行うものです。

5ページ、6ページをごらんください。別表(2)第1階層の定義につきましては、児童福祉法の里親 について規定をしている部分の改正に伴い、改正を行うものです。

この里親の改正につきましては、先ほど浅見議員からもご質問いただいていますが、改正前の児童福祉 法では第6条の4第1項で、里親とは養育里親及び養子縁組里親、親族里親について規定をしております。 児童福祉法の改正によりまして、第6条の4でこの養育里親、養子縁組里親、親族里親について規定をしているものです。同様に改正を行うものです。

なお、附則で公布の日から施行する旨定めております。

以上で説明を終わります。

〇小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第42号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する 条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

 \Diamond

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇小泉初男議長 日程第11、議案第43号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第11、議案第43号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてでありますが、介護保険法等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

健康づくり課長。

[小泉明彦健康づくり課長登壇]

〇小泉明彦健康づくり課長 議案第43号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

配付いたしました新旧対照表をあわせてごらんをいただければと思います。

介護保険法の改正に伴い、条例改正をお願いするものでございますが、改正内容につきましては、介護保険条例12条、これにつきましては、過料についてを規定をしております。

介護保険法の第202条第1項の規定による文書等の提出命令に従わず、職員の質問に対して虚偽の答弁等をした場合の過料の規定についてでありますが、その根拠法令であります介護保険法第214条の3項の規定中、第1号被保険者が被保険者に改められたことによりまして、一部改正を行うものであります。

附則につきましては、公布の日から施行するというものでございます。

以上、説明を終わります。

〇小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

[「なし」と言う人あり]

〇小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第43号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇小泉初男議長 日程第12、議案第44号 横瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第44号 横瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでありますが、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

〇小泉明彦健康づくり課長 議案第44号 横瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例について説明をいたします。

配付いたしました新旧対象表をあわせてごらんをいただければと思います。

改正の趣旨でありますが、介護保険法の施行規則の一部を改正する省令が施行されたことにより、ことし3月に主任介護支援専門員の更新制の導入に伴う一部改正を行いました。しかし、その際、省令において主任介護専門員の定義の規定ぶりが不明確であったとして、今回改めて改正をすることとなったものであります。

なお、改正内容につきましては、省令と同様に改正をしたものでありますが、改正内容であります。

第4条第1号ウ中の主任介護専門員の定義を規定している部分について、介護保険法施行規則の一部改正の省令適用規定が削られたため、条例の括弧書き部分について削る必要が生じたため、改正するものでございます。

附則につきましては、1項でこの条例の公布の日を施行日からとするものであります。

第2項につきましては、削ることとなりました括弧書きの部分について経過措置を規定するものであります。

以上であります。

〇小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第44号 横瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時24分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

 \Diamond

◎認定第1号~認定第6号の上程、説明、質疑

〇小泉初男議長 お諮りいたします。

日程第13、認定第1号から日程第18、認定第6号までは、いずれも関連がありますので、一括上程をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、日程第13から日程第18まで、これを一括上程いたします。

日程第13、認定第1号 平成28年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第2号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第3号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第4号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第5号 平成28年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第6号 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上認定案件6件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[富田能成町長登壇]

○富田能成町長 一括上程されました日程第13、認定第1号 平成28年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第2号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第3号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第4号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第5号 平成28年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第6号 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、決算について別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

〇小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、監査委員に決算審査の報告を求めます。

加藤代表監查委員。

[加藤元弘代表監査委員登壇]

〇加藤元弘代表監査委員 こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、平成28年度決算審査意見書に ついてご説明申し上げます。

かねてより町長よりもうけは少ないのですけれども、住民のために頑張ってくださいということで訓示されておりまして、金曜日から議会を受けておりますが、私の周りに大分もうけは少ないのだけれどもと

いうような形で、議員の皆様から見ますと、右側にもうけが少ない方が大分集まってきたかなと思っております。自称横瀬町を明るくする会ということで、その部門から参りました代表監査役の加藤元弘でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様の前には、報告事項第3号という形で、総理府から平成28年11月30日で平成27年度の決算審査というような形の書類を参考資料として送らせてもらいました。本日報告させていただいた内容のものが9月30日をもって総理府のほうに届け出をして、速報という形で9月30日に速報が入りまして、11月30日という形で総理府のほうに公示を受けるというものを参考資料としてお渡ししてあります。説明する内容的には数字の羅列というものが多いものですから、何とか比率、何とか割合とかいう形で、大分余りなじみがないものがあるかと思いますので、用語の解説等その他のものが必要に応じて利用していただければと思います。

結論から言うと、夕張市が入っている内容のものがあります。自治体としては1,877の自治体が審査を受けているという形で、その中の一角が横瀬町であるということになるかと思います。

それでは、決算審査意見書についてご説明させていただきます。 資料のほうをご用意いただければありがたいと思います。

内容につきましては、平成29年8月21日付をもちまして、監査委員の私と若林清平議員の連名で町長宛 てに提出させていただいたものになります。

概算のお話をさせていただきますと、ページ数でいきますと2ページに当たります。審査の対象でございます平成28年度横瀬町一般会計歳入歳出決算を初めとしまして、平成28年度横瀬町国民健康保険出産資金貸付基金という10項目について審査を実施いたしました。

審査の期日、審査の場所でございますが、一般会計、特別会計及び基金運用状況につきましては、平成29年6月28日、29日、30日の3日間、横瀬町役場301会議室において、また29日については、下横瀬橋拡幅補強工事、県道5号線、(仮称) 花咲山公園について実査という形で行いました。

審査の手続でございますが、この審査に当たっては、町長から提出されました歳入歳出決算書、歳入歳 出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況報告について、関係法 令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理、基金の運用は適正か、さらに予算が適 正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき 審査手続を実施したほか、担当職員に説明を求めるなどの審査を実施いたしました。また、現地実査とし て3カ所実施したということになります。

審査の結果でございます。審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、定額資金の基金運用状況についても適正であると認められたということになります。

決算の概要でございますが、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道運用特別会計、浄化槽設置管理事業特別会計におきまして、歳入総額としては60億5,617万7,000円、歳出としましては56億7,417万8,000円、差し引きという形で、それと皆様のほうでいきますと、なじみがあるよというのが引き算をした形のものが差し引きというのが通常の会計でいきます歳入と歳出

差額というような形になっています。

公共団体の会計でいくと、もう一つの欄が実質収支額というような形で1個だけあります。これについては、横を比べていただきますと、一般会計のところだけ数字がちょっとだけ違うということになります。 これについては、次のページの3ページのところで触れさせていただく内容になるかと思います。

それでは、済みません。一般会計の歳入歳出決算書という形で、3ページのほうをおあけください。決算規模でございます。平成28年度の一般会計の額は歳入総額36億円、歳出が35億円というような形になっています。これにつきましては、平成25年、平成26年、平成27年、平成28年という形で4年間の比較表という形で書類のほうをつくらせていただいております。

あと、分析する内容としますと、歳入につきましては、款別に分類するのと、あと依存財源かどうかという分類のほうをさせていただいております。その表が1枚めくっていただきましての表になります。一番大きなところというのが、町税という形のものであります。

もう一つのグループでいきますと、その財源が自主財源なのか、依存財源なのかという形で表示をさせていただきました。町税のほうから説明という形なのですが、次のページのほうから説明させていただく形になります。あと、依存財源のほうを見ていただきますと、これも平成25年、平成26年、平成27年、平成28年という形で4年分表示をさせていただきました。

まず、自主財源というものと依存財源という形になります。自主財源以外の財源で、国、県から補助金というような形で持ってもらうのが依存財源というものになるかと思うのですけれども、今期は57.7%というのが依存財源の構成の比率という形のものになります。当然のことなのですけれども、自主財源というものがあれば、自分なりに使えるよというようなものになりますし、依存財源というものは、まず自主財源というのがでは何人の方が携わるかなという話になると、現状的には8,600人の人口の方が納めていただいたよという形のものの総額になります。これがいわゆる横瀬町の住民が納めていただいたよというのが概算で理解していただければいいかと思います。

依存財源ですので、これは県であるとか、国であるとかからもらうよという形のものになるのですけれども、一般的にはどんな言葉で言うかというと、棚ぼた式みたいな形の言葉に当たるのかと思います。棚ぼたというと、普通落っこちてくるのが仏壇とか、そういう小さいところから落っこちてきますので、特にぼた餅が落っこちてくるとうれしいなということになるかと思うのですけれども、ここで棚ぼた式に落っこちてくるのか、ぼた餅が必ずおいしいかどうか、もっと言うと腐ったぼた餅かもしれないということがあります。もっと言うと、高いところから落っこちてくるので、受けとめようと思ったら、自分のところに跳びはねてきてしまって、服が汚れてしまう可能性もあるぼた餅であるよということになり、あとはぼた餅が重過ぎてと、重過ぎて自分の体では受けとめた瞬間によろけてしまうという危険性が大きにあるよという、いわゆるひもつきであるよという要素が高いということになります。ある意味では、怖いぼた餅が落ちてくる可能性があるよというのが皆さんのほうが理解していただく内容なのだと思います。

あと、先ほど人数でお話ししましたけれども、自主財源というのが基本的に8,600人の方が携わって納めていただいた税金ということなので、ある意味では安定しているよいうことになるかと思うのですけれども、もう一つは依存財源でありますと、町長であるとか、役場の執行部の方の作文次第によって予算がもらえたり、もらえなかったり、もらったとしても重かったり、町として重過ぎたり、もしかすると腐っ

たものかもしれないよという危険性があるので、相当吟味してもらう必要があるよということになります。 ただ、傾向としては、まだ私どものほうというのは、依存度が42.3%維持していますけれども、他の市 町村から最後のほうで意見書と書かれていますけれども、30とか、35とかという数字が載っかっているの が通常になります。そういう意味では、自主財源としては横瀬町としては相当恵まれている形なのですけ れども、さらにその比率というものを充実していかなければならないという宿命を負っているという形に なるかと思います。

あと、次がめくっていただきますと、款別の税金のお話になります。ページ数でいうと5ページに当たります。5ページも平成27年、平成28年というような形で増減のものを書かせていただいています。規模的な話になりますとなのですけれども、ここで皆さんのほうで理解していただくのが、町民税の個人のところになります。ある意味では町民の方の所得が高くなってくると当然のことなのですけれども、町民税という住民税も高くなってくるよというものになります。

それと、法人なのですけれども、すごい危険性的には、会社ですから、必ず毎年、毎年利益がどんどん 上がっていってということかと思うのですけれども、間違うとゼロにとか、赤字になる可能性というのが いっぱいあるよというものになります。幸いなことに個人、法人を含めても数字的には今、横瀬町として は個人、法人が上がっているよという形のものになります。

あと、トピック的には若林議員が一般質問でしていただきましたように、税金のという云々の中に、会計管理者がお答えしておりますが、固定資産、いわゆるソーラーであるとか、観光農業者で該当者について新規にお願いするところはお願いしてというようなことの成果というのも相当な部分が出ているよということになります。ある意味の固定資産ですから、1つは土地、建物、償却資産というのが固定資産の課税される内容になるかと思います。ある意味では安定している収入の一部の表示のものと、固定資産税が上がっているよということは、土地の価格、いわゆる利用価値ということで判断していただければいいのかと思いますけれども、そういうもの、償却資産もそれなりに設備投資がされているという実績が載っかってきているかと思います。

ただ、問題として1つだけ皆さんのほうで余りお話にならないのですけれども、ふるさと納税という税金が実はあります。1万円の寄附をすると、概算でお話しすると3,000円の何か贈ってくるよ。いいものがあったらいいなというようなのが今の概算になります。それだけでしている人はいません。実は寄附をすると、自分の住民税が減るよという話になります。具体的な話をしますと、去年の話になります。去年では逆に横瀬町の方がほかの市町村に寄附をしたよという形で、横瀬町に納めるべき税金が横瀬町に納めないで、寄附に変わってしまって、単純に言うと税金が減ったよという数字が140万円ほどあります。もらったからというのだけが話題にのっているのですけれども、横瀬町の方がどこかに寄附をすると、その分だけは税金が減るよという形のものになります。制度的には、単純に言うと、危険性とすると、サラリーマンで400万円の年収があるよという方は、実は4万3,000円の住民税がなくなってくる可能性があるということになります。年収500万円の方というのは、6万1,000円住民税が減るよという可能性があります。これが実は怖い内容になります。寄附はもらうのではなくて、横瀬町の人も寄附をするよという形があるよというのを皆さんのほうで再認識していただきたいと思います。

多分なのですけれども、ことしもいわゆる8月とか9月の状況で、いろんな資料というか、総務省のほ

うから資料が速報みたいな形で入ってくるかと思います。逆に言いますと、横瀬町の受け入れた金額というのは話題に上るのですけれども、失った金額というのが余りにも話題にのっていないというのが現実のものになります。若林議員のほうで横浜市が幾ら幾らだとか、失った金額だよというものを列挙していただきましてご説明いただいたのかと思います。単純に言うと横浜市が待機児童というのが、寄附金をする人がいなければ、横浜市はそれだけで待機児童ゼロになります。横浜市の方が当然地方に税金を納めてしまうので、横浜市の住民が減るよ。減ったお金が何になったのと言ったら、待機児童と同じ金額がなくなっているよという形のものになります。こういうところが町民税の怖さという形のものになります。

あとは、個々に触れていただいておりますので、それを読んでいただければ結構かと思います。

あと、補足の説明的には済みません。7ページのところに16款ですか、寄附金という形で今期493万円、町長を初めとして、執行部の方が大分努力をされていまして、493万円徴収することが可能であったということになります。ふえただけでは実はありませんということを皆さんのほうに再認識をしていただければと思います。

逆に個人的な話になりますけれども、議員の方を含めて息子さん、娘さんが横瀬外に働いている方がいらっしゃって、例えば400万円稼ぐよという話になりますと、うちの息子は、うちの娘は400万円ぐらい給料をもらっているのだという話になりますと、4万3,000円ぐらい横瀬町に寄附してほしいなと、500万円ぐらい稼ぐのだよというと、6万円ぐらい寄附してもらいたいなというのが監査委員の個人的なものになります。そういう意味で、少しずつですけれども、寄附金を大分受け入れて、そういう方というのは実は物ではないよというようなことになるかと思うのです。

それと、490万円受け入れた中から、大分子供たちのためにというものがあって、子供たちも利用して外国に行ってというような形であるかと思うのですけれども、来年も続けてもらわなくてはいけない、再来年も続けてもらわなければいけないという形なので、ことし寄附をいただいた方で逆に言いますと、子供たちがそのお金を使って外国だとか、目的に応じてというのは、個人的には子供たちは寄附してくれた方に絵はがきでも贈って、ありがとうねというので、来年もよろしくねというのが皆さんのほうにやってもらえればいいなというのもちょっと町長のほうにはお話をさせていただきましたけれども、そういうような形で、実は物ではなくて、心をいかに通じて寄附を集めるかというのも横瀬町にはそんなにおいしいお肉もありませんし、おいしい、おいしい米もありませんし、いろんなもの、海産物というのもありませんから、そういう意味ではお礼状なりなんなりを通じて、来年もまたよろしくねというルーティンづくりというのをしていただければなと思っています。収入については、そんな形のものを簡単に触れさせていただきます。

支出につきましては、義務的支出、いわゆる済みません。8ページに当たりますけれども、義務的経費、 投資的経費、その他の経費というような形の分類で数字を計上させてもらって、平成27年、平成28年とい うような形で、対前年度比という形で一覧表にさせていただいております。 款別的には9ページから始ま りますけれども、これは特に説明と言うよりは、皆さんのほうで読んでいっていただければと思います。

あと、11ページに入らせていただきますと、当然なのですけれども、分析をしていかなければという形になりますので、主に財政力指数だとか、経営指数比率だとかという、いわゆる物差しです。成長しているのか、縮んでいるのか、ふえているのかというような、適正なのか、適正でないのかというのが一応一

つの物差しという形で比率のほうをつくらせていただいております。

次が国民健康保険特別会計歳入歳出決算というような形のものになります。これも平成27年、平成28年というような形で比較をさせていただいております。皆さんのほうに特に説明させていただきたいのは、13ページですか、説明させていただきたいのは13ページになります。実はきょうの議題の中にもマイナンバーの話題がのっていましたけれども、マイナンバーの目的としますと、1つは社会保険と税というのが大きな目標になっています。社会保険という形のもので、実は会社経営をしているのだけれども、会社がちょっと大変なものですから、保険証は国民健康保険、年金は国民年金、個々に従業員さん入ってねというような会社のものがあったのですけれども、マイナンバーが始まりまして、会社については厚生年金のほうに入れ、社会保障というような形で、言葉をかえますと、国民年金から出ていってくださいという制度に変わっています。皆さんも一部わかるかと思います。会社員だったのだけれども、俺実は国民年金で、国民健康保険だったのだよというのが、去年あたりから何とかうるさく言われるものだから、社会保険になってしまって、すごい掛金が大変なのだよ、今よという話のものになります。具体的に言いますと、全ての会社は国民健康保険から出ていってくださいという制度です。あと、個人営業で5人になったら出ていってくださいという制度になっています。残るのは何なのという話になると、法律を守らなかった会社と4人以下の個人経営のところ、具体的には父ちゃん、母ちゃんがやっているところだというところだけが多分残るよというのが国民健康保険の運命になっているかと思います。

ちなみに、ことしの13ページの一番下の表になります。人数でいきますと2,275という形で、139人去年ですと人数が減っています。それが多分もっともっと社会保険事務所のほうがマイナンバーの制度がどんどん浸透してきますと、この人数がどんどん、どんどん減ってくるよという可能性があります。それなので、どのように維持、会員が少なくなってくる中から維持をしていくのだというものと、あと若い人で逆に言うと国民健康保険入っていた人が社会保険に変わっていくという、会社員なものですから、変わっていくよという話からすると、掛金の関係の問題、加入者の問題、人数の問題とか、大きな問題が今後検討していく内容が浮上してくる可能性があるかと思います。

あとは、ずっと見ていってもらって、コメント的にあと特には読んでいっていただければいいのかと思います。介護保険とか、もろもろのものというのが記入になっています。あと、実績的なもの、加入者の動向だとかというのが記入されている状況になります。

あとは、済みません。18ページになります。あとは18ページで浄化槽設置管理事業特別会計という形で触れさせていただいております。実績としますと、18ページの最後になります。新規には21基の設置という形の実績が残っているという形のものになります。あとは、残ったものについてどうやって件数がふえていくかというのが課題になるかと思います。

それと、あと20ページのほうに基金のほうを触れさせていただいております。基金のほうですので、適正に運用されているよという形のものがあります。ただ、いつも話題には上るのですけれども、2段目の浅見萬作さんのものが一応定期という形で100万円預けてあって、その利息をいただいているよというものなので、金利が実は相当低いもので、80円とか100円とかという利息をいただいて、これを運用しているよということになりますので、そろそろここの基金については検討を要する時期に近づいているのかなというのが、どこかと合併をするとか、あと個人名がありますので、遺族との話し合いを町長を含めて相

談をしていただくような機会を持っていただいて、これをどうにか有効活用できないのかなというのがいつも話題には上るのですけれども、この辺のところはちょっとお願いとして検討事項として残させていただければなと思っています。

あと、今度は本番みたいなものになるのですけれども、22ページのほうから審査意見という形で書かせていただいております。触れるところはそれなりにちょっと触れながら、各会計のほうを話をさせていただいておるのですけれども、まず規模的な話になりますと、平成26年、平成27年、平成28年という形で、これは3年分の比較という形で規模の推移というものを計上させていただいております。人数的には最終的には8,598名、約1,600人というのが実績という形でスタートという形のものになります。

あとは、通常ですと、去年まで私も平成26年、平成27年も監査委員をお世話になりましたので、ここのところに1行、水道事業というものが計上されておりました。ただ、広域に伴いまして、その分は抜かせていただくような形になっておるかと思います。当然なのですけれども、いろんなことを分析していくのに問題になるのは、滞納の管理というのが1つは大きな目標になります。内容的には滞納が減るよというのには、1つ鬼が必要になります。鬼というのは何かといいますと、1つは富田能成という鬼が必要になります。鬼というのは何なのかなというと、未来を語るということになります。未来を語って、未来がなければ払いたくないよということになるかと思います。鬼が未来、これがくっつきますと、魅力という言葉に変わります。ですから、能成さん、横瀬町というのが魅力的な自治体であれば、参加費というような観点からしても、税金の払う確率というのがふえてくるよという形のものになります。

もう一つ、結果的には2人目の鬼が必要になってきます。この鬼というのは伝えるよという鬼になります。伝言の「伝」という字です。それと鬼がくっつきますと、魂という言葉になります。具体的には会計管理者、昔の言葉で収入役、税務課長、もっともっと難しい言葉になって、会計責任者という形で、お金を集めるのだよというような形、住民であるがゆえに、平等であるのだよというようなことを伝える。誰もそうなのですけれども、魅力的であるということ、鬼、よくなるのだよということの伝えるということの魂、この2つの鬼がくっつきまして、この成績が乗っかってくるのかなと、滞納の整理というか、向上率は上がってきたのかということが今実感として感じております。会計管理者ですから、例月のところでは必ず滞納についてとか、執行状態はどうなのみたいな形のものは必ず聞きます。こういう意味ではこういうこと取り組んでいるよとか、土曜日、日曜日とか、夜間だとかというのは業績を聞いております。そういう意味で、この成績というのは、本当にまず町長が鬼になっていただきまして、将来についてまとめてもらうという魅力という字の鬼になりました。伝えてということで魂を滞納者を含めて伝えるという会計管理者というのが2つの鬼があらわれた結果であるかと思います。

そういう意味で、政治的には若林議員がご質問があったところで、多分若林議員さんも税務課長を経験されて、単純に言うと、払いたくないよとか、払えないよというような形の方からお金を徴収してきた実績、苦労した実績の中から一般質問でここに触れていただいたのかと思います。私のほうも大分そういうことを感じております。

あと一つ残るのが、お金の使い方、お金の徴収の仕方、あとお金を払ってくれる方と、その3人が頑張らないとという形のものになります。そういう意味では、払ってもらう方というのも、単純に言えば自他 共存というような形の精神にのっとって納めてもらうようにシステムづくりをしていただくのかなという ことになるかと思います。自他共存という言葉なのですけれども、いわゆる嘉納治五郎が残した言葉でございます。嘉納治五郎というのは、講道館、柔道の方の形なのですけれども、実は身近で長瀞に戦争中住んでいたよという経歴をお持ちの方でございます。

次が24ページのほうに参りまして、自主財源比率というのもちょっとご説明させて、棚ぼたの話で説明させていただきましたけれども、自主財源比率について触れさせていただいたよという形のものになります。

あとは、町税収入というような形のもの、収入未済額、不納欠損の状況というような形のものが収入と してコメントとして残させていただいております。

歳出については、不用額、借地料、財政比率というような形のものに触れされていただいたという形の ものになります。

あとは、いろんな比率のものをちょっと計上させていただいたという形です。

あとは、各会計のものについて若干コメントを入れさせていただいております。

監査を通じまして、いわゆる自主財源というもの、失う税金って実は身近ですということと、依存財源がいいのか、悪いのかという問題も相当議員の方が吟味していただいて、有効に活用していただきたいと思います。

横瀬町がみんなの願いがかなう町という形で浸透するように頑張らせていただきたいと思いますし、皆 さんも頑張っていただきたいと思いまして、意見書の補足説明をさせていただきました。

以上でございます。ありがとうございました。

〇小泉初男議長 以上で監査委員の決算審査報告を終わります。

ここでお諮りいたします。

これからの審査方法でございますが、前例に倣いまして休憩をし、休憩中に関係書類を確認していただきたいと思います。その後再開をいたしまして質疑に移りたいと思いますが、そのような方法でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇小泉初男議長 異議なしと認めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時43分

〇小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

\wedge			
\sim			

◎発言の訂正

〇小泉初男議長 監査委員の報告に訂正があるそうでございますので、発言を許可します。 代表監査委員。

〔加藤元弘代表監査委員登壇〕

〇加藤元弘代表監査委員 席上ご説明いたしました7ページ、第16款寄附金のところで、説明的には493万円というお話をさせていただきましたが、正確には490万円、前年度比で増加という形で訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

〇小泉初男議長 ただいま休憩中に関係書類等のご確認をしていただきましたが、これより認定案件に係る質疑に入りたいと思います。

初めに、監査委員の決算審査に対する質疑をお願いいたします。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今、代表監査委員から出された決算審査意見書について質問をします。私のほうから3つであります。

まず、22ページです。ここで代表監査委員も話されていました。従前は水道事業会計を入れてやっていましたが、今回は水道事業会計が抜けることによって、わかりやすくということで来ました。昨年あるいは一昨年の数字から見たときに、水道事業会計ですると、人口1人当たりの決算額ということで70万9,000円、昨年は70万1,000円でした。ちなみに今回の計算できるかどうか、水道事業における横瀬町の分を加えて現在の人口1人当たりの決算額が比較としてできるならば、そこのところを示していただければと思います。それが1点であります。

2点目であります。2点目、23ページです。大枠の文章が昨年と比べても余り変わらないのですが、今回見たときに、この下の段の滞納で3行目、また結果として町税は202万4,000円程度の不納欠損額を処理しているが、他町村と比較すると極めて少ないものとなっているということで、ここであえてただし書きを加えたというか、ここへ入れた意味というのはどういうことかという点であります。

それと、あと同じこのページの中では、債権管理マニュアルについてであります。ここについては、いろんな質問の中で債権マニュアルどうなっているのだということで、債権管理マニュアル作成の取り組みが始められたということの記載があります。ここをどう捉えているかについてが2点目であります。

3つ目であります。これは、25ページであります。実質公債費比率ということで、平成28年度も7.3%となって、漸減傾向であり、問題はないとここでうたっています。私がこの報告のときに、まち経営課長に求めたときに、今年度は単年度として見るとどうかということで言って、この実質公債費比率というのは3年平均で来ているので、見た目は去年、ことし変わらなかった。だから問題ないと、こういうふうにしているところだけれども、単年度で見れば上がったということで、このことに対して問題なしとした理由、その3つについてよろしくお願いします。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

加藤代表監査委員。

○加藤元弘代表監査委員 まず1番になります。簡単明瞭にお答えしますと、わかりません。以上でございます。ただ、私も平成26年、平成27年、監査役であったものでございますので、歳出規模62億8,449万円と、平成27年度、61億2,228万円という実績は捉えておりますが、残念ながら広域の監査委員ではございませんので、報告もしくはそれに触れるのは現在ありませんので、簡単明瞭ではわかりませんというのが今のお答えであります。

2番目になります。不納欠損に触れておる関係になりますが、仕事をやりますと、大体の方が褒められる。それはうれしいことなので、一生懸命仕事をやるよというものになります。なのですけれども、仕事をやると、実は怒られるよというのが不納欠損とかしますと、「課長、何やってんだよ」というような風潮が実際にはあるかと思います。ただ、ありがたいことに課長もずっと続けるわけではなくて、二、三年すると、「早く人事異動来ないかな」みたいなところがあって、「時効が発生しちゃうと困っちゃうんだけどな」というようなことがあって、結果的には滞納者の管理というのは、アプローチはしているのだけれども、なかなか実績が上がっていない。また、不納付の方に対しても、リストであったり、パソコン、いわゆる電算処理をすることによって、相当なコストも実際にはかかっているという、また電話で督促、もしくは自宅を訪れたり、電話で確認をするようなということで、確保に相当なコストがかかる。ある意味では、そろそろもう取れないものは取れない。当然のことなのですけれども、ある意味では時効というもの、法遵守という形の判断をする時期で、ある意味では責任をとる。監査役としてはある意味ではそれをスリムというのか、合理的に行動していただきたいなということで、この件についてちょっと触れさせていただいたという内容になります。

それと、債権管理マニュアルという形になります。滞納も全てのほうがいわゆる会計管理者が管理しているところではなく、給食であるとか、保育料であるとかという形で課をまたぐというようなことであるので、ある意味では連携というものが必要であるし、人事異動という形のものもありますので、ローテーションというのでレベルアップのためにも、ある意味のマニュアルは必要であるよというのを提言させていただいて、実際的には今4回目の会議というのが行われていまして、12月には一応案ができ上がるというような形で、ある意味の12月には方向づけが確立するのではないかということで思っております。

あと、実質公債費比率の傾向なんていう話になります。浅見議員の質問にありまして、第3の報告書ですか、そのときに赤岩課長がお答えいただいておって、それを難しい言い方ですると、学術的にお話しさせてもらうと、赤岩課長が説明をしていただいたのだと思うのですけれども、お金、何かを買うよという話になりますと、その金はどうするのだという問題になります。1つは、皆さんも何かを買おうと考えた場合、貯金したお金をおろしに行ってそのものを買うよと、もしくは給料が出たからとか、ボーナスが出たからというので、稼いできたお金を使って買うよという方法、あとはローンで買うよというような買い方としても、過去にためたお金で買うよ。今稼いでいる金で買うよ。それから、将来に対してお金を稼ぐ予定で買うよという買い方というのがあるのかと思うのですけれども、あと使い方についても、費用であったり、先ほどの質問にもあった橋の経済的判断はどうでしたかとあるかと思うのですけれども、同じ行為についても費用であるのか、いわゆる損失であるのか、投資であるのかという利用の仕方によっては大きく変わるということになるかと思います。

そういう意味では、ある金で買う、稼いだ金で買うというのは、ある意味では自分の責任の範囲でそのものを判断をつけるという形になるかと思うのですけれども、ローンで買うよという話になると、もしくは長いものであると自分でそのローンが終わらない。町なんかでいきますと、いわゆる自分で稼いだお金ではなくて、子供だとか、孫だとかが最終的にはお金を払ってもらわなくてはいけないよという形なものですから、そういう意味でこの表、比率というのは、子供、自分たちのやっている仕事が自分たちで責任を負えないかもしれない金であるということが一つの指標であるので、子供のため、孫のために皆さん使ってはいるのですけれども、そのお金を払う行為を子供、孫に引き継いでしまうという可能性があるものですから、いわゆる大きな判断がいるということで計上させていただいたものになるかと思います。

以上でございます。

- 〇小泉初男議長 再質問ございますか。
- ○5番 浅見裕彦議員 ありません。
- 〇小泉初男議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇小泉初男議長 なければ、以上で監査委員に対する質疑を終結いたします。

 \Diamond

◎延会の宣告

〇小泉初男議長 ここで、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇小泉初男議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会といたします。

大変お疲れさまでございました。

延会 午後 3時56分

平成29年第4回横瀬町議会定例会 第5日

平成29年9月12日(火曜日)

議事日程(第3号)

- 1、開 議
- 1、議事日程の報告
- 1、認定第1号 平成28年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成28年度 横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成28年度横瀬町介護保 険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成28年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定 について、認定第6号 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定につい ての質疑、討論、採決
- 1、議案第45号 平成29年度横瀬町一般会計補正予算(第2号)の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第46号 平成29年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の上程、説明、質疑、 討論、採決
- 1、議案第47号 平成29年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第1号)の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第48号 平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の上程、説明、質 疑、討論、採決
- 1、議案第49号 平成29年度横瀬町下水道特別会計補正予算(第1号)の上程、説明、質疑、討論、 採決
- 1、議案第50号 平成29年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算(第1号)の上程、説明、 質疑、討論、採決
- 1、議案第51号 横瀬町教育委員会委員の任命についての上程、説明、質疑、採決
- 1、発議第 1号 全国森林環境税の創設に関する意見書についての上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、発議第 2号 北朝鮮の核実験に強く抗議し、米朝対話による問題の平和的解決に関する決議についての上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、閉会中の継続審査の申し出
- 1、閉 会

午前10時開議

出席議員(11名)

1番	向 井	芳 文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員
3番	阿左美	健 司	議員	4番	宮	原	みさ	子	議員
5番	浅 見	裕 彦	議員	6番	新	井	鼓次	郎	議員
7番	内 藤	純 夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員
9番	若 林	想 一 郎	議員	11番	小	泉	初	男	議員
_									

12番 若 林 清 平 議員

欠席議員(1名)

10番 関 根 修 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町 長	井	上	雅	国	副町長
久	保	忠太	郎	教育長	守	屋	敦	夫	総務課長
赤	岩	利	行	まち経営 課 長	大	野		洋	税務長 理
大	塲	玲	子	いきいき 町民課長	浅	見	雅	子	子 育 て 支援課長
小	泉	明	彦	健康づく り 課 長	町	田	文	利	振興課長
新	井	幸	雄	建設課長	小	泉		智	教育次長
加	藤	元	弘	代 表 監査委員					

本会議に出席した事務局職員

富 田 芳 夫 事務局長 平 匡 史 書 記

◎開議の宣告 (午前10時00分)

〇小泉初男議長 皆さん、おはようございます。

本日は関根議員から欠席の通告がございました。ただいま11名の出席でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより開会いたします。

 \Diamond

◎議事日程の報告

〇小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。 直ちに本日の会議を開きます。

- **〇小泉初男議長** 議事に入る前に、まち経営課長より報告がありますので、お願いいたします。 まち経営課長。
- ○赤岩利行まち経営課長 貴重な時間を使わせていただきまして、資料の訂正をお願いさせていただきたい と思います。

昨日代表監査委員からご説明をいただきましたが、平成28年度決算審査意見書、こちらをご用意していただきたいと思いますが、この資料の中にはまち経営課から提供した数値というのがございまして、その中の一部に誤りがございました。申しわけありませんでした。

その意見書の8ページをお開き願います。8ページの中段に性質別歳出の状況という表がございます。この表の中段に、左側に、投資的経費という欄がありまして、中ほどに平成28年度の金額の数字が入っております。普通建設事業費5億1,928万2,000円の下の欄なのですが、うち補助として4億2,537万8,000円、この数字が誤っておりまして、4億1,407万7,000円、「414,077」に修正をお願いいたします。

そして、その2つ下の段、うちその他の欄ですが、今ゼロとなっておりますところを「11,301」、1,130万1,000円に修正をお願いいたします。

この2カ所の訂正なのですが、この理由を説明申し上げます。決算書をご用意ください。

決算書の138ページをお開き願います。第4目災害対策費、この右の端に備考欄がございます。その一番下に県防災行政無線施設再整備事業負担金1,130万1,000円とございます。この機械設備は、埼玉県が全市町村に防災行政情報を配信するため機械の設備を用意してございまして、当町でも設置して町の防災事業に活用しているものでございます。この機械設備が一定年数経過したため、昨年度再整備を行い、それにかかった費用を町から県に負担金として支払ったものでございますが、制度上、起債して交付税措置70%を受けられるというものでございました。この事業費1,130万1,000円につきましては、当初補助事業として扱っていました。そのため、決算統計上の資料として、意見書の中にはその補助事業の欄にこの1,130万1,000円を含めて計上させていただいておりました。決算統計を進めていく中でこの事業費がその他事業

に該当するということがわかりまして、今回のその取り扱いで訂正をお願いするものでございます。

また、この関係が平成28年度行政報告書、こちらのところにも影響しておりまして、行政報告書の8ページをお開き願います。左上に性質別歳出というこの表でございますが、この左の欄の6、普通建設事業費、この欄の2つ下に単独事業という欄がございます。そこには「105,205」と入っておりますが、こちらも「93,904」に修正をお願いしたいと思います。9,390万4,000円です。この表にはないのですが、正しい表にするには、この単独事業の下に1行設けまして、その他事業という欄を設けるのが正しいことになります。そして、平成28年度の決算額Aの欄には、「11,301」、1,130万1,000円という数字が入ることになります。今の内容ですと、その修正をお願いするということでございます。

また、この行政報告書の95ページをお開き願います。(3)、保険税収納状況という表がありまして、この表の一番下に文言が入っております。3行ありますが、その一番下の行、2行目の終わりから読みますと、被保険者1人当たりの負担額は7万17円とございます。ここの数字を、恐れ入りますが、7万2,695円に修正をお願いしたいと思います。「72,695」でございます。前年度(7万53円)と比較し、36円とありますところを、2,642円、「2,642」に修正をお願いします。また、括弧の中が0.1%とございますが、こちらを3.8%の減となったという、済みません、「減」も誤っておりまして、増額の「増」に修正をお願いしたいと思います。

以上のとおり訂正をお願いしまして、あわせておわびを申し上げます。

また、重ねて、監査委員のお二方にもご迷惑をおかけしまして、まことに申しわけありませんでした。 おわび申し上げます。

以上でございます。



◎認定第1号~認定第6号の質疑、討論、採決

〇小泉初男議長 議事につきましては、11日認定第1号から第6号までを一括上程し、監査委員による決算 審査に係る審査報告が終了し、監査委員に対する質疑が終結したところでございます。

引き続きご審議をお願いいたします。

最初に、一般会計の決算全般について執行部に対し質疑をお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しいただきたいと思います。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 私が準備した点について質疑をいたしますので、よろしくお願いします。ちょっといっぱいあります。

まず、これは決算書の15ページです。これで、15ページの歳入の関係で、固定資産税の中で償却資産税額というのがあります。これと、この行政報告書の1ページを見ていただきたいと思います。行政報告書の1ページの中で、償却資産の見直しにより、固定資産税が1,508万8,000円の増となったということであります。ここで「償却資産の見直しにより」とありますので、この点について、どういうことでどうなっ

たのかのことについての説明をよろしくお願いします。

あわせて、1ページ目で決算の状況ということで文章が書いてあります。ちょっとニュアンス、感覚、どういう点でここを書いたのかということも、直接こっちの決算の総括文書ですので、何かというと、ここで「我が国の経済は」と書き始めてありまして、アベノミクスの取り組みと回復基調が続いているがという点、さらに企業の収益や従業員の所得環境の改善が徐々に進む中で、それの拡大による景気の好環境状況が期待されるところであると、こういう状況の中、なかなか私たちはここを認識しにくく、横瀬町には来ないなという認識を持っているところであります。その中で、この企業の採用意識が高まり、学生にとって有利な売り手市場になっていることから、特に地方の中小企業においては人材確保の厳しさが増していると、こう結論づけているところであります。ここの言わんとしているところは、どちらを言おうとしているのかということについてであります。国の経済状況はこういうふうになっているというのを言いたかったのだか、あるいは、こういう状況の中であっても、この地方、横瀬町においては中小企業等において人材確保の厳しさが増している。どちらに重きを置いているかという点が1点であります。

2点目でありますが、これは官民連携プラットフォームの関係であります。ページ数でいきますと、ここの57ページです。歳出決算書の中の57ページと、それからこちらのほうにおける官民連携プラットフォームは、その中で報告書の中の31ページになると思います。これは官民連携プラットフォームであります。構築事業として、委託料の関係等含めて2,767万4,839円となっています。なかなか、やってきたことはいろいろ、横瀬町の進める形でのよこらぼということだと思います。そこら辺はいろいろ説明を受けているのですが、中身はどうだったのだろう。この委託の関係だったのです。きょう初めて私も委託契約書を見せてもらったところなのです。従前の中でこの契約過程の中はどうだったのだろう、入札はどうやったのだ、それからプロポーザルはどういう中身だったという点が懸念されたところです。町がこういう点をしていただきたい、それで幾らの提案があったのだ、ここのところをこういうふうに、何社が提案があってというのは一部口頭等で説明があったと思いますが、資料等ではなかったので、もうちょっとこの入札経過、あるいは官民の委託料の進め方等についての説明をお願いします。これが2つ目です。

それから、3つ目は、今のところの同じ57ページの地域おこし協力隊推進事業の募集委託料の49万8,825円です。32ページです。地域おこし協力隊推進事業であります。ここは補正予算の中で出てきた中身でありますが、採用業務として地域おこし協力隊を雇うのにどれだけの委託費を払う。200万円も払って人を、月々16万円の給料を払うのにこれだけお金をかけて払うのかというところで、補正であったと思います。それが、結果としてここに出てきているのが採用業務委託ということで、49万8,825円となっています。ここのところについての詳細等についての報告をよろしくお願いします。

それから、次が63ページです。コミュニティバスの運行委託料であります。これが1,619万4,600円でありますが、これについての報告書は、ここのところの今の中身で、ちょっと資料、こちらのページ数が出てこないので申しわけないです。町が今までの有償運行によって、地方交付税によって措置されますよということになった中身だと思います。その点について、今までのやっていたお金がどういう経費でかかっていて、これが今回の有償にしたことによって、町が幾らに軽減されたのかどうかの点についてです。効果等含めてよろしくお願いしたいと思います。

続きまして……議長、いっぱい言ってしまって、途中で一回とめて、ここまで回答して、また次という

よりも、いっぱい言ってしまっていいですか。

- ○小泉初男議長 また最後に全体的なもので時間を設けますけれども。
- ○5番 浅見裕彦議員 では、もうちょっと進めておきます。済みません。

それから、健康長寿の関係であります。85ページです。健康長寿祝金の関係であります。こちらの主要成果報告書の中でが42ページになります。町の健康長寿祝金事業についてでありますが、4月1日、ことしから77歳、88歳、90歳の方及び当年度100歳に達する方ということで、結果として見るならば、100万円お年寄りに給付するのが減ってきたというところになります。このところについて、やっぱり年寄り、高齢者が元気よく健康の保持を奨励し、福祉の増進を図るということに対しての評価についてをよろしくお願いします。

それから、105ページの水道の関係であります。これ、105ページに広域市町村組合上水道管理運営事業に対しての町からの点があります。ここ、昨年度との比較でいきます。この言い方の問題等がどうしてこうなるのかの点と、あとお金の関係であります。昨年の中では、簡易水道の事業、起債償還リスト等分、あるいは簡易水道事業の起債償還元金部分となっているところは、ここのページに、105ページにおいては旧簡易水道事業、あるいはこっち側も旧簡易水道事業というふうに名前がなっています。昨年の中で言っていた旧簡易水道事業経営赤字分水道事業会計補償補助金というのは、こちらでは簡易水道に関する不採算経費補助金となっていると思います。この点について、起債等については減額になった、下がってきた。だけれども、この不採算補助金については上がったということで、このところはどういう仕組みでこうなるのかについての説明をよろしくお願いします。

それから、119ページ、ここの中で有害鳥獣被害防止事業についてであります。町の猿とか鹿だとかイノシシだというので農家の方は大変困っている中身だと思います。こういう中で、この有害鳥獣捕獲委託料であるとか防除網等の点、それから有害鳥獣の捕獲の補助金等が出されています。昨年に比べるとこれが減ってきている点なのです。被害状況はどうであったか。ふえているか、ふえていないか。それから、対応等について、どういう対応をとっているのかについて伺います。捕獲委託料等も下がっているので、私は被害がふえている中でもうちょっとふえているかなと思ったところが、減ってきたところなので、そこら辺の状況等についての説明をよろしくお願いします。

それから、127ページの花咲山の関係です。127ページ、(仮称) 花咲山観光施設整備事業ということであります。これはこちらの報告書の70ページであります。遊休公有地を生かした魅力ある環境資源等を創出し、多くの観光客に訪れてもらうためということであります。きのう見た中で、花木植栽等委託料1,245万8,305円の中に武蔵美大との随契の800万円を見たところであります。この800万円の随契でやった美大とのということで、何をどうやっていただきたいかというのが、つかみとしての800万円で契約して、向こうからの、美大からの提案を受けてどんなことをやったのかという点について少し詳しく説明をお願いします。

それから、135ページです。住宅リフォーム補助金についてであります。町では住宅補助のこのリフォーム制度を定めていますが、利用が非常に少ないという。この住宅リフォーム補助事業実施要綱等での住宅改善を促進するとともに、住宅関連業種の振興及び町民生活の向上を図るためということで、この住宅リフォーム工事の費用を町は10%、上限10万円でという形で出していると思います。これで見ると、1件

かなというふうなので、これがどういうことであったかについてお願いします。

それから、最後について、10番目ですが、173ページの公債費の関係であります。これは決算意見書のほうがわかりやすかったので、決算意見書の11ページと比べて一緒に見ていただきたいと思うのですが、地方債残高と、それから金利と元金の関係であります。これは平成28年度末残高が31億8,056万2,000円あって、元金が2億6,984万8,000円、利子は2,565万円ということで、この元金と利子の比率で見て、これが高いなと見るところなのですが、8.68%って、単純にいくと、この元利償還、町の仕組みは元利均等払いという形だと思うのです。そうするとこういう点に出てくるのですが、非常に利子が多く見受けられるところなので、ここのところはどういうことなのかについての説明をお願いします。

以上、多岐にわたりまして申しわけありません。10点になったと思いますが、よろしくお願いします。 以上です。

- **〇小泉初男議長** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
 - 税務会計課長。

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 それでは、私のほうから、一番初めにございました固定資産税の関係についてご答弁させていただきます。

行政報告書の文章にございます「償却資産の見直しにより」という文章でございますが、平成28年度の税収につきまして固定資産税の収入増というのが際立って多かったということだと思います。ここにございます固定資産税約1,500万円程度がすべて償却ということではございません。全体の固定資産税額ということでございます。特にここの固定資産税の上昇率というのが高かったためにこのような表現になったわけでございますが、税全体を通しまして、公平かつ適正な課税に向けて課税物件の把握でありますとか申告の漏れの防止に努めている中で、全体を常に見直して公平な課税に努めている中での広い意味での見直しというふうに捉えていただければと思います。

以上でございます。

- 〇小泉初男議長 まち経営課長。
- ○赤岩利行まち経営課長 私のほうから5点ほど答弁をさせていただきます。

まず、1点目といたしまして、行政報告書の1ページの決算の状況における国の状況のところでございますが、地方と国、どちらの状況でしょうかということでございます。こちらを作成したのがまち経営課でございまして、この決算の状況の部分について、まず1行目から改行されるまでの部分につきましては国の経済状況を示したものでございまして、国の資料を引用させていただいております。最後のところで「地方の中小企業」という文章がございますが、日本全体の経済状況を総合的な観点でこれは示しているものと、そういうことで認めているところでございます。「さて」のところからが町の状況ということでご理解をお願いいたします。

また、2点目といたしまして、よこらぼの契約の経過につきましてのご質問でございます。よこらぼの 横瀬町官民連携プラットフォーム事業、この構築事業につきましては、業務委託ということでその事業を 進めてきたところでございまして、進める中で3社を指名して、プロポーザルの方式で進めようというこ とでございました。3社の指名を行いまして、平成28年、昨年5月26日にプロポーザルを行いました。そ の時点で1社が辞退ということでございまして、残る2社から事業提案をいただきまして、それで最終的 に受託をしてくれたのがリクルートホールディングスのメディア・テクノロジー・ラボというところでご ざいます。

3点目としまして、地域おこし協力隊の業務委託の金額をどのように算定したかということでございますが、当初は200万円弱の金額で契約を結びました。その契約内容に、最終的にこの横瀬町に地域おこし協力隊員として赴任していただける方、その段階に達している方を4名紹介するという、仕様書に明記がございました。結果として1名の紹介だけに終わりまして、契約期間の最終のところで受託業者と協議を行いまして、完了の検査をどのようにするか。そこでの結果としましては、この4名を紹介するところのうちの1名にとどまったというところで……訂正をさせていただきたいのですが、4名に限らず、最低4名ということでお願いをしておりました。この最低線の4名のうち1名だけを紹介して、幸いにもその1名の方には4月1日から来ていただいていますが、そういう結果となってしまったということを重く受けとめていただきまして、契約金額を当初の4分の1ということで決定させていただいて、そのように支払いを済ませたところでございます。

4点目といたしまして、コミュニティバスの有償化に伴って、その前の年とどのように変わったかということでございますが、平成28年度のコミュニティバスに係る事業費、ただ特別交付税のほうはコミュニティバスだけでなくて、地域乗り合いバスのほうも含めての特別交付税ということになっていまして、個々の詳細は不明ですので、一緒にお答えをいたしたいと思います。

特別交付税の平成27年度の地域乗り合いバスの交付税は596万4,000円でした。それに対して平成28年度の特別交付税は、コミュニティバスと乗り合いバス合わせまして1,853万9,000円ということで、この部分で1,257万5,000円増額となりました。この関係が幸いしまして、平成27年度の地域乗り合いバスとコミュニティバスの事業費が2,678万7,000円、今回の平成28年度の事業費が2,647万円とほぼ同額でございまして、それに対して平成27年度は1,845万円の赤字というか、町の持ち出しになりました。平成28年度が416万5,000円の町の持ち出しでございますので、その差額は1,428万5,000円ということになりました。有償化したことで、それだけ、交付税なので一般財源ですが、使える金額がふえました。

5点目といたしまして、公債費の元金と利子の比率でございます。こちらにつきましては、平成28年度の1年で見ますと、利率、利子分の割合が高いというふうに見受けられますが、公債費、起債すると、起債の初めから5年間は据え置き期間といたしまして、元金分を支払わずに利子分だけを5年間支払います。それと、あと償還の割合ですが、元利均等償還ということで、元金と利子の割合が徐々に、償還していくにつれて変わってくるのですが、借り入れ当初はどうしても利子分が重くのしかかっています。償還をしていくにつれて利子がだんだんと少なくなっていくということで、単年度で見ますと利子の割合が高いというふうに見受けられますが、返済をし終わった段階では当初の規定の金利ということになりまして、現在横瀬町の借り入れをしている地方債の金利は3.5%以下に全部おさまっています。

以上でございます。

〇小泉初男議長 振興課長。

○町田文利振興課長 それでは、振興課のほうの所管の部分でございます。

まず、水道事業の関係でございます。旧簡易水道事業の経営赤字分というところにつきまして、平成28年度については簡易水道に関する不採算経費というふうに名称が変わっている件でございますけれども、こ

れについては、広域に事業統合する前はそれぞれの自治体で行っていた部分もありまして、名称等が統一されていたわけではなく、広域に統合した時点で名称等、「不採算経費」という、そういう呼称に改めたということでございます。

それから、簡易水道事業の利子及び元金の補助金についてでございますけれども、金額が少なくなっている部分ですが、これについては広域に統合した後は繰り出し基準に基づく繰出金としたことによるものでございます。広域になる前については、繰り出し基準に基づく基準内の繰出金と、それから少し多く、基準外の部分についても今まで町の水道事業のときには繰り出しをしておったのですけれども、広域になって事業統合して、統一して国の基準内の繰出金に改めたということで、多少減額になっているということでございます。

それから、次に有害鳥獣の関係でございますけれども、有害鳥獣の、これは猿害等防除網の購入費の補助金が少し少なくなっているという関係ですけれども、この辺については、これは猿害等の防除網は補助申請に基づく件数によって補助金を出しているのですが、毎年補助金を出しておりまして、ある程度ストックというか、今まで補助金を出して設置していて、ある程度は行き届いてきているということで少し少なくなったのかなというふうには思っております。今後は古いものの設置がえですとか、そういったことも出てくるのではないかなというふうに思います。

また、被害についてですけれども、実際にその被害を金額で統計というか、把握をしているわけではないので、実際に幾らというふうにはちょっとお答えできないのですけれども、全体的には被害はやはりふえているのではないかなと思います。

ここに、防止事業のほうで捕獲の委託料等は多少少なくなってはいるのですけれざも、反対に野生生物の個体分析調査のほうについては委託料は多くなっています。この委託料というのは、この調査に基づいて有害鳥獣を捕獲した頭数によって委託料のほうも変わってきます。前の年度よりも、これは内容的にはアライグマですとかイノシシ、鹿、それぞれについて頭数はかなりふえておりますので、そういったことを見れば、やはり野生生物が多く出没していることによって被害のほうも大きくなっているのではないかなというふうに思います。

それから、次に花咲山の関係ですけれども、武蔵野美術大学との官学連携事業ということで800万円の契約をしてございます。これについては、花咲山を整備するに当たりまして、その整備の中で何かシンボルとなるようなアート作品をつくりたいということから、武蔵野美術大学、近くの西武線沿線ですとかそういったことも勘案して、武蔵野美術大学に頼めないだろうかということで、飛び込みみたいな形でお話をさせていただいて、その中で、やはりシンボルとなるようなアート作品を何か提案をして設置をしていただきたいというお話をしたところ、やりましょうという話になりまして、その後金額等の関係もあるので、大学との調整をしている中で、ゼミによる研究活動、それから作品の制作等にかかる費用等を、それから町のほうで出せる予算の範囲というのですか、制約もありますので、そういったことで大学と協議をした中で、800万円でお願いしますというような形になったものでございます。

以上です。

〇小泉初男議長 健康づくり課長。

〇小泉明彦健康づくり課長 申しわけありません。ちょっと順序が後になってしまいましたが、健康長寿祝

金についてお答えをいたします。

ご指摘のように、昨年度と比較しますと101万円ほど減額になっておりますが、制度の改正によりまして80歳の方が対象から外れた部分は大きな要因かとは思います。今年度対象になった方は145名であります。総額にしまして206万円ということでございますが、制度改正が大きな部分でありますが、対象となる方の年齢、その年度、年度で変わってきます。平成29年度につきましては、164名ということで、平成28年度から20名ほど、また対象の方はふえる要因がございます。

お話のように、当時も福祉の向上というようなことがありまして、制度改正したわけですが、昨年度地域福祉計画も策定をいたしました。近々敬老会等も行われるわけですが、内容等を充実させ、福祉計画に基づいた事業をこれからも推進していきたいと考えております。

以上です。

- 〇小泉初男議長 建設課長。
- **〇新井幸雄建設課長** 私のほうから、住宅リフォーム補助事業について答弁させていただきます。

この補助事業ですが、平成28年度におきましては1件10万円の支出でございました。ただ、今年度におきましては、9月現在で4件の申請があります。また、平成25年度から3年間、5件、平成26年度が4件、平成27年度が3件と、数字的には決して多い利用ではないということは課内でも共通な認識をしておりまして、今年度この実施要綱につきまして検討しておるところでございます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 多岐にわたり、ありがとうございました。なかなか私のほうでも資料のこの場所 というのはすぐに示せなくて、申しわけありません。

最初に、税務課長答えた中での償却資産税の点でどうかと。税の、固定資産全体の中でこれが上がっていったのだということであります。私のほうで償却資産税の資産税額を昨年度と比較してみると、全体1,508万円上がった中での904万6,000何がしが上がったのではないかというふうに数字が見えたので、この償却資産の見直しは、どういうことによってこれが影響出たというふうに見えたところだったので、再度そこのところの説明をお願いします。

それから、2番目の質問については、今まち経営課長がやったよこらぼの関係であります。なかなかここのところで、町がどういうことを期待して、業者にどういうプロポーザルをしてもらって、幾らでやって、どういう提案があったかという点です。口頭で説明はなかなか難しいと思います。ぜひこれは議員にオープンにしていただきたいと。計画段階から始まって、こういうものを要求して、町は提案仕様標準書というのかな、を示して、業者からはこういうプロポーザルの提案があって、幾らの提案があって、ここの業者はこういう提案があって、ここで入れた。その中でこれを決定したのは、総合的に勘案してということで、これで決定した理由。このリクルートに決定したところ。契約書はこうで、こういう仕様書になっているという、その一切を議会のほうに私は示していただきたいと思うのですが、そこの点についての見解を伺いたい。

それから、水道事業についてであります。水道事業の町の繰り出し基準が変わったので、基準外はなく

なって済みますよということでありますが、簡易水道に対する不採算経費の補助金、名前が変わりますという、赤字経営がなくなる。ここはふえてきたので、このふえた理由がどうしてかについて再度お願いします。

それから、もう一点は、武蔵野美大のプランニングについてであります。随契でやって、私は提案があってという点で聞いたつもりなのですが、町が近くの美大にということで行って、どうですかとやって話を進めてきたという今の中身でありました。プランニングに対してゼミへの研究の助成あるいは作品制作でこのぐらいだというところと、プランニングの費用、それから実際に物をつくった点があったりすると思います。これが随意契約でということだったので、話し合いによって幾らということだと思うのです。そこら辺をまた再度、その金額の根拠というか、それを示していただければと思います。

4つは再質問になります。よろしくお願いします。

〇小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。 税務会計課長。

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 では、償却資産の関係についてお答えさせていただきます。

平成28年度の調定額で言いますと、家屋で約500万円、償却資産で約1,000万円ぐらいの調定の増となっております。徴収率のほうも前年に比べまして0.2%ほど上がりましたので、全体として、結果として1,500万円程度の増になったということでございます。順調にこの家屋でふえた分、償却でふえた分というのが平成27年度並みに徴収できたことによって増額できたということになろうかと思います。

その見直しという部分でございますが、常に課税物件の把握、それから申告漏れがないように努力しているところでございます。家屋等につきましては、建設課の建築学院情報や、また法務局の登記申請情報、また実際の現地確認等を行って、物件の把握に努めているところでございます。ここに、行政報告書にございますこの見直しというものは、そういったものを含めて広く行っているということでございます。

償却につきまして、平成29年1月にある一定量の申告案内の通知を出させていただいたところでございます。これについて、実際には反映されるのは平成29年度の課税分からということになろうかと思いますが、平成28年度におきましても、そこへ向けて申告の案内、申告漏れのないように努力をしていたところで、そういったところを見直しという意味でございます。

以上でございます。

- 〇小泉初男議長 まち経営課長。
- ○赤岩利行まち経営課長 私のほうからは、よこらばの関係でございます。その契約に至るまでの内容の情報共有ということでございますが、現在町ではよこらばに全力を挙げて取り組んでおります。そんな中で、町民の方の協力がなければこの事業は進められませんので、できるだけ情報はオープンにしたい。そして、その情報を共有して、共通認識のもとで前へ進みたいという気持ちがございますので、できる範囲を定めまして、できるだけのことを公開できるように検討してまいりたいと思います。以上です。

〇小泉初男議長 振興課長。

- **〇町田文利振興課長** それでは、水道事業のほうについての説明をさせていただきます。
 - 水道事業の簡易水道に係る不採算経費の補助金が前の年よりもふえているという関係なのですけれど

も、これはちょっとうろ覚えなのですが、簡易水道が上水のほうに入った部分がふえているのではないか と思うのですが、ちょっと手元に資料が詳しいのがないので、また改めてこの辺は説明させていただきた いと思います。済みません。

花咲山の関係でございますけれども、これは武蔵野美術大学等との契約に係る打ち合わせの中で、実際に契約する時点では、何をどれだけつくって、それが幾らかかるというのがまだちょっと不透明な状況でございました。どんなものをつくるかということからこの委託をするという段階でございますが、大学側のほうとしては、それまでの経験から、例えばゼミ生、ゼミを使って、ゼミの学生が研究活動をするための経費ですとか、例えばオブジェみたいなものを制作をする段階で、その制作費等がどのぐらいかかっているかという実績等々を勘案しまして協議をしたわけでございます。その中で、町のほうとしてもこのぐらいまでしか出せませんというような金額もありますので、そういう協議の中から800万円の委託料というのが最終的に出てきたということでございます。

以上です。

〇小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 私のほうから何点か補足をさせていただきます。

まず、よこらばの業者選定に関してなのですけれども、今回プロポーザルという形をとりましたのは、これは内容がかなり特殊でして、単純に金額だけでは比較できないものだったからです。世の中でも余りないケースを先駆的にやっていくという中で、少なくとも地方創生の分野での実績であるとか、あるいは能力であるとかPR力、それから人脈みたいなものを考えると、かなりできる人が限られてしまうというのが現状です。その中で3社お声かけして、出てきたのが2社。決め手になったのは、全体のつくり込みがしっかりしていて、特に地域おこし協力隊をまずマンパワーとして組み込んでやっていったらどうかというところが響いたと記憶しています。

そんなことでリクルートホールディングスさんにお任せすることになったのですが、結果的にリクルートさんのPR力ですとか、あるいは情報収集力ですとかというものには大変助けられている状況なので、これはよかったかなというふうに考えています。

それと、花咲山に関しましては、これは、武蔵野美術大学はこちらからお願いに行きました。これは、 花咲山のシンボル的なものをつくりたいという中で、アート作品と考えますと、正面から大家の先生なん かにお願いするお金はとてもないわけで、当町でここまで進めています大学連携という枠の中で、今まで 美術大学とのコネクションがなかったと。これを機会に美術大学とのコネクションをつくるのもいいだろ うと。学生さんが反復して来ていただいたりとか、学生さんの勉強の中で作品制作をしていただけるので あれば、それは町にとってもお金の面でも非常に効率がいいだろうということを考えました。

では、どこにするのだと考えたときに、まずは西武線沿線の大学。秩父郡市にOB、OGがたくさんいる。関係性も強い。林家たい平さんなんかもそうですけれども、それからネームバリューがあるという、総合的に勘案して、まず武蔵野美術大学さんへ相談してみようということにしました。言ったところ、たまたま武蔵野美術大学さんの1つの研究室が秩父をテーマに研究をされているところがありまして、そこがうまくはまったという感じです。実際これ800万円で、今3つつくったのですけれども、とても安いのです。これは我々としてここまでしか出せませんというところがあって、そこに何か入れてもらったとこ

ろもあって、実際工事をしていただいたのが、横瀬町の会社さんに工事をしていただいたのですが、皆さんの大変なご協力をいただいて何とかできたというのが現状かなというふうに理解をしています。 以上です。

- 〇小泉初男議長 振興課長。
- **〇町田文利振興課長** 済みません。先ほどの水道事業の関係ですけれども、ちょっと手元の資料が見つかりましたので、お答えをさせていただきます。

これは平成27年度のときは町の水道事業として一般会計のほうに赤字分についての補助金を申請をしていたわけなのですけれども、そのときの費用の算出の仕方が、不採算の赤字部分を出して、それのおおむね50%程度ということで予算をとっていたものでございます。ふえているというのは、事業統合して広域になったときには、そのまま赤字分というか、不採算経費分ということで載せているというところがありますので、金額的には多くなっているということでございます。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 3つほどお願いします。

1つは、よこらばの、説明等いろいろありがとうございました。課長答弁で、情報を共有しようではないかと。できる範囲で公開しますと。個人として私は見せてでなくて、議会に対してこれは全部共有できて、全部公開できないものは何なのかということをあえて伺いたいなという。情報公開したらいいのではないかと。全部、議会の議員に対しては、こういうものですと見せるのがいいのではないかなと思いますので、そこら辺の見解を伺いたいのが1点です。

それから、今2点目は、水道事業の関係で課長から話があったのですが、不採算部門の、町でやっているときは50%をやりましょうと。そしたら事業体で50%持ちますという形だと思うのです。今回話として今聞こえたのは、赤字分を町で負担しましょうというと、水道事業体で持つところはないのかというのが2点目であります。

もう一点、花咲山の事業でありますが、契約変更したかしないかという点なのです。今町長が言ったような、つかみとして800万円、これでやってくださいよと。無理もやってもらっただろうと。だけれども、委託契約というのは、それぞれがやって、やってみなければわからないところということがあったりするので、一応契約はします。でも、それぞれみんな、変更があったときは変更契約等含めての点もあると思いますので、そこはやらなかったかどうかということについての3つです。よろしくお願いします。

〇小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 私のほうからは、よこらぼの関係でご答弁申し上げます。

公開できない内容につきまして、今幾つかあるのかもしれません。ただ、その中で今1点考えられるのは、プロポーザルという選定の方式ですと、プロポーザルの評価をする職員、立場の方がいます。その個々の、誰がどういう点をつけたかというところの部分については、これは公表をするということになってしまうと、今後の同じような事例が出た場合に、その自分の考えで、自分の立場で点をつけるということ

が後でこれは公表されるのだということになると、その影響がどうなるかという心配がございますので、 そういう部分については公開できないのかなという考えで先ほど答弁をさせていただきました。 以上です。

- 〇小泉初男議長 振興課長。
- ○町田文利振興課長 水道事業の関係でございます。これは、この不採算経費部分に関しては、統合前については各自治体でもそれぞれに多少扱い方が違ったりしているところがございまして、統合に当たっては、統合に係る事務のすり合わせ等の協議の中で採算経費部分を大体全部見るというような打ち合わせということで進んできたものでございます。

それから、花咲山の契約関係については、これは武蔵野美術大学との契約で、変更契約というのはございません。

- 〇小泉初男議長 町長。
- ○富田能成町長 私のほうから補足をします。

まず、情報共有に関しては、出せるものは出すということです。今課長から一例ありましたけれども、 関係者の守秘性に係るようなところ、そこは少し場合によっては気にしなければいけないかなというふう に思っています。

それと、花咲山の委託契約ですけれども、これは契約の相手が事業法人ではなくて、大学です。基本的にコストは実費のみです。利潤を乗っけて幾らという話ではありませんので、今回はこういう形でやらせていただいたということになります。

以上です。

〇小泉初男議長 他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 済みません。質問のほうをさせていただきたいと思います。

2点だけなのですが、まず1点目のほうがページで63ページになります。パワーアップ助成金の関係でございます。毎回のように質問させていただいております内容ではございますけれども、こちら、今年度予算は100万円に減額となっております。そして、この決算に関する予算、平成28年度予算では150万円の計上があったかと思われます。その中で昨年度の決算は10万3,000円でした。今回は19万9,000円で、上がってはおりますけれども、いずれにしても当初の予算よりもかなり低い額になってしまっていると。このまちづくりをする団体の活動がうまくできていない状況にあるのかなと。これに関しましては、過去にも質問させていただいて、いろいろ広報等を使って、またその他の方法を使って周知を図っていくという答弁もいただいております。これに関しまして、この1年の間もどのような取り組みをされたかということ、されていたかということをお伺いさせていただきます。

もう一点が、少し飛びまして119ページになるのですけれども、活性化センターの管理運営事業のAEDリース料なのですが、当初の予算では9万8,000円ほど計上がありますが、約、ほぼ半額になっております。どこかと折半という形になったのだと思うのですけれども、その部分のどこと折半になったかとか、どういう経緯だったかというところ、この2点をお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〇赤岩利行まち経営課長 私のほうからは、パワーアップ助成事業につきましての答弁をさせていただきます。

この事業につきましては、その目的が町に対して協力していただける、町をよくしていこうという、そういう意気込みを持った団体の立ち上がり段階のその団体を支援して、この先町にとってその団体が力をかしてくれる、町を盛り上げてくれるということで、その初期段階を支援するわけです。それで、原則3年までは支援をするということでございまして、この事業についての周知は広報紙ですとかホームページ等でその周知を図る努力はしているところでございます。ただし、先ほどの原則3年までという団体に助成をする関係で、どうしてもひとり立ちできる団体につきましては、もうその助成を打ち切っても自立できるという考えでおりまして、そんな考えでこの事業を進めておりますので、どうしても引き続き繰り返し繰り返しの助成というのがない関係で、このような事業実績となっていると考えております。

以上です。

- 〇小泉初男議長 振興課長。
- ○町田文利振興課長 活性化センターのリース料でAEDのリース料でございますけれども、これは契約するに当たって、当初こちらで見込んでいたよりも大分安くできたということで、実績が低くなっているということになろうかと思います。お願いします。
- 〇小泉初男議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 答弁ありがとうございました。

パワーアップ助成金、申しわけございませんでした。先ほど私「コミュニティ助成金」と申し上げていたかもしれませんので、訂正をさせていただきます。

パワーアップ助成金に関しまして、そういった事情等もあって、どうしても額がいかないというお話、 わからなくはないのですが、それも含めて年間件数が、毎年でも新しい団体が出てくればもっと額がいく という、目指すところはそこなのかなということを思っております。そのあたりを含めて対策をとってい ただきたいのですが、そのあたり、今後どういうふうに考えていただけるかということ。

また、AEDに関しましては、リース料が安くなったということで、安くなってよかったという部分の一方で、その値段のAEDと。私の聞く限りでは、AEDというと大体年間リース料が7万円前後であることが多いと思います。また、外に置くものであれば9万円を超えてくるような状況の中で、4万幾らで、折半とかではなく、安くなった部分というのは、物がどうなのかとかということも心配になってしまうのですけれども、何か事情があってのことなのでしょうか。例えば、ほかのところとの契約を同時にすることによって1台当たりを下げますよと。ただ、ほかのAEDの部分はこういう値段の部分がないので、そういうことを考えると、私の確認した限りでは、この値段でと載っていたところが確認できていないのですけれども、そういう意味では、この値段というのに関しましては、ただ安くなったということだけで判断していいのでしょうか。どんな事情があってそうなったかというところ、もう少し詳しく、あれば教えてください。お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 それでは、再質問にお答え申し上げます。

パワーアップ助成事業でございますが、そういったこの助成金を受けて、ずっと恒久的に町の力になっていただけるという団体がふえることを本当に町としても望んでいるところでございます。そのために何をなすべきかと申し上げますと、やはりこの制度をよく周知する、知っていただく、そういう努力につきまして、もう少しその努力を傾けていきたいと、そのように考えております。

以上です。

- 〇小泉初男議長 振興課長。
- ○町田文利振興課長 AEDのリース料でございます。これについては、物がということではなく、AED自体は通常のAEDというふうに認識しておりますけれども、内容をちょっと詳しく見ますと、平成28年度で5月から3月31日までということで、11カ月分になっております。予算としては4月からの12カ月分というのが通例でございますので、多少事務がおくれて5月からということになって、1カ月分は抜けているのが1つ原因があると思いますが、あとは金額的には月4,320円ということで、11カ月ということでございますので、単価的にはある程度安くなっているのではないかと思います。その辺の事情、詳しい事情については、ちょっと私のほうもなかなかその辺まではちょっと把握しておりません。

以上です。

〇小泉初男議長 再々質問ございますか。

他にございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。それでは、8点、9点教えてください。

決算書の49ページで行政報告書の29ページ、広報の印刷代が3年前から601万円、663万円、今年度600万円で、1割上がって下がっているので、その主な原因を教えてください。

それと、決算書の57ページと125ページ、報告書の33ページと67ページ、まち経営課と振興課なのですけれども、33ページの移住パンフレット5,000部が71万8,200円、観光ガイド2万部で3万2,400円、同じ印刷、済みません、どんなものを印刷したのか、ちょっと私も現物を見たと思うのですけれども、ちょっと今すぐ記憶がないのですけれども、部数と金額で随分差があるので、どういったものかということです。

それと、決算書の131ページと報告書の72ページ、除雪関連ですけれども、消耗品費として塩カルだと 思うのですけれども、これが計上されていますけれども、実際の話として、これで十分なのかどうかとい うことです。

それと、決算書の143ページ、育英資金の貸し付けですけれども、これが一昨年972万円、840万円、720万円と下がっているのですけれども、今後の見通しと今現在の受けられている方の実質人数、それと決算書の147ページ、153ページ、161ページの、これは小学校、中学校図書室の図書の購入費ですけれども、ここで有年間か50万円、20万円、約100万円、前後ぐらいなのですけれども、図書の購入はそのまますぐ学力向上に結びつくとは、即効薬とは考えられませんが、その辺の学力向上も踏まえた、これでさっきの塩カルと同じですけれども、金額的に十分なのかどうか。

それと、149ページ、155ページの、しつこくて済みません、また教育扶助の問題です。特別支援学級も

含めて、小学校、中学校で3年前から小学校は166万円、235万円、平成28年度269万円と、3年間で100万円ふえています。中学校が134万円、ちょっと昨年度は減って130万円で、今年度は202万円ということで、小学校、中学校合計で見ますと300万円、366万円、472万円というふうにかなりふえているのですけれども、わかればこの人数と今後の見通し。子供の児童数、生徒数が減っているにもかかわらず、こういった扶助の金額がふえているので、教育委員会とすると対策のとりようがないかとは思いますけれども、その辺で子育て支援課を含めた、皆さんのほうでどういったことを考えるかどうかというのが1つ。

それと、決算書の147ページ、153ページのALT、英語教育のことですけれども、英語の点数も学力状況調査なんかでも低くなっているのと、あと、きのうの一般質問の中でも、指導要領が新しくなるということで、英語の時間がふえるということがありましたので、この辺の教育の効果が今現在どんな感じであったかどうか。

それと、決算書の149ページ、155ページ、報告書の89ページの子供たちに対する検定料の補助ですけれども、これ、今年度人数が出ていますけれども、今年度する前、補助する前は大体何人ぐらいいたのかということを教えてください。

それと、済みません、これは質問ではないのですけれども、行政報告書の7ページの円グラフがあるのですけれども、ちょっと黒くて見えないので、来年から変えてください。

以上です。

〇小泉初男議長 ただいま3番、阿左美健司議員の質問中でございますが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時29分

〇小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、阿左美健司議員の質問に対し答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 私のほうからは、まず広報の3カ年の金額の動きということでございます。

平成26年から平成27年にかけまして、平成27年度にカラーにしました。その関係で単価が少し上がって、金額にそれがあらわれています。平成28年度が少し減額となりましたけれども、これに関しましては、広報のページ数が、その都合で減ることがありまして、そういう動きでたまたまこの年は減額となったということでございます。

2点目としまして、印刷物の単価、金額についてでございますが、休憩時間中にお手元にサンプルを置かせていただきました。今回印刷しましたのは、横瀬町への流入人口をふやすということを目的として、移住促進のためのパンフレットが主なものです。A3サイズでしょうか、この2つ折りが1種類、それと移住・定住サポート、出産・子育てサポート、それとふるさと納税についてもあわせて今回印刷をさせていただきました。もともとの版がこれはできていなかったものですから、今回初めて印刷をする関係で、校正やらいろいろで、どうしても印刷会社としてはこの単価を上げないと印刷できないということで、こ

の金額になったわけです。ただ、このかかった費用につきましては、一般財団法人地域活性化センターというところで移住・定住交流推進支援事業というのがございまして、そちらのほうから70万円という助成金をいただいております。ですので、町からの持ち出しというのは8万8,616円というところで済んでおります。

それから、この行政報告書の7ページの円グラフですが、これについては見えづらい濃さになってしまって、申しわけありませんでした。次からはこの辺をもう少しわかりやすいように変えさせていただきます。

以上です。

- 〇小泉初男議長 振興課長。
- ○町田文利振興課長 それでは、振興課の観光地横瀬推進事業の印刷製本費でございます。これは横瀬町の観光ガイドが手持ち部数が少なくなりましたので、増刷をしたものでございます。こういったもので、裏面に横瀬町のマップ、地図がついていて、いろんな施設ですとかそういったものの紹介があるものです。これを2万分増刷をいたしました。

以上です。

- 〇小泉初男議長 建設課長。
- ○新井幸雄建設課長 塩カル購入費につきまして答弁させていただきます。

この金額は塩カル400袋分でございます。実際散布に使いましたのは約180、差し引きで200残るわけですけれども、実際雪に対応するということで、それを使ったり、実際また大雪なんかの場合には、またさらに買うということで対応させていただいております。

以上でございます。

- 〇小泉初男議長 教育次長。
- 〇小泉 智教育次長 私のほうから、育英奨学資金の借り入れの状況についてご説明します。

育英奨学資金、平成26年度新規に借りた方が7名、平成27年度が5名、平成28年度も5名、平成29年度も5名です。ここのところずっと5名の方が新規では借りております。全体としましても、平成26年度が25人、平成27年度が21人、平成28年度が18人、平成29年度18人ということで借りております。人数につきましては、大体5人で新たに借りる者が推移しておりますので、大体このような状況は続くのではないかというふうに思っております。

続きまして、扶助費の関係でございますが、小学校の扶助費につきましては人数のほうが45名、それぞれ扶助の対象等が違いますので、例えば給食費扶助であれば45名、学用品費も45名、通学用品につきましては38名、校外活動費につきましては27名、修学旅行費につきましては8名、新入生用学用品費につきましては6名となっております。中学校につきましては、同じく通学用品費が13名、学用品費が21名、新入生用学用品費が7名、就学旅行費が5名、学校給食費が21名、校外活動費が12名というふうになっております。最近の傾向というのですか、小中学校合わせまして、平成27年度につきましては、全児童生徒数に対して8%ぐらい、平成28年度が10%ぐらい、平成29年度が約11%ぐらいということで、パーセントにつきましても、上がっておりますし、人数のほうにつきましてもふえております。理由として多いのが、やはり離婚によりまして家庭の状況のほうが大変になったといった方の理由が多くなっております。

続きまして、ALTの関係でございます。ALTは平成26年度1名を配置しておりましたが、週35時間、 平成27年度から中学校は70時間、倍にしました。平成28年度も中学校は70時間ということで、平成27年度 から、以前に比べて倍にふやしております。

それから、検定料の助成の関係でございます。昨年につきましては74人、105回分の助成をいたしたところでございますが、その前の状況ということでございます。その前の状況につきましては、学校とか、あるいは学校以外の塾とか、そういったところでも皆さん受けているようなので、把握のほうはできておりません。

以上でございます。

〇小泉初男議長 教育長。

〇久保忠太郎教育長 図書費の関係で申し上げたいと思います。

結果がどういう形になっているかということでございますが、県の学力調査をちょっと見ますと、テストを受けている学年が限られているわけでございますが、小学校6年生の国語につきましては県の伸びが1に対して学年としては3伸びております。また、ALTの関係のことでございますが、英語につきましては県の伸びが4に対して、当町も4ということで、伸びが同じということになっております。

それで、中学校3年生の全国学力調査の国語の結果でございますが、全国と県平均を上回っているという形で結果が出ております。

これが相関関係があるのかどうかというのは、本の流れとどうかということは、ちょっと私もわからない部分がありますが、少なくとも一般的に言われているのは、本が好きな子はこういう国語等も強いと言われているのではないかなと思われるところでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 6番、新井です。1点お願いします。

決算書の153ページ、報告書の85ページです。横中管理運営事業の中で工事請負費というものがございます。報告書の85ページを見ていただきたいのですが、ここで実施内容としまして、横中体育館2階に設置されたキュービクルを地上に移設し、トランスの容量を50KVAから100KVAに交換したというような事業であると思います。省エネを推進している、人数も減っているということで、電力を使わない傾向にあると思うのですが、容量を倍までふやしたこの理由をお聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

教育次長。

〇小泉 智教育次長 ただいまの質問に対してお答えいたします。

以前キュービクルにつきましては、50キロボルトアンペアのもの、トランスが入っていたわけでございますが、夏場等多く使うときには容量を超えるというのですか、ぎりぎりというのでしょうか、そういう状況が続いておりました。したがいまして、また古くなったこともありましたので、この際新しくするときに大きくさせていただきました。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

- ○6番 新井鼓次郎議員 オーバーするといっても、50KVAで賄えていたということは、倍までする必要はない。60KVAで十分だと。そうなった場合、要は2倍にすると、その備品、設備単価自体が物すごい高いですよね。その費用を税金で賄っていると。それから、さらに言うと、絶縁材の交換、漏電遮断テストの実費費用、基本契約量、それから定期メンテナンス、定期点検、この費用も容量によって変わってくる。要は、大きくなってしまう。年間幾らぐらいかかるのか、それを見越してここまで大きくする必要があったのかお尋ねします。
- 〇小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。 教育次長。
- **〇小泉 智教育次長** 50から100に変えたということでございますが、一応電気のほうの管理をお願いしている方がございまして、こちらのほうとも相談しまして、50キロでは足りないのであって、100がよろしいのではないかという、そういうお話をいただきましたので、100にさせていただきました。以上です。
- 〇小泉初男議長 再々質問ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

- ○6番 新井鼓次郎議員 業者の言いなりではお金の垂れ流しですよね。年間幾らぐらい維持費が変わって くるか。本当に必要なキュービクルと比べて幾ら高いかぐらいはわかりませんか。
- 〇小泉初男議長 再々質問に対する答弁を求めます。 教育次長。
- **〇小泉 智教育次長** これにつきましては、調べてさせていただきます。 以上でございます。
- **〇小泉初男議長** よろしいですか。

他に質疑ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

- **〇4番 宮原みさ子議員** 決算書の153ページ、中学校の土地購入費とありますけれども、ここはどこの土地を購入したのか教えていただければと思います。
- 〇小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。 教育次長。
- **〇小泉 智教育次長** この用地の購入の場所でございますが、横瀬中学校の体育館の前あたりといいますか、 その辺の場所になります。中学校の用地でございます。

以上でございます。

- 〇小泉初男議長 再質問、4番、宮原みさ子議員。
- ○4番 宮原みさ子議員 どのような使用目的で買ったのか教えてください。
- ○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

- **〇小泉 智教育次長** 申しわけございません。学校用地として借地している土地を購入させていただきました。申しわけありません。
- 〇小泉初男議長 再々質問よろしいですか。

他にございますか。

8番、大野伸惠議員。

○8番 大野伸惠議員 では、済みません、数点お聞きします。

まず、21ページの町営住宅の関係の金額です。収入金額の中で95万2,600円の収入未済額が出ております。それで、決算意見書を見させていただきますと、昨年度は2年未満の住宅使用料というのが5件で70万7,000円でした。今年度が2年未満が11件で、75万2,000円ですね。この町営住宅に関しては、私は滞納が近年は余りないという説明を受けておりましたので、ある意味安心していたところなのですが、ここのところちょっとふえてきたかなというふうに思っております。私的債権でなかなか大変だと思いますし、徴収等についても債権マニュアルを作成していただいたりして、評価するところは大変あるのですが、やっぱり公平性の観点から、たまってしまうと、私も役場の職員で、滞納がいましたけれども、たまってしまうとより一層支払いが大変ですので、そこのところをどのようにお考えになっているかお聞きしたいと思います。

次ですが、57ページのプラットフォーム事業でございます。私は議会の議員としまして、町民にお知らせする、わかりやすくお知らせするということを自分に課しております。予算のときも言葉で説明をいただきました。システム構築に関して、よこらぼに適したシステムを構築するのですよということで言われて、今回決算書を見まして、リクルートさんがほとんど全額の金額の支払いになっております。そして、先ほどの浅見議員の質問でありますと、特殊であったり、余りなかったり、PR力があるということでリクルートに決まりました。そして、見せられない部分があるということで、浅見さんのほうでお話ししました事業提案、プロポーザルの結果とかを見せていただきたいというふうなお話をしましたけれども、情報公開制度がございますが、この情報に関しては公開できない部分があるのでしょうか。もしなければ、議員に配付していただきたいと思いますが、お願いいたします。

それから、3番目でございますが、127ページです。花咲山の予算なのですが、これは平成27年度予算で委託料で議決しております。そして、すぐそのまま繰越明許費になったわけですが、今回決算書を見ましたら、工事請負費が900万円、原材料費が約900万円ということで節の科目が出ておりました。私は平成28年度予算を見てみましたが、当初予算の数字には原材料費とかなかったのです。9月、12月、3月の補正予算も見ましたが、科目の増設、そして予算の移動というのですか、節同士の、例えば需用費から委託料にかえるとか、委託料から原材料費にかえるというふうな補正予算の提出も議会のほうにはなかったと認識しております。その際に、私もやっぱり役場の職員だったのですけれども、自分で節の中の移動をする、節に予算がなければそもそも使えないわけで、それが今は、やってもいいのでしょうかということなのです。これ、事実上、行政の事務処理上これは行っても可能なのかということをお聞きします。

そして、全体的に花咲山について使ったので目的外使用ではないというふうに私も感じておりますけれども、こういうことを丁寧に議会のほうに補正予算なりで出していただければ、私たちも、武蔵美のあれ

はどこのお金から出るのだろう、あの道路をつくったお金はどこから出るのだろうかとか、全部一括して 委託料ということで議会のほうにお話ししていただいて、実施する中で、適当というわけではないのです が、科目に応じて振り分けるという方法が行政の透明性に対して正しいのかどうかという意味においてお 聞きしたいと思います。

そしてまた、この予算、同じ観光費ですけれども、予備費の支出及び流用が24万8,400円あります。私が職員でいたときには、流用した場合には、ある科目がゼロになるように流用するようにしておりました。 足りない分だけ流用したので、ゼロになる科目は報償費だけなのですけれども、この流用はどのように行ったのか教えていただきたいと思います。

続きまして、行政報告書の関係なのですが、毎年つくっていただいて、わかりやすくて、大変、ないときに比べればいいと思うのですけれども、例えば24ページのブコーさんのバスも利用者が19.2%減になっているのですね、利用者が。では、例えばこの19.2%減になった、今後はどうするのかというその考えというのは、いつ、どこでどなたが行うのかということです。

そして、36ページの公会計制度整備事業、これは2,131万9,000円で、決算書のほうでいきますと55ページになります。私はこの公会計制度の整備事業、固定資産にとても期待していました。しかし、今回の横瀬小学校の増改築については、全く、生徒数が少なくなる学校の適正規模にしなければならないという発想が出てこなかったのです。ですから、これはせっかく2,100万円もかけてつくっているのに、ちゃんと利用されているのかということをお聞きしたいと思います。

あと、1ページの全体なのですけれども、町長のほうで書いていただいたのでしょうか、総論です。総論の1ページの真ん中辺ですけれども、1の主要施策の真ん中辺ですが、人口減少に最大限の努力をすると。コンパクトなまちづくりを行い、財政的な負担を極小化し、人口減少に備えることも求められているというふうにうたわれています。しかし、この行政報告書とかを見ますと、だから何々をします、だから何々をしますということで、ではこの一番大切な人口減少にたえる町にするためのコンパクトなまちづくりに対する施策というものがどこにもあらわれていない。基本構想とかも読んでも、何々をします、何々をします。例えば、花咲山をつくりますみたいな形になると、維持管理費がかかります。先ほどの新井議員のお話も、いかに維持管理費を少なくする方向に進んでいくかというのが横瀬町の進むべき道だと私は思っていますが、そこ辺のところは執行部のほうではどのようにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

以上です。

〇小泉初男議長 ただいま8番、大野伸惠議員の質問中ではございますけれども、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、大野伸惠議員の質問に対し答弁を求めます。 建設課長。

○新井幸雄建設課長 大野議員の町営住宅使用料の滞納繰り越し分について答弁させていただきます。

滞納繰り越し分につきましては、担当職員によりまして訪問、電話等での催促を日夜行っております。 もちろん今後も努力していくわけですけれども、なかなか滞納繰り越し分、減らすことがなかなか、全部 ということはちょっと難しい状況なのですけれども、ただ、今年度になりまして、この95万2,600円のう ち20万5,000円が納入されました。これからも担当職員努力して減らしていくようにしたいと思います。 以上です。

- 〇小泉初男議長 まち経営課長。
- ○赤岩利行まち経営課長 それでは、ご質問にお答え申し上げます。

まず1点目、よこらぼの関係でプロポーザルの情報公開につきましては、先ほども申し上げましたけれども、まず関係者のプライバシー的なものについては公開は控えたい。また、今後の同様の事業につきまして、公平、公正な評価が得られないような、そういうことが危惧される場合には、その部分について公開は控えたいと考えておりますが、できるだけ皆様の目に触れるように、閲覧していただける環境を整えたいと考えております。

また、補正予算の質問がございました。今回(仮称)花咲山につきましては、繰越明許費ということで予算、平成27年度から平成28年度に繰越明許した分でございます。繰越明許費の流用につきましては、翌年度に当たりますので、予算の補正はできないこととなっております。もし当年度でございますれば、地方自治法の規定の中で、款及び項内の流用につきましてはできるという規定がございます。そのような関係で、町としましては補正予算対応が好ましいという考えは持っております。今の「好ましい」というのは、現年度予算の関係でございまして、翌年度への繰り越しした分については補正で対応することはできません。

続きまして、ブコーさん号でございます。有償運行を始めて、その前年度の実績よりも19.2%乗降客が減ってしまったということで、今後の対応をどういたしますかということでございますが、このブコーさん号については、現在平成30年3月14日まで関東運輸局の自家用有償旅客運送者の登録を受けております。一旦そこで登録のほうが切れますので、その前に対応としましては横瀬町の地域公共交通会議というものを、会議を開きまして、それで今後の方針等をそこで考えていきながら、将来に向けて対応したいと思いますが、前回、前々回でしたでしょうか、この議会の中でもその対応をどういたしますかという話がありました。その中では、期間的に、来年3月の更新については大幅に手直しをするということは難しいということでご回答申し上げまして、そのまた2年後、そのときによりよい内容にこの制度を変えていければということでお答えしたとおり、そのような流れになると考えております。

続きまして、公共施設等総合管理計画、この計画の内容が現在の横瀬小学校の事業に反映されていますかということですが、この計画自体は平成29年3月に策定したものでございます。これから町の施設の動きについてはこの管理計画に基づくということが基本でございますので、そのような考え方で進めたいと考えております。

それから、町の事業実施につきまして、費用との関係をお尋ねいただきました。町が事業実施する上で

は、やはり計画に基づく事業実施を理想とします。そして、実施計画に盛り込んでいく中で費用対効果というところに一番力を入れたい。最小の経費で最大の効果を上げられるような事業実施に努めたいと考えております。

以上です。

- 〇小泉初男議長 町長。
- **○富田能成町長** 私のほうからは、コンパクトなまちづくりという言葉がありましたので、これに対して回答したいと思います。

大野議員がおっしゃるように、いかにこの先、維持管理費を少なくするかというのは大変大事な町の課題です。私は常々、人口減少を抑制する努力と、備えるっていつも両建てで言っていますが、このバランスがとても大事です。これは、人口減少、まさに備えるという部分でして、コンパクトなまちづくりを意識して運営しています。例えば、今回の横小の建てかえも、使えるものは大切に使い切るというのもコンパクトの発想です。それから、保育所の民営化を検討するのも、この同じ発想です。あるいは、芦ヶ久保小学校を有効活用していくというのも同じ。シェアリングエコノミーの力をかりて、今ある建物を有効に使っていく。そこに新しい価値を生み出していくというのも同じ流れだというふうに理解をしています。

あとは、これを全体でどう落とすかということですが、今課長のほうから説明があった公共資産管理計画というのが1つ平成29年にできましたので、これ。それと、町の方針としては、今第5次の振興計画が走っています。それと、地方創生総合戦略が走っていて、この中で我々は全体の整合性をとりながら今進めているところです。先の話を申し上げると、次の第6次の計画では、この「コンパクトな」というところは、やはり色濃く反映させる形になるだろうなというふうに考えています。

以上です。

- 〇小泉初男議長 振興課長。
- **〇町田文利振興課長** それでは、観光費の花咲山事業の関係で、原材料費の関係でのお答えをさせていただきます。

花咲山の事業につきましては、当初では植栽等の委託料として、これは苗木代分も見込んでおりましたけれども、苗木代については予算執行上、原材料費のほうが適切ではないかという判断から新たに原材料費を科目設定をして、委託料から流用して支出をいたしました。

また、予備費、支出及び流用増減につきましては、これは決算の書式上、それぞれの節の中に複数の事業の予算を含んでいるということから、必ずしもゼロになるということではないのですが、原材料費につきましては多少の見込み等の差が出て、予算残が出たということになっております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸惠議員。

○8番 大野伸惠議員 ありがとうございました。

まず、町営住宅の関係なのですが、担当者が頑張っていただいているということは私も十分理解しております。しかしながら、実際としてこういうふうに出たときに、担当者だけというよりは、私は町全体で取り組んだほうがいいと思うのです。この間も委員会で町営住宅を見させていただきましたけれども、町

営住宅に対しても、建っているものを例えば解体するとかというふうな行動、アクションを起こしていて、なおかつ督促もきちんとしますよという町の姿勢が見せるのが、真面目にちゃんと税金を払っている、同じ所得でもきちんと住宅のお金を払っている人たちにとってそれが一番公平なことですので、苦しいのはどなたも同じだと思うのですが、同じ所得の方が片方では税金をきちんと払っている、片方では税金を払っていないというところの不公平なところを私はとても気にしますので、担当者の方に全部責任を押しつけても申しわけないので、町全体として滞納のマニュアルみたいなもので、町長みずから先頭に立って進んでいただければいいなと思います。そこをお願いします。そこの考え方を1点お願いします。

それから、プラットフォーム事業なのですけれども、事業提案書については今回は議員のほうに配られないですね。関係者があるので控えたいとか、プロポーザルの関係とかありましたが、私は広域市町村圏組合の議員で、広域の斎場のプロポーザルについて、その採点方法とか採点の順番とかというものを、私が請求したわけではないのですけれども、請求した関係の人からいただいたことがあるのですけれども、そこら辺のことを。とにかく行政って透明性が一番ですよね。だから、ここでそこのところを黒く塗っていただいて、これですというふうに見せていただければ、私は予算をつくるときも言葉で説明されて、では決算になりましたと。では、リクルートに支払った具体的なものは何なのかと。システム構築でしたと言うけれども、ホームページ上にどのようにあらわれるのかというものを具体的に見せていただきたいというふうに言ったのですけれども、そんなものはあるかないかわからないのですけれども、企業が行政と連携と言っていけば、どこか検索すると、その検索したページが来ると思うのですよね。その検索したページの先に横瀬町があるのですよというものを、検索した部分の印刷でも見せていただければ、住民の方にも説明しやすいし、わかりやすいものになるのですけれども、ただ言葉で、2,600万円払いました、構築しました、だから提案がありましたということで果たして住民の方が納得するのかなというふうに思っています。ですから、その事業提案書の議員への配付というのはすぐしていただきたいと思うのですけれども、だめなところは消して配付していただきたいのですけれども、それを再度お願いいたします。

それから、花咲山についてですが、繰越明許費は流用できませんということでした。しかしながら、実際には流用して、原材料費で払っております。科目設定をしたとおっしゃいましたが、科目設定は議会には出さなくて、事務レベルのところでつくってしまっていいわけですね。これについても事業の全体が本当に見えなかったのです。委託料で花咲山をつくりますと。それで、では武蔵美に幾らぐらい払っているのかなとか、ただでやってもらっているのかな。あの道路は、何か、作業道は緊急雇用対策の人たちにつくってもらいましたと。ただでつくってもらったのかなとか、すごく不明瞭な中で進んできたことについて質問したわけですけれども、繰り返しますけれども、その行政の透明性ですよね。丁寧な報告、議会に対する報告。だって、私たちは、横瀬町の議員は委託料の二千何百万円は議決しましたし、当初予算の観光費の額は議決しましたけれども、そこは、委託料から原材料にかかったということに関しては全然議決していないわけです。ですから、そこら辺も丁寧に考えていただいて仕事をしていただかないと、住民の代表に対する、ちょっと甘いのではないかなというふうに感じますので、そこを再度お願いいたします。

それから、繰り返しになりますけれざも、プラットフォーム事業ですけれざも、こういう文書がありました。「ガバナンス」の9月号なのですけれども、地方人口ビジョン、地方総合戦略の策定に際して、内閣府から詳細な参考資料やマニュアルが示された。ですから、例えば企業を、地方自治体の連携とかとい

うと、私が今見たら、北海道の業者が、北海道の町が出てきました。ですから、すごい珍しいとかと言っていますけれども、地方総合戦略を見ると、大学連携とか、企業と連携して行うというのは国から示されたごく普通のものだと思っています。そして、その実施するについて、国と通じているシンクタンク等への委託が進められ、計画策定が丸投げされることもある。そして、シンクタンクにも下請、孫請の構造があり、1人のコンサルタントが名称を開設、10程度の自治体で同種の計画を立案している実態があるという本を読みました。本当に私は、地方にお金を残していただいて、横瀬町のお金はなるだけ横瀬町に残していただきたいということを常に言っていますけれども、2,600万円国から来ました。2,600万円全部東京に持っていきました。それで地方創生ってなるのですかというのがまず第一の疑問ですので、そこ辺のところを、難しいあれだと思うのですけれども、1点確認させていただきます。

それで、あとは、例えば、先ほど町長がおっしゃいましたけれども、コンパクトな町を大事に、大切だと考えていると。横瀬小学校を使い切るということがベストであるというふうに言っていましたけれども、今度の大規模改修は、壊してつくるではなくて、今あるものを今の状態のベストなものにして、子供たちに使っていただくというのですか、与えるということが求められた大規模改修なのです。設備を今の標準まで持っていって、つくるということが求められているわけです。ですから、例えば12クラスありますけれども、その12クラスをそのまま丁寧に、きれいに、きれいに直したというだけでは、大規模改修の趣旨には合っていないと思うのです。だから、そういうところも私と町長の考え方はちょっと違うなと思いましたけれども、そこら辺の、せっかく二千何百万円も使って3月に策定したものだとおっしゃっていますけれども、「待っていました」ですよ。私は「待っていました」でした。これがあれば、今後、例えば小学校と中学校をどうするか、福祉センターをどうするかとか、そこから基礎、基本が考えられるわけで、3月にできれば付加するので、これから活用していくというようなスピーディーでない考え方についてはどうでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

〇小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 では、私のほうから今のご質問に対してお答えします。

まず、最初の町営住宅を全町的にというのは、そのとおりだと思います。やっぱり税のところって公平性がとても大事です。「ない袖は振れない」、これはしようがないです。でも、袖があるのにという部分は公平にあるべきだと思いますので、ここは鋭意やっていきたいと思います。ですので、決して担当者任せにしているわけではなくて、全庁的な課題だと考えてやっていきたいと思っています。

それと、プラットフォーム事業の情報公開ですが、事業提案書に関しましては基本的にはできると思います。1つ確認が必要なのは、先方との間の守秘性がどうかいう部分は確認しないといけないのですが、基本的には出せると思います。ただ、議員さんとのというところでいくと、私は2段階でいいかなと思いまして、議員さんと我々だけで情報共有するもの、つまりまだ住民の皆さんへの周知はお控えくださいというものと、条件なしという2段階でいいと思いますので、出せる資料はすべて出したいと思います。そこで法的根拠がなく我々だけで情報を抱えているというのは余りないと思ってやっているのですが、お気づきの点があれば言っていただいて、ご指摘いただければ、対応できるものはしていきたいと思いますし、

我々も積極的に情報公開をしていきたいと思います。おっしゃるとおりで、透明性は行政にとって大変大 事だと思います。

あと、プラットフォームと花咲山に関しては、前の答弁で申し上げた、ちょっと特殊なのです。だと思っています。これが我々のスタンダードなやり方ではないです。なぜかというと、これが期間限定の10分の10の補助金で、年度内に事業として完結させなければいけなかったという、非常に忙しい中でつくり上げた事業での10分の10事業だったからということだろうと思います。当然そのスピードをそのスケジュールに合わせるために、今のご指摘のとおりだとすると、説明する部分が足りていなかったというところはあったかもしれません。それは極力議員の皆さんに説明が行き届くようにこれからはしていきたいと思っています。ただ、この二つの事業は、そういったことで限られた時間の中での対応が必要だったというところはご理解いただければというふうに思っています。

それと、横小に関しては、済みません、私の言葉足らずだったかもしれません。大野議員と私の考え方は違っていないと思います。横瀬町のできる中でより早く子供たちをいい環境に置いてあげたい。そのために今やっているというふうに理解しています。使い切るというと、何か我慢して使い切るみたいなイメージで捉えられたかもしれませんが、そういうことではなくて、基本的にはいいものをいい状態で使ってもらう。小学生の場合には難しいのは、やっぱり時間が大事で、受益できる年が限られていますよね。ことしやってあげないと、今の6年生は受益者になれない。来年、やってよかったねと言うけれども、卒業してしまっているというところがあるので、できるだけタイムリーに対応していきたいなというふうに思っています。

もう一つ、さっきの内閣府のマニュアルで、世の中たくさんあるとおっしゃいましたが、それは地方創生をやっているところは、これは基本的に全部。これに絡めていろんな業者が動いているのも確か。いろんな質のいいところから悪いところまでひっくるめて業者さんがたくさんいて、特にコンサルタントの分野は非常にプレーヤーが多いです。そういう中で、今実績を出しているところってほとんどないと思います。なので、むしろ世の中にある、鉛筆をなめて終わった、あるいは計画だけ立派で、やらなかったというところではなくて、我々はそれを実装して成果を出していきたいと思うので、業者選定等もそういう観点で探したつもりです。

2,600万円横瀬にとどまっていないではないかとおっしゃるのですが、これ、最初の2,600万円なのですよね。効果を生むための最初の一手が2,600万円です。これは残念ながら横瀬町の現有勢力では無理です。これは本当に我々が我々の目線で一番信頼できる人に任せてまずつくってもらって、その2,600万円をベースにいかに横瀬町で効果を生んでいくかというステップなので、これはぜひご理解いただきたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

8番、大野伸惠議員。

○8番 大野伸惠議員 わかりました。ありがとうございました。それでは、確認です。では、事業提案書を配付、お願いします。

それで、町長が物すごくこれに向かって進んでいくというのに対しては、私は執行権はありませんので、

反対するものではありませんので、ただプラスアルファの事業に対してよりは、地方自治体というのが住民の生命、財産、住民の生活が幸福になることが一番なので、そこの基礎、基本のところをきちんとやった上で町の活性化というのを図るために行っていただくのはとてもいいと思いますが、町の活性化のことだけを考えて住民生活を少しおろそかにしていただいては困るので、そこのところをあえて申し上げました。事業提案書を皆様に配付して、議会の中では多分、これは住民の方にはまだないしょにしてくださいということに対してどんどん言ってしまうという人もいるかもしれませんが、我々議員はきちんと節度を持っていると思いますので、議会に公表できるものは公表し、行政の透明性を図っていただきたいので、そこのところを再度確認いたします。

それで、花咲山についても、やっぱりこれも透明性がなかったというふうに思っています。10分の10の事業、スピード感が大切な事業だったので、ご理解いただきたいと言いましたけれども、先日監査委員さんがぼた餅のたとえをいたしました。おいしいぼた餅もあれば、これはどうかなというぼた餅もあると。私は前から補助金行政に、補助金だから、補助金だからと、これをもらわなくてはいけないという行政よりは、しっかり地に足のついた行政をしていただきたいと思っておりますので、そこのところの、補助金が来たらもらうのだというよりも、町にとって何が一番か、それをもらうのはプラスになるかもしれないけれども、でもなおかつこちらの町民の生活をきちんとするというのですか……町が一番なすべきものは住民生活が一番ですので、そこのところの視点を大切にしていただきたいと思うので、再度確認させていただきます。

あと、小学校の関係ですけれども、行政報告の関係ですけれども、時間が大切とおっしゃいましたが、時間が本当に大切なのです。それがなぜ平成30年になったかということからも含めて、平成30年にするためには、平成28年度に検討委員会、予算はどうするかということを、少なくとも3年ぐらい前から考えなければいけないのに、それも全然やってこなくて、さあ時間が大切ですというような今行政になっていると思いますので、そこら辺の、時間が大切なので、その前の事前の計画を徹底的にしていただきたいので、そこのところを確認お願いいたします。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 ご質問3点だったかと思います。

まず1つ目は、基礎、基本をしっかりやること、住民生活をおろそかにしない、全くおっしゃるとおりです。そう思って日々やっています。

目的と手段ですね。最後は横瀬町の人たちの幸福につながなければいけないわけです。最後は住民の皆さんのためになる、するためにいろいろなことをやっている、自分はいつもそう思ってやっています。なので、大野議員のおっしゃるとおりだろうというふうに思います。

それと、花咲山に関してですが、地に足がついた、そのとおりだと思います。地に足をついてやることは大事。よくないのは、やっぱりおっしゃるとおりで、補助金があるから飛びつくではなくて、やりたいことがあって、使えるのであれば補助金を使うという、そこは曲がらないようにしていきたいと思っています。決して補助金があるから何をやるか考えるという順番ではなくて、やりたいことやビジョンや全体

の整合性みたいなのがあって、その中で補助金を利用していくということが大事だろうと思っています。 それは変わりません。

あと、3つ目なのですけれども、事前の計画をしっかりというのはそのとおりだと思いますので、しっかりやっていきたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○小泉初男議長 なければ、以上で一般会計決算に対する質疑を終了いたします。

なお、質疑漏れがございましたら、全会計の質疑終了後に再度質疑の時間を設けますので、その際にお 願いいたします。

次に、国民健康保険特別会計の決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、私のほうから4点を伺います。これは行政報告書のほうのページからに しますので、よろしくお願いします。

初めに、94ページであります。これは国保の被保険者数の変化ということであります。異動事由と別の 資格の取得等があります。今年度は昨年度に比べて139人マイナスになりました。前年度が、これは数字 の動きとかあるのが、この表で見るならば56人マイナスということで、大きく昨年度に比べて減っている 人がふえています。このことについての理由を示していただければと思います。

2点目でありますが、国保税の1人当たりの負担額ということでまち経営課長から示された95ページの一番下の段の3行のところで、今回の1人当たりの保険額はという、負担額はということで、7万2,695円ということで訂正がありました。昨年度に比べて2,642円、3.8%ふえましたということです。前年は減って、さらに1人当たりも減った。今回人が減ったにもかかわらずこの1人当たりの負担額がふえたということなので、この関係についてどういうふうに理解するのかについて示していただきたいのが2点目であります。

3点目でありますが、97ページです。これは療養給付費の諸率というのが示されています。ここで平成28年度の1件当たりの費用額というので、平成28年度は1人当たりの費用額、一番右側の欄の4行目にあります2万2,700円であります。入院、平成27年度は2万4,529ということで、ここは減ってきているなというところですが、この理由というのですか、どういうことによってこの1人当たりの費用額が変わったのか、減ったのかという点についての説明をお願いします。

最後、4点目でありますが、これは99ページであります。99ページには、医療費通知実施事業ということで、医療費適正化を対策として被保険者へ2カ月ごとの医療内容の医療通知書を年6回発送したとあります。私のところでも2カ月に一遍、ああ、これだけ医療がかかったというふうに来ているところですが、通知書が延べ人数にして6,306、これが6回にわたってこの合計だと思います。これの意義と経費についてお伺いしたいのです。受ける人がどう受けるかということで、医療費抑制にならないように、ああ、自分はこれだけかかってきているのか、ああ、そうかというように見るか、あら、こういうふうに来て、町

は、あなたのところの医療費こうかかっているのだよという、その意気込みがかえって抑制対策になる、 この医療費適正化というのがどういう意図を持ってここのところしているのかの点について説明をお願い します。

以上4点です。よろしくお願いします。

- **〇小泉初男議長** ただいまの質問に対し答弁を求めます。 いきいき町民課長。
- ○大場玲子いきいき町民課長 それでは、私のほうから3点ほどお答えをさせていただきたいと思います。 まず1点目、被保険者数の減少についてでございます。保険者数は年々減少傾向にございます。これに つきましては、やはり高齢化に伴う後期高齢者の移行や、平成28年10月から短期労働者の社会保険適用拡 大による社会保険への移行が原因だというふうに考えております。

続きまして、3点目の1件当たりの費用額の件でございます。1件当たりの費用額は、診療費用費を診療件数で割ったものでございます。診療件数に関することは、先ほど申し上げましたとおり、減少しているということで、件数も同様に減少しているというふうに考えております。費用額と申しますのは、医療費10割自己負担も含めたものでございますけれども、こちら昨年度との比較で考えますと、平成27年度は医療技術の高度化と高額薬剤の新たな保険適用ということで医療給付費が増加したと考えられております。平成27年度は主にC型肝炎の薬等の保険適用による医療費増が要因の一つになっていると存じます。平成28年度は、療養費用額が減少した原因の一つとしてはそのC型肝炎の高額な治療薬が薬科会計により、約3割強引き下げられたということが挙げられます。これは調剤に係る部分ではございますが、それに伴う診療を受ける患者の方も減少したことが要因であるかと存じます。つきましては、これらのことを踏まえて、平成27年度と平成28年度1件当たりの費用額は減少していると考えております。

続きまして、4点目のご質問でございます。医療費通知の件でございますが、医療費通知は、国保に加入している皆さん一人一人が健康管理に心がけていただくとともに、適正な保険診療を受けていただくための契機とすることや、医療機関等による診療報酬の不正請求がないか確認していただくことを目的をして、医療費適正化の取り組みの一つとして行っている事業でございます。浅見議員が通知を受け取ったほうの方の医療費の抑制、受診の抑制ということをご心配されているのかと思っておりますが、医療費通知は、先ほど申しました目的のとおり、受診を抑制するものではございません。国保制度における医療費負担の仕組みをご理解いただき、重複受診は抑制してまいりたいと思っております。つきましては、被保険者の皆さん自身の健康管理に心がけていただくとともに、重複受診の抑制やジェネリック医薬品の利用促進など自己負担額の節約に努めていただく、そういった目安にしていただければと思っております。今後とも国保事業の健全な運営に努めてよいりたいと存じます。

以上でございます。

- 〇小泉初男議長 大野税務会計課長。
- ○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 私のほうからは、行政報告書95ページのところで示されている被保険者1人当たりの負担額が増額になっているということについてお答えさせていただきたいと思います。 結果的には、人数の減少の割合に比べて調定額の減少の割合が少なかったことによって、人数が減った分、1人当たりの負担額がふえているということだと思います。調定額で比較しますと、平成26年度から

平成27年度での減額というのは、約710万円程度でございます。それから、平成27年度から平成28年度の 調定額の減が約370万円程度でございます。

内訳で見ますと、所得割額につきまして、平成26年度から平成27年度につきましては約300万円の減額でございます。平成27年度から平成28年度の比較でいきますと、人数は減っているのですが、同じく297万円の減額ということで、人数が139人減っているのですが、所得割額の減率というのは平成27年度、平成28年度ほぼ同じぐらいの額であったということでございます。

また、資産割額で見ますと、平成26年度から平成27年度の減額が約110万円、平成27年度から平成28年度の減額が約7万4,000円ということで、この資産割額の減が少なかったということでございます。人数の減少した方の中での所得割額、それから資産割額の減少率の差かというふうに思います。

以上でございます。

〇小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇小泉初男議長 なければ、以上で国民健康保険特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、介護保険特別会計の決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ここはちょっと多くてなのですが、まずこれは、これもわかりやすくこっちで言ってしまいます。行政報告書のほうで見ていただければと思います。行政報告書の11ページ、12ページの表からいってみたときなのですが、保険料の点についてであります。保険料が、これは今年度、12ページで歳入の関係の保険料です。これにつきましては、平成27年度、平成28年度の差を見ますと、増が2.5%という形になっています。これに対して保険給付、その下の段の歳出ですが、保険給付は平成27年度と平成28年度を比べたときにはマイナス3.4%ということになっています。保険料は上がったけれども、給付は下がったということですので、この差異をどう見るかについてが1点であります。

続きまして、この認定、104ページです。104ページの、これは要介護、要支援の認定者数が載っています。これが平成28年度の合計では413名という形で、要支援1から要介護5までの方が示されています。ここから見るときに、この表と昨年度の表を比べてみました。昨年度と比べてみますと、要支援が1が、これは昨年度に比べて14名ふえてきています。要支援2は変わらないのです。そのほか、要介護のほうは2から、1は4人ふえ、2は3人減って、3が1人減り、4が1人が減って、5が2人減るという形で、トータルとして見ます。そうすると、ここで要支援をトータルで見ると、要支援は3%ぐらいふえている。この中の割合からです。要介護はどうかというと、3%減る。これは73、74というような形だと思います。こういう形になっているので、この傾向というのですか、これが認定が厳しくなってこういう状況になっているのかどうかということについての危惧であります。なるべくみんながよくなってこうだったのだからと見れば、ああ、よくなってきてよかったと見えるのですが、そうではなくて、認定をするときの基準が変わって、より軽く見るという言い方はちょっと失礼かもしれないけれども、そうなったのかどうかが2つ目であります。

3つ目は、今との関係です。申請に対する認定率という形で、みんな要介護申請が出されると思います。 それは要介護のどうですかという規定を出して、提出されたのに対して認定はされなかった。うん、まだ あなた元気ですよとなったのは、そういう点で、認定率という言葉を使っているかどうかわかりませんが、 そこのところについてどうかというのについて示していただけたらというふうに思います。

それから、4つ目になりますか、その隣の105ページであります。介護サービスの利用状況についてであります。居宅サービスと地域密着型の差をこれで見ていただきたいのですが、大きく居宅サービスを見ると、訪問介護がマイナス198、通所介護がマイナス768、居宅介護支援がマイナス155ということで大きくここのところが減って、そのかわりが地域密着サービスに動いてきたのだという形で見るならば、地域密着型サービスはどうかというと、518ふえていますということで来ている。ここに移行してきたと思うのですが、この差異をどう見るかであります。カバー、ここら辺で十分な介護になっても、地域密着型サービスによってサービスは低下していないかどうかという点です。

そして、最後になりますが、次の107ページであります。地域支援事業についてであります。地域支援事業の②、高齢者サロン設置事業であります。助成団体4団体、それから助成総額が135万円ですが、これについて今把握しているのでどんな参加状況、どんな取り組みが行われているかについての説明をよろしくお願いします。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〇小泉明彦健康づくり課長 お答えいたします。

まず、1点目の保険料収入と保険給付費の差の関係でございます。ご指摘のように、保険料収入が前年度と比べまして伸びているのに対して給付費が減っているという部分ではございますが、保険料収入につきましては原則的には保険給付費の22%というふうにはなっているのですが、実際の被保険者数に対して保険料というのは課しておりますので、被保険者の増加によって保険料収入は伸びているということでございます。

2点目の認定者数の関係でございます。昨年度に比べて10名の差が出ている部分でありますが、おっしゃるように要支援の方のほうがふえていて、要介護のほうは減っているという部分でございますが、実際に認定の部分につきましては広域の市町村圏組合のほうで行っておりまして、認定審査会については以前から他職種によります認定審査員の方にやっていただいておりまして、以前から厳しく審査はしていただいているのが現状であります。要支援の方が多くなっているという部分につきましては、制度が平成12年から始まって17年が経過をしているというような部分から、制度について広く周知がされていて、利用がしやすくなった部分もあるのかなと考えております。

それから、3番目の認定率でございます。平成28年度の新規の申請につきましては、110件ございました。そのうち認定をされなかった方は3件でございます。110件中の3件でございます。

なお、更新とか区分変更申請というようなものもあるのですが、区分変更申請については、制度が変更 ができなかったというような方も4件ほど出ているのが実態でございます。

4点目のサービスの利用状況。居宅サービスのほうの減少分と地域密着型サービスの増加分の関係でご

ざいますが、居宅サービスの分につきましては予防給付費のほうの部分も含まれておりまして、減少数が大きい訪問介護、通所介護、居宅介護支援というものにつきましては、制度改正、これが原因でございます。共通する制度改正につきましては、介護予防訪問介護サービスと介護予防通所介護サービス、これが地域支援事業、総合事業といいますか、そちらのほうに移行したことに伴う減少分ということでございます。

その下の地域密着型につきましては、通所介護の方、この方が小規模な事業所で行っております地域密着型の通所介護、このほうに移行したことに伴いまして、通所介護につきましては大幅な減少ということになっております。ただ、居宅サービスの部分には、先ほど申し上げましたように、予防も含まれておりまして、この減少分がすべて地域密着型の増になっているということではなく、イコールにならないことはご理解をいただきたいと思います。

最後の5番目、107ページにあります地域支援の関係のサロンの関係でございますが、昨年度助成団体は4団体ということになっております。芦ヶ久保、中郷、根古屋、川東の4団体に対して補助金を交付しておりますが、平成29年度に入りましては、宇根7区地内で活動が始まっております。この団体には補助が始まっております。それから、川西の15区地内におきましても、以前から活動を行っていただいたのですが、10月よりこの制度に伴って毎月サロンを開催するというお話がありまして、今申請をいただいているところであります。そのほか川西の16区地区からも問い合わせをいただいておりまして、現在事業等を検討しているということだそうでございます。

以上であります。

〇小泉初男議長 再質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇小泉初男議長 なければ、以上で介護保険特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 これも地域支援の資料、トータルとして答えてもらえればというふうに思います。 後期高齢者の医療特別会計なのでありますが、後期高齢者になる前から町はいろんな点でのウオーキングだとかヘルシー講座、体力づくり講座、先ほどあった高齢者サロンとか、そういうのに取り組んできているところだと思います。そうすると、なかなかここに、町でやっている姿が反映されるのが後期高齢者からわかりにくいというのは、町でやられているデータは保険給付とかそういう形で出ていると思います。これに対してどういう、後期高齢者にとっては、受診状況はここに入院が何件とかという形で、115ページに後期高齢者の関係は載っていると思います。給付実績とかがあったりするのですが、町の進めていることに対しての施策の反映がどこかで把握できるかどうかについてが1つであります。

それから、あと、高齢者のほうの健康診断とかの受診率とか、あるいは人間ドック等人数は出ているのですが、どの程度の受診率になっているかについてを示していただければと思います。よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○大場玲子いきいき町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

全国的に見ましても、後期高齢者人口と医療費は増加を続けております。本町の後期高齢者医療におきましても、被保険者数も増加し、医療費も増加しております。1人当たりの医療費ですが、平成27年度は72万280円、平成28年度は79万6,285円と、10.6%の伸び率となっております。やはり年齢の上昇に従い、疾病数や、あと通院率、それと処方される薬の数、入院期間が長引く、また長い患者さんがふえる。やはり年齢を重ねるごとに医療費というのは増加をしていくという傾向でございます。

このように今後も医療費の増加が見込まれる中、町といたしましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合 と連携しながら、必要な医療を確保しつつ、健康診査や生活習慣病予防対策も行ってまいりたいと思って おります。

トータルでというお話でございまして、生涯を通じて健康でありたいと誰もが願っていることではございます。健康づくり課が行っておりますがん検診や高齢者サロン事業も、健康寿命を延ばし、医療費を抑えることにつながっていく事業であると考えております。

今後も高齢化の進展に伴い、1人当たりの医療費の高い高齢者がふえ、医療費の増大というのは避けられませんが、やはり浅見議員さんがおっしゃったとおり、高齢者になってからではなく、若い世代から特定健診を受診するなど、健康づくりに対する意識といったものを高揚を図っていけたらと思っております。

施策の反映ができるのかというところにつきましては、大変申しわけございませんが、そういったこと もございますので、お答えできかねるところがございます。

また、受診率につきましては、後期高齢者の場合は健康診査という名称になります。健康診査受診率、 平成27年度は20.7%、平成28年度は20.2%となっております。やはり高齢になりますと、先ほど申しましたが、通院している方がふえているということで、やはり受診率も国民健康保険で行っております特定健診と比べまして率が下がっていると思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

なければ、以上で後期高齢者医療特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、下水道特別会計の決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 下水道事業の特別会計についてでありますが、1つは、下水道事業における横瀬町の今年度工事した中が117ページに示されています。この中では150パイの点が561.5メーター延びたというふうに見えます。今横瀬町が管理している下水道の総管路延長についてを、何メーターあるいは何キロメートルという形で示していただければと思いますのが1点であります。

2番目が次の118ページにあります整備状況であります。全体計画面積があって、認可区域面積があって、平成28年度末整備済み面積が示されて、伸長整備率は2.22%上がりましたとなっています。この施設整備についてでありますが、面積でいくのと、これは下水だというと、ここにそれぞれの家がどれだけ広域下水に入ったかだと思うので、このぐらいの認可区域内でやるべき世帯数から見ると、あとどのくらい

この整備状況は、面積ではなくて、世帯から見た整備率というのが出ているとしたら、それについて教え ていただければと思いますので、よろしくお願いします。

あと3つ目、もう一点でありますが、町の下水の公債費を見てみますと、これが18、19ページ、これは 決算書でありますが、元金5,146万円に対して利子が2,499万円で、非常に利率も高くなっていると思いま す。町の下水における金利の高いものについて、何%がどのぐらいあるかというのについて示していただ ければと思いますので、3点よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○新井幸雄建設課長 ただいまの浅見議員の質問に答弁いたします。

まず、下水道の管路の延長ですけれども、平成28年度末現在で2万4,178.81メートルでございます。 続きまして、整備率でございますが、全体計画から見た整備率でございますが、73.1%でございます。 続きまして、世帯から見た接続率、これにつきましては83.3%でございます。

あと、事業債の利率の関係ですけれども、全部で下水道事業に関しましては49まだ借り入れが残っておりますが、そのうち5.0から6.2%の利率のもの、これが一番高いものですが、これが2本と、あと4.0%から5%未満のものが5件ございます。

以上です。

〇小泉初男議長 再質問ございますか。

他にございますか。

[「なし」と言う人あり]

〇小泉初男議長 なければ、以上で下水道特別会計に対する質疑を終了いたします。

次に、浄化槽設置管理事業特別会計の決算全般に対する質疑に移ります。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 済みませんが、よろしくお願いします。

これは主要施策の124ページであります。前段4段に書かれているところなのですが、横瀬町では公共下水道の水質浄化を図り、美しい自然環境のもとと書かれています。町は浄化槽を補助して促進してきたということであります。ここの点と、浄化槽管理事業特別会計との関係についてちょっと説明していただければと思います。

2つ目でありますが、現存する約640基から、事業開始時点で設置されていた約640基あります。あと何基転換が必要なのかについてであります。必要なのか、やっていきたいという点であります。

それから、3点目でありますが、これがなかなか、町として帰属を進めていこうではないかということで、この水道、浄化槽の管理事業はありましたが、なかなかこう見ても進まない状況があります。そこら辺の理由をどう考えるのかについてであります。

以上3つでありますが、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長、

○新井幸雄建設課長 ただいまの浅見議員の質問に答弁させていただきます。

まず、主要施策のほうの部分の説明ですけれども、いわゆる個人設置型という浄化槽の補助金の関係ですけれども、これにつきましては下水道の全体計画区域147へクタールがありまして、そのうちの事業区域、認可区域というのですか、約121.4へクタールございます。そこに、計画区域の中でそこの事業区域に入っていない部分、26へクタールぐらいあるのですけれども、こちらにお住まいの方が浄化槽を設置されるようなときに補助金を出しております。それで、先ほど申し上げました全体区域外にいらっしゃる方が浄化槽を設置されるような場合には、ここにあります浄化槽設置管理特別会計のほうで扱っております。続きまして、2つ目でございますけれども、640基、あと何基ということですけれども、この平成26年から始まった事業、31基転換が済んでおりますので、残り609になるかと思います。

あと、3番目の帰属が進まない理由についてですけれども、これはちょっと理由が幾つか考えられると 思いますが、まず個人が維持管理している場合よりもちょっと年間の使用料を高く感じていらっしゃる方 がいらっしゃるかなという点と、あと実際浄化槽を使用されている方の高齢化が進んでいらっしゃるのか なというのもあります。

また、この帰属についてですけれども、基本は浄化槽を個人の方が管理していただいている分には、浄化して使っていただいているのには全然問題ないと思われます。それで、町に来属する場合でも、ちょっと町で管理するという都合上のハードルがありまして、ちょっとそのハードルを、横瀬町の場合ですと低いのですけれども、ちょっとそういうのもあってなかなか進んでいないのかなと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

なければ、以上で浄化槽設置管理事業特別会計に対する質疑を終了いたします。 先ほど6番、新井議員に対する質疑の答弁漏れがございましたので、答弁を求めます。 教育次長。

〇小泉 智教育次長 先ほどのトランスの関係で漏れがございましたので、答弁させていただきます。

50キロボルトアンペアのトランスを100キロのほうへかえたわけでございますが、これにつきまして、通常容量の6割以下で使用するのが望ましいということでございます。これは熱により絶縁油が変性するおそれがありますので、6割ぐらいで利用するのがよろしいということでございます。また、実際に50キロの次というのは、75キロという規格のものがあるわけなのですが、これですと6割以上の使用量になってしまいますので、今回、あと中学校の体育館のほうが避難所にもなっております。また、今後学校のほうの関係でも、電気、ほかのものに何か使うもの等がある場合もありますので、その辺も考慮いたしまして、余裕を持った100キロのトランスを入れさせていただきました。

以上でございます。

〇小泉初男議長 よろしいですか。

それでは、ここで一括上程中の6案件に対しまして質疑漏れがございましたらお願いいたします。 なお、全体的な質疑もここで受け付けます。

質疑ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○小泉初男議長 なければ、以上で一括上程中の決算認定6案件に対する質疑を全て終結いたします。 続きまして、討論に移ります。

まず、原案に反対する者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 次に、原案に賛成する者の発言を許可いたします。

4番、宮原みさ子議員。

[4番 宮原みさ子議員登壇]

〇4番 宮原みさ子議員 4番、宮原でございます。議長のご指名をいただきましたので、上程されました 認定第1号から6号までの決算認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成28年度の我が国の経済は、アベノミクスの取り組みのもと、回復基調が続いておりますが、景気の 先行きはいまだ不透明であります。横瀬町においても平成28年度は第5次横瀬町総合振興計画の後期基本 計画2年目となり、平成27年度に作成された横瀬町人口ビジョンをもとに具体的に動き出した年度になり ました。

平成28年度の決算状況を見ると、当町の自主財源の確保は依然として大変厳しい状況にあります。一般会計の歳入は償却試算の見直しにより固定資産税がふえたものの、前年度より1.4%減の36億9,299万4,000円となり、自主財源率は42.3%と、毎年減少しています。歳出は前年度より1.3%減の35億2,260万4.000円となっています。

厳しい財源の中、後期基本計画や地方創生総合戦略に沿って、財政面や人的資源の制約等を踏まえた上で、職員一人一人が最大限のことをやるという意欲を持ち、町民と一体となって日本一住みよいまち、日本一誇れるまちを目指して掲げた施策や目標指標の実現に向けて進んでいると思われます。

特別会計におきましては、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、下水道特別会計、浄化槽設置管理事業とも町民の皆様のご協力とご理解をいただきながら、安定した成果を上げていると思います。

以上のことから、厳しい財源の中、各会計とも良好に財政運営がされていると確信し、決算認定に賛成いたします。各議員の皆様のご賛同をよろしくお願いします。

〇小泉初男議長 他に討論ございますか。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

〇2番 黒澤克久議員 ただいま議長のご指名をいただきましたので、上程されました認定第1号から第6号までの決算認定につきまして賛成の立場で討論させていただきます。

横瀬町では、第5次横瀬町総合振興計画が新たに作成した後期基本計画の2年目になります。横瀬町地 方創生総合戦略が横瀬町人口ビジョンをもとに具体的に動き出し、町民と行政協働の日本一のまちづくり が推進されてきました。

平成28年度の決算状況を見ますと、一般会計においては歳入歳出ともに前年度決算額を下回り、限られた財源の中で適切な活用があったと思われます。

特別会計におきましては、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、下水道特別会計、浄化槽設置管理事業ともに町民の皆様のご協力とご理解をいただきながら、安定した成果を感じられます。

以上のことから、厳しい財源の中、各会計ともに良好に運営が執行されていると確信し、決算認定に賛成をいたします。各議員のご賛同をお願いいたします。

○小泉初男議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 以上で討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

採決につきましては、一括上程中ではありますが、各会計ごとに起立採決で行います。

日程第1、認定第1号 平成28年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇小泉初男議長 起立総員です。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第2、認定第2号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、これ を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇小泉初男議長 起立総員です。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第3、認定第3号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原 案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇小泉初男議長 起立総員です。

よって、認定第3号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第4、認定第4号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇小泉初男議長 起立総員です。

よって、認定第4号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第5、認定第5号 平成28年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

〇小泉初男議長 起立総員です。

よって、認定第5号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第6、認定第6号 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇小泉初男議長 起立総員です。

よって、認定第6号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。 ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時34分

〇小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇小泉初男議長 日程第7、議案第45号 平成29年度横瀬町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第45号 平成29年度横瀬町一般会計補正予算(第2号)の 概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債について補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出 それぞれ8,483万7,000円を増額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,899万7,000円とするもの であります。

なお、細部につきましては各担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時59分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

- ○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。28ページになります。教育費のところなのですが、小学校費のところになります。横小管理運営事業の中で土地購入費が計上されておりますが、こちらの土地購入費の平米単価または坪単価を教えていただきたいのですが、よろしくお願いします。
- 〇小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。 教育次長。
- **〇小泉 智教育次長** 大変お待たせしました。平米単価でございますが、1万3,190円でございます。 以上でございます。
- ○小泉初男議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

- **○3番 阿左美健司議員** 30ページの文化財補助事業なのですけれども、文化財等調査委託料とありますけれども、何を調査委託するのかお願いします。
- 〇小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。 教育次長。
- **〇小泉 智教育次長** これにつきましては、芦ヶ久保の獅子の穴洞穴でございます。 以上でございます。
- ○小泉初男議長 他にございますか。

5番、浅見裕彦議員。

- ○5番 浅見裕彦議員 23ページです。先ほど課長説明あった農地費の関係で、不動産鑑定評価委託料であります。ここは県営事業についてので、姿の池詳細等で年度当初負担金というのがあったところであります。この不動産鑑定評価委託料というのは、これは町が独自にやるかどうかについての説明をよろしくお願いします。
- 〇小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。 振興課長。
- **〇町田文利振興課長** これについては、姿の池の堤体部分のものでございまして、町のほうで独自に不動産 鑑定士にお願いする予定でございます。
- 〇小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

「「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第45号 平成29年度横瀬町一般会計補正予算(第2号)は、これを原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

[起立全員]

〇小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

— < —

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇小泉初男議長 日程第8、議案第46号 平成29年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議 題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[富田能成町長登壇]

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第46号 平成29年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億951万6,000円を増額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ12億564万円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時08分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

- ○5番 浅見裕彦議員 今課長の説明のありました7ページであります。国民健康保険システム改修委託料についてでありますが、説明の中で、平成30年度に向けてのシステム改修ということでありました。これについては、収入のほう、歳入のほうでも、6ページに国保制度の関係準備の事業費補助金が来ますということでありました。平成30年度について、今どのように進めていこうかと検討しているところだと思います。それに対してシステム改修を委託で進めるというのは、来年度進めることに対して、今の時点でこれが進められるかどうかについての説明をよろしくお願いします。
- **〇小泉初男議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

- ○大場玲子いきいき町民課長 ただいまのシステム改修の件に関するご質問でございますが、今回システム 改修をいたしますのは国保の制度改正の準備事業に係るものでございますが、国保の情報のデータベース システムの改修と国保のいわゆる集約システムの改修に係るものでございます。こちらにつきましては、 当初お願いをしておりましたけれども、いずれも仕様の確定に伴うもので、開発の項数といいますか、作 業を行うために必要される人数ですとか時間、これが精査されたために変更するためのものでございます。 以上、これにつきましては、埼玉県の情報共同システム、こちらと行っている事業でございます。
- 〇小泉初男議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第46号 平成29年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

 \Diamond

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇小泉初男議長 日程第9、議案第47号 平成29年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題と いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[富田能成町長登壇]

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第47号 平成29年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第 1号)の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,778万2,000円を増額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,057万4,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時20分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第47号 平成29年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇小泉初男議長 日程第10、議案第48号 平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第48号 平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予 算(第1号)の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万6,000円を増額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ9,812億8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時24分

〇小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第48号 平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

 \Diamond

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇小泉初男議長 日程第11、議案第49号 平成29年度横瀬町下水道特別会計補正予算(第1号)を議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[富田能成町長登壇]

○富田能成町長 上程されました日程第11、議案第49号 平成29年度横瀬町下水道特別会計補正予算(第1号)の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ482万2,000円を増額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ2億5,533万7,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時28分

〇小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第49号 平成29年度横瀬町下水道特別会計補正予算(第1号)は、これを原案のとおり 決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇小泉初男議長 日程第12、議案第50号 平成29年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算(第1号) を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[富田能成町長登壇]

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第50号 平成29年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補 正予算(第1号)の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万 9,000円を増額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ5,545万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時32分

〇小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第50号 平成29年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算(第1号)は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

〇小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 ここで暫時休憩をいたします。 休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時44分

〇小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、採決

〇小泉初男議長 日程第13、議案第51号 横瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第13、議案第51号 横瀬町教育委員会委員の任命についてでありますが、横瀬町教育委員会委員若林郷子氏の任期は平成29年9月30日で満了となりますが、若林郷子氏の後任に町田和子氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

町田さんの経歴等について申し上げます。町田さんは、横瀬町第11区にお住まいで、昭和31年7月18日 生まれの61歳でございます。長年幼稚園に勤務され、園長職も歴任し、現在は障がい者支援施設に勤務さ れております。長年の経験から幼児教育には特に見識が高く、幼児教育から障がい者支援まで幅広く活躍 なさっている方でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇小泉初男議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇小泉初男議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第51号 横瀬町教育委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することに ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、これを原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇小泉初男議長 日程第14、発議第1号 全国森林環境税の創設に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

3番、阿左美健司議員。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。ただいま議長よりご指名いただきましたので、上程されました発議第1号 全国森林環境税の創設に関する意見書について、提出者として発言をいたします。

この意見書について、横瀬町会議規則第13条の規定により、別添のとおり提出するものであります。提出理由といたしまして、早期制定を求める請願書の趣旨に基づき、意見書を関係機関に送付したいものであります。

意見書の原文を読ませていただきます。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢 化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担 い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、 地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源 の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

記

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設」に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

埼玉県秩父郡横瀬町議会議長 小 泉 初 男

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、 参議院議長でございます。

以上で提出者としての説明を終わります。

〇小泉初男議長 提出者の説明を終わります。

続きまして、賛成者の発言を求めます。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

〇4番 宮原みさ子議員 4番、宮原みさ子でございます。議長よりご指名をいただきましたので、森林環境税の早期創設に関する意見書について賛成者として発言させていただきます。

この議案は、当議会が加盟いたします全国森林環境税創設促進議員連盟の陳情の採択に基づき、国など に意見書を提出するものであります。

森林が多く所在する山村地域の市町村は、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足に加え、 急速な人口減少などの厳しい状況にあり、森林吸収源対策及び担い手育成等の山村対策に取り組むための 恒久的、安定的な財源の確保のためには、市町村が持続的森林整備を行うことができるよう森林環境税を 早急に創設する必要があります。

森林面積が町の総面積の約80%を占める当町においては、この仕組みが実現された場合のメリットは多大であると思慮いたします。このようなことから、私はこの意見書の提出について賛成するものでございます。

議員各位の賛同をよろしく申し上げ、賛成者の発言といたします。

〇小泉初男議長 賛成者の発言を終わります。

これより質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 意見書等でこの全国森林環境税の点が国に対して意見書を出していこうということであります。

1点質問があります。これは今回の出されている意見書の中で書かれている文章でありますが、森林環境税の前段のほうに「個人住民税等均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする」とあります。この「国民に等しく負担を求める」ということに対してどのように提案者は考えているかについて説明していただければと思います。よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

3番、阿左美健司議員。

[3番 阿左美健司議員登壇]

○3番 阿左美健司議員 それでは、お答えになるかちょっとわかりませんが、浅見裕彦議員おっしゃるとおり、既に同様の趣旨の条例を制定する自治体も日本全国かなりあるようです。そういった面では、確かに税の公平性とか二重課税の問題ももう既に議論されているかと思います。ただ、制定後はそういった自

治体も法律制定後は整合性をとるものと思われますので、その辺は解消されるというふうに思います。

それと、もう一つ、公平性ということに関しまして、森林も大きく考えていただきまして、森林の有する公益的機能としまして幾つか機能があるかと思いますけれども、言われている地球温暖化防止機能、土砂災害防止機能、水源涵養機能、さまざまあると思います。それぞれが広く国民一人一人恩恵をもたらしているはずだというふうに私は理解しております。そういったことのもし整備がおくれまして、そういったことの機能が失われた場合、要するに森林の適正な管理などが進まなかった場合、想定されるものとして、土砂災害ですとか、ことしも大雨による洪水等いろいろありましたけれども、そういった土砂災害ですとか、土壌の保全機能ですとか、水源涵養機能などが低下してしまい、結果的に広くまた国民全体の不利益として返ってくるものだと思われますので、そういった面ではこういった環境税を制定することにより、国民に広く浅く負担をしていただくことにより、森林の機能が維持され、また森林、林業産業の担い手等の確保もできればいいことだと思いますので、私自身はそういうふうに考えておりますので、お答えになるかわかりませんが、その辺ご理解いただければと思います。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

反対討論からお願いいたします。

5番、浅見裕彦議員。

[5番 浅見裕彦議員登壇]

○5番 浅見裕彦議員 議長の許可をいただきましたので、全国森林環境税の創設に対する意見書に対して 反対討論を行います。

今私の質疑に対して提案者の阿左美健司議員のほうから回答がありました。森林の果たしている役割、あるいは市町村の緊迫している財政状況の中で、全国森林環境税を導入して、より環境を保っていくこと、このことは必要であるし、私も必要だと思います。しかし、今回の意見書に掲げた「個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めること」、このことはこの地球環境の点で見るならば、その地球環境を大きく破壊している点、どこなのか等を含めて適切な負担を必要なところもあると思います。そういう点で、この「等しく負担を求めること」、ここの中では地方公共団体の意見も踏まえながらという点でありますが、前段のほうにつきまして、そこのところについて私は納得できませんので、この意見書については反対といたします。よろしくお願いします。

○小泉初男議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第14、発議第1号 全国森林環境税の創設に関する意見書については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[起立多数]

〇小泉初男議長 起立多数です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決決定し、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、 環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長へ提出することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時00分

〇小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

〇小泉初男議長 ただいま5番、浅見裕彦議員から、発議第2号 北朝鮮の核実験に強く抗議し、米朝対話 による問題の平和的解決に関する決議についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1と し議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、発議第2号 北朝鮮の核実験に強く抗議し、米朝対話による問題の平和的解決に関する決議についてを日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに決定いたしました。

- ♦ -----

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇小泉初男議長 追加日程第1、発議第2号 北朝鮮の核実験に強く抗議し、米朝対話による問題の平和的解決に関する決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 追加日程に加えていただきまして、ありがとうございます。議長の許可をいただきましたので、発議第2号 北朝鮮の核実験に強く抗議し、米朝対話による問題の平和的解決に関する決議についてを提案します。

上記の議案につきまして、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出したものであります。 平成29年9月12日、提出者、浅見裕彦であります。 提案理由であります。北朝鮮の9月3日の核実験の強行とことし13回にわたる弾道ミサイル発射は世界と地域の平和と安全にとって重大な脅威であり、ここに安保理決議、6カ国協議の共同声明等に明白に違反する暴挙です。今この時期、軍事的緊張がエスカレートするもとで、偶発的な軍事的衝突が引き起こされる可能性も生まれています。このため、本議会の名において、これ以上の軍事的な挑発を直ちに中止することを強く求めるとともに、危機打開のため無条件で直接対話に踏み出すことを求めて、別紙案を決議をしようとするものであります。

それでは、次のページの北朝鮮のこれの決議案について読みますので、よろしくお願いします。

北朝鮮の核実験に強く抗議し、米朝対話による問題の

平和的解決に関する決議 (案)

北朝鮮は9月3日、昨年9月に続いて核実験を強行した。北朝鮮は「ICBM(大陸間弾道ミサイル)搭載の水素爆弾の実験を成功させた」と主張している。北朝鮮の核実験は、今年だけでも13回行った弾道ミサイル発射とともに、世界と地域の平和と安全にとって重大な脅威であり、累次の国連安保理決議、6カ国協議の共同声明、日朝平壌宣言に明白に違反する暴挙である。それは、国際社会が追求している「対話による解決」に逆行する行為であり、核兵器禁止条約の採択など「核兵器のない世界」を求める世界の大勢にも逆らうものである。本議会は、この暴挙を糾弾し、強く抗議するものである。

いまの最大の危機は、米朝両国の軍事的緊張がエスカレートするもとで、当事者たちの意図にも反して、 偶発的な事態や誤算などによって軍事衝突が引き起こされる現実の可能性が生まれ、強まっていることに ある。万が一にもそうした事態が引き起こされるならば、日本もその深刻な被害を免れることはできない。 おびただしい犠牲をもたらす軍事衝突は、絶対に回避しなければならない。8月29日の国連安保理議長声 明は「対話を通じた平和的で包括的な解決」を加盟国に呼びかけている。

よって本議会は、北朝鮮に対して、これ以上の軍事的な挑発を直ちに中止するよう強く求めるとともに、 米朝両国が軍事的な対応をエスカレートさせることなく、現在の危機を打開するために無条件で直接対話 に踏み出すよう強く要望する。

以上、決議する。

平成29年9月12日

埼玉県横瀬町議会

以上です。よろしくお願いします。

○小泉初男議長 提出者の説明を終わります。

続きまして、賛成者の発言を求めます。

12番、若林清平議員。

[12番 若林清平議員登壇]

〇12番 若林清平議員 ただいま提案されました発議第2号の賛成者として一言申し上げまして、皆様方の ご理解をいただきたいと思います。

なお、最初にちょっと訂正をお願いしたいのでありますけれども、この発議第2号の標題のところで「平 和的可決解決」となっていますが、「可決」を削除していただき、お願いしたいと思います。これは追加 日程の中にもそうなっていますけれども、その辺を理解をいただきたいと思います。 ただいま北朝鮮の核実験に強く抗議し、米朝対話による問題の平和的解決に関する決議についてでございますが、昨今のマスコミ等でも大変にぎわせております。その中におきまして、大変緊張が高まっているわけでございます。

ご案内のとおり、日本は世界でも唯一の被爆国であり、非常に原爆等の恐ろしさは身にしみて経験をしているところであります。このままこの北朝鮮とアメリカ等の緊張が続きますと、偶発的にどのようなことが発生するかもわかりません。今国連でも、当事者同士の平和的な解決を望んでいるところであります。 万が一、日本は隣国であります。その中ではどのような被害をこうむるかもわかりません。ぜひ国連を中心に、平和的に話し合いでこのことについては解決をしていただきたい。そのことを横瀬町議会としても意思表示をしたいということで、私も賛成をいたしました。

ぜひ議員各位の皆さん方におかれましてもご賛同いただきまして、この決議が可決されますようにお願い申し上げまして、賛成者としての発言にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 賛成者の発言を終わります。

これより質疑に移ります。質疑ございますか。

7番、内藤純夫議員。

- ○7番 内藤純夫議員 内容はわかるのですが、ちょっとお聞きしたいのです。横瀬町議会がこれ決議して、 米朝どちらの国の、内政不干渉ということもありますけれども、横瀬町議会が決議して、これはどうなる のですか。そこをちょっと教えてください。
- ○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 今の質問に回答します。

横瀬町議会が決議してどうなのかということであります。私たちこの平和問題に対して非常に危惧を持っていて、どうなのだ、横瀬町の議会としてはやはりこういうことに重大な関心を持ちながら、そして偶発的な事故によって起きないように私たち議会としての意思を示そうではないかということでこの決議を発議したものであります。

〇小泉初男議長 よろしいですか。

7番、内藤純夫議員。

- **〇7番 内藤純夫議員** それであれば、総理大臣宛てに意見書で、米朝の関係をよくするよう努力してくれ とかいう意見書を出すとかいう考えはないのでしょうか。
- ○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

5番、浅見裕彦議員。

[5番 浅見裕彦議員登壇]

○5番 浅見裕彦議員 今の内藤議員の質問にお答えします。

意見書等についてであります。今の日本の状況を見るならば、非常に話し合いの解決ではなく、制裁とかというふうに進んでいるように見えます。意見書は非常に、内藤議員言うように、必要なことだと思います。今回は私が発議したのに対しては、議会の意思を住民のもとに示そうではないかということがあり

まして、そこのほうにしたところであります。

〇小泉初男議長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

追加日程第1、発議第2号 北朝鮮の核実験に強く抗議し、米朝対話による問題の平和的解決に関する 決議については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立お願いいたします。

[起立多数]

〇小泉初男議長 起立多数です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

 \Diamond

◎閉会中の継続審査の申し出

〇小泉初男議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいをさせていただきます。

〇小泉初男議長 ここで、字句の整理についてをお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適当あるいは不備な点がございましたら、 議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

◎閉会の宣告

〇小泉初男議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成29年第4回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

長 小 泉 男 議 初 署名議員 阿 左 美 健 司 みさ子 署名議員 宮 原 署 名 議 員 浅 見 裕 彦